

令和5年度

第434回山口地方最低賃金審議会

令和5年7月31日（月）14時00分から
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 令和5年度の山口県最低賃金の改正について
 - (1) 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について
 - (2) 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
 - (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

- 2 その他

資 料 目 次

- 1 第57期 山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 関係団体からの意見書
- 3 特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表、申出書(写)
- 4 各業種の特定最低賃金額、労働協約最下限額及び山口県最低賃金額の差額一覧表
- 5 金額審議資料(別添に記載)

金額審議資料目次

(1) 生計費関係

費目別・世帯人員別標準生計費

(山口市：令和4年4月)【山口県人事委員会】

(2) 労働者の賃金関係

①令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)【山口県産業労働部】

②令和5年賃金改定状況調査結果【山口労働局賃金室】

③最低賃金に関する基礎調査結果【山口労働局賃金室】

④賃金構造基本統計調査結果【山口労働局賃金室】

⑤毎月勤労統計調査結果【山口県総合企画部統計分析課】

⑥山口県の高校新規学卒者の初任給額

⑦山口県最低賃金時間額とアップ率の推移

(平成元年～令和4年)【山口労働局賃金室】

(3) 支払能力関係

①山口県経済の動向(令和5年7月14日)【山口県総合企画部統計分析課】

②山口県金融経済情勢(2023年7月)【日本銀行下関支店】

③山口県企業短期経済観測調査結果(2023年6月)【日本銀行下関支店】

④月例経済報告(令和5年6月)【内閣府】

⑤中小企業白書(2023年度版抜粋)

⑥法人企業景気予測調査結果(令和5年4～6月期)【財務省山口財務事務所】

⑦令和5年5月期月次景況調査結果

(4) 生活保護関係

生活保護と最低賃金の比較について【厚生労働省賃金課】

(5) その他

①山口県の雇用情勢(令和5年5月分)【山口労働局職業安定課】

②地域別完全失業率【総務省労働力調査】

③倒産件数の推移【東京商エリサーチ】

④消費者物価指数(令和5年5月)【山口県総合企画部統計分析課】

⑤山口労働局における最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上の推進施策の実施状況

⑥中央最低賃金審議会全員協議会報告【厚生労働省賃金課】

※ 【 】は、資料出所を記載

第57期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和5.4.22～7.4.21)

区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表委員	こばやし ともり 小林 友則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	じんぼ かずゆき 神保 和之	山口朝日放送株式会社常勤監査役
	とおりやま かずし 通山 和史	弁護士
	なんば としみつ 難波 利光	周南公立大学福祉情報学部教授
	はましま きよし 濱島 清史	国立大学法人山口大学東アジア研究科教授
労働者代表委員	おおはら けいすけ 大原 敬典	UAゼンセン山口県支部常任
	かわむら ひろゆき 河村 裕幸	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	みやもと てるみ 宮本 晴充	マツダ労働組合山口県本部第6組織部長
	よこやま たかし 横山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	あ の てつお 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	くらふじ ともあり 藏藤 共存	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しまもと けんじ 嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
	なかむら まさこ 中村 眞佐子	中村建設株式会社取締役

(敬称略、50音順) 5.6.26

関係団体からの意見書目次

- (1) 全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合
- (2) 山口県弁護士会
- (3) 山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会
- (4) 山口県高等学校教職員組合
- (5) 生協関連一般労働組合中四国
- (6) コープやまぐち労働組合
- (7) 山口県教職員組合
- (8) 山口県自治体労働組合連合
- (9) 山口県医療労働組合連合会
- (10) 全日本年金者組合山口県本部
- (11) 山口地方最低賃金の時給 1500 円以上への引き上げ、地域間格差の解消、中小企業支援の拡充を求める要請書

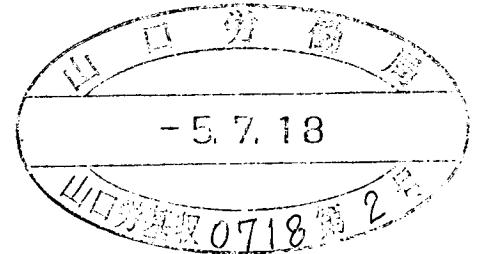
2023年7月18日

山口地方最低賃金審議会 御中

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合
執行委員長 三輪 力也

2023年7月6日付、山口労働局一般公示第29号「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者意見聴取に関する公示」を受けて、意見を述べます。

1. 中小企業支援の拡充を求めます。
2. 最低賃金時間額1500円以上を求めます。
3. 全国一律最低賃金制度とすることを求めます。
4. 審議をすべて公開することを求めます。



当組合は、誰でも入れる地域合同労組です。中小企業等で職場に組合がないところの労働者、非正規労働者が集まり、各職場の労働条件改善をめざしています。最低賃金の引き上げは、中小零細企業の労働者をはじめ、労働者全体の賃上げに関わるものであり、毎年注目しています。昨年の山口地方最賃審議会を経て、2022年10月13日から、時給857円から888円に引き上げられました。10月以降も継続して物価が上がっており、実質賃金が14ヶ月連続低下しています(7月7日報道)。最低賃金近傍で働く労働者にとって、最低賃金の大幅アップが切迫した課題です。

当組合は、昨年から今年3月までに、山口労働局長に対して3回、山口地方審議会会長あてに1回、毎年慣例の7月の審議会を待たず、山口地方審議会を前倒しで開催するように要望しました。「労働局長は、審議会に諮問するよう」、また「審議会会長は、労働局長に建議するよう」要望しました。要望を一顧だにできなかったのは、実情を捉えずに是正措置を行わない怠慢であると考えます。年1回10月の改定にこだわらず、状況に応じて、最低賃金審議会を開くことを求めます。

最賃審議会の労働側委員として、大企業労組の代表だけでなく、中小企業労組・非正規労働者の代表も入れることを要望します。

1. 中小企業支援の拡充

最賃引き上げのために、中小企業支援が必要です。中小企業への助成金や、低所得者の社会保険料割引・減免の原資にあてるための財源として、

大企業優遇税制、租税特別措置見直し(4.8兆円)、研究開発減税の廃止(0.5兆円)、特定目的会社、投資法人、特定株式信託配当課税の特例廃止(0.6兆円)、「賃上げ減税」の廃止(0.3兆円)、受取配当益金不参入制度廃止(1.35兆円)、外国子会社配当益金不参入制度の廃止(0.65兆円)、連結納税制度の廃止(0.8兆円)、タックス・ヘイブンを投資130兆円に課税、大型公共事業費、海外派兵用軍事費、原発対策費削減(3兆円)、法人減税中止(4兆円)、所得税+住民税最高税率を1998年水準に戻す(2兆円)、内部留保積増額に2%課税(2兆円)、などが考えられます。

パート労働者が年収(扶養)の壁を超えないよう就労調整をすることがあります。最賃引き上げによりパート労働者の労働時間が以前より短くなってしまふことをとらえ、経営側委員が「年末繁忙期に人手が足りなくなる。最賃額を上げると困る」などの意見を言われます。社会保険料の累進性を高め、(103万円、106万円、130万円、150万円等)年収の壁をなくしていくことが必要です。誰でも、働いた分だけ収入(手取り額)が増え、年金受取額も増える制度に改めることが必要です。

2. 時給1500円以上とすること

時給1000円、月170時間労働で、ひと月17万円、年収204万円となり、これはワーキングプアの水準です。山口県888円はここにも達していません。現在もっとも低い県で時給853円です。もっとも低い県でも1000円以上にすべきです。時給1500円として年収約300万円となります。貯蓄の可能性が出てきます。民間中小零細企業で働く労働者や、非正規不安定雇用労働者

は、職場閉鎖、首切りが安易におこなわれたり、職場内異動の際などに、一方的に労働条件の不利益変更が行われているのが現状です。貯蓄の無い生活は、住居を失うなど一挙に過酷な生活に陥るおそれがあります。

現在、歴史的な物価高騰が続いており、それを上回る最低賃金引き上げが必要です。低所得者の収入が増加し、消費が増加、経済の好循環にもつながると言えます。

3. 全国一律最低賃金制度とすること

地域別最賃こそ地域格差と貧困の固定化につながります。地域別最賃をなくすことを求めます。中央最低賃金審議会は2023年4月、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」でA～D4ランク制から、A～Cの3ランク制度に見直しました。3ランクにしても地域間格差と貧困の固定化を変えるものではありません。大手資本とその組合は、賃金の大幅アップを謳っているにもかかわらず、経営団体はいまだに、最低賃金の大幅アップに慎重であると報じられています。

岸田政権は、早期に平均（加重平均）1000円超えを主張していますが、大都市の地域（Aランク）をアップすれば、加重平均では1000円以上に近づくのであり、現状のままでは地方の最低賃金は900円程度となります。地域別最賃制度の廃止、全国一律制度の確立、あるいは、早急に最低賃金額を東京都並にすることを求めます。山口県の最賃888円を、たとえば大阪府の1023円と比較すると月170時間労働で月収2万円以上の差が生まれます。若者世代は高収入を求め都市圏に移動することが考えられます。生計費調査でも、都市圏・地方部で生計費に差がないことが明らかになっています。全国一律最賃制度とするべきです。

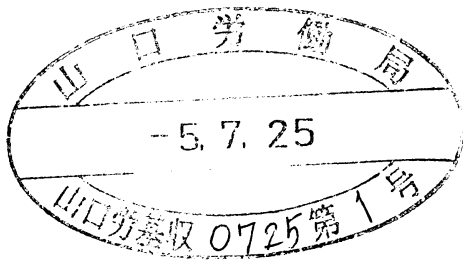
4. 審議をすべて公開するべきこと。また、今年も「山口県最低賃金の改正に関する報告書」を作成すること。

最低賃金審議会の審議内容は、2001年施行の中央最低賃金審議会運営規定によって原則公開とされているにもかかわらず、金額決定の議論が行われる専門部会は公開されていません。貧困の拡大の中で二極化やワーキングプアが問題とされ、安倍政権時の労働者派遣法の改「正」により生涯派遣の労働者が増える可能性が高まり、ますます最低賃金への社会的関心が強くなっている今日、実質的な審議が未公開であるということは、社会的に決して許されるものではありません。最低賃金審議会のあらゆる審議が公開されるべきですが、とりわけ最低賃金の実質的な審議が行われる専門部会の公開は、絶対に必要であることを強く主張します。

審議会の議事録・専門部会の議事要旨や、専門部会の審議会資料がWEB上で公開されていることを評価しています。インターネット環境が無い人も少なくないので、審議会の議事録・専門部会の議事要旨の2年分を、労働局の窓口で常に閲覧できるようにすべきことを要望します。

・審議会傍聴希望者の傍聴の保障について

去る7月6日開催の433回山口地方審議会において、連帯労組・やまぐちからの傍聴希望は3名でしたが、2名に減らされました。開催前日、マスコミを入れるのでという理由でした。他の組合でもさらに多人数減らされたところがありました。マスコミを通じた広報も大切です。すべての傍聴希望者が傍聴できるように、努力されることを求めます。



意見書

2023年(令和5年)7月24日

山口県弁護士会

会長 松田 訓



- 1 山口地方最低賃金審議会は山口県最低賃金の引上げ額のみを答申するのではなく、最低賃金引上げにより、大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する直接的かつ総合的な抜本的支援策を着実に講じること等を求める旨の付帯決議をすること求める。

国は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内最低賃金の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を実施し、2022年(令和4年)9月1日から特例的な要件緩和・拡充が図られているが、必ずしも使い勝手のよい制度ではない。

日本商工会議所及び東京商工会議所が2023年(令和5年)3月28日に公表した「最低賃金および中小企業の賃金・雇用に関する調査」によれば、中小企業が自発的・持続的に賃上げできる環境整備のための支援策として、景気対策を通じた企業実績の向上、取引価格の適正化、円滑な価格転嫁、税・社会保障負担等の軽減を求めている。

したがって、国は、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業経営を行うことができるよう十分な支援策を講じることが必要である。山口地方最低賃金審議会は、国に対し税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じること、原材料費等の価格上昇を円滑に価格転嫁できることを可能とするよう法規制をすることなどの中小企業支援策を講じるよう付帯決議をすべきである。

この点、令和4年8月17日付け山口県最低賃金の改正決定についての答申には、改定金額の答申しかされていなかった。

しかし、山口県最低賃金を引き上げるには、特に中小企業・小規模事業者の多い山口県としては中小企業等に対する支援策を講じることが必要である。山口地方最低賃金審議会として国に対して中小企業支援策等を求める付帯決議をすることを求める。

- 2 山口地方最低賃金審議会は、労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促し、政府目標(全国加重平均額1000円)に少しでも近づけるため、最低賃金の引き上げに向けた答申をすべきである。以下理由を述べる。

- (1) 最低賃金の引き上げが必要であること

新型コロナウイルス感染症とロシアによるウクライナ侵攻の影響により、食料品や光熱費など生活関連品の価格が急上昇している。労働者の生活を守り、地域経済を活性化させるためには、労働者の実質賃金の上昇又は維持を実現する必要がある、そのためにはまず最低賃金額を大きく引き上げることが何よりも重要である。

厚生労働大臣は、本年6月頃、中央最低賃金審議会に対し、令和5年度地域別最低賃金

額の目安について諮問を行い、本年7月頃、同審議会から、答申を受ける見込みである。

昨年8月2日、同審議会は、山口県を含むCランクの時給を30円引き上げるように答申を行い、山口地方最低賃金審議会は、これに基づき、2022年（令和4年）8月17日に答申を行った。その結果、2022年度の山口県の地域別最低賃金は、888円（前年度より31円引き上げ）となった。全国加重平均額は961円であった。

時給888円では、1日8時間、週40時間働いても、年収184万7040円（888円×40時間×52週）、月収15万3920円にしかない。日本の最低賃金は、世界的に見ても極めて低い水準にあり、労働者の生活を守るためには、最低賃金を引き上げて公正な賃金を支払う必要がある。

なお、最低賃金の引き上げにより雇用が減少するとの意見があるが、米カリフォルニア大バークレー校のデービット・カード教授（2021年（令和3年）のノーベル経済学賞受賞者）は、最低賃金の上昇が必ずしも雇用の減少につながらないことを実証している。実際、2020年（令和2年）から2022年まで全国加重平均額は59円の引き上げとなったが、完全失業率は、2020年と2021年が2.8%、2022年が2.6%となっており（労働力調査長期時系列データ 表2 就業状態別15歳以上人口－全国男女計参照）、最低賃金の引き上げが必ずしも雇用の減少につながっていないことを申し添える。

(2) 地域間格差の是正

地域経済の活性化という側面から最低賃金を見た場合、最低賃金における地域間格差も重要な問題である。

2022年の最低賃金は最も高い東京都で時給1072円であるのに対し、山口県の時給は888円であり、184円もの開きがある。総務省統計局が公表した人口推計によれば、30歳から44歳のいわゆる働き盛りの年代の人口は、2020年10月1日時点で2269万人であったが、2021年10月1日時点で2208万4000人となり、60万6000人減少している。しかも、山口県ではこれら年齢層の県外流出が多く、地域経済の活性化のための労働力確保が喫緊の課題となっている。最低賃金の低い地方の経済が停滞し、経済格差も拡大するという現状を是正するためには、最低賃金格差の見直しが不可欠である。

3 まとめ

よって、当会は、山口地方最低賃金審議会に対し次のことを求める。

- ① 国会及び厚生労働大臣は、最低賃金の大幅な引き上げに当たり、中小企業が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行うことができるよう十分な支援策を講じるよう付帯決議をすること。
- ② 労働者の健康で文化的な生活を確保し、地域経済の健全な発展を促し、政府目標（全国加重平均額1000円）に少しでも近づけるため、最低賃金の引き上げに向けた答申をす

ること。

具体的には、税金や社会保険料の大胆な減免措置を講じるなど、税負担等の軽減を図る措置を講じること、原材料費等の価格上昇を円滑に価格転嫁できることを可能とするような法規制をすることなどの中小企業支援策を講じるよう付帯決議をすること。

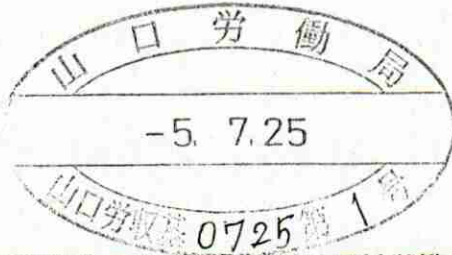
2023年7月25日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 様
山口労働局
局長 名田 裕 様

山口県労働組合総連合
議長 石田 高 様



山口県労働組合総連合非正規部会
部会長 平島 真木 様



「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第29号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

- (1) 山口地方最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくこと。
- (2) 最低賃金の決定にあたっては、地域（地方）間格差に配慮し、都市部との格差是正に最大限の配慮をすること。とりわけ、中央最低賃金審議会の目安答申によるランク制度Bに位置づけられる山口県については、目安答申を大幅に上回らない限り格差が広がり続けることを考慮願いたい。
- (3) 地域間格差は、地域経済の格差を生み出すことにもつながることから、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (4) 最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うこと。
- (5) 最低賃金の改定に関わる審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すること。議事録を速やかに公開すること。
- (6) 最低賃金決定への意見陳述の時間の大幅な拡大と多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を設けること。

2、意見の内容

(1) 2023年度の山口地方最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくことについて

① 最低賃金時給を直ちに1,500円以上を実現することについて

山口県労連は毎年2月、青年の参加で「最低賃金生活体験チャレンジ」を実施しています。今年は2月1日～28日の間、山口県最低賃金時給888円、月額154,334円（888円×173.8時間）から税や社会保険料を差し引いた月額125,464円での生活に挑み、参加者19名（平均年齢30.6歳）から報告がありました。報告のあったチャレンジャーの平均支出額は月額211,031円となり、山口県最低賃金を大きく

超える支出となりました。新型コロナ感染症の広がりが抑えられたとして行動制限が解除されたことや連続する物価高騰の影響によりコロナ禍以前(2019年の192,400円)を超える額になったと考えます。最低賃金月額と平均支出額との差額56,697円を時給に換算すると326円となり、最低でも時給1,214円が必要となります(参考までに、月労働時間を所定内平均労働時間に近い150時間で換算すれば時給1,406円が必要)。

山口県労連は、2019年5月に山口で普通に暮らしていくための費用はどのくらい必要かについて試算する「最低生計費試算調査」(25歳単身)を発表しています。月額241,740円が必要との結果となり、山口で月に173.8時間働くと仮定した場合の時間給は1,391円となりました(月150時間で割れば時給1,612円)。「最低生計費調査」は、暮らしていくために必要なものをゼロから積み上げていくマーケットバスケット方式を採用しており、「まともな」「普通の」「最低限の」「人並みの」生計費を算出するものです。これに対して「最低賃金生活体験」は、与えられた月額で暮らしていくことができるかどうかを実際に体験して明らかにするものであり、生計費を明らかにするものではありません。「なんとか」「かつかつ」「ぎりぎりに」がんばったけれども、こういう結果になったという調査です。算出された時給よりもチャレンジャーの声が重要です。再度の調査は行っておりませんが、この間の物価上昇を考えると生計費も上昇していることは否めません。

調査で明らかになったのは、山口県の最低賃金ではまともに暮らしていくことが出来ないことであり、支出との差額を加えた時給1,214円でさえ、将来展望をもてないばかりか、「自助」さえもままならない、その日暮らしの賃金に過ぎないという、あまりにも低すぎる最低賃金の実態です。

賃金は生計費原則が第一に重視されなければなりません。最低賃金としてふさわしい賃金は最低生計費でなければなりません。県労連が掲げる最低賃金時給1,500円以上をめざすことは切実な要求であり、要求の根拠はこの2つの調査にあります。

非正規労働者の拡大、低賃金の蔓延により格差と貧困が進行し、そのことがコロナ禍で明らかとなりました。また、近年の世界的な食料価格の高騰と異常な円安が、国内の物価高騰を招いています。賃上げが物価上昇に追い付かず実質賃金はマイナスとなり、更に生活苦を強いる結果になっています。

これらの要因の一つに諸外国に比べて、あまりにも低すぎる日本の最低賃金の問題があります。いま、最低賃金近傍で働いている労働者は、もともと蓄えのないものも多く、暮らしは改善どころかさらに厳しい状況となっているのが現実です。総務省「労働力調査」によると、非正規労働者数は2016年に2000万人を超え、2019年には2173万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合はここ数年4割弱で推移しています。最低賃金制度は最低生計費を保証する時給1,500円以上に引き上げることで、8時間働けば誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会、基本的な人権など生存権が守られる社会に変えていくことが求められています。こうした賃金底上げこそ、内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。また、非正規労働者数の増加と低賃金が「少子化」の要因となり、日本の将来を危うくさせていることは明白です。主たる生計者が非正規労働者であるという事態が普通に存在するもとの、将来にわたって労働力を再生産できる賃金、早急に時給1,500円以上を確立することが急務です。

② 最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策

一部の大企業は内部留保として儲けを蓄積していますが、多くの中小企業は最低賃金を引き上げるだけの支払い能力がないとの声があり、実際に引き上げは厳しいものがあります。また、人手不足と地域経済の疲弊に苦しむ中小企業にとって、最低賃金の引き上げには相当の覚悟が必要です。一方で、非正規労働者をはじめ多くの低賃金労働者の生活、命と健康が脅かされているのも事実です。

コロナ禍のもとで、休業手当を補助する雇用調整助成金の日額上限が8,330円から15,000円に引き

上げられました。このことは、時給 1,000 円では暮らせず、1,800 円は必要だと政府も暗に認めたに等しいと考えています。こうした雇用調整助成金の改善と同様の積極的な施策が、最低賃金引き上げにも必要です。最低賃金は企業の支払い能力の前に生計費こそ考慮すべきであり、それが実現できるように中小企業を支援していくことこそ国の責務であるはずで、政府が有効な中小企業支援策を打ち出していないことが、最低賃金引き上げに対する抵抗となっているのではないのでしょうか。私たちも、労使ともに力を合わせ、国に対して「最賃引き上げに伴う中小企業への直接支援」や「最低賃金引き上げに伴う社会保障費への補助」などの施策をとるよう働きかけることが必要だと考えていますし、使用者側のみなさんも国に対して意見を上げていただきたいと考えています。

③ 最低賃金引き上げとジェンダー平等の課題

上述した①と②で、最低賃金引き上げが、貧困と格差解消などの社会政策として、また、内需拡大・雇用維持・地域経済の活性化などの経済政策として求められていることを指摘しました。

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した個人として生活できることを保障しています。しかし、日本の最低賃金額は、暮らせる水準（生計費）に届いていません。求められる賃金水準は「8 時間働けば普通にらせる賃金」水準です。

課題の一つとして、最低賃金引き上げがジェンダー平等の観点からも求められていることを指摘します。背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないのでしょうか。そのことが、今回のコロナ禍で、くっきりと明らかになっています。とくに、医療、介護、保育、福祉の分野で働く労働者は、新型コロナウイルス感染拡大のもとで、感染の危険ととなり合わせとなる緊張感、感染拡大の収束が見通せない不安感の中で、必死で、患者や入所者、子どもたちのために、長時間過重労働を強いられながら働いておられます。それなのに、非常に低い賃金水準におかれています。

「主たる家計の担い手として夫とその妻子」という世帯モデルのもとで、女性の賃金を「家計補助的賃金」「副収入」と位置づける考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。日本の最低賃金が低額な背景には、こうした家父長的な考え方の風潮、女性を「家に帰属する存在」と見て、「生計者」として見ない悪しき慣習が残存しているものと思われる。

こうした悪しき慣習は、「女性の活躍」が叫ばれる昨今、抜本的な見直しが求められています。「最低賃金 1,500 円」は、まさにジェンダー平等の課題です。

(2) 「地域間格差」の是正、(3) 「全国一律最低賃金制度」を創設するための働きかけについて

若者を中心（15 歳～29 歳）に進学や就職による山口県からの人口流出が一貫して続いています。首都圏に限らず、山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれた条件の下、これら他県への人口流出に歯止めがかからず、山口県の地域経済に深刻な影響を与えています。山口県内における働く場所の確保とともに、最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差の是正は、県外への人口流出を食い止めるもっとも有効な手段であると考えます。また、都市部から地方へ戻ってくる際にも、最低賃金の地域間格差の是正は有効な手段であり、「全国一律最低賃金制度」のような、全国の最低賃金に格差のないことが地方の活性化につながります。

中央最低賃金審議会が、「格差が縮小傾向であること」「地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなる」ことなどの理由で 4 ランクから A～C ランクの 3 ランクに削減する見直しを行ったことは評価されます。しかし、ランク間の格差は温存されているため地域格差の拡大は維持されます。次の「東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移」のとおり、2022 年の東京都と山口県の格差 184 円は、現

行制度では無くなることはなく拡大する方向です。東京都と山口県の年収の差は 38 万 8,608 円にもなります。ランク区分が 3 ランクに削減されても、都市部と地方の賃金格差は是正されません。政府目標の「加重平均で早期に 1,000 円」としても、山口県の最低賃金は 1,000 円未満のままで、この問題は解決されません。

東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移 (円)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2021年	2022年	2022年－2005年
東京 (A)	714	821	907	1013	1041	1072	358
島根 (D)	612	642	696	792	824	857	245
岡山 (C)	644	683	735	834	862	897	253
広島 (B)	649	704	769	871	899	930	281
山口 (C)	642	681	731	829	857	888	246
福岡 (C)	648	692	743	842	870	900	252
東京と山口の格差	72	140	176	184	184	184	112

地域間格差を容認する根拠として「生計費」があげられています。しかし、山口県労連も実施した全労連「最低生計費試算調査」の結果からも、25 歳単身で全国どの地域でも時間額約 1,500 円（月 150 時間換算）は必要であるという結果が出ています。2019 年には東京都、今年度は大阪府の結果も発表されています。これによれば、都市部と地方都市の生計費は、消費支出項目によって地域により違いがあるものの、結果としては相殺されて、最低賃金の格差ほどに大きな隔たりはなく、実質的な生計費は都市も地方も変わるものではないことが明らかになりました。「生計費」は、地方の最低賃金が低いことを妥当とする根拠にならず、ランクの解消と「全国一律最低賃金制度」創設の必要性を明らかにしています。また、コンビニエンス・ストアなど、仕事は同じでありながら地域によって賃金が異なるということも理解できません。

私たちが求めている「全国一律最低賃金制度」の確立には、「最低賃金法」の改正が必要です。法改正は、地方最低賃金審議会で求められている審議事項でないことは十分承知していますが、法制度が矛盾を引き起こしている以上、地方最低賃金審議会での最低賃金の「地域格差」是正について議論する過程で、根本的な解決方法としての「全国一律最低賃金制度」を議論することも必要ではないでしょうか。その議論の公開も有益だと思われます。

「地域別最低賃金制度」は、世界的に見ればその国に特殊事情（広大な国土や多民族国家、連邦・州国家など）がある場合が多く、世界の大半が「全国一律最低賃金制度」となっています。日本のように国土が狭く、交通も発達している国では、地域別最低賃金はふさわしくなく、むしろ弊害が大きいと考えます。

(4) 最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うことについて。

県労連は、これまでの「最低賃金生活体験チャレンジ」や「最低生計費調査」の取り組みを通して、現行の最低賃金では到底まともな暮らしはできないことや、逆に普通の生活を送るためには時給 1,600 円以上の賃金が必要であることを検証してきました。そうしたなかで、私たちは山口地方最賃審および山口労働局長に対してこれまで「直ちに時給 1,000 円以上、早急に 1,500 円以上」を実施することを求めてき

ました。

こうした私たちの要求に対して、使用者側からは、例えば日本商工会議所は「最賃の引き上げは中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体を危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが懸念される」旨を表明しており、毎年の地方最賃審や専門部会の議事録からも使用者側から同様の主張がされていることがわかります。しかし、実際に「最賃の引き上げがどのように雇用情勢を悪化させ、地域経済を衰退させているのか」という主張の根幹部分に係る科学的データ、いわゆるエビデンスについては、これまでの最賃審等の議事録を確認する限り示されたことはありません。

内閣府の「消費行動調査」においても「GDPの6割を占める個人消費の動向が景気を左右し、消費を増やすためには給与所得の増加が必要」としていることから明らかであり、県労連も「最賃をはじめとした賃金の引き上げこそ地域経済の再生・活性化につながる」ことを主張しています。2000年以降の先進国の賃金の引き上げの状況を見ると、米・英・独・仏各国とも1.5～6倍になっているのに対して日本だけが1.04倍とほぼ横ばいで同期間での「経済成長率」も同様となっています。

県労連では、最低賃金引き上げによる“具体的な”効果として検証するために、「最低賃金に関する基礎調査（厚労省）」、「就業構造基本調査（総務省）」等を資料に、最賃を1,500円に引き上げた場合の消費支出への影響を分析しました。総額3729.3億円の賃金増で社会保障費が1010.6億円増となり、賃金増加額のうち77.8%が消費に回り2557.7億円の消費支出増となります。この支出増を山口県統計分析課による産業連関表に基づいた分析ツール等の公的資料に依って経済波及効果を試算すると、生産誘発額2811.9億円、粗付加価値誘発額1879.6億円、雇用者所得誘発額714.5億円、雇用者を18,750人誘発します。また、国税は216.2億円、地方税が137.2億円の合計353.4億円の増となり、県内総生産の4.4%押し上げが見込まれる結果となりました。

最賃審議会では、専ら中小企業の生産性を向上させることが、最賃引上げの大前提のように語られます。しかし、政府の用意する生産性向上のための業務改善助成金の活用件数は少なく、中小企業が求めるものとはなっていないことは明らかです。そもそも、サービス業においては、賃金こそが生産性を決定します。低賃金のままでは、生産性は上がりません。解決すべきは中小零細企業の収益性の低さであり、なぜそのような事態となっているのかを分析し、改善する政策を提示することです。都会に流出する、ヒトとカネ。コロナ禍で大幅な人の移動や経済活動が制限されるなかで、自らの足元を見つめなおし、地域経済をどう循環させていくかを考えることが必要です。時給1,500円は、確かに高い壁かもしれない。しかし、働いて賃金を得て生活する労働者にとっては、最低限の生活を送るために必要な金額です。時給1,500円を実現することにより、経済の好循環が生まれれば、県内企業にとっても売り上げ増などの収益性向上に向けた第一歩となることは確実です。経済活動を活性化させようにもヒトもカネも動かさないようでは現実性がありません。

以上、最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって生産性を向上させ、県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うよう求めます。

(5) 審議過程の完全公開と(6) 多様な職種の意見陳述の機会確保について

最低賃金が低いゆえに、憲法が保障する基本的人権としての生存権が脅かされることがあってはなりません。社会政策の一環として、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法25条）が保障できるよう努めることは国の責務です。そのナショナルミニマムとしての最低賃金の決定は、最低賃金の適用を受ける労働者・国民にとって、非公開の場で決定されるべきではありません。最低賃金審議会は公開が原則です。原則公開を非公開とするには、なぜ非公開とするのか説得力のある説明が求められます。「静謐な環境のもとでの率直な意見交換」では説明にならないのではないのでしょうか。逆に「責任あ

る科学的な発言とはならない」のではないのでしょうか。山口地方最賃審議会では今年度より公労使の3者で行う審議は全て公開となりました。このことは評価するものですが、公使もしくは公労で行う審議については非公開のままです。また、議事録の速やかな公開については言及されておらず、各専門部会についても審議の概要を閲覧できますが、あくまでも概要であり、審議の内容や経過を書面上で検証することは事実上困難です。異議申し立ての期日までに議事録が全面公開されるわけでもなく、率直な異議申立のためにも速やかな公開が求められます。公開により、最低賃金の水準または最低賃金のあり方についてなど、有益な結果をもたらすことも期待できます。審議会の全ての会合・審議の場を公開すること、少なくとも議事録は全て速やかに開示（たとえばH.P.での公開など）すること、最低でも概要（速報）の複写などは実現すべきです。

最低賃金に貼り付いた非正規労働者が増えているもとの、その声をいかに審議会にとどけていくかが求められています。多様な職種の意見陳述の機会確保とそれに伴う時間の確保ともに、「答申」に対する異議申し立てへの意見陳述の機会も当然設けるべきです。

地方最低賃金審議会は、その地方で働く労働者の賃金、特に最低賃金近傍で働く労働者の健康で文化的な生活に重大な責任を有する審議会であり、相応の責任を果たすだけの配慮があつてしかるべきであり、開かれた審議会とするために、会場の確保等についても配慮をすべきです。

最後に、私たちが切望する最低賃金は全国一律に「ただちに時給1,500円以上」及び、「引き上げで地域経済の好循環を」という願いを真摯に受け止めた議論をお願いするとともに、審議会（専門部会）の議論が私たちにとって身近なものになることを切望し、意見とします。

以上

最低賃金と最低生計費

全労連まとめ

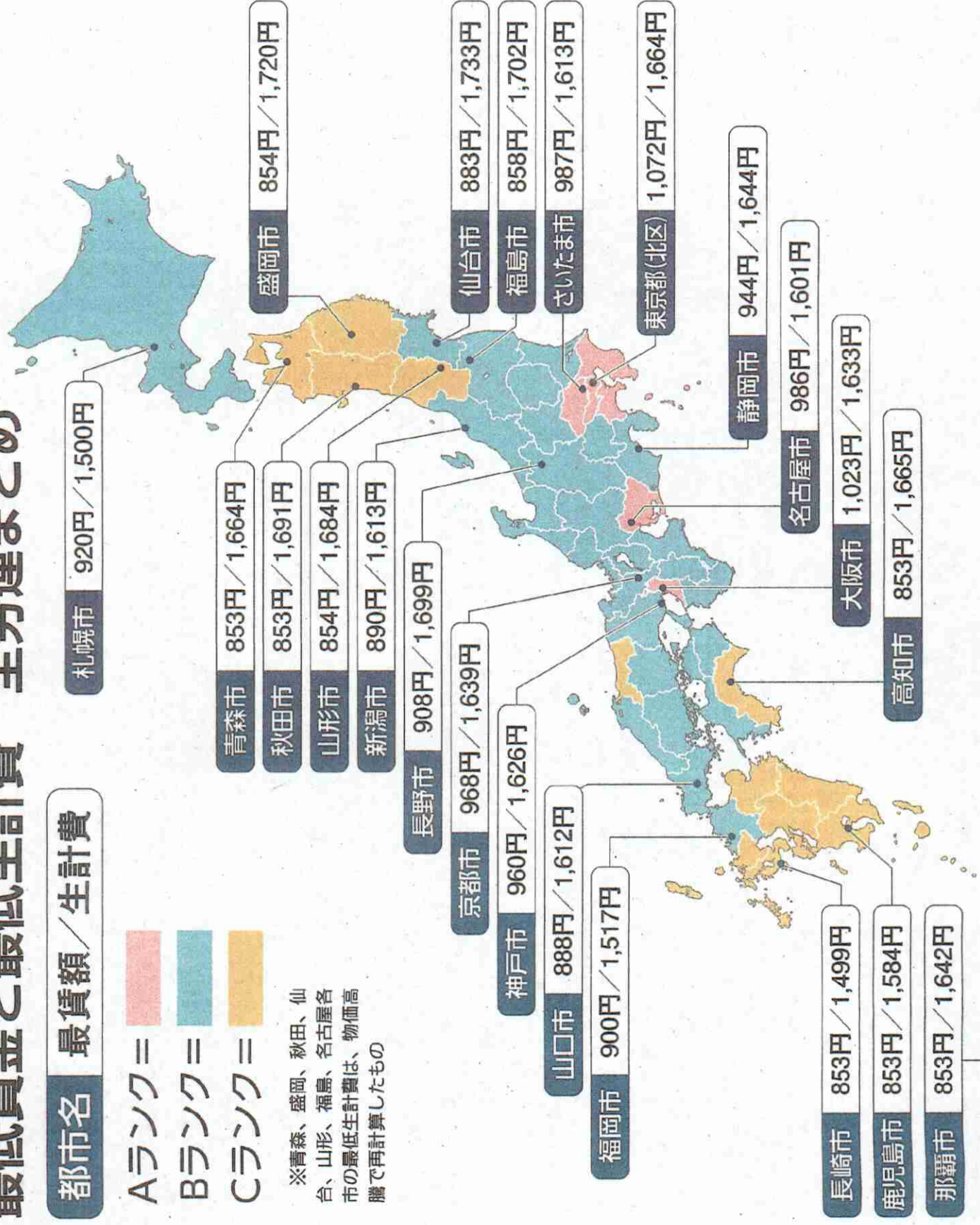
都市名 最賃額 / 生計費

Aランク =

Bランク =

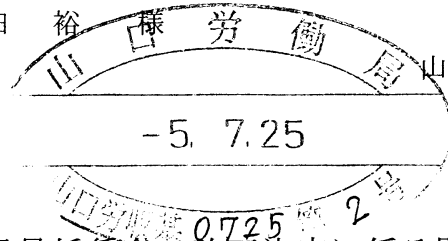
Cランク =

※青森、盛岡、秋田、仙台、山形、福島、名古屋各市の最低生計費は、物価高騰で再計算したもの

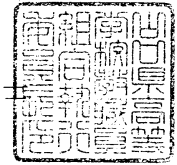


2023年7月25日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 様
山口労働局
局長 名田 裕 様



山口県高等学校教職員組合
執行委員長 石田 高 様



「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の
意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第29号による公示に基づき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口県高等学校教職員組合の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

- (1) 今年度の山口県最低賃金の改正について、直ちに時給1,500円以上を実現すること。少なくとも時給1,000円以上とすること。また、最低賃金を公務員にも適用するよう政府に要請すること。
- (2) 首都圏・都市部への資本・労働力の集中や地域間格差を是正するため、全国一律最低賃金制度の創設を政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。
- (3) 最低賃金引き上げのための、中小企業への支援を強化するよう国に要請すること。
- (4) 最低賃金の改定に関わる審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すること。議事録を速やかに公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述について、時間の拡大と多様な職種からの意見陳述の機会及び一人当たりの意見陳述時間を確保すること。
- (6) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 最低賃金を直ちに1,500円以上を実現すること、公務員への適用について

2022年の最低賃金の改定では、前年に比べ全国で30円以上の引き上げがあり、加重平均で961円となりました。それでも、加重平均961円を超えているのが東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、京都府、大阪府の7都府県のみで、山口県の888円をはじめその他40道県は加重平均以下です。加重平均1,000円になったとしても山口県をはじめ多くの県は1,000円に達することはありません。2019年5月に山口県労働組合総連合が発表した「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身25歳が必要とする最低生計費は月額24万円となり、時給に換算すると「1,600円」が必要であることが明らかになっています。時給1,000円では自立し、まともに暮らしていくことは不可能です。また、20年1月30日に県労連が発表した子育て世代に必要な生計費(子ども2人)では、30代で約500万、40代で約620万、50代で約710万と

いう試算結果が出ています。

最低賃金は公務員の初任給や諸手当の他、高卒で就職する生徒の賃金にも大きく影響します。若者が県内で自立した生活を営むために、また若者の県外の流出を防ぎ、子育て世代が山口県内に定住し、安心して結婚・出産ができる家計を保障するためにも、そして持続可能な財政運営のためにも、こうした県内の実態調査に基づくデータから早急に「時給 1,500 円」、最低でも当面「時給 1,000 円」の引き上げを求めます。

同時に、この間の最低賃金の引き上げによって、地域によっては、公務員俸給表が最低賃金以下となる状況を生み出しています。こうした事態はあってはなりません。最低賃金を公務員俸給表にも適用させることが早急に求められます。このことは必要な公務員の確保とともに、公務員賃金を規範としている中小民間企業への影響を含め、地域経済の活性化にもつながる重要な課題です。

(2) 全国一律最低賃金制度の確立と中小企業支援について

4 ランクから 3 ランクへと見直しを図ったことは評価できますが、ランク間の格差は温存され、地域間格差が維持されるなど、依然として最低賃金の「ランク制」には大きな問題があります。また、最低賃金の格差が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっています。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させます。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率は 84.6% で、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にあり、特に岩国地区の県内就職率は 62%、下関地区の県内就職率は 78% と低くなっています。萩・長門地区でも 70% です。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められています。

また、地方の中小企業は、賃上げの必要性は感じながらも、企業の収益と事業の継続性に鑑み、賃上げに対し二の足を踏んでいるのが現状です。中小企業に対する減税や、社会保障費の負担軽減などの支援策を国に要請することを求めます。

(3) 審議会の在り方について

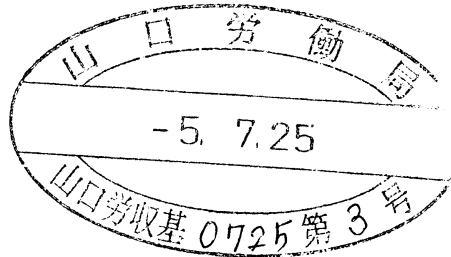
最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、地方自治法 115 条に定められた「議事公開の原則」に反します。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常であるにも関わらず、「活発な意見交換ができない」という理由で非公開とすることは理解できません。また、現在多様な職場・職種で非正規雇用の拡大が進み、最低賃金改正の影響を直接的に受ける労働者が多数存在します。そうした労働者の声を幅広く反映させるべく、意見陳述の人数や時間の確保を求めます。

県内の多くの労働者の待遇にかかわる最低賃金の改正については、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めます。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることにつながります。また、すべての審議についての議事録の早期公開を求めます。異議申し立ての前提となるからです。英断を求めます。

以上

2023年7月25日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 様
山口県労働局
局長 名田 裕 様



生協関連一般労働組合中四国
執行委員長 西崎 直

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に
関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第29号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあつて、生協関連一般労働組合中四国の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 2023年度の山口地方最低賃金を、直ちに時給1,000円以上とし、1,500円を目指していただきたい。
- (2) 最低賃金決定に際して、労働者の生計費に基づく議論を行っていただきたい。
- (3) 地域間格差をなくし、地域経済の振興のためにも、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけていただきたい。
- (4) 最低賃金引き上げのため、現在の中小企業支援の助成制度の問題点を明らかにし、社会保険料の減免など実効性のある改善策を国に働き掛けて頂きたい。
- (5) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を、会議原則である公開としていただきたい。とりわけ専門部会の公開を、全てにおいて実現して頂きたい。
- (6) 意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会を保障していただきたい。あわせて異議申し立てに対する意見陳述の機会を保障していただきたい。

2. 意見の内容

(1) 山口地方最低賃金を、直ちに時給 1,000 円以上とし、1,500 円をめざすことについて

昨年、山口地方最低賃金審議会は、全国の目安に 1 円上乘せした 31 円の引上げを答申し、現在の山口県の最低賃金は 888 円です。

昨年夏以降の諸物価の高騰は、労働者の生活を直撃しており、電気代などの値上がりは 1.5 倍から 2 倍とも言われました。そのような中、最低賃金審議会を開催して、最低賃金を再度改定して頂くよう要請しましたが、残念ながら中央の動きがない限り地方は動けないとのことでした。地方の労働者が、憲法で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を営めるよう、セーフティネットとしての役割を果たす上では、地方の実態に沿った審議を切に望むものです。

何度も主張している通り、時給 888 円ではいくら一日 8 時間働いたとしても、月収で 15 万 4 千円、税金を引くと手取り 12 万 5 千円、年収では 150 万円で、少しずつ上がっているとはいえ、働いても働いても貧困であるワーキングプアの状態です。しかも、今や全労働者の 4 割近くが非正規労働者であり、中でもエッセンシャルワーカーと言われる社会生活にとって欠かすことのできない職種についている労働者の多くが、最低賃金近傍で働いている実態は、どう考えても理不尽そのものです。冠婚葬祭などの行事には参加したくても参加できず、急な出費が必要になると、ダブルワーク、トリプルワークをして現金を稼ぐしか手法のない非正規労働者、昨今言われている長時間労働の是正、「働き方改革」の蚊帳の外に置かれている実態は、なんとしても解決しなければなりません。また人口減少問題については、30 年近くにわたって増やされ続けてきた非正規労働者群に多くの青年が組み込まれる中で、その労働者の低賃金と身分の不安定さゆえに、家庭をもち子どもを育てる意欲をそがれているのが最大の問題点だと思います。

非正規労働者の大半が、労働組合にも入っていない中、唯一の頼りは強制力のある最低賃金の引き上げです。家計の補助として働くパート労働者にとっては、いつまでも自立できない時給、主たる生計者である非正規労働者にとっては生死にもかかわる時給に大きな影響を及ぼす最低賃金を、早急に 1,000 円以上、1,500 円に近づける努力をして頂くよう要請します。

(2) 労働者の生計費に基づく議論を行うことについて

最低賃金法第 9 条第 2 項によれば、最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して決めなければならないとされています。ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、②労働者の賃金の参考資料として「春季賃上げ要求・妥結状況調査」「春闘 各機関別賃上げ集計状況」、③通常の事業の支払い能力の参考資料として「金融経済情勢」等が配布されていますが、①労働者の生計費に関する参考資料はありません。山口県労連が 2019 年に発表した、最低生計費試算調

査結果についても是非とも参考にさせていただきたいと思います。また、企業の支払い能力を勘案することが、労働者の生活を軽視することに直結しては、最低賃金審議会の主旨から逸脱することを危惧することを申し添えます。

(3) 全国一律最低賃金制度の創設とランク制度の見直しについて

今年度の改定審議から、全国のランク分けは ABCD の 4 ランクから ABC の 3 ランクへと変更になりました。格差是正のための措置であり、一步前進ではありますが、下位ランクの引上げ額が上位ランクを上回らない限り、格差の改善にはつながりません。全労連が全国で展開している最低生計費試算調査結果は、最低生計費に必要な時給は、全国どこでも 1,500 円～1,600 円前後である事実が、極めて明らかになっています。

地方から都市へと人口が流出する最大の要因である最低賃金の格差をなくし、全国一律最低賃金制度を確立することは、貧困と格差を解決するカギを握っているといえます。全国一律最低賃金制度を創設するよう、国に働きかけていただくようお願いします。

(4) 中小企業への支援について

中小企業経営者も、労働者が安心して働くことができる環境を整えることを望んでおられると思います。地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行うよう、国への働きかけをお願いします。

現在の助成制度の利用率は、少しずつ上がってきているとはいえ、まだまだ低い実態は、その制度自体が本当の意味で中小企業の支援策になっていないことを表しています。そのような制度を周知する方向ではなく、社会保険料の減免など実質的な援助の実現を国に求めて頂くよう切にお願いします。

世界的にみても、日本の中小企業に対する支援のおそまつさは、群を抜いています。コロナ禍からの復興が急がれる、日本経済の屋台骨を支える中小企業への支援は急務です。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめをただすことなど、コストが適正に反映される仕組みを整備するようお願いします。

中小企業経営者と労働者は、決して対立する関係にあるのではなく、地域経済を共に支え、成長させていくことが可能だと考えています。

(5) 議論の完全公開について

非正規労働者にとって、毎年の最低賃金がどのような金額になるのかは、自分たちのこれからの生活を営むうえで極めて大きな問題です。とりわけ諸物価高騰が激しさを増す中、まさに生殺与奪にかかわる問題に直結しています。人間の命に係わる最低賃金に

ついて、どのような審議をされているのかを、是非とも完全公開していただくようお願いいたします。三者での議論については公開するとしたことは、一歩前進だと考えますが、会議はあくまで公開が原則であることを勘案し、全面的な公開に向けて努力されることをお願いいたします。

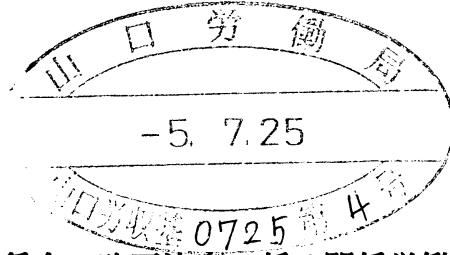
(6) 意見陳述について

意見陳述が出来るようになって、すでに8年を経過しました。意見陳述実現のための貴審議会のご努力に感謝するものです。しかし、配分された時間は、3人で20分であり一人あたり7分弱というものです。今年もこれを踏襲すると、審議会で決められました。しかし、どの陳述者も時間を気にしながら、最後は早口で意見を述べなければならない現場を何度も見ました。本当に最低賃金ぎりぎり生活をしている人達の実情を知っていただくために、来年度に向けて陳述の時間をぜひとも延長していただくようお願いいたします。あわせて、意義申し立てについても、意見陳述の場を設けていただきますようお願いいたします。

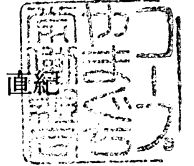
以上

2023年7月22日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 様
山口労働局
局長 名田 裕 様



コープやまぐち労働組合
執行委員長 吉賀



「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第29号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、コープやまぐち労働組合の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 山口県の最低賃金を早急に1,000円に引き上げ、早期に1500円とすること。
- (2) 地域経済の格差是正の為に「全国一律最低賃金制度」の創設を審議会として国及び関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げのため、中小企業を対象とした補助金制度、減税制度その他経営に配慮した支援を行うよう国に要請すること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開し、議事録を速やかに公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間の拡大と、多種多様な職種からの意見陳述を行う事。また意義申し出に対する意見陳述の機会を確保すること。
- (6) 最低賃金決定に際して、生計費に関する資料に基づき議論を行うこと。

2. 意見の内容

(1) 現在、コープやまぐちで働く従業員は、約 900 人います。そのうち非正規労働者(アルバイトも含む)は約 8 割を占めています。そのほとんどが非正規です。特に店舗においては、短時間労働者を始め、ほとんどが非正規職員で構成されています。まさに、コープやまぐちは非正規の従業員で運営されている実態だといえます。

コープ内で最低時給の事務職の場合は、時給 920 円で月 173 時間働いたとして月収 15 万 9 千円です。労働基準法に定められている 8 時間働いても、この月収です。これでは憲法 25 条で謳われている「健康で文化的な生活」を営むことは到底できません。働いていないのではなく、働いているのです。一昨年発表された山口県労連の最低生計費試算調査でも、山口県で普通の暮らしをするのには月収 24 万円必要というデータも示されており、今の最低賃金 888 円では、到底普通の暮らしが出来ないのが明らかになっています。

生協では青年や職場を失った中高年の労働者が、非正規労働者として再就職してくる人も多くいます。一番の問題は、この時給では将来展望を描けないということとなり、非正規労働者の増加は「少子化」の原因にも繋がっています。8時間働けば誰でも「普通の暮らし」を出来るだけの賃金が今こそ必要となっています。

非正規労働者の時給が生協での働きに対する時給設定ではなく、地域相場をよりどころにしている事から、生協の中で最低時給のアルバイトは、まさに最低賃金にはりついてます。山口県の最低賃金が上がれば、アルバイトの採用時給をあわせて上げているというのが実情です。

最低賃金の改訂が、非正規労働者に与える影響力は極めて大きく、今では非正規労働者の生殺与奪の権をも握っているといっても過言ではありません。

(2) 昨年の山口県の最低賃金は引き上げ額は 31 円という結果でした。これにより山口県の最低賃金は 888 円となりました。しかし、ランク制度の影響により結局は大都市と地方の差は縮まる事はありません。

世界の最低賃金制度は、全国一律制が主流です。ILO 調査報告によれば、調査対象国 101 カ国中、59 カ国(58%)と多数を占めており、特に発達した資本主義国で最低賃金法制を定めている国は、ほとんどが全国一律制度を採用しています。地域別最低賃金制をとっているのはわずかで、その多くが発展途上国か連邦国家で、面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ、地域間の格差が大きい国です。

コープやまぐちの職場においても、岩国市の事業所は時給の高いお隣の広島県に雇用が奪われ、毎年多くの欠員に悩んできていました。昨年度から広島と山口は同じランク B になったものの、これまでのランク制度の上に広がった格差は改善出来ず、若い人であれば、時給が高い広島に移り住む選択をする事には変わりありません。他県への人口流出を防ぎ、山口県内の地域活性化のためにも、地域間格差の是正に取り組み、全国一律最低賃金制度の創設を国に要請するべきです。

(3) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業が行われていますが、要件を満たすのが困難で利用数は極めて少ないのが現実であります。

中小企業にとって負担が大きいのは社会保険料です。厚生年金保険料率は労使で折半ですが、労働者の報酬月額により負担額が上限に達して頭打ちとなり、その結果、高所得者や大企業ほど負担が軽くなります。健康保険料も同様の頭打ち制度があり、「所得の再分配」という社会保障の重要な機能を損なっていると考えます。

地域経済を活性化するためにも、最低賃金の引き上げによって地域にお金を循環させるだけでなく、中小企業の経営に配慮した施策を行い、その経営を安定させることも必要です。現在の支援制度が、山口県においてあまりに低調な利用状況であることから、最低賃金を引き上げるにあたっては、中小企業を対象とした補助金制度、減税措置、その他経営に配慮した施策も行うよう国に働きかけるべきです。

(4)最低賃金の金額は非正規労働者にとって、今後の生活に関わる重要なものです。非公開の理由が「正常な議論ができない」と言われるのは、傍聴者に対する差別と偏見であると思います。公開している鳥取では「公開後、議論が活発になった」と報告されています。活発な意見が交わされてこそその審議会ではないでしょうか。「意見書」や「異議申し立て」について、議論の内容説明が一方的で不十分であり、質問さえも出来ないのが現状です。すぐさま全ての審議の場を公開とすることを求めます。

山口地方最賃審議会では今年度より公労使の3者で行う本審は公開となりました。このことは評価するものですが、公使もしくは公労で行う審議については非公開のままです。議事録についてもホームページでの公開を含め、すみやかに公開する事を求めます。また意義申し立てについても、同様に意見陳述の場を設けることを求めます。

(5)意見陳述が行われるようになって9年目になります。以前コープやまぐちで働く時給労働者の実態を訴えと事もあります。意見陳述の時間が20分と決められており、一人当たり7分の時間しかありませんでした。ダブルワーク、トリプルワークをしながらの生活実態を訴えるのにはとても時間が足りません。陳述の時間を大幅に拡大することを求めます。

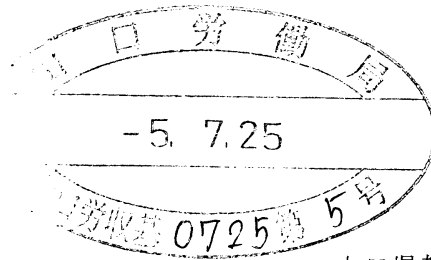
(6)最低賃金は、最低賃金法第9条第2項の規定により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して定めなければならないとされています。

ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の賃金支払能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定すべきであると考えます。

以上

山口地方最低賃金審議会
会長 小林友則 様
山口労働局
局長 名田裕 様



2023年7月25日

山口県教職員組合

執行委員長 林 淳生

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者

及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第29号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県教職員組合の意見を述べます。

記

1、意見の趣旨

- (1) 2023年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざすこと。当面、今すぐ1,000円以上に引き上げること。
- (2) 最低賃金の決定に当たっては、地方と都市部との地域格差是正に努めること。地域間格差は、若者・働き手の地方から都市部への流失にもつながっており、地方の活力創出の立場からも、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保すること。

2、意見の内容

- (1) 2023年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざすこと。当面、今すぐ1,000円以上に引き上げることについて

長引く物価高騰が、子どもたちの安心の拠り所である家庭生活を直撃しています。厚生労働省が2023年7月4日に公表した「国民生活基礎調査」の結果によると、「子どもの貧困率(2023年度)」は11.5%とわずかながら改善傾向にあるものの、子どものいる世帯の54.7%、母子世帯の75.2%が「生活が苦しい」と感じており、子育て世帯の厳しい状況が浮き彫りになっています。学びたくても学費が払えずに退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちは少なくありません。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠です。最低賃金を時給1,500円以上、今すぐ1,000円以上に引き上げること、こうした厳しい家庭環境を改善することにつながり、すべての労働者の賃金引き上げ、家庭収入増や家庭生活基盤の安定を図ることにつながります。深刻な「子どもの貧困」問題を解決するためには、時給1,500円以上をめざすことが必要です。

(2) 地方と都市部との地域格差是正に努めること、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけることについて

2022年度の高校生の県内就職率は、山口労働局の調査では、県内84.6%、県外15.4%となっています。その中でも特に県外就職率の高い地域は、下関市や岩国市となっています。その理由としては最低賃金の違いが大きいと思われます。最低賃金が山口888円に対し、広島930円(+42円)、福岡900円(+12円)となっています。その結果、最低賃金の高い両県への若者・労働人口の流出が見られます。東京1,072円とは実に184円の格差です。

しかし、この間、全労連や県労連が行った最低生計費調査の結果では、全国どこでも最低生計費は時給に換算すると、1,500円~1,600円必要であり、大都市であろうが地方であろうが変わらないことが結果として明らかとなっています。

こうした面からも、最低賃金の地域間格差を是正し、「全国一律最低賃金制度」導入を進めるべきです。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の県外流出を食い止める有効な手段であり、地域経済活性化にとってもまさに重要です。最低賃金の地域間格差をなくし、全国どこでも同じにすることで、若者の都市部への県外流出を食い止め、地域経済の活性化につなげることが可能です。長引く新型コロナウイルス感染症拡大の問題においても、都市圏への人口集中が感染流行の大きなリスクとなっていることが明らかとなりました。コロナ対策の面からも「全国一律最低賃金制度」を早期に確立し、都会部への人口流出・一極集中を防ぐことが必要ではないでしょうか。

(3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけることについて

先日、山口県就職連絡会として、青少年の雇用拡大ならびに就職保障を要請し、山口県経営者協会や山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会など、県内経済団体への要請懇談を行いました。各経済団体ともに、「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」の重要性はご理解いただきました。しかし一方で、賃金引き上げに伴う経営者側の経費の増加、特に、中小企業経営者や小規模事業者からは、賃金引き上げに伴う企業・事業所自体の経営維持への不安が挙げられました。こうした中小企業・小規模事業所の経営不安を取り除くうえでも、賃金引き上げに伴う社会保険料事業者負担増を国や県で負担するなど、国や県からの中小企業・小規模事業者に対する公的な支援施策の大幅拡充が求められます。

(4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開することについて

情報公開法の趣旨からして、すべての会議の公開、ならびに、議事録を作成し公開することは、県民として当然の要求です。私たちが切望する「最低賃金時給1,500円以上に」などの願いを真摯に受け止め、貴審議会での活発な議論と公正な審議を深める立場からも重要なことだと思います。

(5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保することについて

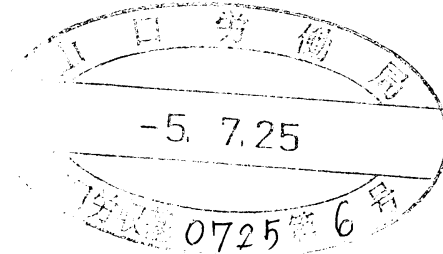
最低賃金決定にあたり、審議会の姿勢として、意見陳述にしっかり耳を傾けることが必要です。一人ひとりの意見陳述をしっかり受け止める立場からも、意見陳述の時間の拡大が必要です。また、異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保することも必要です。改善を要求します。

以上

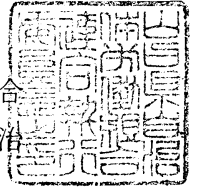
2023年7月25日

山口地方最低賃金審議会
会長 小林 友則 様

山口労働局
局長 名田 裕 様



山口県自治体労働組合連合
執行委員長 河野 祐治



「山口県最低賃金の改定決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」
に基づく意見

山口労働局一般公示第 29 号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、
山口県自治体労働組合連合（山口自治労連）の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

(1) 山口県の地域別最低賃金を時給 1,500 円以上とすること。

2. 意見の内容

(1) 「山口県の地域別最低賃金を時給 1,500 円以上とすること」について

①生計費試算調査に基づく最低賃金

わたしたち山口自治労連は、山口県労働組合総連合（山口県労連）・非正規部会や山口県公務・公共業務労働組合共闘会議（山口県公務共闘）とともに、2018年11月から2019年3月にかけて、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第25条）を営むために必要な生計費を試算するためのアンケート調査を実施した。

具体的には、生活のパターンを調べる「生活実態調査」および持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」を実施し、その結果を精査し生活に必要な費用をひとつひとつ丁寧に積み上げていく「マーケット・バスケット方式」によって、最低生計費を算定した。各費用の算定にあたっては、アンケートから見てきた実態をもとに、「健康で文化的な最低限度の生活」という憲法上の権利を保障するために、「合意形成会議」と呼ばれる

話し合いの場を設けた。

この調査には、2,029 件の回答が寄せられ、そのうち 10 代～30 代の実際に一人暮らしをしている 167 件分のデータを分析した結果、山口市内で若者が人並みの暮らしをするためには、男性＝月額 241,740 円、女性＝月額 242,762 円（ともに税・社会保険料込み）が必要であることが判明した。試算の月額を賃金収入で得るとすると、男性で 1,612 円、女性で 1,618 円（ともに時給）必要となる（一般の労働者の所定内労働時間に近い月あたり 150 時間、年 1800 時間で時給換算）。

最低賃金法第 9 条第 2 項には「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費…を考慮して定められなければならない。」と定められており、調査後に消費税が 10%に引き上げられたことや昨今の物価上昇を考慮すれば、最低賃金は生計費試算結果に基づいて早急に時給 1,500 円以上とすべきである。

②最低賃金に張り付く自治体労働者

県内自治体職場で働く非正規職員である会計年度任用職員の給料格付けは、各自治体の給料表（多くの自治体で国の行政職俸給表（一）と同水準）に位置付けられることとなったが、山口自治労連のアンケート調査の結果では、ほとんどの自治体で給料表の 1 級 1 号を基礎として賃金が計算される。

時給に換算するにあたり、1 か月 21 日、1 日 7.75 時間、10 円未満切り捨てで計算すると下記のとおりとなり、近年その差は急速に縮まっていることがわかる。

自治体非正規職員の時給と最賃比較

	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
最賃額	829	857	888	
1 級 1 号	146100	146100	146100	150100
時給換算	890	890	890	920
最賃との差	61	33	2	

※1 級 1 号の給料は前年度の人勤による金額

※最賃額は当該年度の改定後の金額

なお、ほとんどの自治体では、8 月の人事院勧告を受けて給料表を改定しても、非正規職員の給料表は翌年度 4 月まで改定されない。そのため、昨年 10 月 13 日以降今年 3 月 31 日までの間、最賃との差はわずか 2 円となった。

この点、一般的に最低賃金法は地方公務員には適用されない（地方公務員法第 58 条第 1 項）。しかし、茨城県では昨年 10 月の最賃改定で非正規職員の賃金が最賃以下となり、新聞報道もされるなど社会問題化し、総務省が適切な給与決定にあたり地域の最賃を考慮する

よう求める通知を出すに至った（総行公 151 号、総行給第 84 号、令和 4（2022）年 12 月 23 日）。

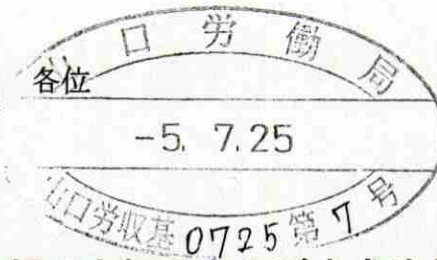
また、高校卒業初任給とされる 1 級 5 号は、各年度の 1 級 1 号との差額が 4,500 円となっており、自治体非正規職員だけでなく正規職員においても最低賃金額への関心は高い。

以上

2023年7月25日

山口地方最低賃金審議会委員

各位



山口県医療労働組合連合会
執行委員長 萩原 秀樹

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は107,200円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で75,508円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。この間、不十分なながらも政府のケア労働者の賃上げ補助事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。

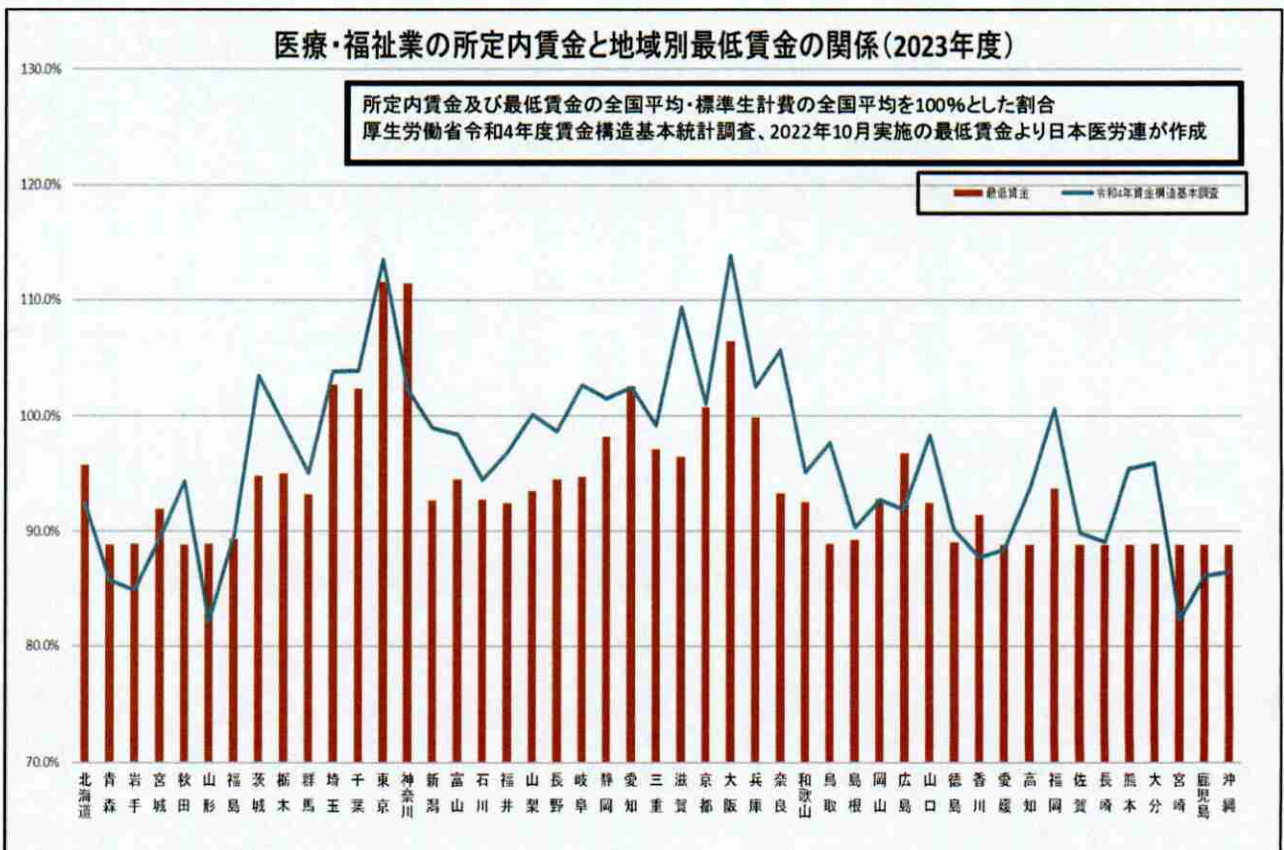
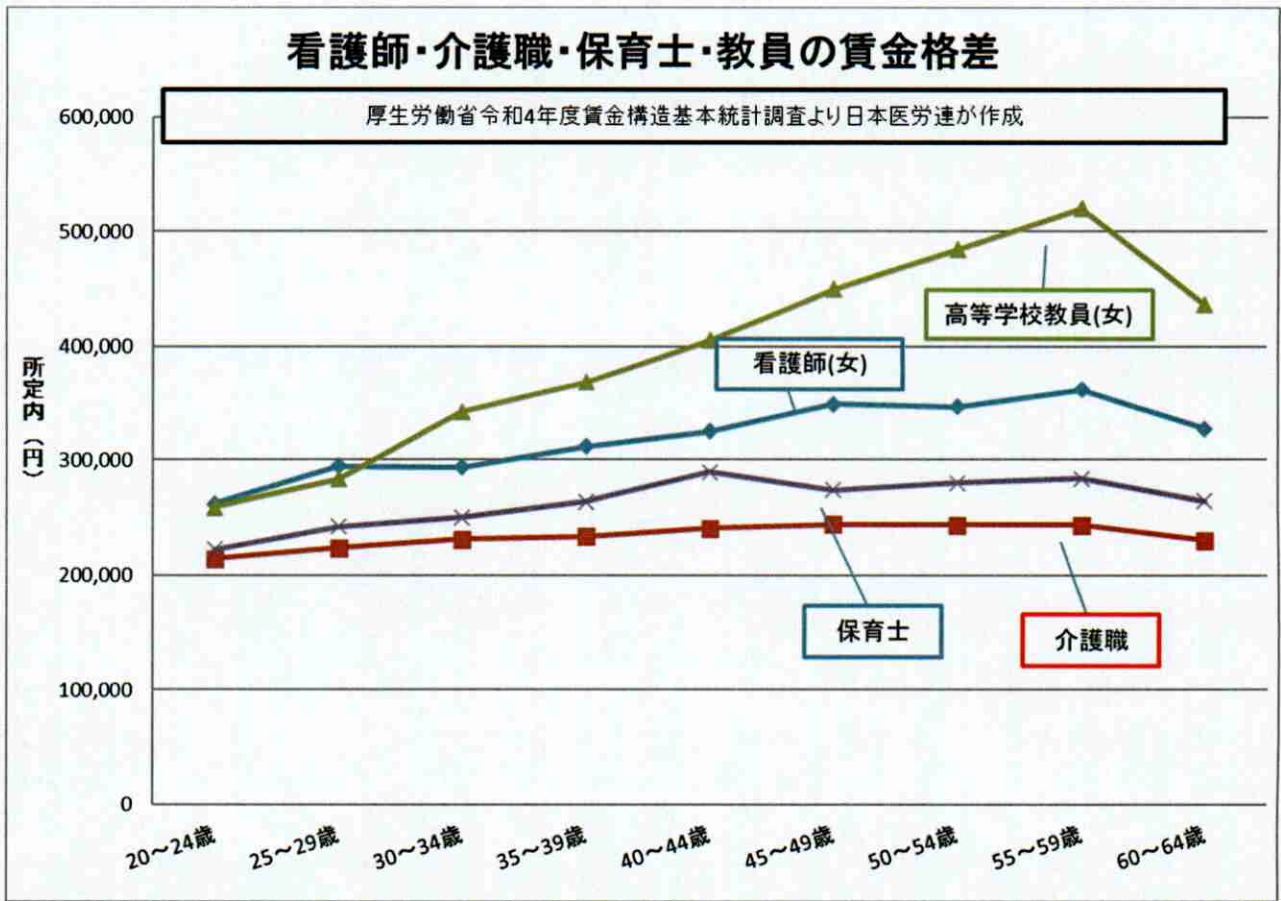
コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限状態で、看護現場では、「慢性疲労」8割、「仕事を辞めたい」8割に達し、離職者が増え、募集定員に満たない実態となっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。

以上

<参考>

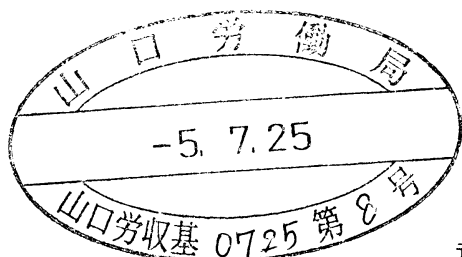


2023年7月25日

山口県最低賃金審査会 会長
労働局長

全日本年金者組合山口県本部
書記長 中村鈴枝
〒753-0074

山口市中央4-3-3 山口県労連ビル2階
電話 083-823-0183



意見書

貴職のご奮闘に心より感謝申し上げます。

さて、全日本年金者組合山口県本部は結成35年です。私たちの高齢者運動の目的は、一人ぼっちの高齢者を出さず仲間を大切にすること、最低保障年金制度を創設すること、若い人が安心して結婚し子育てができるような社会を目指すことなどです。

給与によって、将来受け取る年金額に大きな差が生じることで、高齢になったときの生きづらさにつながることは言うまでもありません。さらに、年金受給者では男女の格差があることはご存じの通りです。令和2年度の厚生年金支給額で言いますと、男性では平均16万4742円ですが、女性は10万3808円と大きな開きがあります。

そこで、最低賃金はせめて1時間1,500円にしてほしいと切に願うところです。若者が将来受け取る年金支給額が、すこしでも積み増しされれば、物価高騰で今の暮らしでさえ生き辛さを覚える非正規労働者にとって、希望の光になるのかもしれませんが。女性の非正規労働者は女性労働者の約6割ともいわれていますので、年金支給額に男女の格差が生じるのは当然ともいえます。

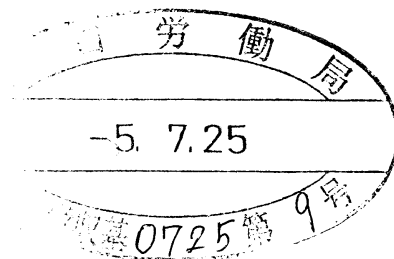
貴審議会に置かれましては、ぜひとも時給は1時間1,500円にさせていただいて、男女間の賃金格差を是正し、労働者の暮らしを少しでも改善できるようにご配慮いただきますように心から願います。

2023年7月25日

山口労働局長 殿
山口地方最低賃金審議会会長 殿

山口地方最低賃金の時給1500円以上への引き上げ、地域間格差の解消、中小企業支援の拡充を求める要請書

2158 筆



山口県労働組合総連合

〒753-0074 山口市中央4丁目3-3

TEL 083-932-0465 FAX 083-932-0412

(抜粋)

山口地方最低賃金の時給 1500 円以上への引き上げ、 地域間格差の解消、中小企業支援の拡充を求める要請書

2023 年 月 日

山口労働局長 殿
山口地方最低賃金審議会会長 殿

請願趣旨

日本の労働者の生活は、四半世紀に及び実質賃金の低下に加え、3年を超える新型コロナウイルス感染拡大や、原油や電気、ガス料金のほか食料品など生活必需品の物価高騰により、厳しくなっています。とりわけ、その影響は低所得者ほど大きくなっており、生活の安全保障が求められています。この状況の克服には、賃金の底上げによる消費の喚起で内需を拡大することが必要であり、最低賃金を大きく引き上げて、地域間格差を解消することが求められます。

日本の最低賃金制度は、地域別にランク分けされ、諸外国に大きく見劣りする低水準に置かれています。地域間格差が年々広がり、最低賃金の低い地方からの若者などの流出が大きな問題になっています。私たちは、普通に働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準と全国一律最低賃金制度を求めます。そのために、山口地方の最低賃金を、早急に1500円以上に引き上げ、格差の是正を実現してください。それこそが地域経済をあたため、地域を守り、人口減少社会に歯止めをかける確かな道です。

また、最賃を引き上げるためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金の引上げを保障する特別な財政措置を行ってください。あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請いじめを正すことなど、コストが価格に適正に反映される仕組みを整備するよう要請します。

請願項目

1. 山口地方の最低賃金について、早急に 1500 円以上へ引き上げること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策を実施すること。

以上

氏名	住所
[Redacted]	

※ この署名用紙は、関係行政への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

【取扱団体】山口県国民書簡共闘会議・山口県労働組合総連合・山口県労連非正規部会

〒753-0074 山口市中央四丁目3-3 山口県労連会館2階 FAX:083-932-0412

特定最低賃金（改正） 申出書形式審査一覧表

令和5年度申出時

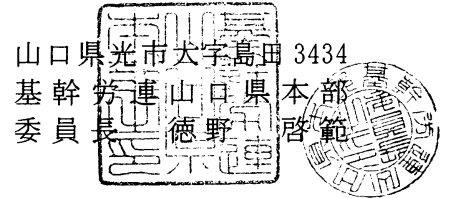
① 受付日	② 申出代表者	④ 申出産業の労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)	⑧ 添付書類等	⑨ 申出のケース別	改正・新設の別	⑩ その他
	③ 申出産業								
R5.6.29	基幹労連山口県本部 委員長 徳野 啓範	9,185	9,099	4,474	49.2	適	労働協約	改正	
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業 E231、E232、E233、E235(E2355を除く)、E22(E2211を除く)								
R5.6.29	電機連合山口地域連絡協議会 議長 清水 大助	3,604	3,324	1,103	33.2	適	労働協約	改正	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29(自動車用ワイヤハーネス製造業、E293、E2973(心電計製造業を除く)を除く)、E30								
R5.6.29	自動車総連山口地方協議会 議長 富田 悟史	16,857	16,053	8,117	50.6	適	労働協約	改正	
	輸送用機械器具製造業 E31(E314、E315、E319(E3191を除く)を除く)								
R5.6.29	UAゼンセン山口県支部 支部長 長山 文子	3,145	2,833	886	31.3	適	労働協約	改正	
	百貨店、総合スーパー I561								

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字に令和5年1月19日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和4年最低賃金に関する基礎調結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

2023年6月26日

山口労働局長 殿



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 9,099名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

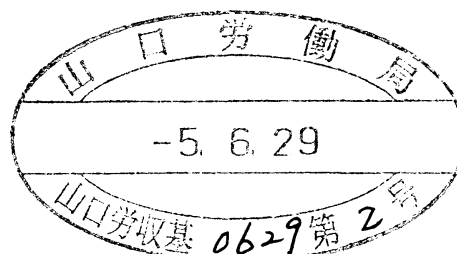
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	4,474人	=0.492>概ね3分の1以上
-----------------------	--------	-----------------

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数	9,099人
---	--------

(最も低い) 労働協約の金額 = 170,000円/月額 (時間額 1,076円)
 現在適用されている法定最低金額 = 1,024円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	62	7,444
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	11	1,655
合 計		73	9,099

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数〔名〕
1	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合光鋼管支部	217
2	日鉄ステンレス(株)山口製造所	日鉄ステンレス労働組合	1,547
3	(株)神戸製鋼所長府製造所	神戸製鋼所労働組合長府支部	750
4	東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	936
5	丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管労働組合	302
6	共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	287
7	(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	108
8	吉川工業(株)	吉川工業労働組合光支部	84
9	彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	243
合 計			4,474

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
日本製鉄(株)九州製鉄所 大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合 光鋼管支部	180,000 円	20.50 日 8,780 円/日	159.04 h 1,132 円/h
日鉄ステンレス(株) 山口製造所	日鉄ステンレス 労働組合	172,030 円	20.00 日 8,602 円/日	155.16 h 1,109 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	180,000 円	20.50 日 8,780 円/日	158.80 h 1,134 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	170,000 円	21.10 日 8,057 円/日	158.02 h 1,076 円/h
丸ステンレス鋼管(株)	丸ステンレス鋼管 労働組合	176,000 円	20.50 日 8,585 円/日	158.80 h 1,108 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	185,000 円	21.92 日 8,440 円/日	158.90 h 1,164 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	181,600 円	20.00 日 9,080 円/日	161.30 h 1,126 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	172,400 円	22.08 日 7,807 円/日	160.08 h 1,076 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	180,000 円	20.20 日 8,911 円/日	161.00 h 1,118 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

山口労働局長 殿

2023年 6月19日



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出する。

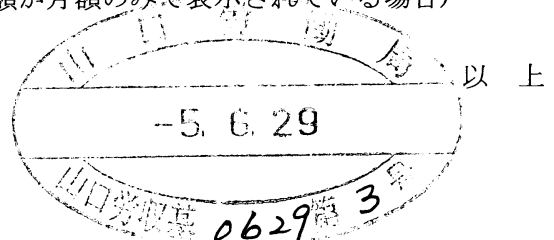
記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3, 324名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3, 324名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1, 103名(33.2%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額	=	1, 071円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	948円/時間

5. 添付資料
①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況（E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及びE2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く）

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28, 29, 30	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	89	3,324名

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1	パナソニック インダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 導電性・アルミキャパシタビジネスユニット 山口拠点	パナソニック インダストリー労働組合山口支部	322名
2	NGKエレクトロデバイス株式会社	NGKエレクトロデバイス労働組合	406名
3	グローバルウェーハズ・ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ジャパン労働組合徳山分会	219名
4	NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	NJコンポーネント労働組合	156名
合 計			1,103名

2. 所定労働時間数および所定労働日数

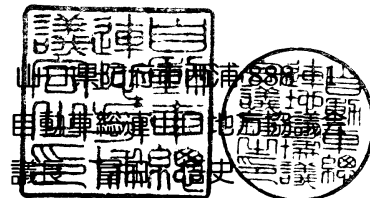
賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間および所定労働日数の状況

事業場所名	組合名	月額金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
パナソニック インダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部 導電性・アルミキャパシタビジネスユニット 山口拠点	パナソニック インダストリー労働組合山口支部	173,500 円	19.8 日 (8,762 円)	153.70H (1,128 円)
NGKエレクトロデバイス株式会社	NGKエレクトロデバイス労働組合	172,000 円	20.0 日 (8,600 円)	160.60H (1,071 円)
グローバルウェーハズ・ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ジャパン労働組合徳山分会	177,500 円	19.8 日 (8,965 円)	158.00H (1,123 円)
NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	NJコンポーネント労働組合	169,000 円	20.0 日 (8,450 円)	155.00H (1,090 円)

以上

令和5年6月22日

山口労働局 殿



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者16,053名

2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

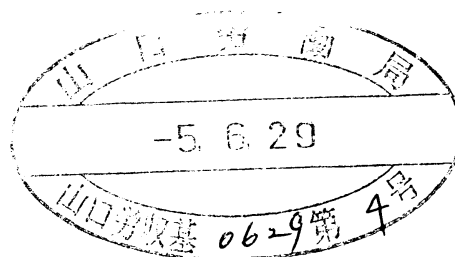
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	8,117人	=50.6% > 概ね3分の1以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	16,053人	
(最も低い)労働協約の金額 = 173,000/月額(時間額 1064円)		
現在適用されている法定最低金額 = 985円/時間		

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)

以上



1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産業分類		事業所数	労働者数(名)
E31	輸送用機械器具製造業	177	16,053

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数(名)
1	三菱重工業(株) 下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部	672
2	サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	51
3	MHI 下関エンジニアリング(株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	105
4	(株) 日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1,127
5	マツダ(株)	マツダ労働組合 山口県本部	4,318
6	デルタ工業(株)	デルタ工業労働組合	467
7	ダイキョーニシカワ(株)	ダイキョーニシカワ労働組合	566
8	(株) ワイテック	ワイテック労働組合	331
9	(株) 石崎本店	石崎ホールディング労働組合	253
10	(株) キーレックス	キーレックス労働組合	227
			8,117

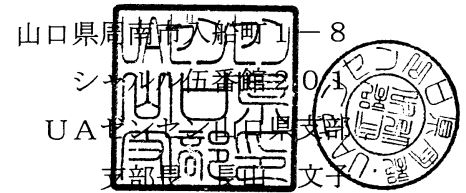
(50.6%)

2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工業（株）下関造船所	三菱重エグループ労働組合連合会下関地区本部	185,100 円	20.00 日 9,255 円	160.00 h 1,157 円
サンセイ（株）下関工場	サンセイ労働組合	170,000 円	19.80 日 8,586 円	158.00 h 1,076 円
MHI下関エンジニアリング（株）	MHI下関エンジニアリング労働組合	176,000 円	20.00 日 8,800 円	160.00 h 1,100 円
（株）日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	173,500 円	19.90 日 8,719 円	154.30 h 1,124 円
マツダ（株）	マツダ労働組合	174,000 円	20.30 日 8,571 円	162.67 h 1,070 円
デルタ工業（株）	デルタ工業労働組合	176,200 円	20.33 日 8,666 円	162.66 h 1,083 円
ダイキョーニシカワ（株）	ダイキョーニシカワ労働組合	176,000 円	20.33 日 8,656 円	162.66 h 1,082 円
（株）ワイテック	ワイテック労働組合	173,000 円	20.33 日 8,510 円	162.60 h 1,064 円
（株）石崎本店	石崎ホールディング労働組合	174,000 円	20.30 日 8,572 円	162.67 h 1,070 円
（株）キーレックス	キーレックス労働組合	173,000 円	20.33 日 8,509 円	162.66 h 1,064 円

2023年6月27日

山口労働局
労働局長 殿



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者
2, 833名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 886人

= 31.3%

山口県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数2, 833人

労働協約の賃金の最も低い額=955円/時間

現在適用されている法定最低賃金額=907円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上

1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概要

産業小分類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパー	2, 833
合計	2, 833

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	92
	(株) フジ	フジユニオン	102
	(株) イズミ	全イズミ労働組合	273
	(株) サンリブ	サンリブユニオン	56
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	335
	(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	28
合計	(現行特定最賃907円を上回る適用労働者数)		886

{ 31. 3% }

2. 所定労働時間および所定労働日数

企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
(株) 大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部			989円
(株) フジ	フジユニオン	161,000	21日 7,666円	166h 969円
(株) 全イズミ	全イズミ労働組合			1,045円
(株) サンリブ	サンリブユニオン	170,550	21日 8,121円	170h 1,003円
イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン			955円
(株) ミスターマックス	ミスターマックス労働組合			1,073円

各業種の特定最低賃金額、労働協約最下限額及び山口県最低賃金額の差額一覧表

1 特定最低賃金額

種 類	① 特定最低賃金額 (令和4年度改定)	② 労働協約最下限額 (時間額)	②-① (差額)	②-③ (差額)
鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業等	¥1,024	¥1,076	¥52	¥188
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業等	¥948	¥1,071	¥123	¥183
輸送用機械器具製造業	¥985	¥1,064	¥79	¥176
百貨店, 総合スーパー	¥907	¥955	¥48	¥67

2 山口県最低賃金額

③ 山口県最低賃金額 (令和4年度改定)	¥888
-------------------------	------

第28表

費目別・世帯人員別標準生計費(令和4年4月)

山口市

費目	世帯人員				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	29,041	36,809	47,145	57,472	67,807
住居関係費	51,635	91,582	73,080	54,578	36,076
被服・履物費	3,798	2,620	4,100	5,580	7,060
雑費 I	28,435	46,751	67,222	87,693	108,145
雑費 II	10,266	18,973	22,551	26,123	29,701
計	123,175	196,735	214,098	231,446	248,789

資料出所 都道府県人事委員会

(注) 1 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費 I …保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II …その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和4年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、全国の費目別・世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和4年4月の各費目別標準生計費としたものに、全国の費目別平均支出金額に対する山口市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

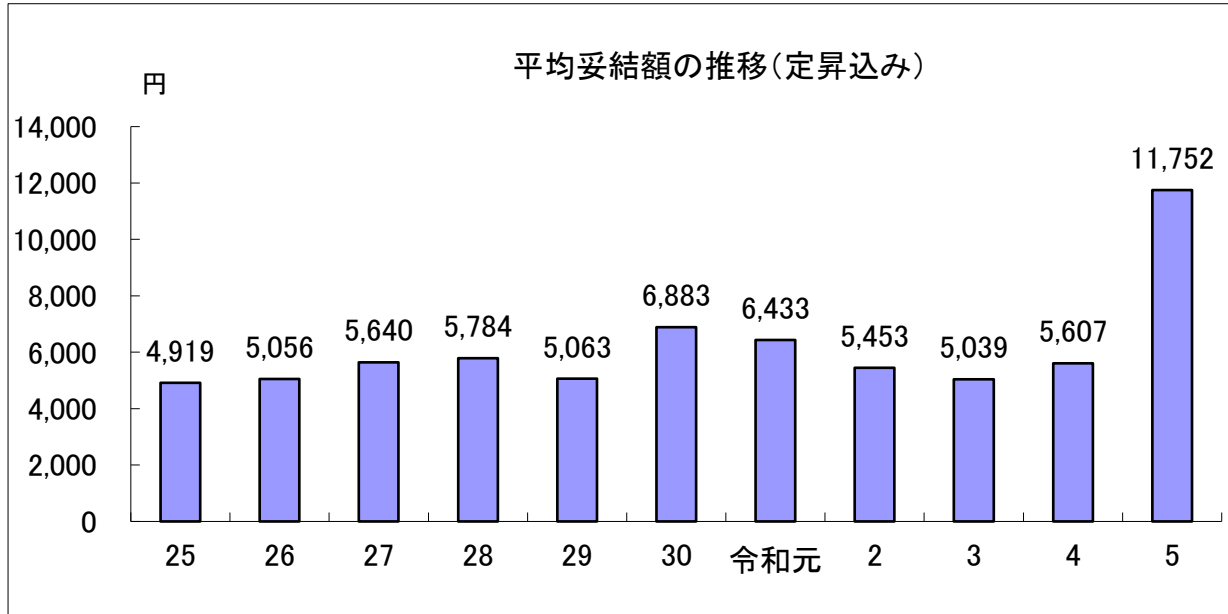


費目	年	世帯人				
		1人	2人	3人	4人	5人
食料費	平成30年	23,166	37,055	46,026	54,990	63,961
	平成31年	25,112	39,579	49,001	58,423	67,844
	令和2年	24,080	38,547	50,080	61,613	73,146
	令和3年	27,383	43,892	51,262	58,633	66,004
	令和4年	29,041	36,809	47,145	57,472	67,807
住居関係費	平成30年	42,325	46,385	41,709	37,028	32,352
	平成31年	32,085	25,741	27,721	29,704	31,684
	令和2年	50,675	54,637	49,146	43,655	38,164
	令和3年	44,203	53,822	46,345	38,873	31,401
	令和4年	51,635	91,582	73,080	54,578	36,076
被覆・履物費	平成30年	2,141	7,473	8,585	9,697	10,809
	平成31年	1,942	5,478	6,087	6,696	7,305
	令和2年	1,371	4,403	5,001	5,597	6,194
	令和3年	5,209	5,859	7,339	8,819	10,301
	令和4年	3,798	2,620	4,100	5,580	7,060
雑費Ⅰ	平成30年	29,818	26,934	49,952	72,983	96,001
	平成31年	40,192	35,657	60,584	85,494	110,421
	令和2年	24,867	32,017	43,301	54,574	65,858
	令和3年	17,284	37,313	46,251	55,188	64,136
	令和4年	28,435	46,751	67,222	87,693	108,145
雑費Ⅱ	平成30年	9,218	21,071	26,106	31,134	36,162
	平成31年	8,878	20,828	25,298	29,769	34,246
	令和2年	9,705	28,106	32,742	37,384	42,027
	令和3年	8,841	26,042	25,468	24,894	24,316
	令和4年	10,266	18,973	22,551	26,123	29,701
合計	平成30年	106,668	138,918	172,378	205,832	239,285
	平成31年	108,209	127,283	168,691	210,086	251,500
	令和2年	110,698	157,710	180,270	202,823	225,389
	令和3年	102,920	166,928	176,665	186,407	196,158
	令和4年	123,175	196,735	214,098	231,446	248,789

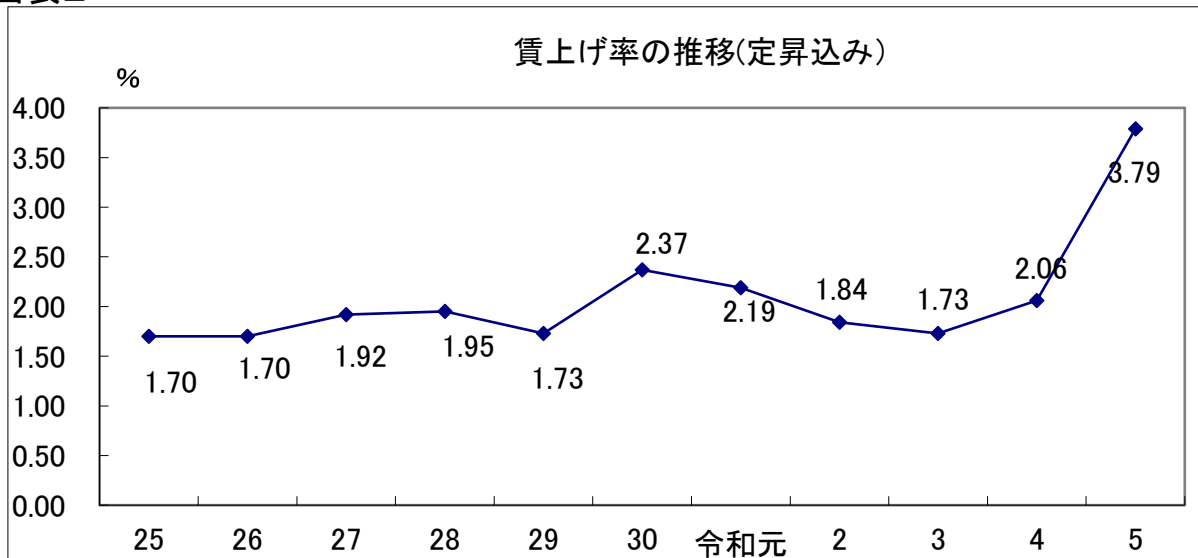
令和5年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)

令和5年6月末現在
産業労働部労働政策課

図表1



図表2



図表3 要求額・妥結額の前年との比較(定昇込み)

※比較表(定昇込みで交渉した組合のみ)

区分	要 求			妥 結			
	組合数	金額(円)	対前年(%)	組合数	金額(円)	対前年(%)	賃上げ率(%)
令和5年6月末妥結状況	75	12,726	195.5	75	11,752	230.8	3.79
同組合令和4年妥結状況	75	6,509	—	75	5,092	—	—
令和4年調査最終結果	68	7,158	117.3	68	5,607	127.1	2.06

- (注) 1. 要求金額、妥結金額は組合員数による加重平均
 2. 同組合令和4年妥結状況は、今回集計した組合の前年の状況
 3. 令和4年調査最終結果は、昨年6月末時点で集計した最終結果
 4. 対前年は、該当年の集計対象組合の前年の金額との比較

図表4 企業規模別

(単位:円、%)

企業規模	平均賃金	要 求		妥 結				
		組合数	要求額	組合数	令和5年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和4年妥結額
計	309,765 (276,261)	75	12,726 (10,722)	75	11,752 (8,283)	230.8 (182.1)	3.79 (3.00)	5,092 (4,549)
29人以下	275,000	1	5,000	1	5,000	142.9	1.82	3,500
30 ~ 99人	263,089	11	12,665	11	8,688	229.8	3.30	3,781
100 ~ 299人	276,334	21	8,746	21	7,067	164.8	2.56	4,287
300人未満計	271,955 (264,542)	33	10,023 (10,380)	33	7,593 (6,765)	184.4 (164.4)	2.79 (2.56)	4,117 (4,116)
300 ~ 499人	248,322	12	8,835	12	7,831	175.2	3.15	4,469
500 ~ 999人	282,712	8	8,206	8	7,088	232.5	2.51	3,049
300 ~ 999人	264,281	20	8,543	20	7,486	196.5	2.83	3,810
1,000人以上	325,438	22	14,040	22	13,322	241.4	4.09	5,518
300人以上計	314,919 (285,469)	42	13,095 (10,991)	42	12,319 (9,476)	235.8 (193.8)	3.91 (3.32)	5,224 (4,889)

- (注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計。()内は組合数による単純平均。
 2. 令和4年妥結額は、令和5年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

図表5 産業別

(単位:円、%)

区 分	平均賃金	要 求		妥 結					
		組合数	要求額	組合数	令和5年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和4年妥結額	
産 業 計	309,765	75	12,726	75	11,752	230.8	3.79	5,092	
製 造 業 計	323,402	46	13,965	46	12,966	205.7	4.01	6,304	
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	×	×	1	×	×	×	×	
	織 維 工 業	-	-	0	-	-	-	-	
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	249,354	2	10,119	2	3,950	129	2	3,072
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	280,424	3	16,098	3	11,033	152.1	3.93	7,256
	化 学 工 業	344,701	9	17,240	9	16,451	212.5	4.77	7,743
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	282,958	2	12,001	2	6,162	116.3	2.18	5,300
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	-	0	-	0	-	-	-	-
	窯 業 ・ 土 石 製 品	277,937	5	13,228	5	6,776	126.8	2.44	5,344
	鉄 鋼 業	278,258	6	6,746	6	7,185	208.0	2.58	3,455
	非 鉄 金 属	373,618	2	9,767	2	8,629	292	2	2,951
	金 属 製 品	233,654	3	6,387	3	6,092	145.6	2.61	4,183
	一 般 機 械 器 具	296,107	3	13,789	3	9,506	129.3	3.21	7,351
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	276,239	3	8,310	3	8,995	1,097	3	820
輸 送 用 機 械 器 具	315,253	7	12,927	7	12,484	200.7	3.96	6,220	
そ の 他	-	0	-	0	-	-	-	-	
建 設 業	290,399	3	6,393	3	7,359	139.9	2.53	5,261	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	X	1	X	1	X	X	X	X	
情 報 通 信 業	-	0	-	0	-	-	-	-	
運 輸 業 ・ 郵 便 業	280,803	11	6,387	11	5,104	260.4	1.82	1,960	
卸 売 業 ・ 小 売 業	245,139	9	11,391	9	9,694	209.2	3.95	4,633	
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業	-	0	-	0	-	-	-	-	
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業	-	0	-	0	-	-	-	-	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	-	0	-	0	-	-	-	-	
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	-	0	-	0	-	-	-	-	
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉	293,737	3	9,552	3	5,925	96.0	2.02	6,172	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業	295,431	2	14,698	2	14,935	1,507.1	5.06	991	

- (注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計。
 2. 令和4年妥結額は、令和5年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。
 3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算。

図表6 金額階層別

金額階級	300人未満	300人以上	計	分布率 (%)	令和4年 組合数	分布率 (%)
計	33	42	75	100.0	67	100.0
1,000 円未満	2	0	2	2.7	0	0.0
1,000 ～ 1,999 円	0	0	0	0.0	2	3.0
2,000 ～ 2,999 円	3	4	7	9.3	6	9.0
3,000 ～ 3,999 円	2	2	4	5.3	7	10.4
4,000 ～ 4,999 円	3	1	4	5.3	17	25.4
5,000 ～ 5,999 円	5	4	9	12.0	15	22.4
6,000 ～ 6,999 円	2	4	6	8.0	7	10.4
7,000 ～ 7,999 円	0	4	4	5.3	5	7.5
8,000 ～ 8,999 円	6	5	11	14.7	3	4.5
9,000 ～ 9,999 円	4	2	6	8.0	2	3.0
10,000 円以上	6	16	22	29.3	3	4.5
その他の	0	0	0	0.0	0	0.0

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計
2. その他は具体的な妥結額が不明の組合

図表7 妥結時期

妥結時期	300人未満	300人以上	計	累計	分布率 (%)
計	33	42	75	75	100.0
2 月 末 まで	1	1	2	2	2.7
3 月 1 ～ 10 日	0	2	2	4	2.7
11 ～ 20 日	8	11	19	23	25.3
21 ～ 31 日	8	12	20	43	26.7
4 月 1 ～ 10 日	3	1	4	47	5.3
11 ～ 20 日	6	8	14	61	18.7
21 ～ 30 日	2	1	3	64	4.0
5 月 1 ～ 10 日	0	2	2	66	2.7
11 ～ 20 日	2	1	3	69	4.0
21 ～ 31 日	2	1	3	72	4.0
6 月 1 ～ 10 日	1	0	1	73	1.3
11 ～ 20 日	0	1	1	74	1.3
21 ～ 30 日	0	1	1	75	1.3
7 月 1 ～ 10 日	0	0	0	75	0.0

図表8 地域別

区 分		要 求				妥 結						調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定昇込み)	75	12,726	6,509	195.5	75	11,752	5,092	309,765	230.8	3.79	197
	(ペアのみ)	16	8,626	3,657	235.9	16	4,935	1,096	304,167	450.3	1.62	
岩 国	(定昇込み)	8	6,837	5,341	128.0	8	4,647	3,757	276,900	123.7	1.68	19
	(ペアのみ)	6	8,443	2,085	404.9	6	6,105	923	309,875	661.4	1.97	
柳 井	(定昇込み)	6	10,318	8,338	123.7	6	7,161	5,853	283,921	122.3	2.52	8
	(ペアのみ)	1	X	X	X	1	X	X	X	X	X	
周 南	(定昇込み)	19	16,145	7,962	202.8	19	14,823	7,696	335,129	192.6	4.42	38
	(ペアのみ)	2	4,880	6,452	75.6	2	4,236	4,005	306,406	105.8	1.38	
山 口 ・ 防 府	(定昇込み)	14	12,936	6,459	200.3	14	12,414	4,449	297,272	279.0	4.18	42
	(ペアのみ)	4	9,639	5,678	169.8	4	2,645	464	300,689	570.0	0.88	
宇 部 ・ 小 野 田	(定昇込み)	12	13,073	8,038	162.6	12	12,370	6,009	297,272	205.9	4.16	44
	(ペアのみ)	2	7,979	5,536	144.1	2	3,534	2,010	287,429	175.8	1.23	
下 関	(定昇込み)	16	8,267	3,162	261.4	16	7,305	1,827	314,854	399.8	2.32	44
	(ペアのみ)	1	X	X	X	1	X	X	X	X	X	
萩 ・ 長 門	(定昇込み)	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	2
	(ペアのみ)	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	

(注) 1.組合員数による加重平均で集計

2.前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果と一致しない

令和5年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
(ア) 製造業
(イ) 卸売業，小売業
(ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
(エ) 宿泊業，飲食サービス業
(オ) 生活関連サービス業，娯楽業
(カ) 医療，福祉
(キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

(1) 数 16,489 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和3年次フレーム（速報））を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	6,612	1,847	27.9%
B ランク	4,849	1,624	33.5%
C ランク	5,028	1,810	36.0%
合計	16,489	5,281	32.0%

4. 集計労働者 32,180 人

（うち、令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人（81.6%））

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和5年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和5年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和5年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和3年度分、令和4年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和5年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和5年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和4年6月分、令和5年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和4年6月分、令和5年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	43.1	1.0	39.4	16.5	100.0	46.6	1.9	34.6	16.9	100.0	41.7	1.4	38.2	18.8	100.0	44.6	0.5	43.7	11.2
B	100.0	44.1	0.6	37.7	17.7	100.0	44.2	0.0	35.1	20.7	100.0	38.9	0.6	38.5	21.9	100.0	58.3	1.1	26.4	14.2
C	100.0	42.4	0.6	38.2	18.8	100.0	43.1	0.0	35.3	21.6	100.0	37.3	0.7	41.9	20.0	100.0	52.7	1.7	36.5	9.1
計	100.0	43.5	0.7	38.4	17.4	100.0	45.1	0.8	34.9	19.2	100.0	39.7	0.9	38.9	20.5	100.0	51.0	0.9	36.0	12.2
R4年	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	35.3	0.4	44.4	19.8	100.0	29.0	1.1	56.7	13.2	100.0	56.7	0.0	27.2	16.2	100.0	44.2	0.9	41.3	13.6
B	100.0	34.9	0.0	48.7	16.4	100.0	37.2	1.2	43.7	17.9	100.0	67.3	0.4	17.0	15.3	100.0	40.5	1.6	49.7	8.2
C	100.0	31.8	0.0	45.9	22.3	100.0	39.1	0.0	48.2	12.7	100.0	63.2	0.9	17.8	18.1	100.0	42.8	0.8	37.8	18.6
計	100.0	34.6	0.2	46.7	18.5	100.0	34.1	1.0	49.5	15.3	100.0	62.3	0.3	21.4	16.0	100.0	42.1	1.2	45.2	11.5
R4年	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	4.5	4.4	4.8	5.2	3.9	4.9	4.2	4.4	-17.9	-13.2	-18.7	-2.5	-34.0	-30.5		-13.6	1.8	1.8	1.7	2.3	1.2	1.1	2.4	1.8
B	4.1	4.0	4.3	4.6	4.8	5.7	2.9	4.0	-11.4		-11.1	-1.1		-40.0	-0.4	-2.6	1.8	1.8	1.6	2.7	1.7	1.6	2.0	1.6
C	4.0	4.4	3.7	3.6	5.0	5.1	3.5	3.9	-6.2		-8.2	-5.0			-1.4	-8.7	1.7	1.9	1.3	1.8	1.6	2.0	2.2	1.6
計	4.3	4.2	4.4	4.8	4.5	5.3	3.5	4.2	-14.2	-13.2	-15.0	-2.3	-34.0	-35.8	-0.8	-5.8	1.8	1.8	1.6	2.4	1.5	1.4	2.2	1.7
R 4 年	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.8 %	3.2 %	5.3 %	0.55	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	1.3 %	3.8 %	7.0 %	0.75
B	1.1	2.8	5.0	0.70	1.7	3.0	5.0	0.55	1.2	3.0	5.0	0.63	2.0	3.0	5.0	0.50
C	1.2	2.6	5.0	0.73	1.2	2.8	4.5	0.59	1.5	3.0	4.5	0.50	1.3	2.1	4.3	0.71
計	1.3	2.9	5.0	0.64	1.6	3.0	5.0	0.57	1.4	3.0	5.0	0.60	1.5	3.0	5.7	0.70
R4年	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.4 %	3.0 %	4.8 %	0.57	1.0 %	3.0 %	7.6 %	1.10	1.2 %	2.3 %	5.0 %	0.83	1.7 %	2.8 %	5.0 %	0.59
B	1.2	3.4	5.0	0.56	1.3	4.5	7.0	0.63	1.0	1.7	3.1	0.62	1.0	2.9	5.5	0.78
C	1.2	4.5	5.9	0.52	1.3	3.0	5.8	0.75	1.0	1.9	3.3	0.61	1.6	2.4	5.0	0.71
計	1.3	3.0	5.0	0.62	1.3	3.1	7.0	0.92	1.0	2.0	4.2	0.80	1.5	2.7	5.0	0.65
R4年	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =
$$\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
男 女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
一般 計	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0
パート 計	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものです。

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

(円、%)

性 就業 形態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年					
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,051	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

(注) 斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

(資料注) 第4表①、②の集計労働者32,180人のうち、本表の集計対象となる令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者は26,256人(81.6%)。

参考1 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引き上げを実施した事業所	賃金引き上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	75.5	8.7	1.8	14.0
B	100.0	77.0	9.5	1.5	12.0
C	100.0	75.6	9.9	2.2	12.3
計	100.0	76.2	9.2	1.7	12.8
R 4 年	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6

(注) 「その他」には、前年には賃金引き上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引き上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	19.1	2.3	13.7	56.8	8.2	100.0	20.8	3.5	8.9	58.3	8.5	100.0	21.4	2.4	12.2	54.9	9.2	100.0	10.0	3.7	18.0	61.6	6.7
B	100.0	20.3	2.3	12.4	55.7	9.3	100.0	24.9	2.3	14.3	48.6	9.9	100.0	25.4	2.4	14.7	49.0	8.6	100.0	23.5	2.4	2.3	62.7	9.1
C	100.0	19.1	3.0	17.2	49.8	10.9	100.0	21.9	3.6	21.1	40.9	12.5	100.0	18.3	2.6	17.2	50.6	11.3	100.0	12.5	0.0	22.2	57.8	7.5
計	100.0	19.7	2.4	13.5	55.4	9.1	100.0	23.0	2.9	12.9	51.7	9.6	100.0	22.9	2.4	14.2	51.3	9.2	100.0	14.8	2.9	13.1	61.6	7.6
R 4 年	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)						
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	18.7	2.3	14.5	54.6	9.9	100.0	10.2	2.0	13.0	68.2	6.7	100.0	29.8	1.3	24.1	38.6	6.2	100.0	17.3	0.0	7.6	67.5	7.5
B	100.0	14.5	1.1	18.5	56.3	9.5	100.0	15.9	1.2	7.5	63.5	11.9	100.0	28.8	6.2	13.0	39.6	12.4	100.0	5.7	2.3	2.7	83.1	6.2
C	100.0	19.5	3.1	17.9	49.4	10.0	100.0	11.6	0.8	15.5	63.7	8.5	100.0	32.1	4.1	13.8	35.6	14.3	100.0	16.8	5.9	14.1	52.9	10.3
計	100.0	16.8	1.9	16.9	54.7	9.7	100.0	12.9	1.5	10.8	65.6	9.2	100.0	29.7	3.5	18.5	38.6	9.6	100.0	11.1	2.0	5.9	73.8	7.2
R 4 年	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和4年	令和5年
40.0	41.0

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和4年	令和5年
男性	40.9	40.9
女性	59.1	59.1

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和3年度	令和4年度
245.4	246.2

令和5年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率

時間額(円)	未満率 (%)			
	全体	一般	パート	女
888	0.7	0.9	0.5	0.8
時間額(円)	影響率 (%)			
	全体	一般	パート	女
889	4.8	1.7	9.4	6.2
890	4.8	1.8	9.4	6.3
891	10.4	2.3	22.6	14.0
892	10.6	2.5	22.8	14.3
893	10.7	2.6	22.8	14.4
894	11.0	2.6	23.3	14.8
895	11.1	2.8	23.5	15.0
896	11.2	2.8	23.8	15.2
897	11.3	2.9	23.8	15.4
898	11.3	2.9	23.8	15.4
899	11.5	3.1	24.0	15.6
900	11.5	3.1	24.0	15.6
901	16.5	4.1	35.0	23.0
902	16.6	4.2	35.1	23.1
903	16.7	4.3	35.3	23.3
904	16.9	4.4	35.5	23.6
905	16.9	4.5	35.5	23.6
906	17.1	4.5	35.8	23.9
907	17.2	4.7	35.8	24.0
908	17.4	4.8	36.3	24.4
909	17.5	4.9	36.3	24.5
910	17.8	5.2	36.5	24.9
911	19.2	5.4	39.7	26.9
912	19.3	5.5	39.8	27.1
913	19.3	5.5	39.9	27.2
914	19.4	5.6	40.1	27.3
915	19.6	5.6	40.5	27.6
916	19.7	5.7	40.5	27.7
917	19.7	5.8	40.5	27.8
918	19.8	5.8	40.6	27.9
919	19.9	5.9	40.7	28.0
920	19.9	5.9	40.7	28.0
925	21.6	6.4	44.3	30.3
930	22.3	6.8	45.3	31.1
935	24.4	7.3	50.0	34.1
940	25.0	8.7	50.6	35.0

◎説明

当該表の数値は、令和5年度の基礎調査の統計により得た分布の累積値で、一番左列の時間額の未満率及び影響率(左の列未満の額の賃金を支払われている労働者の割合)を示すもの。

最低賃金に関する基礎調査結果について

山口県最低賃金

1 趣旨

この調査は、山口県の最低賃金の改正の資料を得るため、県内の民間企業の賃金の実態を調査し結果をとりまとめたものである。

2 調査対象事業所

常用労働者を製造業は1～99人、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)は1～29人を使用する事業所のうちから、一定の方法によって抽出した事業所である。

3 調査対象労働者

調査対象事業所に使用されるすべての労働者(臨時・パート等を含む。但し、労働者30人以上の製造業については抽出率2分の1の労働者)及び特定(産業別)最低賃金適用対象産業に属する調査対象労働者のうち、特定(産業別)最低賃金の適用を除外された労働者である。

4 調査対象期日及び調査実施期日

令和5年6月1日現在について、令和5年6月1日から同年6月30日までの1か月間の賃金等の事項を令和5年6月1日から7月20日までの間に調査した。

5 調査票

6 集計

山口労働局において集計し、母集団に復元した。

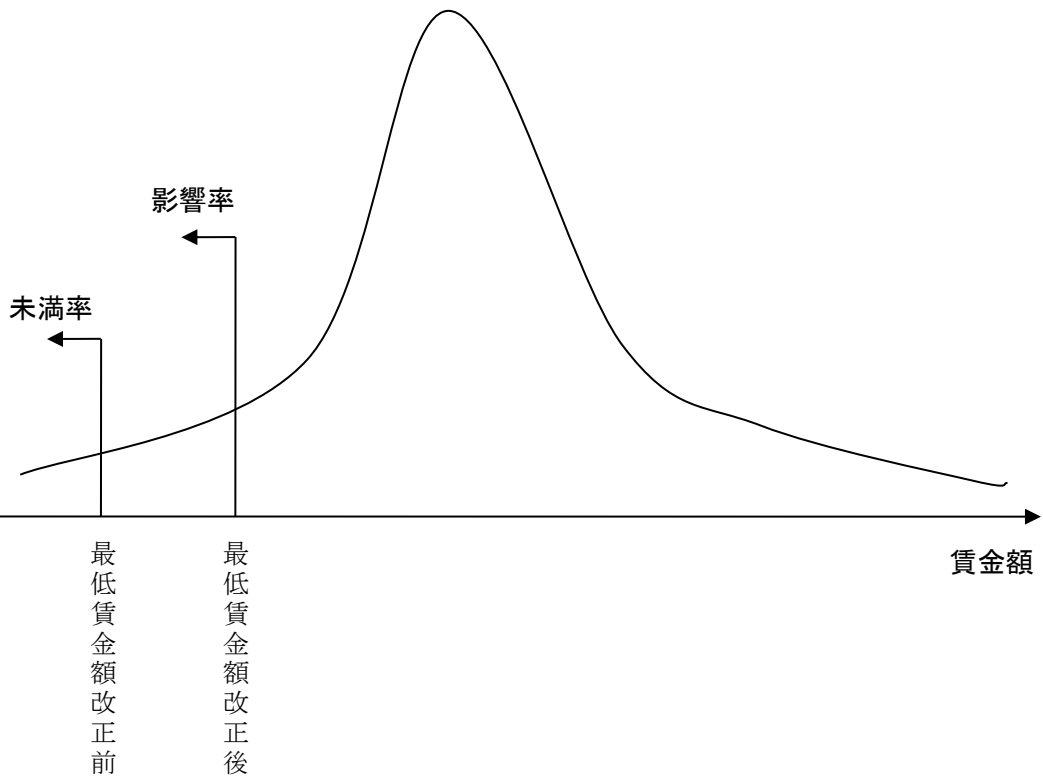
1 未満率及び影響率

未満率：現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

* 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



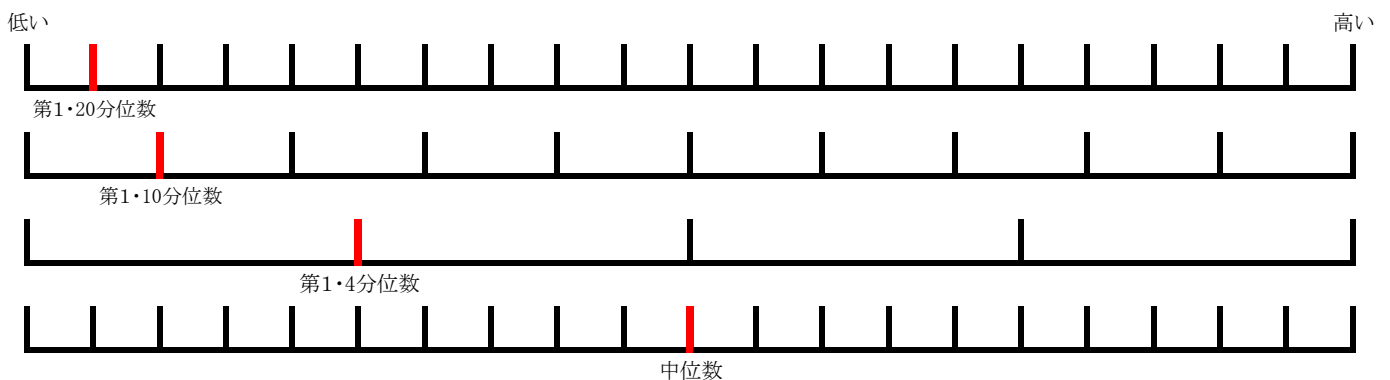
2 第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数

第1・20分位数：数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

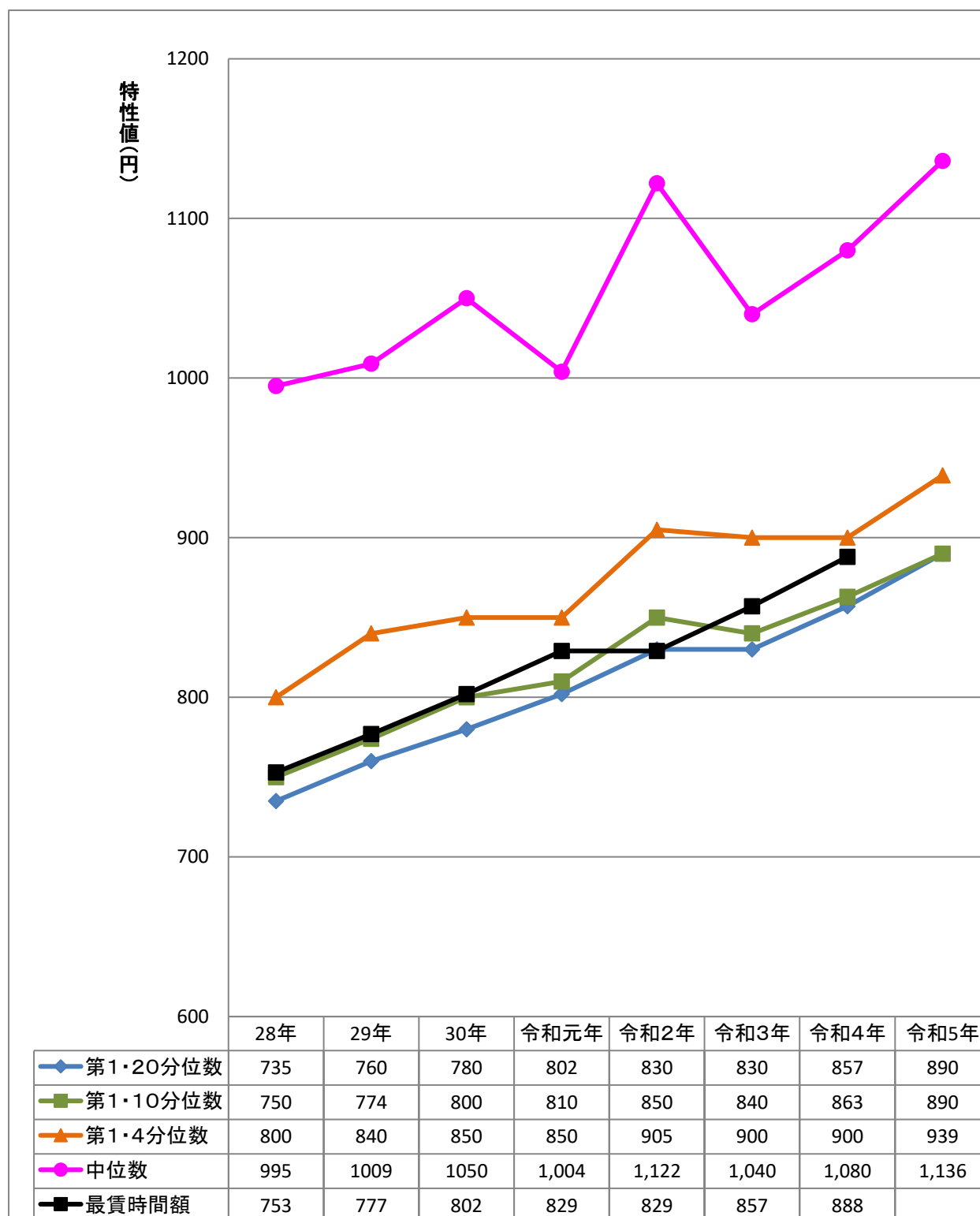
第1・4分位数：4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・全体）（最終集計）

（1）特性値の推移

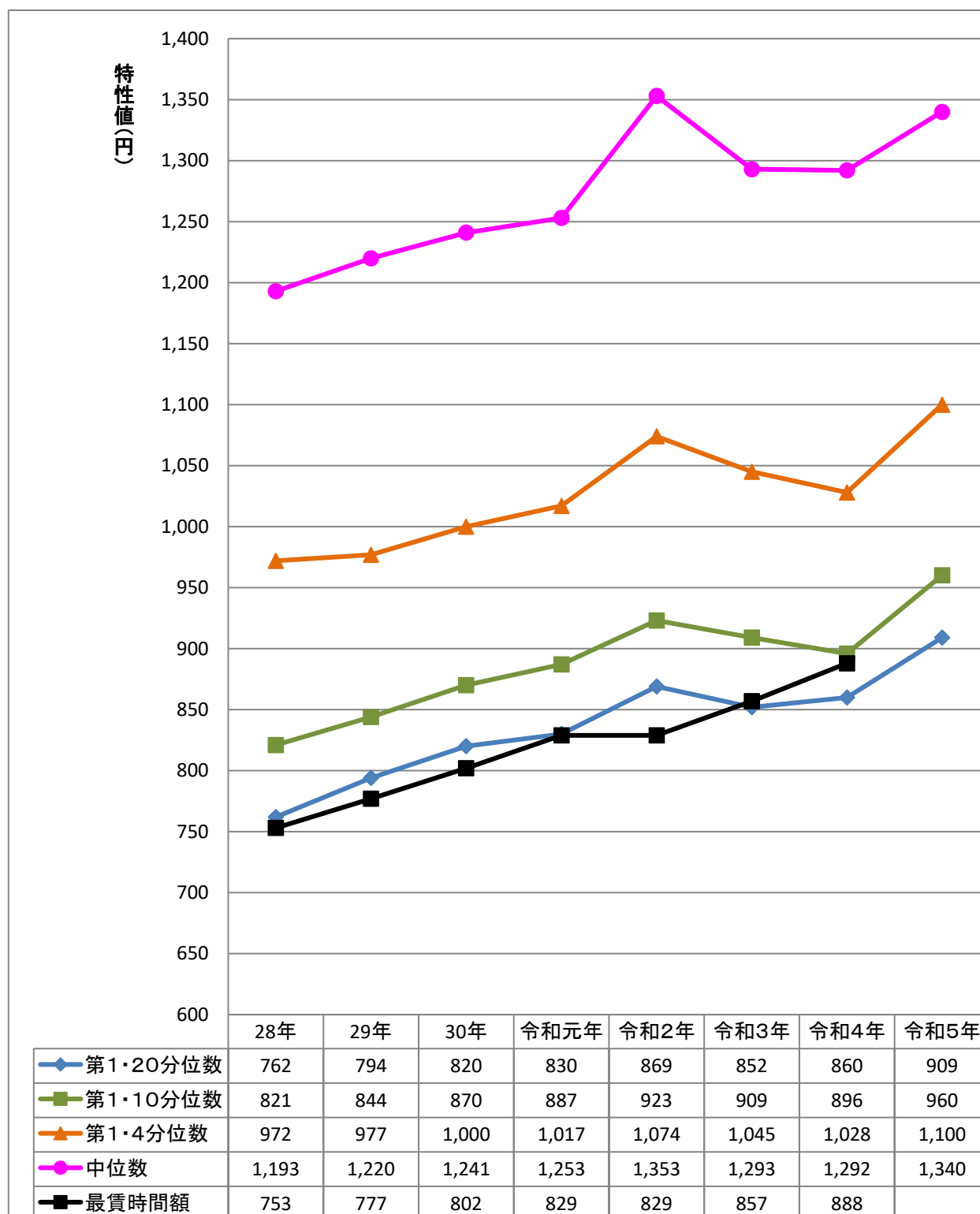


（2）未満率と影響率の推移

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未満率	1.0	0.4	1.5	0.8	1.4	1.5	1.5	0.7
影響率	12.1	10.2	15.9	16.6	1.4	16.9	16.8	

令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・一般）（最終集計）

（1）特性値の推移

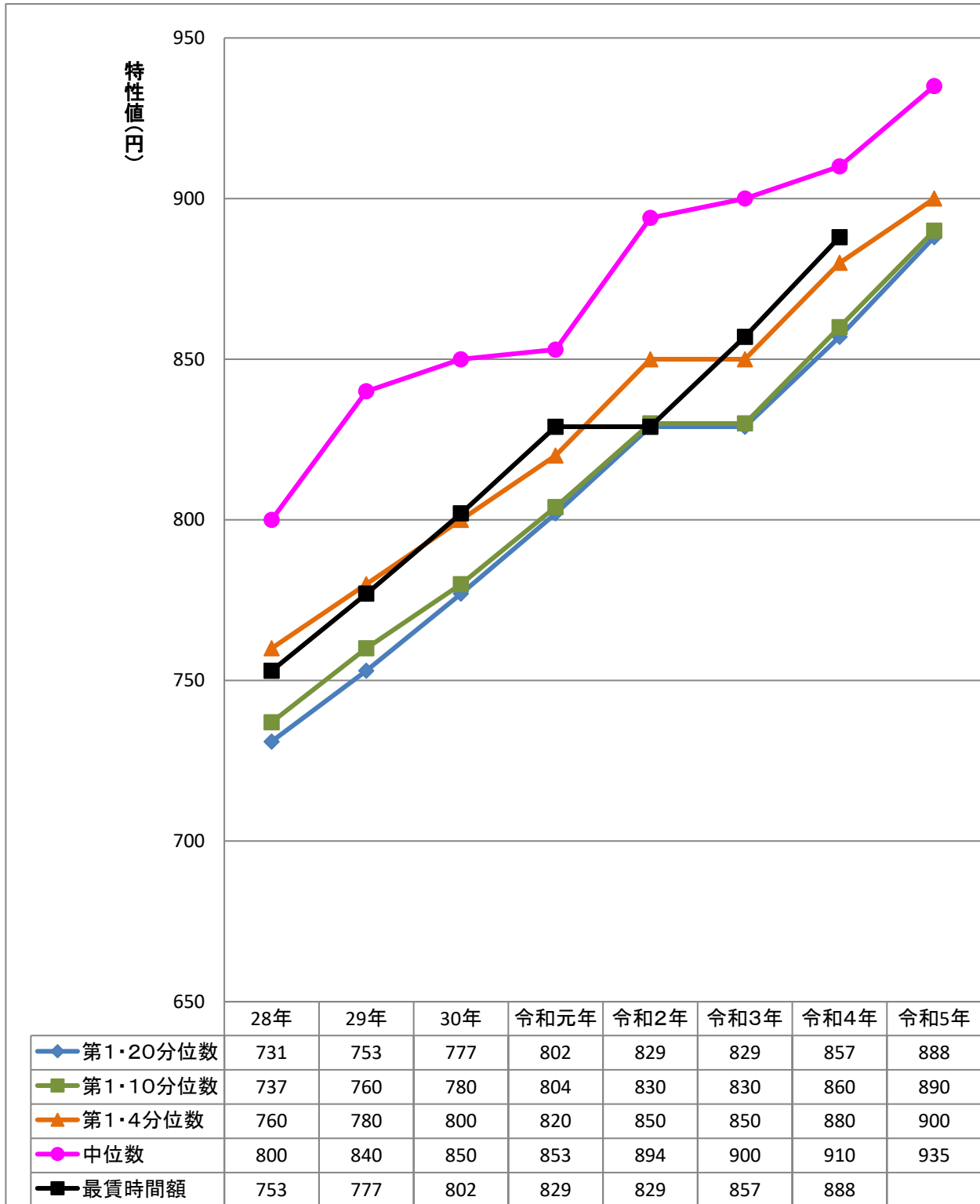


（2）未満率と影響率の推移

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未満率	1.0	0.5	1.0	1.3	2.2	1.8	2.2	0.9
影響率	4.1	3.5	3.7	16.0	2.2	5.7	7.7	

令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・パート）（最終集計）

(1) 特性値の推移

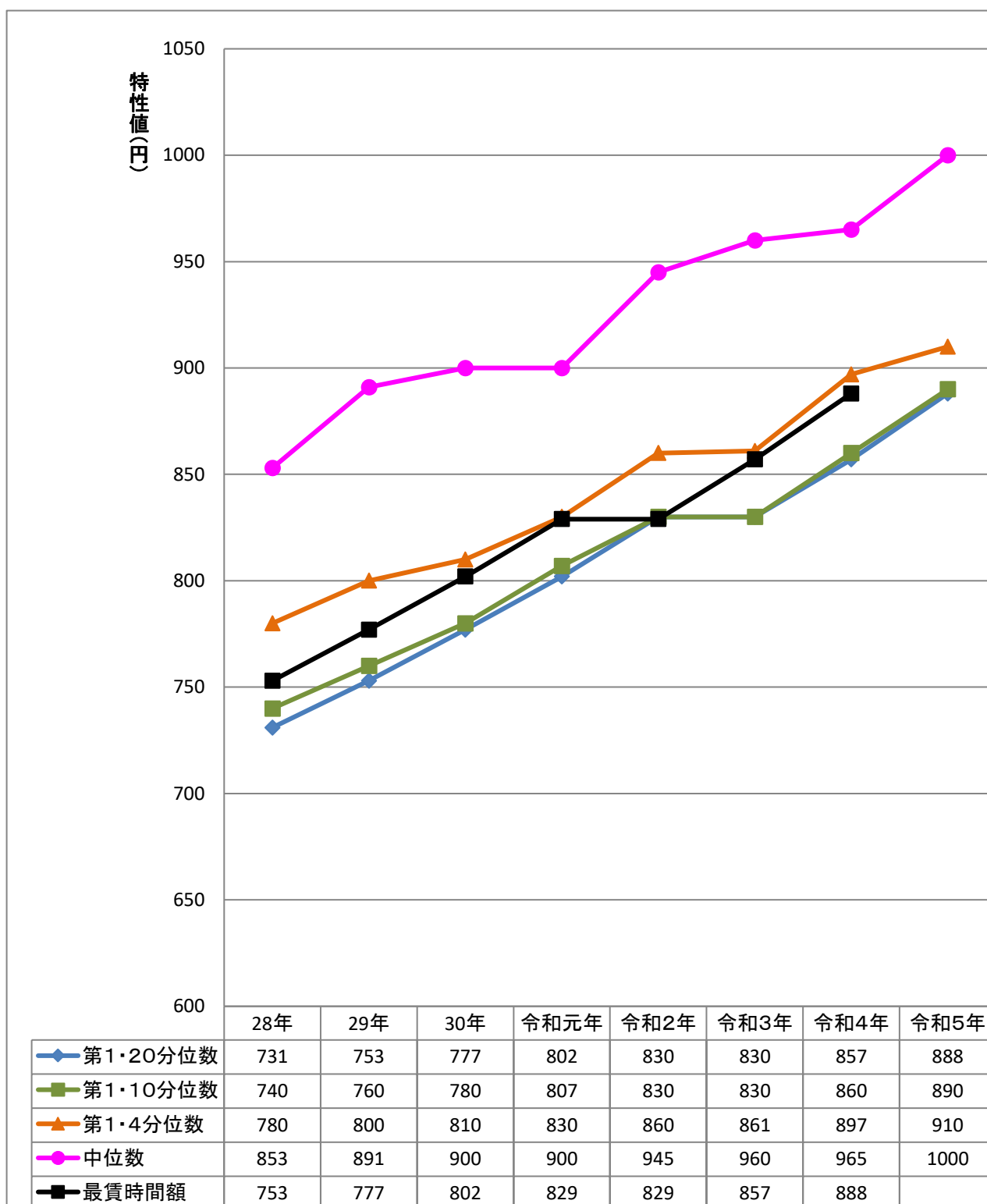


(2) 未満率と影響率の推移

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未満率	1.2	0.3	2.2	0.3	0.4	1.1	0.8	0.5
影響率	24	21	37	31.5	0.4	31.9	28.8	

令和5年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・女）（最終集計）

（1）特性値の推移



（2）未満率と影響率の推移

	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
未満率	1.5	0.6	2.2	1.1	1.2	1.9	2.0	0.8
影響率	17.4	15.2	23.7	23.7	1.2	22.9	23	

936	936	45,417 (24.7)	14,879 (23.2)	25,738 (26.8)	4,800 (20.2)	45,417 (24.7)				1,009 (90.2)	1,680 (41.2)	25,147 (21.1)	3,161 (18.1)	3,309 (20.5)	11,112 (42.4)
937	937	45,808 (24.9)	15,085 (23.5)	25,871 (26.9)	4,851 (20.4)	45,808 (24.9)				1,009 (90.2)	1,680 (41.2)	25,358 (21.3)	3,187 (18.2)	3,318 (20.6)	11,255 (42.9)
938	938	45,857 (24.9)	15,085 (23.5)	25,911 (26.9)	4,861 (20.5)	45,857 (24.9)				1,009 (90.2)	1,680 (41.2)	25,358 (21.3)	3,190 (18.2)	3,365 (20.9)	11,255 (42.9)
939	939	46,036 (25.0)	15,144 (23.6)	26,027 (27.1)	4,864 (20.5)	46,036 (25.0)				1,009 (90.2)	1,680 (41.2)	25,506 (21.4)	3,190 (18.2)	3,365 (20.9)	11,286 (43.0)
940	949	49,096 (26.7)	15,794 (24.6)	27,636 (28.7)	5,666 (23.9)	49,096 (26.7)				1,009 (90.2)	1,774 (43.5)	27,519 (23.1)	3,433 (19.6)	3,723 (23.1)	11,637 (44.4)
950	959	54,542 (29.6)	18,075 (28.1)	29,782 (31.0)	6,685 (28.2)	54,542 (29.6)				1,083 (96.8)	2,215 (54.3)	30,409 (25.5)	4,064 (23.2)	4,129 (25.6)	12,641 (48.2)
960	969	56,885 (30.9)	19,058 (29.7)	30,694 (31.9)	7,133 (30.1)	56,885 (30.9)				1,083 (96.8)	2,327 (57.0)	31,734 (26.6)	4,255 (24.3)	4,462 (27.7)	13,024 (49.6)
970	979	58,936 (32.0)	19,683 (30.6)	31,461 (32.7)	7,792 (32.8)	58,936 (32.0)				1,083 (96.8)	2,405 (58.9)	33,189 (27.9)	4,459 (25.5)	4,509 (28.0)	13,290 (50.7)
980	989	61,377 (33.3)	20,854 (32.5)	32,476 (33.8)	8,047 (33.9)	61,377 (33.3)				1,083 (96.8)	2,438 (59.7)	34,651 (29.1)	4,779 (27.3)	4,793 (29.7)	13,632 (52.0)
990	999	62,691 (34.0)	21,192 (33.0)	33,077 (34.4)	8,422 (35.5)	62,691 (34.0)				1,089 (97.3)	2,505 (61.4)	35,425 (29.7)	4,933 (28.2)	4,873 (30.2)	13,867 (52.9)
1000	1099	84,886 (46.1)	30,100 (46.9)	43,373 (45.1)	11,412 (48.1)	84,886 (46.1)				1,119 (100.0)	3,533 (86.6)	49,800 (41.8)	6,760 (38.7)	7,197 (44.7)	16,477 (62.8)
1100	1199	101,736 (55.2)	35,585 (55.4)	52,594 (54.7)	13,557 (57.1)	101,736 (55.2)					4,037 (98.9)	60,972 (51.2)	8,282 (47.4)	8,792 (54.6)	18,533 (70.6)
1200	1299	116,873 (63.5)	40,458 (63.0)	61,296 (63.7)	15,119 (63.7)	116,873 (63.5)					4,072 (99.8)	71,570 (60.1)	9,411 (53.8)	10,404 (64.0)	20,296 (77.4)
1300	1399	129,305 (70.2)	44,822 (69.8)	67,945 (70.7)	16,539 (69.7)	129,305 (70.2)					4,079 (99.9)	80,751 (67.8)	10,430 (59.6)	11,544 (71.6)	21,382 (81.5)
1400	1499	139,894 (76.0)	48,047 (74.8)	73,970 (76.9)	17,877 (75.3)	139,894 (76.0)					4,082 (100.0)	88,307 (74.1)	11,590 (66.3)	12,625 (78.3)	22,170 (84.5)
1500		184,142 (100.0)	64,242 (100.0)	96,170 (100.0)	23,731 (100.0)	184,142 (100.0)						119,104 (100.0)	17,485 (100.0)	16,114 (100.0)	26,237 (100.0)
月平均賃金額		179,081	178,782	172,782	205,418	179,081				40,780	69,840	192,916	209,189	176,316	120,802
時間当平均賃金額		1,302	1,312	1,296	1,303	1,302				904	975	1,327	1,425	1,340	1,154
月一人当たり労働時間数		132	131	126	154	132				45	71	140	139	131	102
第1・2 0分位数		890	888	890	890	890				890	888	890	890	890	888
第1・1 0分位数		890	894	890	900	890				890	890	890	900	900	888
第1・4 分位数		939	950	930	950	939				890	910	954	977	954	900
中位		1,136	1,122	1,142	1,123	1,136				890	950	1,187	1,237	1,137	975
四分位偏差係数		0.2378	0.2453	0.2355	0.2415	0.2378				0.0115	0.0477	0.2354	0.2941	0.2218	0.1747

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

939	939	8,589 (7.8)	4,321 (10.8)	2,780 (5.3)	1,488 (8.6)	8,589 (7.8)				196 (24.2)	5,783 (7.1)	418 (3.7)	862 (9.0)	1,331 (17.4)
940	949	9,619 (8.7)	4,536 (11.3)	3,410 (6.4)	1,674 (9.7)	9,619 (8.7)				217 (26.8)	6,482 (8.0)	573 (5.1)	980 (10.2)	1,367 (17.9)
950	959	10,927 (9.9)	5,083 (12.7)	3,701 (7.0)	2,144 (12.4)	10,927 (9.9)				281 (34.7)	7,412 (9.2)	702 (6.3)	1,057 (11.0)	1,475 (19.3)
960	969	11,992 (10.9)	5,528 (13.8)	4,026 (7.6)	2,439 (14.2)	11,992 (10.9)				385 (47.6)	8,078 (10.0)	743 (6.7)	1,197 (12.4)	1,589 (20.8)
970	979	13,405 (12.2)	5,905 (14.7)	4,582 (8.7)	2,919 (16.9)	13,405 (12.2)				427 (52.8)	9,061 (11.2)	906 (8.1)	1,233 (12.8)	1,778 (23.3)
980	989	14,832 (13.5)	6,564 (16.4)	5,184 (9.8)	3,084 (17.9)	14,832 (13.5)				430 (53.2)	10,091 (12.5)	1,080 (9.7)	1,342 (13.9)	1,889 (24.8)
990	999	15,754 (14.3)	6,829 (17.0)	5,540 (10.5)	3,385 (19.7)	15,754 (14.3)		5 (100.0)		497 (61.4)	10,675 (13.2)	1,142 (10.2)	1,404 (14.6)	2,031 (26.6)
1000	1099	27,439 (24.9)	11,502 (28.7)	10,492 (19.8)	5,445 (31.6)	27,439 (24.9)				681 (84.2)	19,518 (24.1)	1,986 (17.8)	2,549 (26.5)	2,700 (35.4)
1100	1199	39,597 (35.9)	15,537 (38.8)	16,763 (31.7)	7,297 (42.4)	39,597 (35.9)				797 (98.5)	28,538 (35.3)	3,024 (27.1)	3,667 (38.1)	3,565 (46.7)
1200	1299	50,184 (45.5)	19,045 (47.5)	22,368 (42.3)	8,771 (50.9)	50,184 (45.5)				800 (98.8)	36,690 (45.3)	3,729 (33.4)	4,835 (50.2)	4,124 (54.1)
1300	1399	60,669 (55.1)	22,698 (56.7)	27,870 (52.7)	10,101 (58.6)	60,669 (55.1)				807 (99.7)	45,058 (55.7)	4,593 (41.2)	5,707 (59.3)	4,499 (59.0)
1400	1499	70,155 (63.7)	25,545 (63.8)	33,201 (62.8)	11,409 (66.2)	70,155 (63.7)				810 (100.0)	52,213 (64.5)	5,546 (49.7)	6,588 (68.4)	4,993 (65.4)
1500		110,177 (100.0)	40,063 (100.0)	52,891 (100.0)	17,223 (100.0)	110,177 (100.0)					80,939 (100.0)	11,162 (100.0)	9,631 (100.0)	7,630 (100.0)
月平均賃金額		243,247	236,727	248,476	242,356	243,247		174,592	169,660	243,631	275,150	235,854	209,688	
時間当平均賃金額		1,471	1,450	1,501	1,430	1,471		992	1,001	1,465	1,645	1,439	1,370	
月一人当たり労働時間数		165	163	166	170	165		176	170	167	167	163	152	
第1・20分位数		909	900	936	911	909		992	888	915	946	908	888	
第1・10分位数		960	931	993	950	960		992	892	970	997	946	892	
第1・4分位数		1,100	1,068	1,142	1,035	1,100		992	947	1,107	1,187	1,084	992	
中位数		1,340	1,322	1,371	1,288	1,340		992	976	1,339	1,509	1,299	1,231	
四分位偏差係数		0.2174	0.2343	0.1988	0.2444	0.2174		0.0004	0.0485	0.2068	0.2394	0.2271	0.2573	

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

939	939	37,447 (50.6)	10,823 (44.8)	23,247 (53.7)	3,377 (51.9)	37,447 (50.6)				1,009 (90.6)	1,484 (45.3)	19,723 (51.7)	2,772 (43.8)	2,503 (38.6)	9,955 (53.5)
940	949	39,477 (53.4)	11,259 (46.6)	24,226 (56.0)	3,992 (61.3)	39,477 (53.4)				1,009 (90.6)	1,557 (47.6)	21,038 (55.1)	2,859 (45.2)	2,744 (42.3)	10,270 (55.2)
950	959	43,614 (59.0)	12,992 (53.7)	26,081 (60.3)	4,541 (69.8)	43,614 (59.0)				1,083 (97.3)	1,934 (59.1)	22,997 (60.3)	3,362 (53.2)	3,072 (47.4)	11,166 (60.0)
960	969	44,892 (60.7)	13,530 (56.0)	26,668 (61.6)	4,694 (72.1)	44,892 (60.7)				1,083 (97.3)	1,941 (59.3)	23,655 (62.0)	3,512 (55.5)	3,265 (50.4)	11,435 (61.5)
970	979	45,531 (61.6)	13,779 (57.0)	26,879 (62.1)	4,873 (74.9)	45,531 (61.6)				1,083 (97.3)	1,978 (60.4)	24,129 (63.2)	3,553 (56.2)	3,276 (50.5)	11,512 (61.9)
980	989	46,545 (62.9)	14,290 (59.1)	27,292 (63.1)	4,963 (76.3)	46,545 (62.9)				1,083 (97.3)	2,008 (61.3)	24,560 (64.4)	3,699 (58.5)	3,451 (53.2)	11,744 (63.1)
990	999	46,938 (63.5)	14,363 (59.4)	27,537 (63.6)	5,037 (77.4)	46,938 (63.5)				1,083 (97.3)	2,008 (61.3)	24,750 (64.8)	3,790 (59.9)	3,469 (53.5)	11,837 (63.6)
1000	1099	57,447 (77.7)	18,598 (76.9)	32,881 (76.0)	5,968 (91.7)	57,447 (77.7)				1,114 (100.0)	2,852 (87.2)	30,282 (79.3)	4,774 (75.5)	4,648 (71.7)	13,777 (74.0)
1100	1199	62,139 (84.0)	20,048 (82.9)	35,831 (82.8)	6,260 (96.2)	62,139 (84.0)					3,240 (99.0)	32,434 (85.0)	5,259 (83.2)	5,125 (79.1)	14,967 (80.4)
1200	1299	66,689 (90.2)	21,413 (88.6)	38,929 (89.9)	6,347 (97.5)	66,689 (90.2)					3,273 (100.0)	34,880 (91.4)	5,682 (89.8)	5,569 (85.9)	16,171 (86.9)
1300	1399	68,636 (92.8)	22,124 (91.5)	40,075 (92.6)	6,438 (98.9)	68,636 (92.8)						35,693 (93.5)	5,837 (92.3)	5,837 (90.0)	16,883 (90.7)
1400	1499	69,739 (94.3)	22,502 (93.1)	40,769 (94.2)	6,468 (99.4)	69,739 (94.3)						36,094 (94.6)	6,044 (95.6)	6,037 (93.1)	17,177 (92.3)
1500		73,965 (100.0)	24,178 (100.0)	43,279 (100.0)	6,508 (100.0)	73,965 (100.0)						38,166 (100.0)	6,324 (100.0)	6,483 (100.0)	18,607 (100.0)
月平均賃金額		83,501	82,769	80,278	107,655	83,501				40,141	45,146	85,364	92,761	87,860	84,353
時間当平均賃金額		1,051	1,084	1,045	968	1,051				903	969	1,033	1,038	1,194	1,065
月一人当たり労働時間数		81	79	78	110	81				44	47	83	89	83	81
第1・20分位数		888	888	888	888	888				890	888	888	888	890	888
第1・10分位数		890	890	888	890	890				890	890	890	890	890	888
第1・4分位数		900	900	890	900	900				890	900	900	898	900	890
中位数		935	950	930	934	935				890	950	930	950	969	930
四分位偏差係数		0.0806	0.0876	0.0991	0.0431	0.0806				0.0115	0.0529	0.0726	0.1013	0.1158	0.1134

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

939	939	46,036 (25.0)	9,717 (12.1)	402 (91.8)	663 (38.4)	4,935 (9.3)	293 (4.0)	594 (8.1)	2,829 (27.8)	36,319 (35.0)	607 (89.1)	1,017 (43.2)	20,570 (31.3)	2,897 (28.4)	2,771 (31.6)	8,457 (52.7)
940	949	49,096 (26.7)	10,164 (12.7)	402 (91.8)	708 (41.0)	5,228 (9.8)	338 (4.6)	619 (8.4)	2,868 (28.1)	38,932 (37.5)	607 (89.1)	1,066 (45.2)	22,291 (33.9)	3,095 (30.3)	3,104 (35.4)	8,770 (54.6)
950	959	54,542 (29.6)	11,573 (14.4)	402 (91.8)	783 (45.4)	6,015 (11.3)	436 (6.0)	729 (9.9)	3,209 (31.5)	42,968 (41.4)	682 (100.0)	1,432 (60.8)	24,394 (37.1)	3,628 (35.5)	3,400 (38.8)	9,433 (58.8)
960	969	56,885 (30.9)	11,966 (14.9)	402 (91.8)	887 (51.4)	6,197 (11.6)	468 (6.4)	767 (10.4)	3,245 (31.8)	44,919 (43.3)		1,439 (61.1)	25,537 (38.8)	3,787 (37.1)	3,695 (42.2)	9,779 (60.9)
970	979	58,936 (32.0)	12,517 (15.6)	402 (91.8)	917 (53.1)	6,609 (12.4)	489 (6.7)	802 (10.9)	3,298 (32.4)	46,420 (44.7)		1,488 (63.2)	26,581 (40.4)	3,970 (38.9)	3,707 (42.3)	9,992 (62.3)
980	989	61,377 (33.3)	13,006 (16.2)	402 (91.8)	917 (53.1)	6,837 (12.8)	607 (8.4)	862 (11.7)	3,381 (33.2)	48,372 (46.6)		1,521 (64.5)	27,814 (42.3)	4,172 (40.8)	3,931 (44.9)	10,252 (63.9)
990	999	62,691 (34.0)	13,393 (16.7)	407 (93.0)	939 (54.4)	7,041 (13.2)	610 (8.4)	862 (11.7)	3,534 (34.7)	49,298 (47.5)		1,565 (66.4)	28,384 (43.2)	4,322 (42.3)	4,011 (45.8)	10,333 (64.4)
1,000	1,099	84,886 (46.1)	19,639 (24.5)	438 (100.0)	1,374 (79.6)	10,792 (20.2)	960 (13.2)	1,477 (20.1)	4,598 (45.1)	65,247 (62.8)		2,159 (91.6)	39,008 (59.3)	5,800 (56.8)	5,719 (65.3)	11,878 (74.0)
1,100	1,199	101,736 (55.2)	27,125 (33.8)		1,720 (99.7)	15,911 (29.8)	1,422 (19.6)	2,144 (29.2)	5,490 (53.9)	74,611 (71.9)		2,317 (98.3)	45,061 (68.5)	6,861 (67.2)	6,648 (75.9)	13,043 (81.3)
1,200	1,299	116,873 (63.5)	34,509 (43.0)		1,723 (99.8)	21,267 (39.9)	1,795 (24.7)	3,016 (41.0)	6,271 (61.5)	82,364 (79.3)		2,349 (99.7)	50,303 (76.5)	7,616 (74.6)	7,389 (84.4)	14,025 (87.4)
1,300	1,399	129,305 (70.2)	40,768 (50.8)		1,723 (99.8)	25,600 (48.0)	2,298 (31.6)	3,801 (51.7)	6,909 (67.8)	88,537 (85.3)		2,357 (100.0)	55,151 (83.9)	8,132 (79.6)	7,743 (88.4)	14,473 (90.2)
1,400	1,499	139,894 (76.0)	47,771 (59.5)		1,726 (100.0)	30,380 (57.0)	3,066 (42.2)	4,700 (63.9)	7,462 (73.2)	92,123 (88.7)			57,928 (88.1)	8,524 (83.5)	7,925 (90.5)	14,708 (91.7)
1,500		184,142 (100.0)	80,311 (100.0)			53,332 (100.0)	7,272 (100.0)	7,355 (100.0)	10,189 (100.0)	103,831 (100.0)			65,772 (100.0)	10,214 (100.0)	8,759 (100.0)	16,048 (100.0)
月平均賃金額		179,081	232,191	35,026	69,791	245,551	286,226	233,010	159,079	138,001	44,474	69,876	150,237	154,340	128,706	96,502
時間当平均賃金額		1,302	1,520	902	989	1,543	1,751	1,605	1,285	1,134	905	965	1,151	1,194	1,118	1,071
月一人当たり労働時間数		132	149	38	70	155	160	153	122	118	49	73	128	124	112	89
第1・20分位数		890	890	888	890	900	950	900	888	888	890	888	888	889	890	888
第1・10分位数		890	920	890	890	950	1,026	962	890	890	890	890	890	890	890	888
第1・4分位数		939	1,100	890	910	1,147	1,304	1,140	930	910	890	904	920	922	920	890
中位数		1,136	1,388	890	963	1,422	1,662	1,384	1,142	1,142	890	950	1,022	1,030	1,002	930
四分位偏差係数		0.2378	0.2391	0.0058	0.0617	0.2246	0.2372	0.2162	0.2550	0.1642	0.0160	0.0508	0.1722	0.1853	0.1311	0.1134

【上段】

累積労働者数

【下段】

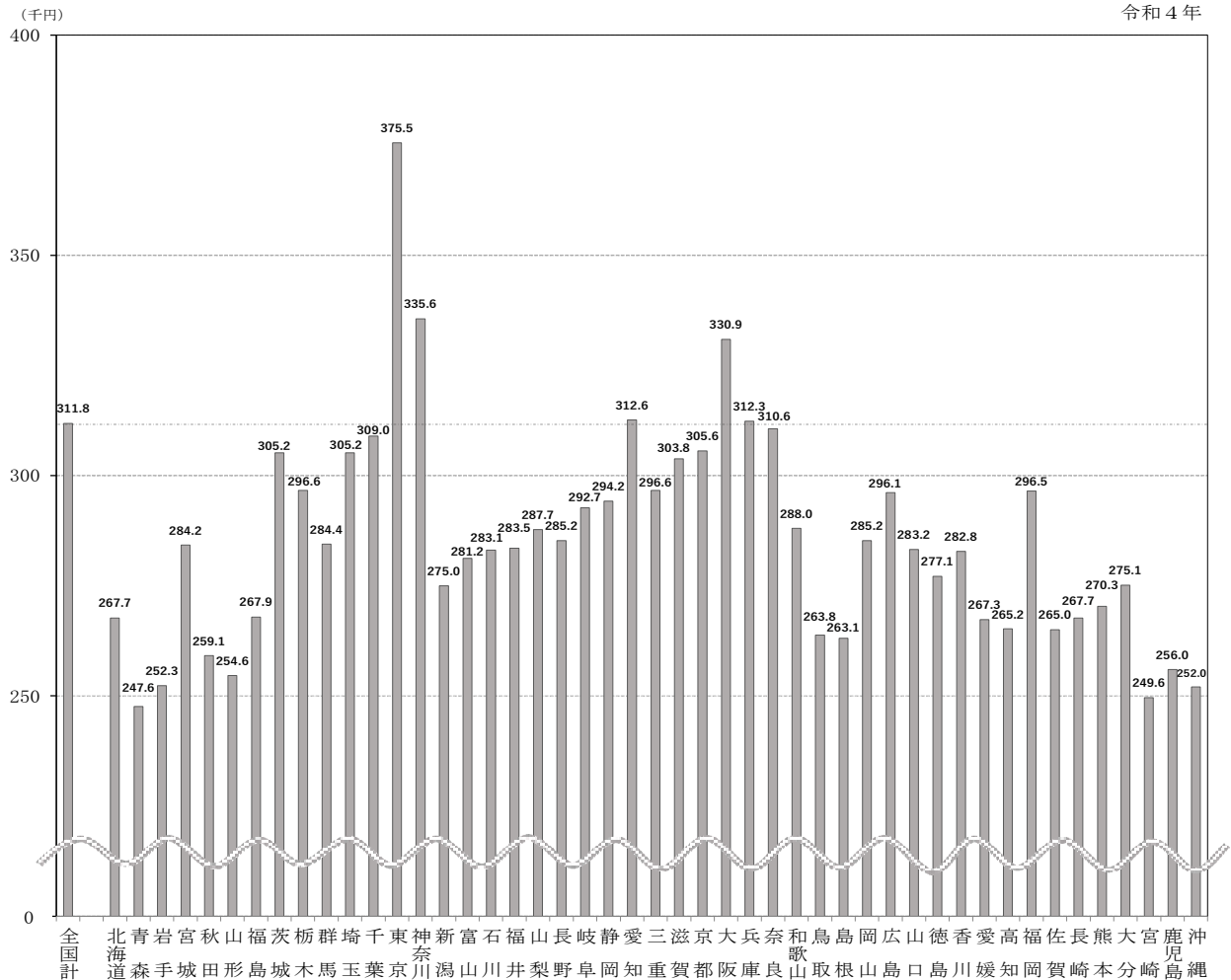
累積構成比

(1) 都道府県別にみた賃金

都道府県別の賃金をみると、全国計（311.8 千円）よりも賃金が高かったのは5 都府県（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県）となっており、最も高かったのは、東京都（375.5 千円）となっている。

資料出所：賃金構造基本統計調査

都道府県別賃金（男女計）

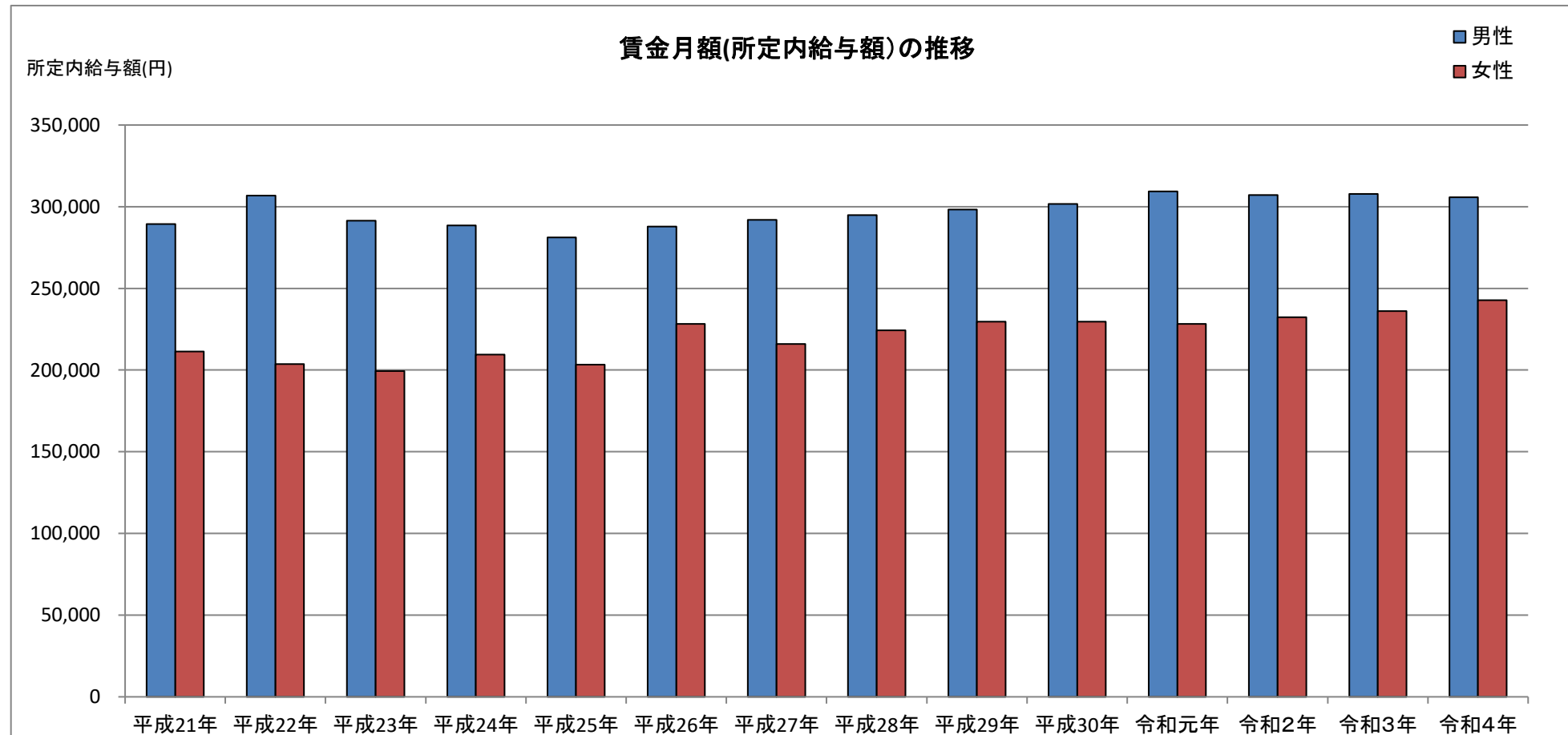


(2) 賃金月額の年次推移(山口県・産業計・所定内給与額)

単位円 単位円

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
男性	289,300	306,800	291,500	288,500	281,200	287,900	292,000	294,800	298,300	301,700	309,400	307,100	307,800	305,700
女性	211,300	203,700	199,400	209,400	203,400	228,300	216,000	224,300	229,700	229,700	228,200	232,400	236,100	242,700

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

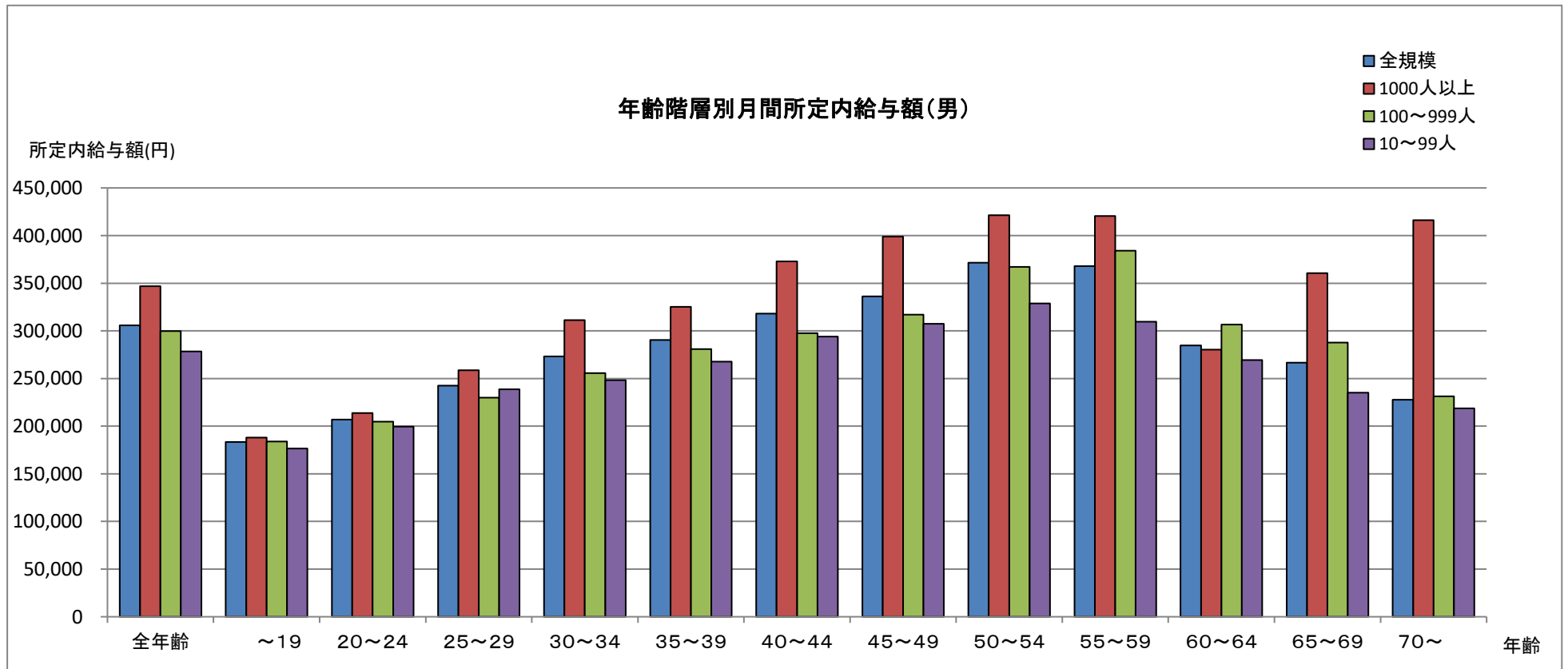


(3) 年齢階層別月間所定内給与額(令和4年:山口県:産業計:男性)

単位:円

	全年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全規模	305,700	183,500	206,800	242,500	273,300	290,400	318,200	336,200	371,400	367,900	284,700	266,500	227,800
1000人以上	347,000	188,000	213,800	258,800	311,400	325,300	373,000	398,800	421,400	420,600	280,400	360,600	416,100
100～999人	299,800	183,800	204,700	229,800	255,800	280,900	297,600	316,900	367,100	384,000	306,500	287,600	231,200
10～99人	278,500	176,400	199,500	238,600	248,300	267,700	294,100	307,500	328,800	309,600	269,300	235,200	218,600

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

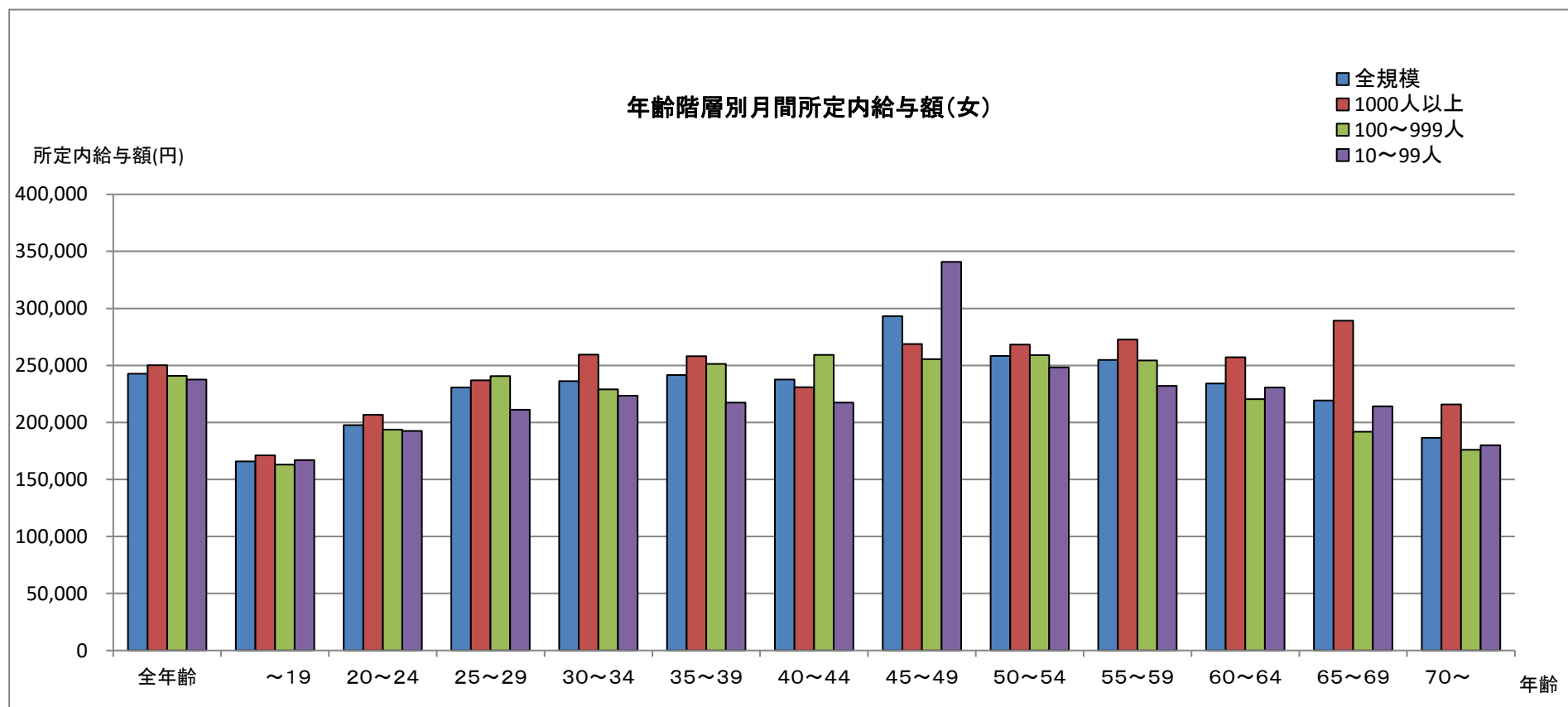


(4) 年齢階層別月間所定内給与額(令和4年:山口県:産業計:女性)

単位:円

	全年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全規模	242,700	165,800	197,600	230,700	236,200	241,600	237,600	293,200	258,300	254,900	234,100	219,200	186,600
1000人以上	250,200	171,100	206,800	236,900	259,500	258,000	230,800	268,700	268,200	272,600	257,100	289,100	215,700
100～999人	240,900	163,000	193,700	240,700	229,100	251,400	259,200	255,600	258,900	254,400	220,300	191,800	176,100
10～99人	237,500	166,900	192,600	211,100	223,400	217,400	217,400	340,700	248,400	232,100	230,700	214,100	180,000

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

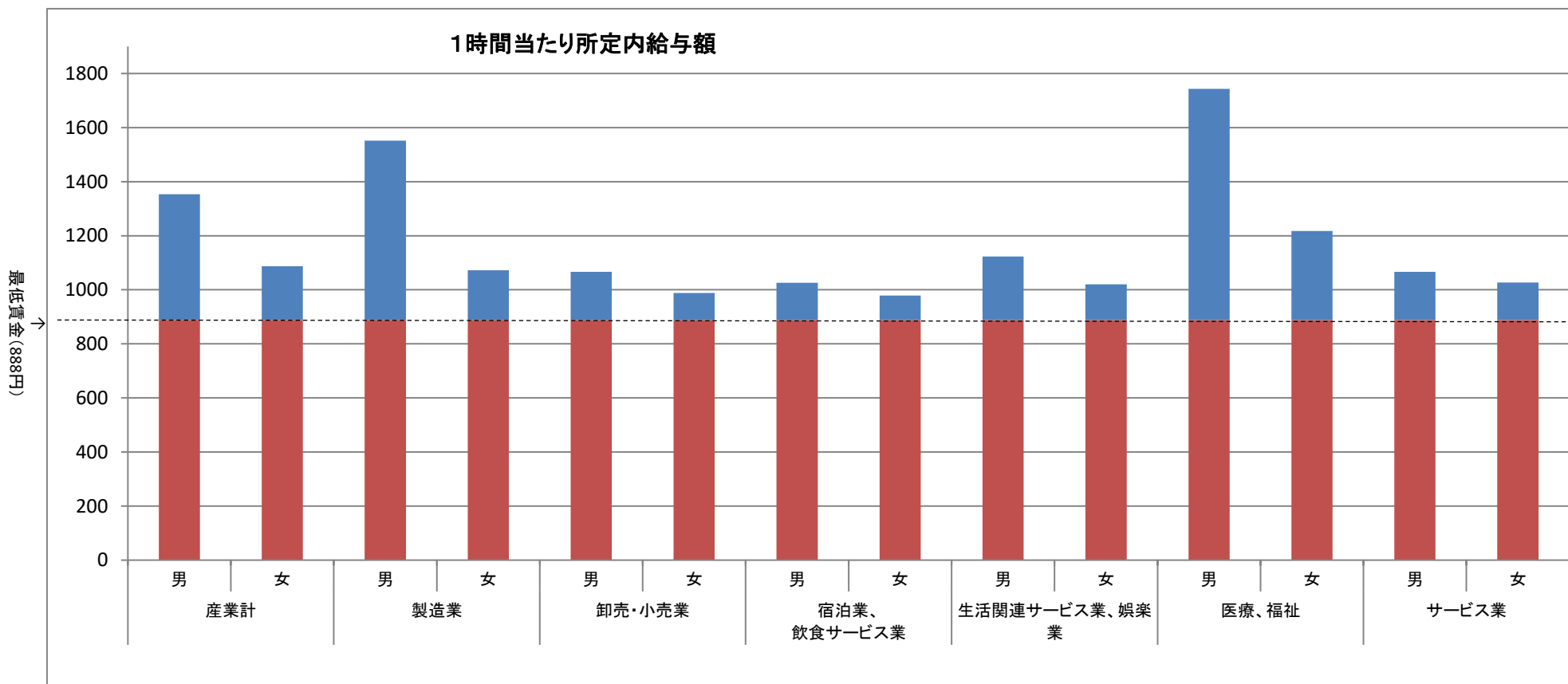


(5) 短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(令和4年:山口県)

単位:円

	産業計		製造業		卸売・小売業		宿泊業、 飲食サービス		生活関連サー ビス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
支給額	1353	1087	1552	1072	1066	988	1026	979	1123	1020	1743	1217	1066	1027
最低賃金(888円)上 乗せ額	465	199	664	184	178	100	138	91	235	132	855	329	178	139
支給額における最低賃 金の割合(%)	65.6	81.7	57.2	82.8	83.3	89.9	86.5	90.7	79.1	87.1	50.9	73.0	83.3	86.5

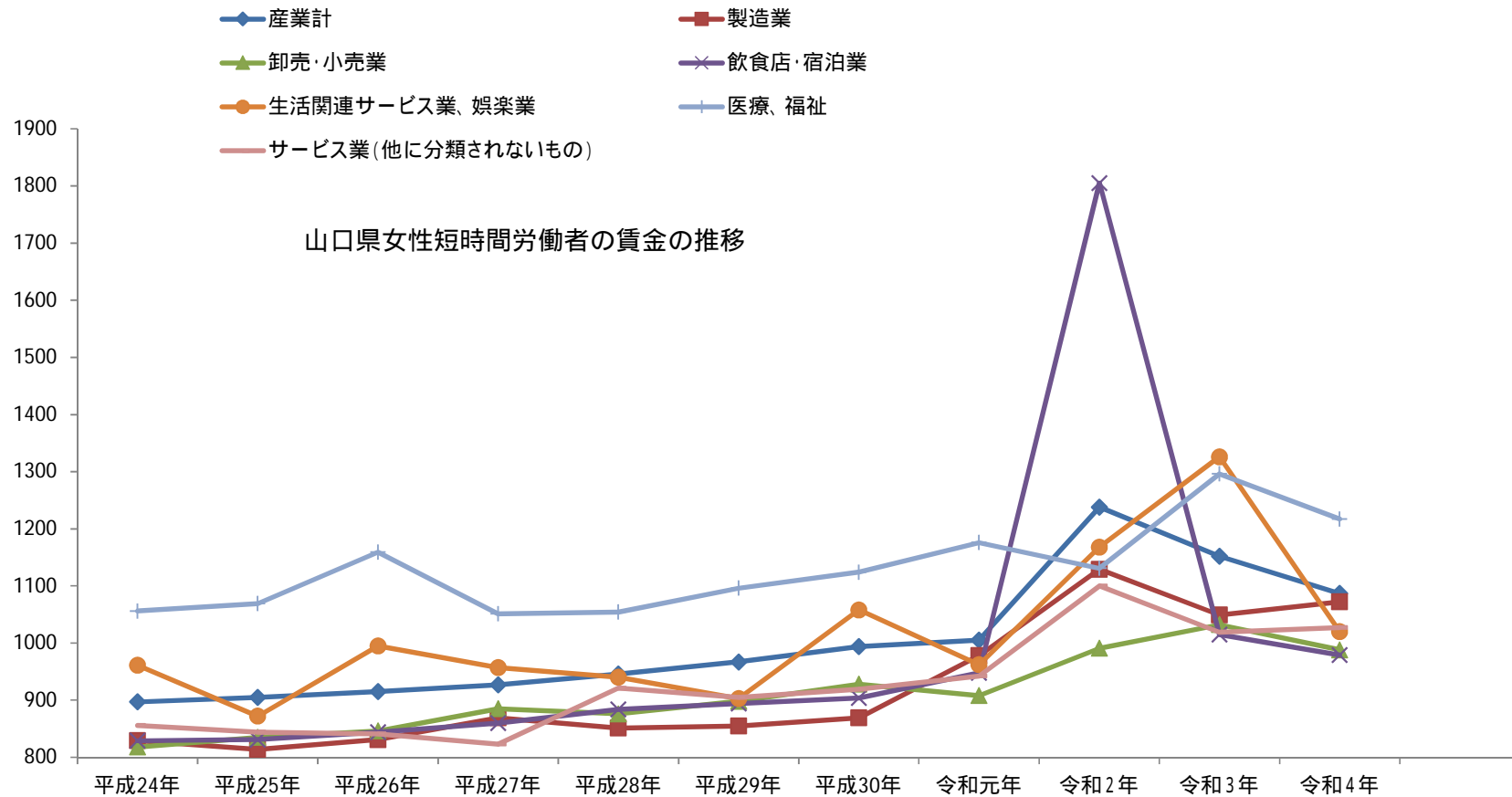
(資料出所:賃金構造基本統計調査 都道府県別 第1表)



(6) 女性短時間労働者の賃金の推移(1時間当たり所定内給与企業規模計)

区分	産業計				製造業				卸売・小売業				飲食店・宿泊業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率		
平成24年	1001		897		895		829		940		818		901		829		1025		961		1224		1056		1055		856	
平成25年	1005	0.4	905	0.9	904	1.0	814	-1.8	941	0.1	835	2.1	899	-0.2	831	0.2	1026	0.1	872	-9.3	1249	2.0	1069	1.2	965	-8.5	844	-1.4
平成26年	1012	0.7	915	1.1	917	1.4	831	2.1	939	-0.2	846	1.3	912	1.4	844	1.6	1005	-2.0	995	14.1	1231	-1.4	1159	8.4	989	2.5	841	-0.4
平成27年	1032	2.0	927	1.3	915	-0.2	869	4.6	954	1.6	885	4.6	930	2.0	860	1.9	1010	0.5	957	-3.8	1257	2.1	1051	-9.3	1002	1.3	823	-2.1
平成28年	1054	2.1	946	2.0	945	3.3	851	-2.1	965	1.2	876	-1.0	943	1.4	884	2.8	1052	4.2	940	-1.8	1258	0.1	1054	0.3	1033	3.1	921	11.9
平成29年	1074	1.9	967	2.2	969	2.5	855	0.5	996	3.2	898	2.5	966	2.4	894	1.1	1064	1.1	903	-3.9	1258	0.0	1096	4.0	1062	2.8	905	-1.7
平成30年	1105	2.9	994	2.8	995	2.7	869	1.6	1019	2.3	928	3.3	1002	3.7	904	1.1	1096	3.0	1058	17.2	1287	2.3	1124	2.6	1083	2.0	919	1.5
令和元年	1127	2.0	1005	1.1	1025	3.0	978	12.5	1041	2.2	908	-2.2	1021	1.9	948	4.9	1108	1.1	962	-9.1	1318	2.4	1176	4.6	1092	0.8	942	2.5
令和2年	1321	17.2	1238	23.2	1204	17.5	1129	15.4	1156	11.0	991	9.1	1242	21.6	1805	90.4	1466	32.3	1168	21.4	1555	18.0	1131	-3.8	1232	12.8	1100	16.8
令和3年	1290	-2.3	1152	-6.9	1099	-8.7	1049	-7.1	1107	-4.2	1032	4.1	1241	-0.1	1015	-43.8	1350	-7.9	1326	13.5	1536	-1.2	1296	14.6	1250	1.5	1019	-7.4
令和4年	1270	-1.6	1087	-5.6	1122	2.1	1072	2.2	1126	1.7	988	-4.3	1100	-11.4	979	-3.5	1213	-10.1	1020	-23.1	1547	0.7	1217	-6.1	1230	-1.6	1027	0.8

(資料出所:賃金構造基本統計調査 都道府県別 第1表)



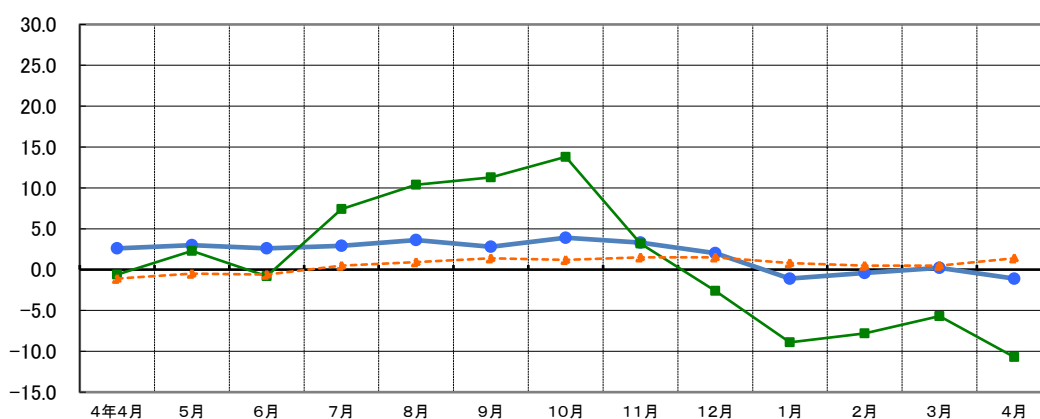
山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

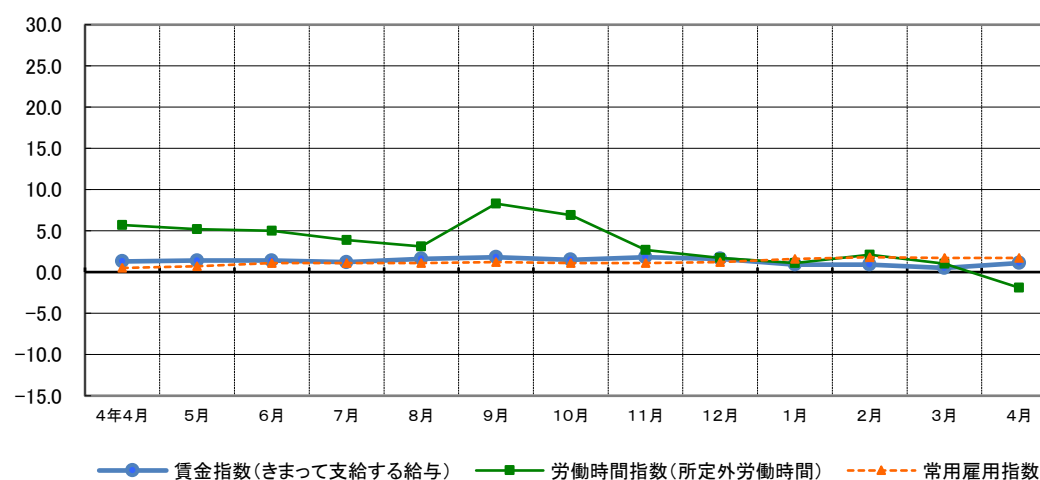
〈令和5年4月分〉

前年同月比の推移（調査産業計）

【山口県 事業所規模5人以上】



【全国 事業所規模5人以上】



統計は 一人ひとりの参加から



山口県総合企画部統計分析課

毎月勤労統計調査地方調査の説明、利用上の注意は
P13～14に掲載しています。

令和5年4月の概要

主な動き(事業所規模5人以上)【前年同月比】

きまって支給する給与	前年同月比 1.1%減
所定外労働時間	前年同月比 10.7%減
常用労働者数	前年同月比 1.4%増

1 事業所規模5人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、256,815円で、前年同月比 0.1%減であった。

このうち、きまって支給する給与は、249,288円で、前年同月比 1.1%減であり、特別に支払われた給与は、7,527円で、前年同月差 2,557円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、230,369円で、前年同月比 0.6%減であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 4.0%減、きまって支給する給与が4.9%減であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、141.0時間で、前年同月比 2.0%減であった。

このうち、所定内労働時間は、131.8時間で、前年同月比 1.4%減であり、所定外労働時間は、9.2時間で、前年同月比 10.7%減であった。

また、製造業の所定外労働時間は、14.1時間で、前年同月比 11.3%減であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、469,781人で、前年同月比 1.4%増であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、32.2%であった。

2 事業所規模30人以上

(1) 賃金の動き

今月の1人当たりの現金給与総額は、287,158円で、前年同月比 1.8%増であった。

このうち、きまって支給する給与は、278,961円で、前年同月比 0.8%増であり、特別に支払われた給与は、8,197円で、前年同月差 2,693円増であった。

また、きまって支給する給与のうち、所定内給与は、253,654円で、前年同月比 1.0%増であった。

なお、実質賃金は、前年同月比で現金給与総額が 2.1%減、きまって支給する給与が3.0%減であった。

(2) 労働時間の動き

今月の1人当たりの総実労働時間は、146.7時間で、前年同月比 1.1%減であった。

このうち、所定内労働時間は、136.0時間で、前年同月比 0.5%減であり、所定外労働時間は、10.7時間で、前年同月比 9.3%減であった。

また、製造業の所定外労働時間は、15.2時間で、前年同月比 6.7%減であった。

(3) 雇用の動き

今月末の常用労働者数は、254,098人で、前年同月比 0.3%減であった。

このうち、パートタイム労働者の比率は、26.7%であった。

統 計 表
第1表 産業、性別常用労働者の一人平均月間現金給与額

令和5年4月

事業所規模5人以上

産 業	計					男			女		
	現金給与総額	きまってしまう給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまってしまう給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまってしまう給与	特別に支払われた給与
TL 調査産業計	256 815	249 288	230 369	18 919	7 527	314 548	303 794	10 754	184 998	181 485	3 513
D 建設業	349 422	325 929	303 043	22 886	23 498	374 649	347 698	26 951	218 584	213 027	5 557
E 製造業	325 372	316 220	282 595	33 625	9 152	364 417	354 024	10 393	200 953	195 574	5 199
F 電気・ガス・熱供給・水道業	521 042	446 938	398 287	48 651	74 104	532 161	457 265	74 896	415 335	348 765	66 570
G 情報通信業	272 189	272 146	257 483	14 663	43	293 447	293 441	6	219 660	219 524	136
H 運輸業、郵便業	298 611	285 262	248 845	36 417	13 349	320 770	307 599	13 171	211 039	196 985	14 054
I 卸売業、小売業	206 872	202 401	190 084	12 317	4 471	262 673	256 394	6 279	143 132	140 726	2 406
J 金融業、保険業	348 233	339 156	319 400	19 756	9 077	473 419	455 390	18 029	254 511	252 136	2 375
K 不動産業、物品賃貸業	253 791	245 076	230 242	14 834	8 715	297 969	289 612	8 357	203 199	194 075	9 124
L 学術研究、専門技術サービス業	370 427	322 427	291 018	31 409	48 000	392 158	366 772	25 386	326 132	232 037	94 095
M 生活関連サービス業、娯楽業	187 132	106 646	102 513	4 133	461	133 017	132 255	762	88 875	88 626	249
N 教育、学習支援業	256 966	256 624	177 444	7 524	2 164	237 414	233 597	3 817	142 440	141 745	695
O 医療、福祉	245 139	243 926	228 439	15 487	1 213	314 026	319 384	688	201 600	201 561	39
Q 複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
R サービス業(他に分類されないもの)	252 014	242 059	224 961	17 098	9 955	288 986	275 062	13 924	179 082	176 955	2 127
E09.10 食料品・たばこ	212 887	207 744	192 917	14 827	5 143	301 387	295 330	6 057	145 901	141 451	4 450
E11 繊維工業	299 469	267 626	243 282	24 344	31 843	352 687	319 259	33 428	197 481	168 675	28 806
E14 パルプ・紙	304 213	304 213	274 995	29 218	0	347 865	347 865	0	172 475	172 475	0
E15 印刷・関連産業	265 954	261 052	244 988	16 064	4 902	308 155	302 151	6 004	199 269	196 109	3 160
E16.E17 化学、石油・石炭	378 885	377 971	338 385	39 586	914	395 340	394 366	974	283 998	283 429	569
E19 化学製品	367 358	364 570	307 444	57 126	2 788	396 980	393 730	3 250	206 902	206 615	287
E21 窯業・土石製品	331 773	315 524	294 117	21 407	16 249	349 133	332 822	16 311	236 129	220 222	15 907
E22 鉄鋼業	396 248	395 627	344 251	51 376	621	409 243	408 680	563	271 179	270 000	1 179
E24 金属製品製造業	291 687	285 734	273 172	12 562	5 953	309 890	303 798	6 092	202 089	196 822	5 267
E28 電子・デバイス	331 628	331 628	301 418	30 210	0	370 820	370 820	0	245 452	245 452	0
E31 輸送用機械器具	346 240	344 707	286 118	58 589	1 533	365 374	363 694	1 680	231 189	230 537	652
ES1 E一括分1	340 766	288 779	267 027	21 752	51 987	403 104	330 335	72 769	198 295	193 805	4 490
ES2 E一括分2	243 449	232 127	222 893	9 234	11 322	276 976	264 786	12 190	188 281	178 387	9 894
ES3 E一括分3	331 259	328 013	291 927	36 086	3 246	344 382	341 602	2 780	242 438	236 040	6 398
I-1 卸売業	262 606	253 671	240 143	13 528	8 935	299 425	287 321	12 104	191 743	188 908	2 835
I-2 小売業	191 492	188 253	176 270	11 983	3 239	249 292	245 133	4 159	133 981	131 656	2 325
M75 宿泊業	173 580	170 127	156 163	13 964	3 453	236 119	230 321	5 798	129 640	127 835	1 805
MS M一括分	97 043	97 035	94 391	2 644	8	117 422	117 422	0	82 698	82 685	13
P83 医療業	295 369	294 013	270 063	23 950	1 356	440 776	437 876	2 900	259 265	258 292	973
PS P一括分	186 194	185 149	179 593	5 556	1 045	210 499	207 764	2 735	176 469	176 101	368

(注) E一括分とは製造業中分類のうち表章産業以外を一括表示したものとおり。
 E一括分1：E12木材・木製品製造業(家具を除く)、E13家具・装備品製造業、E18プラスチック製品製造業、E23非鉄金属製造業、E32、20その他の他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業
 E一括分2：E29電気機械器具製造業、E30情報通信機械器具製造業
 E一括分3：E25はん用機械器具製造業、E26生産用機械器具製造業、E27業務用機械器具製造業
 M一括分とは宿泊業、飲食サービス業中分類のうち表章産業以外を一括表示したものである。
 P一括分とは医療、福祉中分類のうち表章産業以外を一括表示したものである。

第2表 産業、性別常用労働者の一人平均月間出勤日数及び実労働時間

令和5年4月

事業所規模5人以上

(単位：日、時間)

産業	計				男				女			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査	18.8	141.0	131.8	9.2	19.5	155.8	142.8	13.0	17.9	122.6	118.2	4.4
D 建設	20.7	164.0	153.8	10.2	21.0	169.8	157.9	11.9	19.1	134.3	132.7	1.6
E 製造	19.9	161.5	147.4	14.1	20.2	167.9	152.0	15.9	19.1	141.0	132.7	8.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18.4	153.6	137.8	15.8	18.5	154.9	138.7	16.2	17.5	141.5	129.6	11.9
G 情報通信業	20.6	155.6	146.7	8.9	20.8	157.6	148.2	9.4	20.1	150.8	143.0	7.8
H 運輸業、郵便業	20.7	173.1	151.1	22.0	21.2	183.1	157.3	25.8	18.7	133.2	126.4	6.8
I 卸売業、小売業	19.1	135.2	127.9	7.3	19.8	152.4	141.5	10.9	18.3	115.7	112.4	3.3
J 金融業、保険業	19.7	156.1	144.2	11.9	20.0	171.8	155.3	16.5	19.4	144.5	136.0	8.5
K 不動産業、物品賃貸業	19.2	149.9	141.1	8.8	20.1	164.9	151.7	13.2	18.3	132.8	129.0	3.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	19.8	163.7	147.8	15.9	20.1	171.3	150.6	20.7	19.1	148.0	141.9	6.1
M 宿泊業、飲食サービス業	14.6	88.8	83.8	5.0	14.8	98.5	91.8	6.7	14.5	81.9	78.2	3.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	18.7	129.1	123.8	5.3	18.6	142.3	135.1	7.2	18.7	117.3	113.7	3.6
O 教育、学習支援業	16.8	119.1	112.7	6.4	18.0	127.9	119.9	8.0	15.7	111.4	106.3	5.1
P 医療、福祉	18.4	132.5	128.1	4.4	18.4	134.7	128.8	5.9	18.4	131.7	127.8	3.9
Q 複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
R サービス業(他に分類されないもの)	19.0	149.3	141.0	8.3	19.2	158.1	147.4	10.7	18.7	132.2	128.5	3.7
E09,10 食料品・たばこ	19.4	137.3	129.2	8.1	20.4	159.3	149.0	10.3	18.6	120.7	114.2	6.5
E11 繊維工業	18.8	155.7	142.9	12.8	19.5	168.5	153.9	14.6	17.6	130.9	121.7	9.2
E14 パルプ・紙	19.6	151.7	143.0	8.7	19.7	156.3	145.6	10.7	19.3	137.7	134.9	2.8
E15 印刷・同関連業	20.3	155.0	145.3	9.7	20.5	159.3	148.9	10.4	19.9	148.2	139.6	8.6
E16,E17 化学、石油・石炭	19.5	158.8	145.2	13.6	19.6	160.7	146.4	14.3	18.7	147.3	137.9	9.4
E19 ゴム製品	21.1	180.6	156.2	24.4	21.4	183.7	158.8	24.9	19.4	164.1	142.5	21.6
E21 窯業・土石製品	20.2	160.4	153.0	7.4	20.4	162.9	154.7	8.2	19.4	146.4	143.5	2.9
E22 鉄鋼業	19.8	161.6	146.4	15.2	20.0	163.1	147.1	16.0	18.5	147.1	139.0	8.1
E24 金属製品製造業	20.4	161.0	153.1	7.9	20.6	164.0	155.0	9.0	19.4	146.0	143.5	2.5
E28 電子・デバイス	18.7	165.8	148.5	17.3	18.3	169.0	148.9	20.1	19.4	158.7	147.6	11.1
E31 輸送用機械器具	20.4	173.1	150.9	22.2	20.5	175.8	152.6	23.2	19.4	156.9	140.7	16.2
E31 E一括分1	20.7	174.7	159.9	14.8	20.8	181.8	164.3	17.5	20.5	158.7	150.1	8.6
E32 E一括分2	18.0	141.5	130.3	11.2	17.6	142.1	127.3	14.8	18.8	140.4	135.1	5.3
E33 E一括分3	20.7	173.7	158.3	15.4	20.8	175.7	159.2	16.5	20.2	160.6	152.4	8.2
I-1 卸売業	20.1	158.9	151.2	7.7	20.0	162.9	153.9	9.0	20.3	151.1	146.0	5.1
I-2 小売業	18.8	128.7	121.5	7.2	19.7	148.6	137.0	11.6	17.9	109.0	106.1	2.9
M75 宿泊業	18.0	129.1	120.2	8.9	19.3	151.9	139.1	12.8	17.2	113.1	107.0	6.1
MS M一括分	14.1	82.7	78.3	4.4	14.1	90.4	84.7	5.7	14.1	77.2	73.8	3.4
P83 医療業	19.4	144.7	139.4	5.3	18.4	141.7	134.7	7.0	19.6	145.4	140.6	4.8
PS P一括分	17.3	118.0	114.7	3.3	18.4	129.0	124.0	5.0	16.9	113.7	111.0	2.7

第3表 産業、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率

令和5年4月

事業所規模5人以上

(単位：人、%)

産 業	計						男			女		
	前調査期間末 常用労働者数	増 加 常用労働者数	減 少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	パートタイム 労働者比率		前調査期間末 常用労働者数	増 加 常用労働者数	減 少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	パートタイム 労働者比率	
					うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率					うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率
TL 調 査 産 業 計	463 291	20 162	13 672	469 781	151 287	32.2	256 863	10 933		21 239	101 994	48.7
D 建 設 産 業	29 527	1 074	497	30 104	2 797	9.3	24 891	667		5 003	1 552	31.0
E 製 造 産 業	86 504	2 047	1 343	87 208	10 670	12.2	65 882	1 492		20 871	7 620	36.5
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 産 業	2 623	60	32	2 651	38	1.4	2 373	47		252	10	4.0
G 情 報 通 信 産 業	4 152	24	98	4 078	564	13.8	2 941	23		1 160	253	21.8
H 運 輸 業 , 郵 便 産 業	28 180	854	567	28 467	4 450	15.6	22 429	779		5 688	2 356	41.4
I 卸 売 業 , 小 売 業	89 885	3 025	3 061	89 849	44 368	49.4	48 122	1 988		42 135	30 521	72.4
J 金 融 業 , 保 険 産 業	8 269	709	682	8 296	405	4.9	3 493	509		4 697	333	7.1
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4 815	51	47	4 819	1 464	30.4	2 586	9		2 262	853	37.7
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サービス 産 業	8 957	459	213	9 203	622	6.8	6 015	256		3 035	501	16.5
M 宿 泊 業 , 飲 食 サービス 産 業	40 729	3 297	1 165	42 861	36 037	84.1	16 727	1 650		25 062	22 649	90.4
N 生 活 関 連 サービス 産 業 , 娯 楽 産 業	10 893	397	214	11 076	4 982	45.0	5 163	131		5 901	3 786	64.2
O 教 育 , 学 習 支 援 産 業	25 959	3 356	1 963	27 352	10 659	39.0	11 823	1 820		14 261	6 881	48.3
P 医 療 , 福 祉 社	85 144	3 507	2 443	86 208	26 060	30.2	20 298	798		65 574	19 455	29.7
Q 複 合 サービス 事 業	x	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x
R サービス 産 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	31 946	1 054	930	32 070	7 463	23.3	21 239	607		10 828	4 658	43.0
産 業	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 加 常用労働者数	減 少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	増 加 常用労働者数	減 少 常用労働者数	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率
TL 調 査 産 業 計	260 392	49 293	18.9	206 428	9 229	6 268	209 389	101 994		209 389	101 994	48.7
D 建 設 産 業	25 101	1 245	5.0	4 636	407	40	5 003	1 552		5 003	1 552	31.0
E 製 造 産 業	66 337	3 050	4.6	20 622	555	306	20 871	7 620		20 871	7 620	36.5
F 電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 産 業	2 399	28	1.2	250	13	11	252	10		252	10	4.0
G 情 報 通 信 産 業	2 918	311	10.7	1 211	1	52	1 160	253		1 160	253	21.8
H 運 輸 業 , 郵 便 産 業	22 779	2 094	9.2	5 751	75	138	5 688	2 356		5 688	2 356	41.4
I 卸 売 業 , 小 売 産 業	47 714	13 847	29.0	41 763	1 037	665	42 135	30 521		42 135	30 521	72.4
J 金 融 業 , 保 険 産 業	3 599	72	2.0	4 776	200	279	4 697	333		4 697	333	7.1
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 産 業	2 557	611	23.9	2 229	42	9	2 262	853		2 262	853	37.7
L 学 術 研 究 , 専 門・技 術 サービス 産 業	6 168	121	2.0	2 942	203	110	3 035	501		3 035	501	16.5
M 宿 泊 業 , 飲 食 サービス 産 業	17 799	13 388	75.2	24 002	1 647	587	25 062	22 649		25 062	22 649	90.4
N 生 活 関 連 サービス 産 業 , 娯 楽 産 業	5 175	1 196	23.1	5 730	266	95	5 901	3 786		5 901	3 786	64.2
O 教 育 , 学 習 支 援 産 業	13 091	3 778	28.9	14 136	1 536	1 411	14 261	6 881		14 261	6 881	48.3
P 医 療 , 福 祉 社	20 634	6 605	32.0	64 846	2 709	1 981	65 574	19 455		65 574	19 455	29.7
Q 複 合 サービス 事 業	x	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x
R サービス 産 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	21 242	2 805	13.2	10 707	447	326	10 828	4 658		10 828	4 658	43.0

第4表 産業、性別常用労働者の一人平均月間現金給与額

令和5年4月

事業所規模30人以上

(単位：円)

業 業	計						男						女					
	現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与	現金給与総額	きまって支給する給与	現金給与総額	きまって支給する給与	特別に支払われた給与			
TL 調査 産 業 計	287 158	278 961	253 654	25 307	8 197	348 399	335 977	12 422	208 616	205 838	2 778							
D 建 設 業	451 334	373 893	319 834	54 059	77 441	473 116	387 843	85 273	270 142	257 850	12 292							
E 製 造 業	334 423	330 738	292 378	38 360	3 685	368 282	364 796	3 466	215 325	210 871	4 454							
F 電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	605 639	506 044	439 231	66 813	99 595	622 271	520 404	101 867	470 321	389 209	81 112							
G 情 報 通 信 業	300 201	300 110	283 636	16 474	91	338 934	338 919	15	239 588	239 378	210							
H 運 輸 業、 郵 便 業	297 170	277 431	239 182	38 249	19 739	322 868	303 365	19 503	196 541	175 875	20 666							
I 卸 売 業、 小 売 業	177 926	176 365	167 863	8 502	1 561	248 804	245 462	3 342	129 977	129 621	356							
J 金 融 業、 保 険 業	394 041	373 591	346 145	27 446	20 450	479 759	445 646	34 113	302 781	296 878	5 903							
K 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	308 160	298 118	271 323	26 795	10 042	362 579	348 808	13 771	225 710	221 317	4 393							
L 学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	387 340	354 672	321 496	33 176	32 668	411 735	384 096	27 639	316 036	268 668	47 368							
M 宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	119 562	117 692	108 970	8 722	1 870	159 280	156 001	3 279	93 135	92 203	932							
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	181 806	181 806	176 532	5 274	0	249 200	249 200	0	125 933	125 933	0							
O 教 育、 学 習 支 援 業	309 851	309 298	299 769	9 529	553	356 714	355 780	934	251 083	251 008	75							
P 医 療、 福 祉	276 012	274 935	255 139	19 796	1 077	348 659	346 858	1 801	251 389	250 558	831							
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x							
R サ ー ビ ス 業(他 に 分 類 さ れ な い も の)	244 922	230 544	215 346	15 198	14 378	306 786	284 088	22 698	159 603	156 701	2 902							
E09.10 食 料 品・ た ば こ	236 403	230 210	212 520	17 690	6 193	314 307	307 472	6 835	166 256	160 642	5 614							
E11 織 維 工 業	349 303	307 097	281 947	25 150	42 206	399 885	356 808	43 077	243 829	203 439	40 390							
E14 パ ー ル・ 紙	304 213	304 213	274 995	29 218	0	347 865	347 865	0	172 475	172 475	0							
E15 印 刷・ 同 関 連 業	297 798	290 300	265 807	24 493	7 498	360 596	350 631	9 965	216 412	212 110	4 302							
E16.E17 化 学、 石 油・ 石 炭	383 210	382 262	342 096	40 166	948	399 012	398 007	1 005	288 962	288 355	607							
E19 コ ー ン 製 品	367 358	364 570	307 444	57 126	2 788	396 980	393 730	3 250	206 902	206 615	287							
E21 窯 業・ 土 石 製 品	335 938	330 235	303 516	26 719	5 703	353 411	347 537	5 874	234 869	230 155	4 714							
E22 鉄 鋼	396 248	395 627	344 251	51 376	621	409 243	408 680	563	271 179	270 000	1 179							
E24 金 属 製 品 製 造 業	296 058	291 925	278 853	13 072	4 133	315 568	310 802	4 766	204 116	202 963	1 153							
E28 電 子・ デ バ イ ス	335 576	335 576	306 897	28 679	0	370 581	370 581	0	251 381	251 381	0							
E31 輸 送 用 機 械 器 具	348 464	346 811	284 194	62 617	1 653	367 089	365 283	1 806	234 188	233 473	715							
E31 E 一 括 分 1	297 722	297 636	266 533	31 103	86	338 109	337 986	123	202 747	202 747	0							
E32 E 一 括 分 2	221 202	206 953	193 926	13 027	14 249	256 152	236 662	19 490	178 678	170 807	7 871							
E33 E 一 括 分 3	343 113	342 376	300 829	41 547	737	355 252	354 499	753	247 607	246 994	613							
I-1 卸 売 業	304 726	303 121	279 772	23 349	1 605	336 000	334 159	1 841	225 515	224 509	1 006							
I-2 小 売 業	149 960	148 409	143 181	5 228	1 551	207 573	203 521	4 052	121 016	120 721	295							
MT5 宿 泊 業	187 862	182 964	165 640	17 324	4 898	270 202	261 632	8 570	131 377	128 999	2 378							
MS M 一 括 分	78 467	78 419	74 872	3 547	48	90 551	90 551	0	70 574	70 495	79							
P83 医 療 業	316 858	315 112	287 317	27 795	1 746	444 195	440 900	3 295	279 807	278 512	1 295							
PS P 一 括 分	211 021	211 009	203 941	7 068	12	233 411	233 411	0	201 549	201 532	17							

第5表 産業、性別常用労働者の一人平均月間出勤日数及び実労働時間

令和5年4月

事業所規模30人以上

(単位：日、時間)

産業	計				男				女			
	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
TL 調査産業計	19.0	146.7	136.0	10.7	19.5	160.2	145.3	14.9	18.3	129.3	123.9	5.4
D 建設業	21.2	182.3	159.9	22.4	21.4	185.8	161.4	24.4	19.8	153.5	147.5	6.0
E 製造業	19.8	162.7	147.5	15.2	20.0	167.3	150.6	16.7	19.1	146.4	136.5	9.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	18.3	153.3	135.1	18.2	18.4	154.6	136.0	18.6	17.5	142.4	128.0	14.4
G 情報通信業	20.2	164.2	156.0	8.2	20.3	166.8	157.4	9.4	20.0	160.2	153.8	6.4
H 運輸業，郵便業	20.2	167.2	146.2	21.0	20.7	176.7	152.7	24.0	18.6	129.9	120.7	9.2
I 卸売業，小売業	18.2	120.1	115.2	4.9	18.4	138.6	130.2	8.4	18.1	107.5	105.0	2.5
J 金融業，保険業	19.7	161.6	146.5	15.1	20.4	173.3	157.3	16.0	18.9	149.2	135.0	14.2
K 不動産業，物品賃貸業	20.2	180.7	159.9	20.8	21.5	200.1	168.0	32.1	18.2	151.1	147.5	3.6
L 学術研究，専門・技術サービス業	20.0	170.3	152.5	17.8	20.1	172.5	153.9	18.6	19.7	163.7	148.4	15.3
M 宿泊業，飲食サービス業	14.1	93.1	87.5	5.6	15.5	109.5	100.9	8.6	13.2	82.1	78.5	3.6
N 生活関連サービス業，娯楽業	18.6	126.0	120.8	5.2	19.2	149.1	140.0	9.1	18.2	106.8	104.8	2.0
O 教育，学習支援業	17.7	137.4	129.4	8.0	17.9	141.5	132.5	9.0	17.5	132.3	125.5	6.8
P 医療，福祉	18.5	137.0	132.3	4.7	18.2	138.3	132.2	6.1	18.6	136.7	132.4	4.3
Q 複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
R サービス業(他に分類されないもの)	18.8	149.3	139.9	9.4	19.2	166.3	153.4	12.9	18.3	125.7	121.2	4.5
E09.10 食料品・たばこ	19.7	145.9	136.6	9.3	20.3	159.5	149.5	10.0	19.1	133.7	125.1	8.6
E11 繊維工業	18.8	153.7	141.4	12.3	18.7	156.7	144.7	12.0	18.8	147.5	134.5	13.0
E14 パルプ・紙	19.6	151.7	143.0	8.7	19.7	156.3	145.6	10.7	19.3	137.7	134.9	2.8
E15 印刷・関連連業	20.9	168.0	153.6	14.4	21.8	180.4	163.9	16.5	19.6	151.9	140.2	11.7
E16.E17 化学、石油・石炭	19.5	158.0	144.4	13.6	19.6	160.1	145.8	14.3	18.6	145.5	136.4	9.1
E19 ゴム製品	21.1	180.6	156.2	24.4	21.4	183.7	158.8	24.9	19.4	164.1	142.5	21.6
E21 窯業・土石製品	19.8	156.6	147.9	8.7	19.9	159.3	149.7	9.6	18.9	141.1	137.4	3.7
E22 鉄鋼業	19.8	161.6	146.4	15.2	20.0	163.1	147.1	16.0	18.5	147.1	139.0	8.1
E24 金属製品製造業	19.6	160.4	152.8	7.6	19.9	163.6	155.2	8.4	18.3	145.4	141.7	3.7
E28 電子・デバイス	18.5	165.5	148.7	16.8	18.2	167.9	148.5	19.4	19.2	159.5	149.0	10.5
E31 輸送用機械器具	20.3	173.8	150.2	23.6	20.5	176.2	151.6	24.6	19.4	159.3	141.5	17.8
ES1 E一括分1	20.2	174.6	156.8	17.8	20.3	179.9	159.8	20.1	20.2	162.3	149.8	12.5
ES2 E一括分2	18.6	139.2	132.7	6.5	18.7	143.6	132.9	10.7	18.5	133.8	132.3	1.5
ES3 E一括分3	20.4	174.2	157.2	17.0	20.5	175.8	157.8	17.9	19.7	161.4	152.1	9.3
I-1 卸売業	19.7	166.4	155.1	11.3	20.0	171.7	158.4	13.3	19.0	153.0	146.7	6.3
I-2 小売業	17.9	109.9	106.4	3.5	17.7	122.9	116.8	6.1	18.0	103.2	101.1	2.1
M75 石油業	17.8	130.1	121.4	8.7	19.8	161.2	146.6	14.6	16.5	108.9	104.2	4.7
MS M一括分	11.9	70.8	67.1	3.7	12.9	77.5	72.6	4.9	11.3	66.3	63.4	2.9
P83 医療業	19.2	145.3	139.6	5.7	18.4	142.4	134.7	7.7	19.4	146.2	141.1	5.1
PS P一括分	17.5	124.0	120.8	3.2	17.9	133.5	129.3	4.2	17.3	120.0	117.1	2.9

第6表 産業、性別常用労働者数及びパートタイム労働者比率

令和5年4月

事業所規模30人以上

(単位：人、%)

産業	計										男					女				
	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率		
																			前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数
TL 調査業	249 833	11 036	6 771	254 098	67 786	26.7	140 336	6 181	3 704		111 285	46 438	41.7							
D 建設業	8 027	339	123	8 243	318	3.9	7 178	288	120		897	130	14.5							
E 製造業	72 528	1 932	1 183	73 277	7 834	10.7	56 534	1 403	928		16 268	5 328	32.8							
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1 888	20	32	1 876	17	0.9	1 683	7	21		207	5	2.4							
G 情報通信業	1 959	24	10	1 973	151	7.7	1 189	23	2		763	127	16.6							
H 運輸業，郵便業	19 065	580	469	19 176	4 121	21.5	15 144	505	331		3 858	2 105	54.6							
I 卸売業，小売業	30 878	1 001	1 035	30 844	20 755	67.3	12 531	570	726		18 469	15 737	85.2							
J 金融業，保険業	3 565	363	275	3 653	214	5.9	1 817	249	161		1 748	165	9.4							
K 不動産業，物品賃貸業	831	16	13	834	53	6.4	499	9	4		330	40	12.1							
L 学術研究，専門・技術サービス業	3 486	133	32	3 587	7 045	74.1	2 601	92	24		918	46	5.0							
M 宿泊業，飲食サービス業	9 300	692	482	9 510	2 025	51.7	3 698	384	265		5 693	4 439	78.0							
N 生活関連サービス業，娯楽業	3 918	87	91	3 914	2 025	51.7	1 770	38	28		2 134	1 444	67.7							
O 教育，学習支援業	15 591	2 526	716	17 401	4 900	28.2	8 700	1 260	305		7 746	2 797	36.1							
P 医療，福祉	58 152	2 388	1 641	58 899	13 995	23.8	14 650	672	343		43 920	9 868	22.5							
Q 複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x		x	x	x							
R サービス業(他に分類されないもの)	17 735	742	449	18 028	5 954	33.0	10 247	524	287		7 544	4 036	53.5							
産業	男(つづき)										女									
	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率	本調査期間末 常用労働者数	うちパートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率	前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率						
															前調査期間末 常用労働者数	増 常用労働者数	減 常用労働者数	パートタイム 労働者比率		
TL 調査業	142 813	21 348	14.9	109 497	4 855	3 067	111 285	46 438	41.7											
D 建設業	7 346	188	2.6	849	51	3	897	130	14.5											
E 製造業	57 009	2 506	4.4	15 994	529	255	16 268	5 328	32.8											
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1 669	12	0.7	205	13	11	207	5	2.4											
G 情報通信業	1 210	24	2.0	770	1	8	763	127	16.6											
H 運輸業，郵便業	15 318	2 016	13.2	3 921	75	138	3 858	2 105	54.6											
I 卸売業，小売業	12 375	5 018	40.5	18 347	431	309	18 469	15 737	85.2											
J 金融業，保険業	1 905	49	2.6	1 748	114	114	1 748	165	9.4											
K 不動産業，物品賃貸業	504	13	2.6	332	7	9	330	40	12.1											
L 学術研究，専門・技術サービス業	2 669	100	3.7	885	41	8	918	46	5.0											
M 宿泊業，飲食サービス業	3 817	2 606	68.3	5 602	308	217	5 693	4 439	78.0											
N 生活関連サービス業，娯楽業	1 780	581	32.6	2 148	49	63	2 134	1 444	67.7											
O 教育，学習支援業	9 655	2 103	21.8	6 891	1 266	411	7 746	2 797	36.1											
P 医療，福祉	14 977	4 127	27.6	43 502	1 716	1 298	43 920	9 868	22.5											
Q 複合サービス事業	x	x	x	x	x	x	x	x	x											
R サービス業(他に分類されないもの)	10 484	1 918	18.3	7 488	218	162	7 544	4 036	53.5											

第7表 産業、就業形態別労働者の一人平均月間現金給与額、出勤日数、実労働時間及び労働者数

令和5年4月

事業所規模5人以上

就業形態	産業	(単位：円、日、時間、人)													
		現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	前調査期間末労働者数	増加労働者数	減少労働者数	本調査期間末労働者数	
一般労働者	TTL 調査業 計	334 003	323 364	296 526	26 838	10 639	20.6	169.1	156.6	12.5	313 991	12 586	8 796	318 494	
	E 製造業	353 995	343 644	306 002	37 642	10 351	20.3	169.5	154.0	15.5	75 719	1 921	1 096	76 538	
	I 卸売業，小売業	312 072	303 393	280 509	22 884	8 679	21.4	177.5	164.8	12.7	45 742	1 684	1 863	45 481	
	P 医療，福祉	310 280	308 703	287 276	21 427	1 577	20.4	158.7	152.8	5.9	59 024	2 819	1 650	60 148	
パートタイム労働者	TTL 調査業 計	94 399	93 419	91 163	2 256	980	14.9	81.7	79.6	2.1	149 300	7 576	4 876	151 287	
	E 製造業	122 247	121 602	116 486	5 116	645	17.2	104.6	100.6	4.0	10 785	126	247	10 670	
	I 卸売業，小売業	98 449	98 315	96 890	1 425	134	16.7	91.7	89.9	1.8	44 143	1 341	1 198	44 368	
	P 医療，福祉	96 366	95 984	94 062	1 922	382	13.9	72.7	71.7	1.0	26 120	688	793	26 060	

事業所規模30人以上

就業形態	産業	(単位：円、日、時間、人)													
		現金給与総額	きまって支給する給与	所定内給与	超過労働給与	特別に支払われた給与	出勤日数	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	前調査期間末労働者数	増加労働者数	減少労働者数	本調査期間末労働者数	
一般労働者	TTL 調査業 計	350 971	340 441	307 128	33 313	10 530	20.1	166.9	153.1	13.8	183 531	7 551	4 598	186 312	
	E 製造業	358 225	354 158	312 003	42 155	4 067	20.1	168.6	152.2	16.4	64 666	1 806	1 023	65 443	
	I 卸売業，小売業	326 317	322 008	298 515	23 493	4 309	20.1	172.8	160.9	11.9	9 943	593	446	10 089	
	P 医療，福祉	327 170	325 978	300 911	25 067	1 192	20.2	155.1	149.4	5.7	44 146	1 961	1 158	44 904	
パートタイム労働者	TTL 調査業 計	111 146	109 386	106 159	3 227	1 760	15.7	90.9	88.7	2.2	66 302	3 485	2 173	67 786	
	E 製造業	137 117	136 600	129 693	6 907	517	17.5	113.7	108.4	5.3	7 862	126	160	7 834	
	I 卸売業，小売業	106 625	106 384	105 085	1 299	241	17.4	94.7	93.2	1.5	20 935	408	589	20 755	
	P 医療，福祉	113 317	112 606	109 575	3 031	711	13.3	79.7	78.2	1.5	14 006	427	483	13 995	

**第8表 事業所規模、性別常用労働者の一人平均月間現金給与額、
出勤日数及び実労働時間**

令和5年4月

調査産業計

(単位：円、日、時間)

区分		現金給与 総額	きまって支給 する給与	所定内給与	超過労働 給与	特別に支払 われた給与	出勤日数	総実労働 時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
事業所規模 100人以上	計	320 431	314 475	281 892	32 583	5 956	19.2	151.6	140.5	11.1
	男	377 477	370 254	-	-	7 223	19.5	161.3	146.2	15.1
	女	241 340	237 140	-	-	4 200	18.7	138.2	132.6	5.6
事業所規模 30～99人	計	255 774	245 464	227 020	18 444	10 310	18.8	142.1	131.7	10.4
	男	319 103	301 443	-	-	17 660	19.5	159.1	144.4	14.7
	女	180 261	178 715	-	-	1 546	17.9	121.6	116.4	5.2
事業所規模 5～29人	計	221 185	214 444	203 028	11 416	6 741	18.6	134.3	126.9	7.4
	男	273 606	264 869	-	-	8 737	19.6	150.4	139.7	10.7
	女	158 263	153 917	-	-	4 346	17.5	115.0	111.6	3.4

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。
平成30年から部分入替方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから、共通事業所に
限定した集計が可能となった。
- (注2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年
同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列(全ての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計)に比べ、
サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

(調査産業計、事業所規模5人以上)(単位：%)

年 月	現金給与総額	きまって 支給する給与	所定内給与	総実労働時間	所定内 労働時間	所定外 労働時間
令和5年 4月	2.1	1.3	0.9	1.1	0.9	3.1

〈参考〉全国の結果（令和5年4月・速報値）

(1) 賃金、労働時間、雇用の動き

調査産業計（令和2年=100）

区 分	5人以上	
	実 数	前年同月比
		%
現金給与総額 (円)	285 176	1.0
きまって支給する給与 (円)	273 554	1.1
所定内給与 (円)	253 855	1.1
特別に支払われた給与 (円)	11 622	0.2
出勤日数 (日)	18.2	※ △ 0.1
総実労働時間 (時間)	141.0	△ 0.3
所定内労働時間 (時間)	130.5	△ 0.2
所定外労働時間 (時間)	10.5	△ 1.9
常用労働者数 (千人)	51 987	1.7
パートタイム労働者数 (千人)	16 318	2.4
入職率 (%)	5.41	※ 0.02
離職率 (%)	4.29	※ 0.13

(注)※は差を示す

(2) 賃金指数、労働時間指数、雇用指数(5人以上)

調査産業計（令和2年=100）

年 月	きまって支給する給与				所定外労働時間		常用雇用	
	名目賃金		実質賃金					
	指 数	前年 同期比	指 数	前年 同期比	指 数	前年 同期比	指 数	前年 同期比
令和元年	100.7	△ 0.2	100.7	△ 0.8	115.1	△ 1.9	99.0	2.0
2年	100.0	△ 0.7	100.0	△ 0.7	100.0	△ 13.2	100.0	1.0
3年	100.5	0.5	100.8	0.8	105.2	5.1	101.1	1.2
4年	101.9	1.4	99.2	△ 1.6	110.0	4.6	102.0	0.9
4年4月	103.2	1.3	101.4	△ 1.6	116.3	5.7	101.6	0.5
5月	101.4	1.4	99.3	△ 1.5	105.4	5.2	101.9	0.7
6月	102.3	1.4	100.2	△ 1.3	108.7	5.0	102.4	1.1
7月	102.2	1.2	99.5	△ 1.9	110.9	3.9	102.6	1.1
8月	101.4	1.6	98.3	△ 1.9	102.2	3.1	102.5	1.1
9月	102.1	1.8	98.6	△ 1.6	110.9	8.3	102.5	1.2
10月	102.5	1.5	98.3	△ 2.8	114.1	6.9	102.7	1.1
11月	102.6	1.8	98.1	△ 2.6	114.1	2.7	102.8	1.1
12月	102.5	1.6	97.7	△ 3.1	114.1	1.7	103.0	1.2
1月	101.4	0.9	96.1	△ 4.0	105.4	1.1	102.7	1.6
2月	101.5	0.9	96.9	△ 2.9	108.7	2.1	102.6	1.8
3月	102.5	0.5	97.4	△ 3.3	114.1	1.0	102.1	1.7
4月	104.3	1.1	98.4	△ 3.0	114.1	△ 1.9	103.3	1.7

注)平成30年以降、毎年1月に30人以上規模の事業所の標本の部分入替えを行っており、全国の結果（令和5年1月・速報値）は入替え前の事業所の結果をまとめたものである。

実質賃金は、名目賃金指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出している。

○毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、山口県における毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この統計調査は、日本標準産業分類に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から産業及び規模別に無作為抽出された約730事業所を対象として調査を行っている。

3 用語の定義

(1)常用労働者について

・常用労働者

- ①期間を定めずに雇われている者
 - ②1か月以上の期間を定めて雇われている者
- のいずれかに該当する者をいう。

・パートタイム労働者

- 「常用労働者」のうち、
- ①1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
 - ②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者
- のいずれかに該当する者をいう。

・一般労働者

「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」でない者をいう。

(2)入職（離職）率

前月末労働者数に対する月間に入職（離職）者数の割合（％）である。なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者も含む。

(3)パートタイム労働者比率

調査期間末常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合のことである。

(4)現金給与額について

賃金、給料、手当、賞与、その他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。

・現金給与総額

以下の「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」の合計額。

・きまって支給する給与（定期給与）

労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

次の「所定内給与」と「所定外給与(超過労働給与)」に分かれる。

・所定内給与

「きまって支給する給与」のうち次の「所定外給与(超過労働給与)」以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

「きまって支給する給与」のうち、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
 - ②支給事由の発生が不定期なもの
 - ③3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等)
 - ④いわゆるベースアップの差額追給分
- (5) 出勤日数について
調査期間中に労働者が業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。
- (6) 実労働時間数について
調査期間中に労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。
- ・ **総実労働時間数**
次の「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計。
 - ・ **所定内労働時間数**
労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数。
 - ・ **所定外労働時間数**
早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数。

4 調査結果の算定

この調査結果の数値は、抽出された調査事業所からの報告をもとに、本県の規模5人以上のすべての事業所(母集団)に対応するように復元して算定したものである。

○利用上の注意

1 指数の基準時について

令和4年1月分から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準としている。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を令和2年平均が100となるように改訂した。ただし、令和3年12月分までの前年同月比は、平成27年基準指数で計算したものとする。したがって、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。

また、今回の基準時更新に併せて、実質賃金の計算に用いる消費者物価指数(毎月勤労統計調査では、「持ち家の帰属家賃を除く総合」を使用)も令和2年基準に変更している。

2 第一種事業所の部分入替え方式の導入と常用雇用指数等の指数改訂について

調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、労働者数推計のベンチマークを令和4年1月分で更新したことに伴い、令和4年1月分公表時に過去に遡って改訂している。

3 日本標準産業分類の改訂について

平成29年1月分から日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいて集計結果を公表している。

4 その他

- ・金額、日数及び時間数は、特に表示しない限り、常用労働者の1人当たり月平均である。
- ・前年同月(期)比は指数により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない(ただし、所定外給与について実数により算出)。
- ・「鉱業、採石業、砂利採取業」については、調査事業所数が僅少のため公表していない。ただし、調査産業計はこれらを含めて集計している。
- ・「△」は減、「x」は秘匿値、「r」は修正値、「－」は集計数値がないことを示している。

毎月勤労統計調査(基幹統計)とは

— どんな統計か —

- ◎賃金(給与)や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べる調査です。
- ◎大正12年から始まり、90年以上継続している歴史ある調査です。
- ◎国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

— どのように利用されているか —

- ◎景気動向の判断資料として使われます。
- ◎労働経済問題の基礎資料及び研究資料として使われます。
- ◎失業給付(基本手当)、労働者災害補償(休業補償)の額の改定に使われます。
- ◎国民所得や県民所得の推計に使われます。
- ◎交通事故の補償など逸失利益の算出の基礎資料として使われます。
- ◎その他日本の労働事情の海外への紹介、国連の報告などにも活用されています。

☆この調査を税金など統計以外のことに利用することは絶対にありません。(法律によって固く禁じられています。)

令和5年6月発行

この調査についての照会は、下記へお願いします。

山口県総合企画部統計分析課
商工労働統計班

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL(083)933-2654

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>



毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃんきんちゃん」

山口県の高校新規学卒者の初任給額

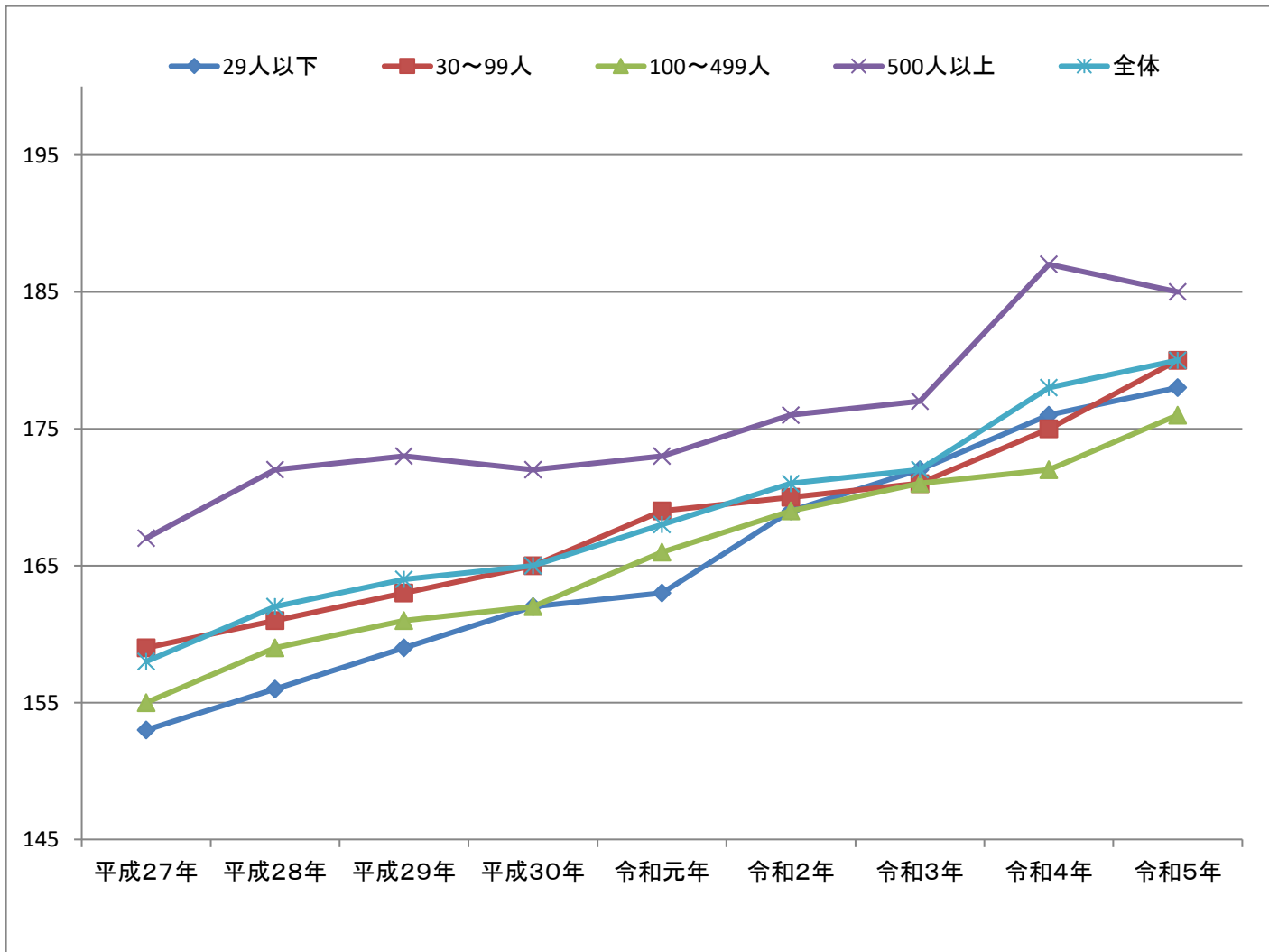
(賃金の単位:千円)

事業所規模		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
29人以下	人数	335	335	297	211	229	222	245	203	232
	賃金	153	156	159	162	163	169	172	176	178
30～99人	人数	478	468	420	429	393	375	402	348	320
	賃金	159	161	163	165	169	170	171	175	180
100～499人	人数	867	877	861	873	874	821	814	726	670
	賃金	155	159	161	162	166	169	171	172	176
500人以上	人数	392	576	503	513	721	810	438	544	534
	賃金	167	172	173	172	173	176	177	187	185
全体	人数	2,072	2,256	2,081	2,026	2,217	2,228	1,899	1,821	1,756
	賃金	158	162	164	165	168	171	172	178	180

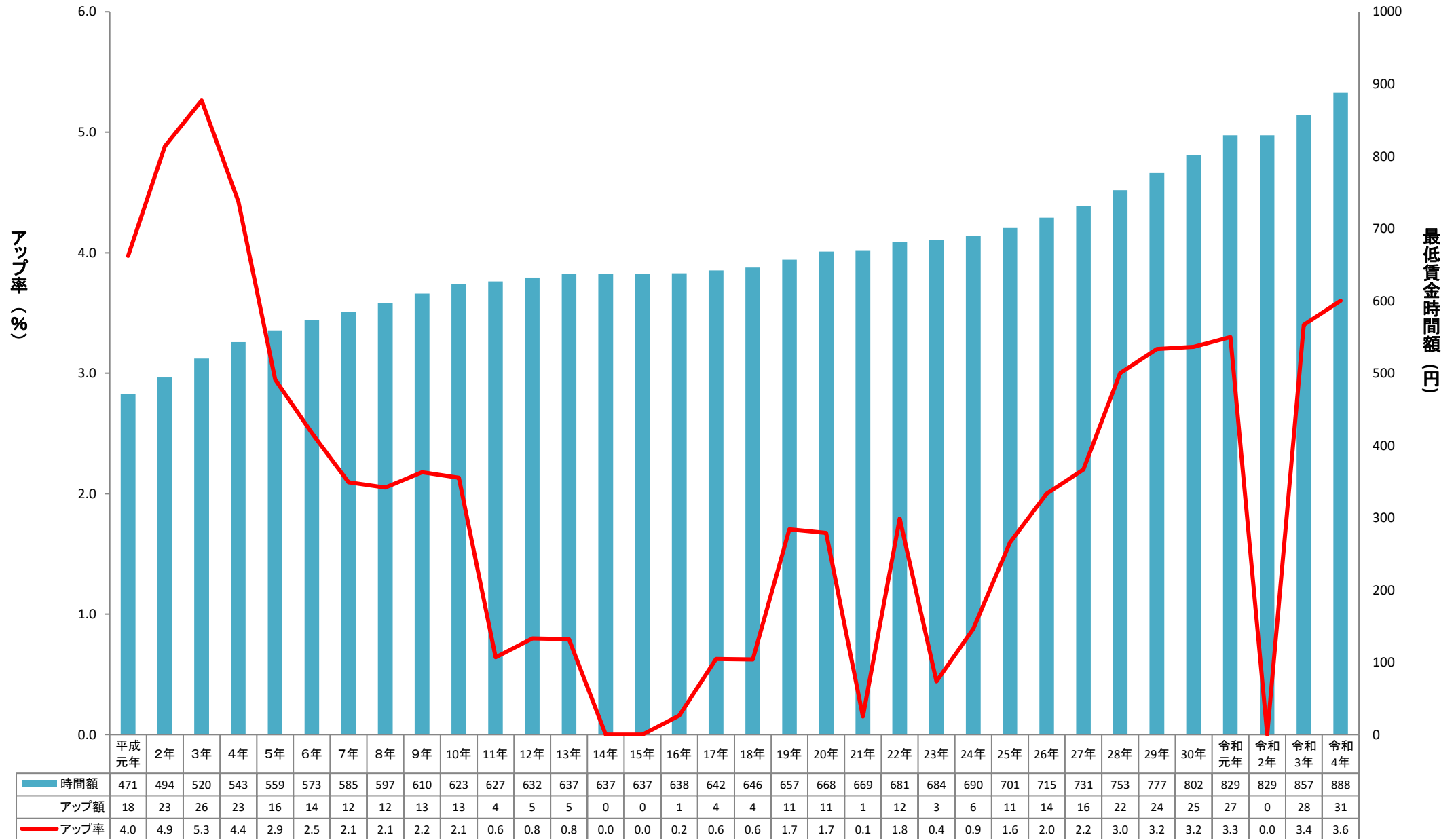
(資料出所:雇用保険資格取得届から集計)

注1: 常用労働者として採用された新規学卒者の採用時賃金の平均値

注2: 基本給に定期的に支払われる手当を加えたもの。(賞与や時間外手当は含まれない)



山口県最低賃金時間額とアップ率の推移



山口県経済の動向



令和5年7月14日

山口県総合企画部統計分析課

目次

●概況

- ・ 県内経済の動向 . . . 1
- ・ 国内経済の動向 . . . 1

●景況

- ・ 景気動向指数 . . . 2

●主な指標の動き

- ・ 消費（商品販売額、乗用車新規登録新車台数） . . . 3
- ・ 輸出（輸出額） . . . 4
- ・ 投資（公共工事請負金額、新設住宅着工戸数） . . . 4
- ・ 雇用（有効求人倍率、賃金、労働時間の動きなど） . . . 5
- ・ 生産（鉱工業生産・出荷・在庫指数） . . . 6
- ・ 倒産（企業倒産件数、負債総額） . . . 7
- ・ 金融（銀行預金・貸出残高） . . . 8
- ・ 物価（消費者物価指数） . . . 8

●主要経済指標 . . . 9

※統計月報「県勢やまぐち」より転載

利用上の注意

- ・ 指標の中には速報値を掲載しているものがあり、今後、数値が遡及改訂されることがあります。時系列で数値を比較する場合は最新の資料をご覧ください。
- ・ 本文及び統計表中の記号の用法は、次のとおりです。
 - 「P」 . . . 速報（暫定）値
 - 「r」 . . . 修正値
 - 「-」 . . . 該当なし
- ・ この資料についてのお問い合わせは、次のところまでお願いします。

山口県総合企画部統計分析課調査分析班
T E L 083-933-2663
F A X 083-933-2669
E-mail a12500@pref.yamaguchi.lg.jp

● 概況

県内経済の動向：山口県金融経済情勢

項目	令和5年6月公表分 (公表日： R5.6.5)	令和5年7月公表分 (公表日： R5.7.3)
総括判断	県内景気は、持ち直している。	県内景気は、持ち直している。 →
輸出	前年を上回った。	前年を上回った。 →
個人消費	持ち直している。	持ち直している。 →
設備投資	高水準横ばい圏内で推移している。	緩やかに増加している。 ↗
生産	持ち直しの動きに足踏みがみられる。	横ばい圏内の動きとなっている。 →
雇用・所得	労働需給は引き締まっており、雇 用者所得は改善している。	労働需給は引き締まっており、雇 用者所得は改善している。 →
公共投資	横ばい圏内で推移している。	横ばい圏内で推移している。 →
住宅投資	弱含んでいる。	弱含んでいる。 →

先行き (令和5年7月3日 山口県金融経済情勢公表時点)

先行きについては、海外の経済・物価情勢と国際金融市場の動向、資源・原材料価格の動向や供給制約等が、当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

山口県金融経済情勢(日本銀行下関支店)：<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/getsurei/getsurei.html>

国内経済の動向：月例経済報告

項目	令和5年5月 (公表日： R5.5.25)	令和5年6月 (公表日： R5.6.22)
基調判断	景気は、緩やかに回復している。	景気は、緩やかに回復している。 →
輸出	底堅い動きとなっている。	底堅い動きとなっている。 →
個人消費	持ち直している。	持ち直している。 →
設備投資	持ち直している。	持ち直している。 →
生産	持ち直しの兆しがみられる。	持ち直しの兆しがみられる。 →
企業収益	総じてみれば改善しているが、そのテ ンポは緩やかになっている。	総じてみれば緩やかに改善してい る。 →
業況判断	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。 →
雇用情勢	持ち直している。	このところ改善の動きがみられる。 ↗
物価動向	上昇している。	上昇している。 →

先行き (令和5年6月22日 月例経済報告公表時点)

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

月例経済報告(内閣府)：<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

●景況

景気動向指数

令和5年4月分の概要

1 4月のCI(平成27年=100)は、先行指数:100.7、一致指数:93.3、遅行指数:119.7となった。

(1) 先行指数:7.3ポイント上昇

先行指数は、前月と比較して7.3ポイント上昇し、2か月ぶりの上昇となった。3か月後方移動平均は1.73ポイント上昇し、4か月ぶりの上昇、7か月後方移動平均は0.71ポイント上昇し、4か月ぶりの上昇となった。

(2) 一致指数:0.8ポイント下降

一致指数は、前月と比較して0.8ポイント下降し、2か月連続の下降となった。3か月後方移動平均は0.83ポイント下降し、5か月連続の下降、7か月後方移動平均は0.89ポイント下降し、4か月連続の下降となった。

(3) 遅行指数:1.2ポイント下降

遅行指数は、前月と比較して1.2ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は1.07ポイント下降し、4か月連続の下降、7か月後方移動平均は0.27ポイント下降し、24か月ぶりの下降となった。

2 一致指数の基調判断

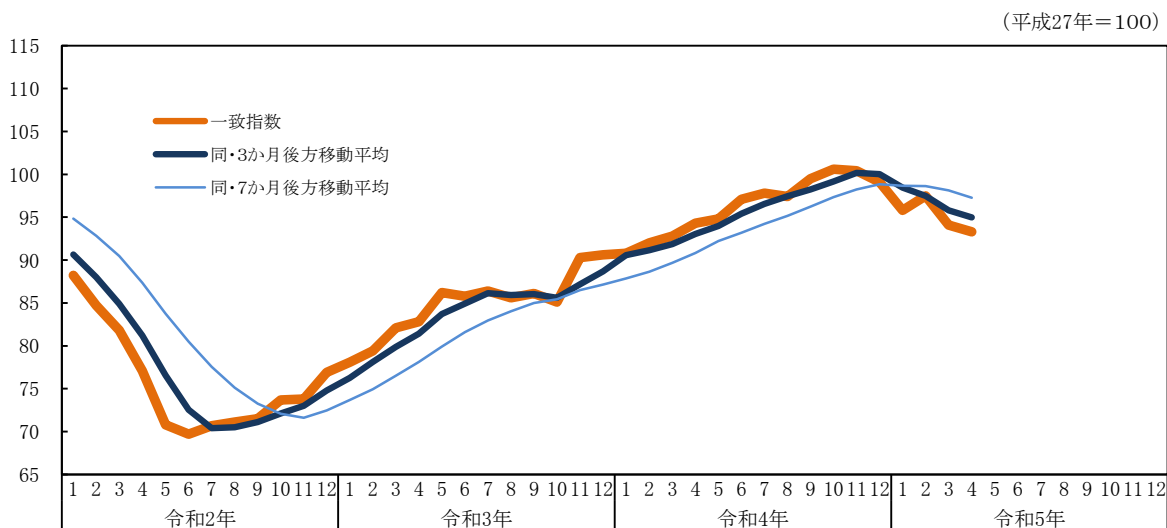
景気動向指数(CI一致指数)は、下方への局面変化を示している。

3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は、以下のとおり。

寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C4:鉱工業生産指数	1.77	C3:有効求人倍率(除く学卒)	-0.82
		C1:所定外労働時間指数(製造業)	-0.72
		C2:雇用保険受給者実人員	-0.62
		C5:輸入通関実績	-0.44

※所定外労働時間指数(製造業)は、事業所規模30人以上の値を用いている。

4 一致指数の推移



山口県景気動向指数(県統計分析課): <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15277.html>

● 主な指標の動き

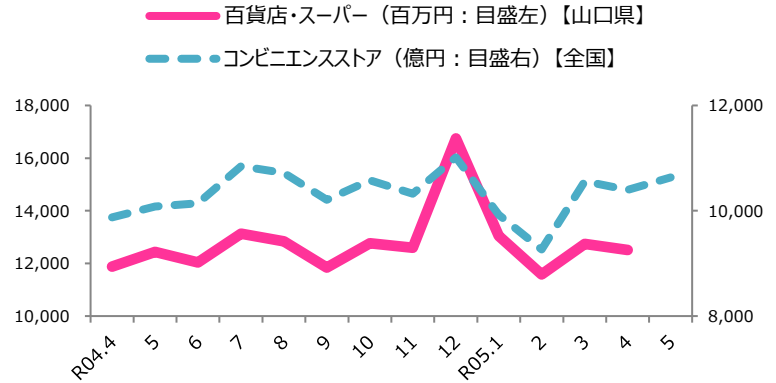
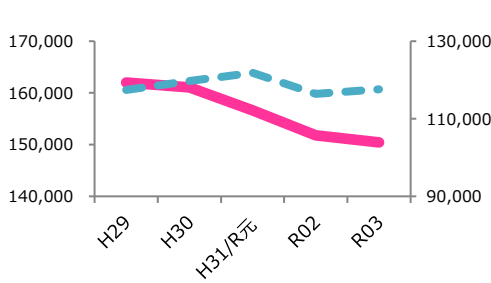
(1) 消費

■ 百貨店・スーパー、コンビニエンスストア販売額

4月の百貨店・スーパー販売額（山口県値）は12,511百万円で、前年同月比5.3%増となった。

5月のコンビニエンスストア販売額（全国値）は10,633億円で、前年同月比5.5%増となった。

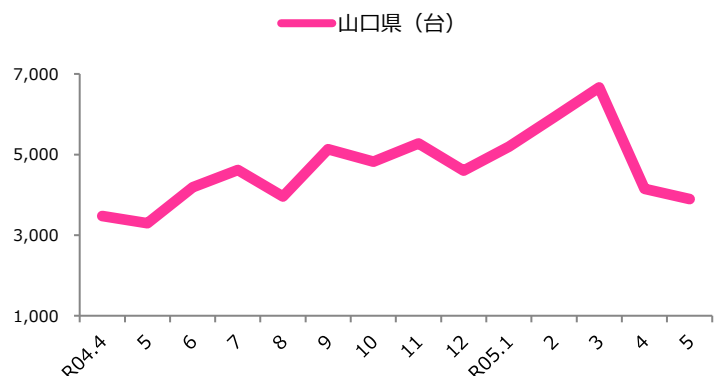
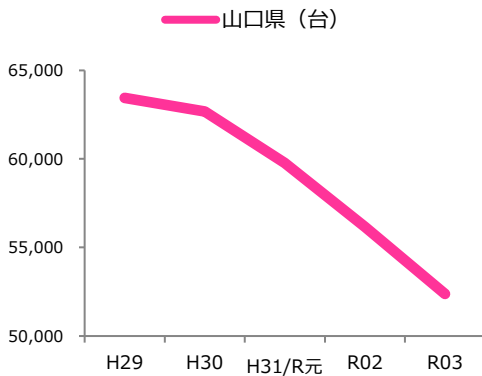
● 百貨店・スーパー（百万円：目盛左）【山口県】
● コンビニエンスストア（億円：目盛右）【全国】



出典：中国地域百貨店・スーパー販売動向（中国経済産業局）
<https://www.chugoku.meti.go.jp/stat/hanbai/index.html>
 商業動態統計（経済産業省）
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/index.html>

■ 乗用車新規登録新車台数

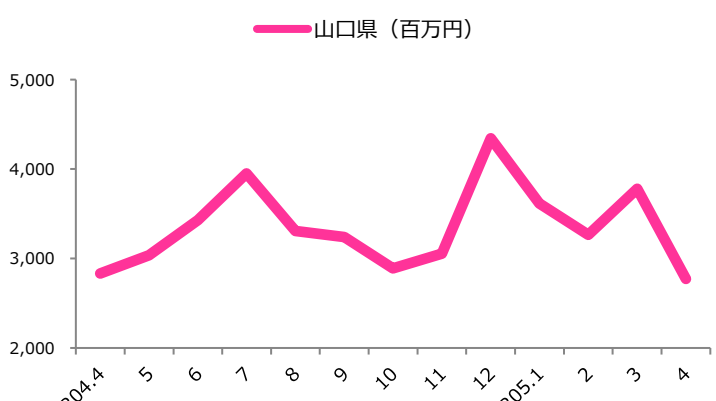
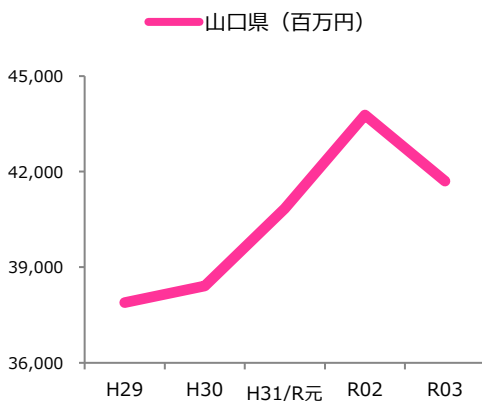
5月の乗用車新規登録新車台数（山口県値）は3,894台で、前年同月比18.2%増となった。



出典：自動車月報（山口運輸支局）

■ 家電大型専門店販売額

4月の家電大型専門店販売額（山口県値）は2,772百万円で、前年同月比2.2%減となった。

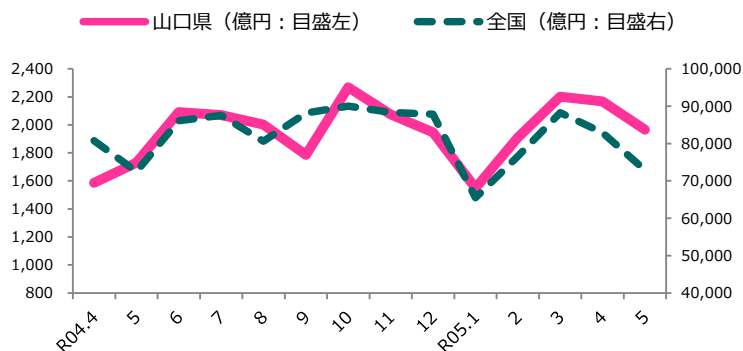
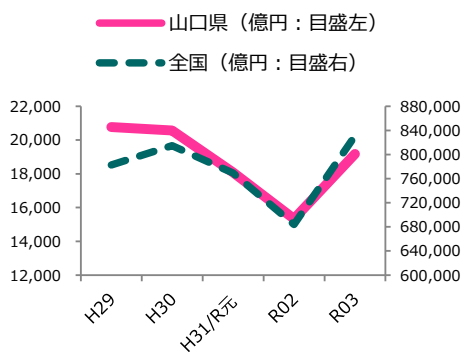


出典：家電大型専門店販売額等<県別>（中国経済産業局）
https://www.chugoku.meti.go.jp/stat/hanbai/jikeiretu_kaden.html

(2)輸出

■輸出額

5月の輸出額（山口県値）は1,967億円で、前年同月比13.6%増となった。

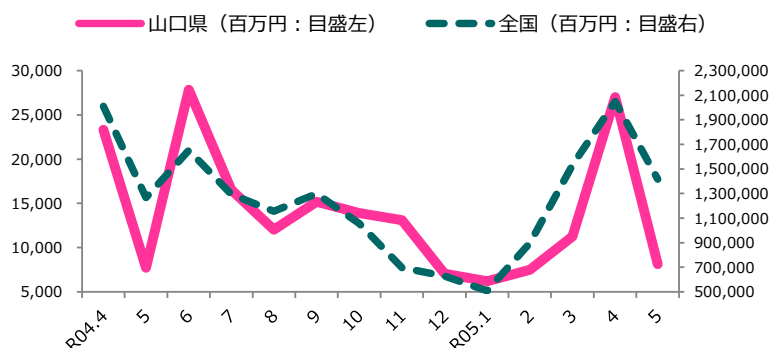
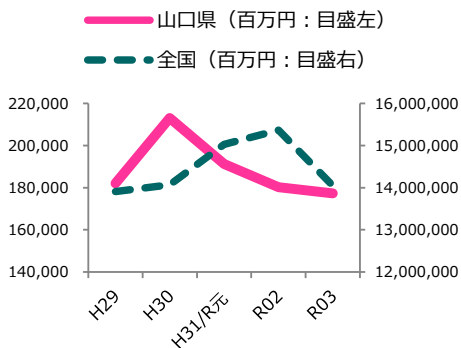


出典：貿易統計（神戸税関）
http://www.customs.go.jp/kobe/boueki/00boueki_top.htm
 出典：財務省貿易統計（財務省）
<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

(3)投資

■公共工事請負金額

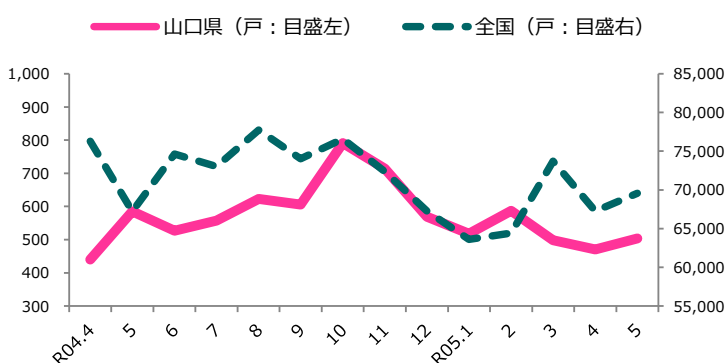
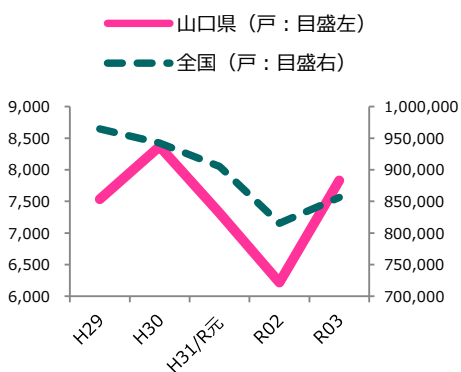
5月の公共工事請負金額（山口県値）は8,120百万円で、前年同月比5.2%増となった。



出典：公共工事動向（西日本建設業保証株式会社）

■新設住宅着工戸数

5月の新設住宅着工戸数（山口県値）は504戸で、前年同月比13.8%減となった。

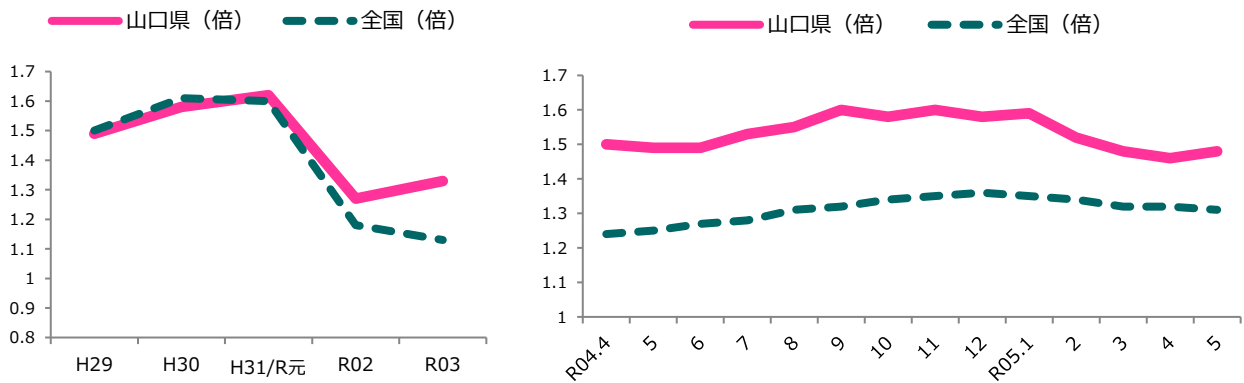


出典：建築着工統計（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku_list.html

(4)雇用

■有効求人倍率

5月の有効求人倍率（山口県値）は1.48で、前月を0.02ポイント上回った。

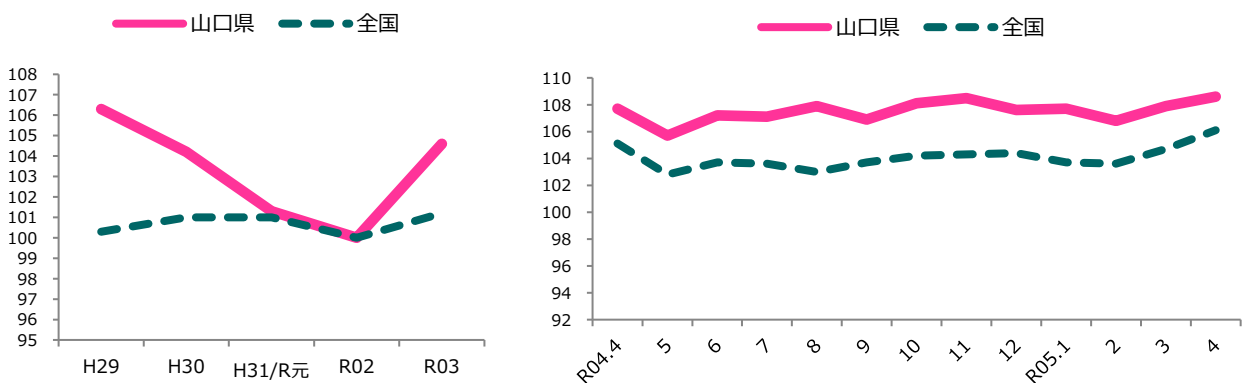


出典：山口県の雇用情勢について（山口労働局）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku.html

■きまって支給する給与（名目賃金指数：原指数）

4月の1人当たりのきまって支給する給与（山口県値）は、前年同月比0.8%増となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上

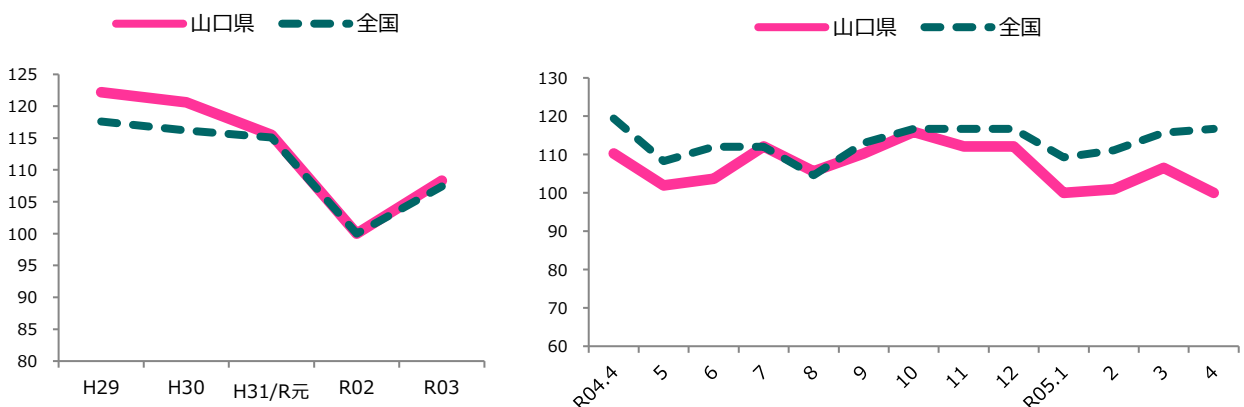
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>

出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

■所定外労働時間（所定外労働時間指数：原指数）

4月の所定外労働時間（山口県値）は、前年同月比9.3%減となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上

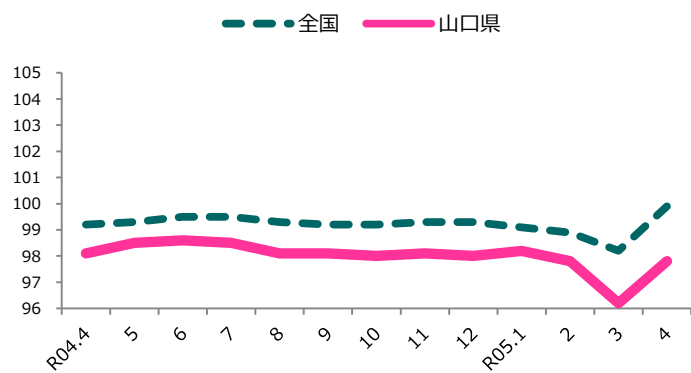
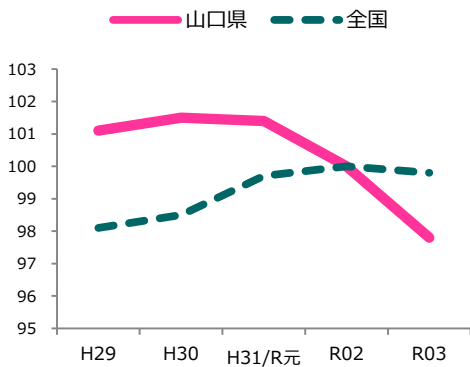
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>

出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

■ 常用労働者数（常用雇用指数：原指数）

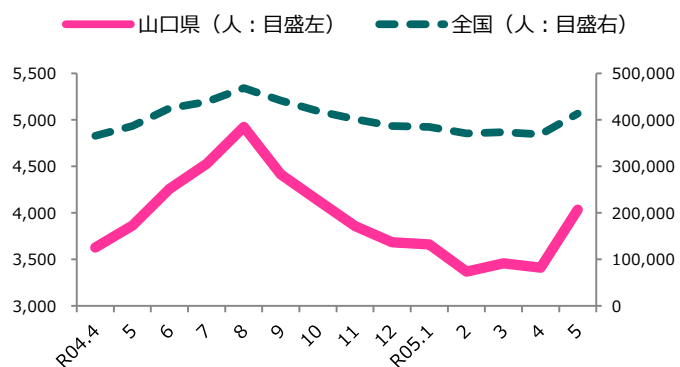
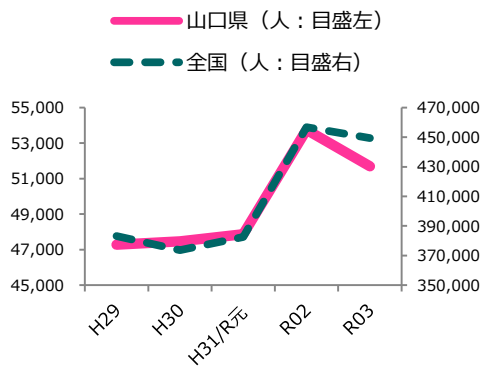
4月の常用労働者数（山口県値）は、前年同月比0.3%減となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>
 出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

■ 雇用保険受給者数

5月の雇用保険受給者数（山口県値）は4,033人で、前年同月比4.4%増となった。

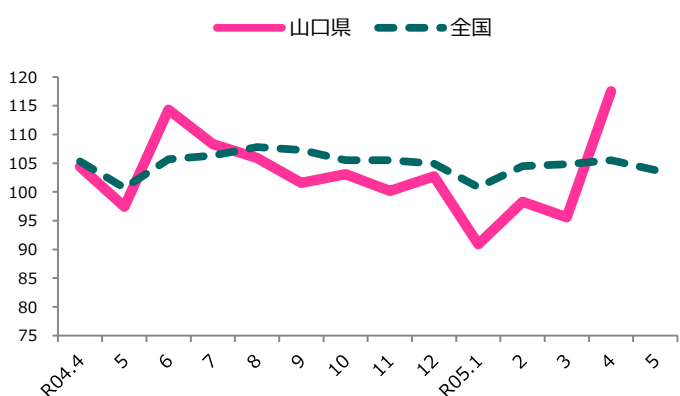
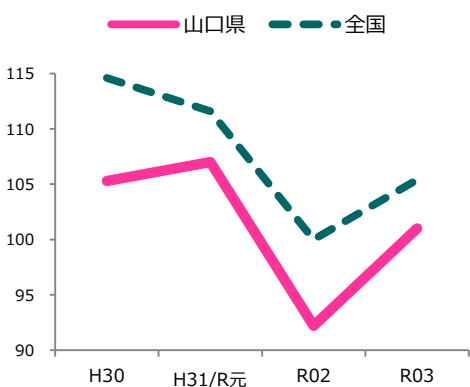


出典：山口労働局資料

(5) 生産

■ 鉱工業生産指数

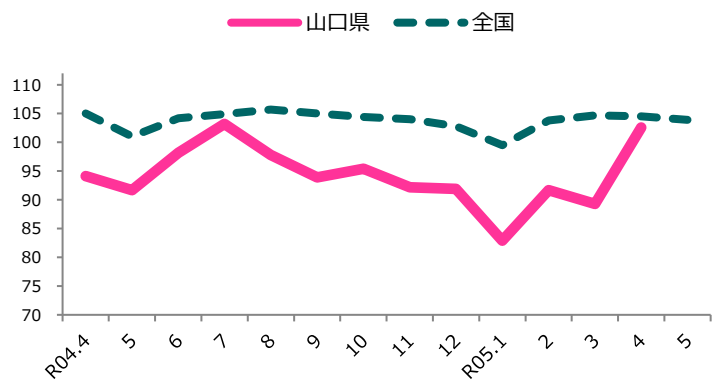
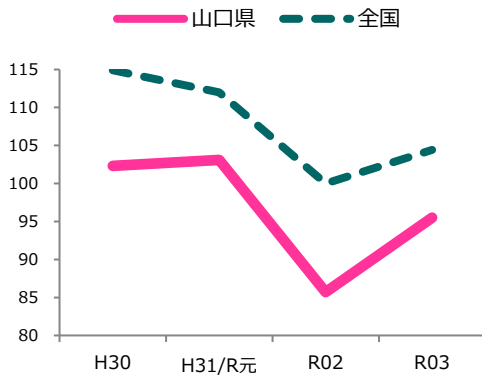
4月の生産指数（山口県値）は117.5で、前月比22.9%増となった。



出典：山口県鉱工業指数（県統計分析課）
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/>
 出典：鉱工業指数（経済産業省）
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

■ 鉱工業出荷指数

4月の出荷指数（山口県値）は102.6で、前月比14.9%増となった。



出典：山口県鉱工業指数（県統計分析課）

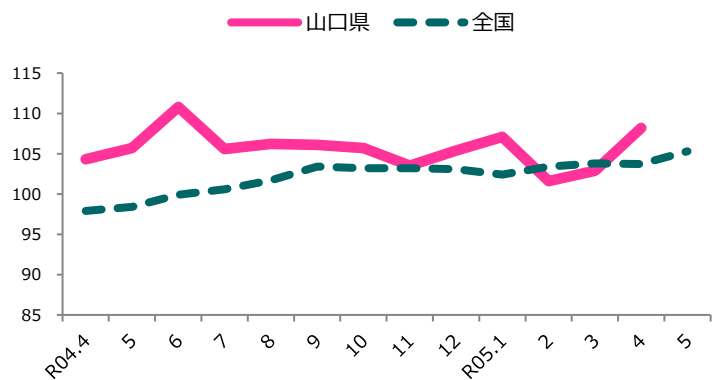
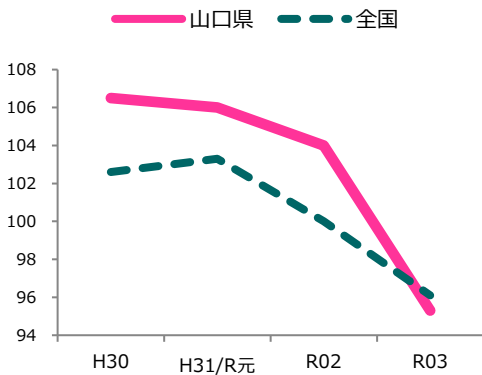
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/koukou.html>

出典：鉱工業指数（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

■ 鉱工業在庫指数

4月の在庫指数（山口県値）は108.2で、前月比5.2%増となった。



出典：山口県鉱工業指数（県統計分析課）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/koukou.html>

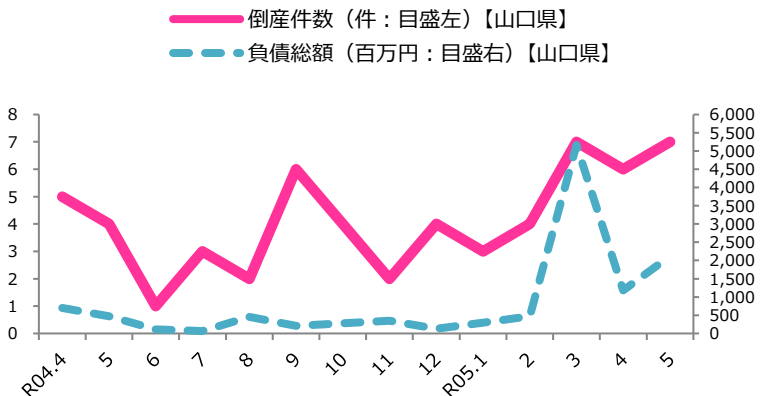
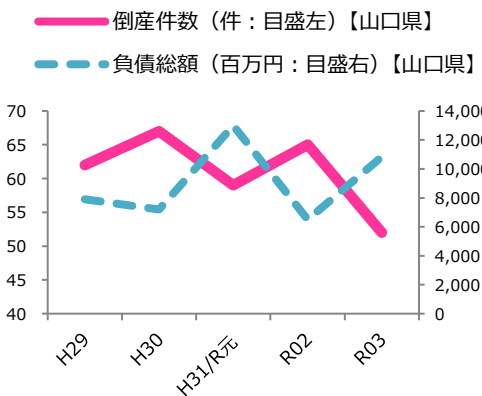
出典：鉱工業指数（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

(6) 倒産

■ 倒産件数・負債総額

5月の負債総額1千万円以上の倒産（山口県値）は件数7件、負債総額（山口県値）は2,114百万円となった。

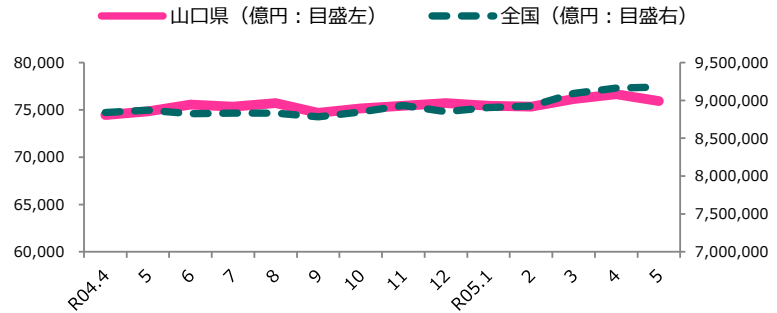
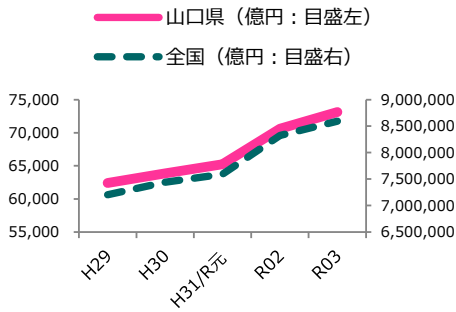


出典：(株) 東京商工リサーチ調べ

(7)金融

■銀行預金残高

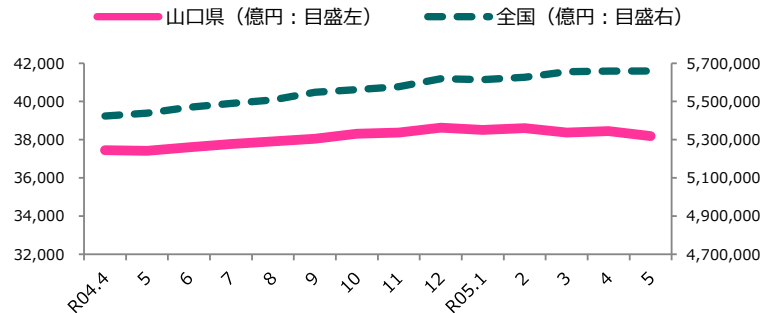
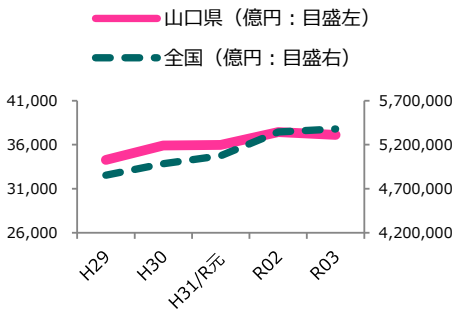
5月の預金残高（山口県値）は75,936億円で、前年同月比1.5%増となった。



出典：都道府県別預金・現金・貸出金（日本銀行）
<https://www.boj.or.jp/statistics/dl/depo/pref/index.htm/>
 出典：全国銀行預金・貸出金速報（全国銀行協会）
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/month1-01/>

■銀行貸出残高

5月の貸出残高（山口県値）は38,196億円で、前年同月比2.1%増となった。



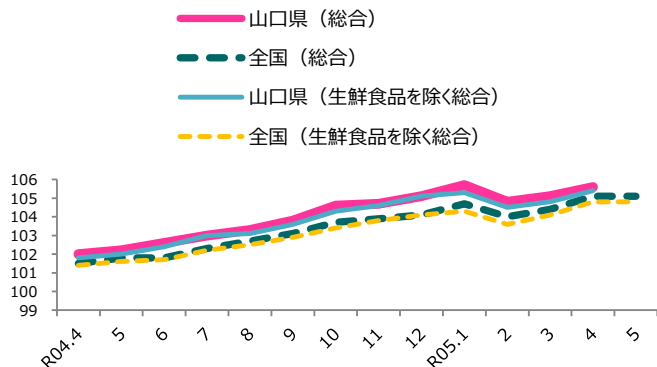
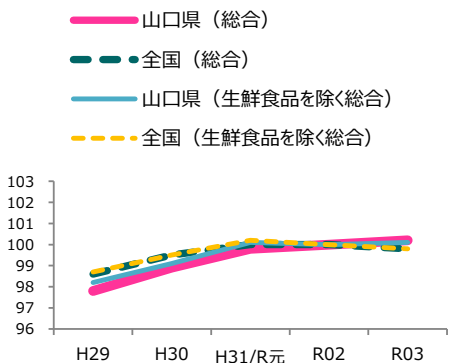
出典：都道府県別預金・現金・貸出金（日本銀行）
<https://www.boj.or.jp/statistics/dl/depo/pref/index.htm/>
 出典：全国銀行預金・貸出金速報（全国銀行協会）
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/month1-01/>

(8)物価

■消費者物価指数（原指数）

4月の消費者物価指数（山口県値・総合）は105.6で、前年同月比3.6%増となった。

4月の消費者物価指数（山口県値・生鮮食品を除く総合）は105.4で、前年同月比3.6%増となった。



出典：消費者物価指数（総務省統計局）
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

1 主要経済指標

1-1 山口県

年・月	総人口 1)		鉱工業指数 2)			消費者物価指数 (山口市)		家計 (勤労者世帯)			労	
	年別	10月1日	生産指数	出荷指数	在庫指数	総合	生鮮食品を除く	実収入	消費支出	名目	総実労働	
	月別	各翌月1日	季節調整済			R2=100	原数値	円	円	賃金指数	時間指数	
H29 年	1 382 901	600 877	102.0	101.3	100.0	97.8	98.2	615 996	327 221	106.3	106.8	
H30 //	1 370 424	601 223	105.3	102.3	106.5	98.9	99.1	551 987	304 349	104.2	106.6	
H31/R元 //	1 358 336	601 531	107.0	103.1	106.0	99.8	100.1	576 057	323 403	101.3	103.8	
R02 //	1 342 059	598 824	92.2	85.7	104.0	100.0	100.0	659 472	323 190	100.0	100.0	
R03 //	1 327 452	597 913	101.0	95.5	95.3	100.2	100.1	599 731	311 728	104.6	102.4	
R04 .	4	1 317 495	598 545	r 104.4	r 94.1	104.3	102.0	101.8	546 257	375 711	107.7	104.4
	5	1 317 077	599 086	r 97.4	r 91.7	r 105.7	102.2	102.0	497 919	356 761	105.7	97.3
	6	1 316 656	599 338	r 114.3	r 98.2	r 110.8	102.6	102.4	1 176 906	309 723	107.2	106.0
	7	1 314 771	598 099	r 108.3	r 103.2	105.6	103.0	103.0	671 725	325 084	107.1	103.6
	8	1 313 879	597 914	r 105.9	r 97.8	r 106.2	103.3	103.1	566 297	300 548	107.9	99.4
	9	1 312 950	597 838	r 101.6	r 93.9	106.1	103.8	103.6	486 004	342 101	106.9	101.1
	10	1 311 958	597 711	r 103.1	r 95.4	105.7	104.6	104.3	564 548	337 249	108.1	102.2
	11	1 310 896	597 350	r 100.2	r 92.2	r 103.5	104.7	104.6	500 286	364 495	108.5	103.1
	12	1 309 651	596 907	r 102.7	r 91.9	r 105.4	105.1	105.1	1 259 134	452 279	107.6	101.3
R05 .	1	1 307 668	596 067	r 90.9	r 82.9	r 107.1	105.7	105.3	472 904	378 305	107.7	95.3
	2	1 306 024	595 472	r 98.3	r 91.7	r 101.6	104.8	104.5	555 006	307 979	106.8	97.7
	3	1 301 480	595 663	r 95.6	r 89.3	r 102.9	105.1	104.8	523 715	332 838	107.9	102.1
	4	1 302 440	598 492	P 117.5	P 102.6	P 108.2	105.6	105.4	568 332	295 442	108.6	103.2
	5	1 301 479	598 657
前年同月比		98.8	99.9	111.3	108.5	103.7	103.6	103.6	104.0	78.6	100.8	98.9
前月比		99.9	100.0	122.9	114.9	105.2	100.5	100.6	108.5	88.8	100.6	101.1
資料	県統計分析課		県統計分析課			総務省統計局			県統計			

注 1) 令和2年国勢調査(確定値)を基に推計した数値。H29~H31/R元の世帯数の数値については、平成27年国勢調査(確定値)をもとに推計。

2) 年指数、前年同月比は原指数。

1-2 全国

年・月	総人口(万人) 1)		鉱工業指数 2)			消費者物価指数		家計 (勤労者世帯)			労	
	年別	10月1日	生産指数	出荷指数	在庫指数	総合	生鮮食品を除く	実収入	消費支出	平均消費性向 ³⁾	名目	総実労働
	月別	各翌月1日	季節調整済			R2=100	原数値	円	円	%	賃金指数	時間指数
H29 年	12 671	98.6	98.7	533 820	313 057	72.1	100.3	105.7	
H30 //	12 644	r 114.6	r 114.9	r 102.6	99.5	99.5	558 718	315 314	69.3	101.0	105.0	
H31/R元 //	12 617	r 111.6	r 112.0	r 103.3	100.0	100.2	586 149	323 853	67.9	101.0	102.9	
R02 //	12 615	r 100.0	r 100.0	r 100.0	100.0	100.0	609 535	305 811	61.3	100.0	100.0	
R03 //	12 550	r 105.4	r 104.4	r 96.1	99.8	99.8	605 316	309 469	62.8	101.2	101.4	
R04 .	4	12 507	r 105.3	r 105.0	r 97.9	101.5	101.4	539 738	344 126	65.7	105.1	106.1
	5	12 510	r 100.7	r 101.0	r 98.4	101.8	101.6	489 745	314 979	63.8	102.8	98.0
	6	12 512	r 105.7	r 104.2	r 99.9	101.8	101.7	916 705	300 489	64.1	103.7	106.6
	7	12 508	r 106.3	r 104.9	r 100.6	102.3	102.2	657 263	317 575	66.0	103.6	104.7
	8	12 497	r 107.8	r 105.7	r 101.7	102.7	102.5	563 963	322 438	64.2	103.0	99.1
	9	12 495	r 107.3	r 105.0	r 103.4	103.1	102.9	499 438	313 989	64.3	103.7	102.6
	10	12 491	r 105.5	r 104.4	r 103.2	103.7	103.4	568 282	328 684	65.0	104.2	102.9
	11	12 486	r 105.5	r 104.0	r 103.2	103.9	103.8	502 259	308 122	63.4	104.3	104.0
	12	r 12 475	r 104.9	r 102.8	r 103.1	104.1	104.1	1 150 808	353 794	62.8	104.4	102.7
R05 .	1	P 12 463	r 100.8	r 99.5	r 102.4	104.7	104.3	495 706	331 130	67.0	103.7	96.7
	2	P 12 449	r 104.5	r 103.8	r 103.4	104.0	103.6	557 655	298 749	63.2	103.6	99.5
	3	P 12 447	r 104.8	r 104.7	r 103.8	104.4	104.1	498 581	340 016	63.6	104.7	103.8
	4	P 12 450	r 105.5	r 104.5	r 103.7	105.1	104.8	553 975	334 229	61.6	106.1	105.6
	5	P 12 452	P 103.8	P 103.9	P 105.3	105.1	104.8
前年同月比		99.5	104.7	104.5	107.0	103.2	103.2	102.6	97.1	93.8	101.0	99.5
前月比		100.0	98.4	99.4	101.5	100.1	100.0	111.1	98.3	96.9	101.3	101.7
資料	総務省統計局		経済産業省			総務省統計局			厚生			

注 1) 令和2年国勢調査による確定人口を基に推計した数値。 2) 年指数、前年同月比は原指数。

3) 平均消費性向は、季節調整済みの数値。

3)			雇用保険	公共工事	着工建築物			乗用車 5)	自動車	年・月
所定外労働 時間指数	常用 雇用指数	有効 4) 求人倍率	受給者 実人員	請負金額5) 百万円	床面積 (1000㎡)	工事費予定額 (100万円)	新設住宅 (戸)	新規登録 新車台数 (台)	保有台数 6) (台)	
122.2	101.1	1.49	47 276	182 017	1 273	251 159	7 532	63 448	1 073 607	H29 年
120.6	101.5	1.58	47 466	213 078	1 294	256 178	8 369	62 688	1 074 235	H30 "
115.5	101.4	1.62	47 862	191 177	1 196	245 478	7 311	59 780	1 074 100	H31/R元 "
100.0	100.0	1.27	53 749	180 206	916	182 497	6 217	56 166	1 070 319	R02 "
108.3	97.8	1.33	51 686	177 300	1 172	232 898	7 832	52 378	1 070 234	R03 "
110.3	98.1	1.50	3 626	23 312	62	13 797	440	3 471	1 069 635	R04 . 4
101.9	98.5	1.49	3 864	7 716	93	17 974	585	3 295	1 069 362	5
103.7	98.6	1.49	4 256	27 841	86	19 971	527	4 186	1 069 718	6
112.1	98.5	1.53	4 526	16 532	78	14 425	557	4 619	1 070 614	7
105.6	98.1	1.55	4 924	12 018	93	20 284	623	3 958	1 070 917	8
110.3	98.1	1.60	4 413	15 185	68	13 613	606	5 129	1 072 100	9
115.9	98.0	1.58	4 133	13 912	96	22 083	791	4 826	1 072 446	10
112.1	98.1	1.60	3 856	13 094	124	26 414	714	5 277	1 073 217	11
112.1	98.0	1.58	3 685	7 058	76	14 818	569	4 604	1 073 580	12
100.0	98.2	1.59	3 659	6 198	103	20 548	518	5 196	1 074 433	R05 . 1
100.9	97.8	1.52	3 368	7 486	87	18 799	587	5 929	1 074 264	2
106.5	96.2	1.48	3 456	11 268	79	20 234	498	6 665	1 068 492	3
100.0	97.8	1.46	3 410	27 003	88	30 476	470	4 152	1 070 482	4
...	...	1.48	4 033	8 120	70	15 980	504	3 894	1 070 870	5
90.7	99.7	99.3	104.4	105.2	75.3	88.9	86.2	118.2	100.1	前年同月比
93.9	101.7	101.4	118.3	30.1	79.5	52.4	107.2	93.8	100.0	前月比
分析課	山口労働局			西日本 建設業保証	国土交通省			山口運輸支局		資料

3) 事業所規模30人以上。R2平均=100。調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2~3年に一度行う総入替え方式から毎月1月分調査時に行う部分入替え方式に平成30年から変更した。
賃金、所定外労働時間指数は総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数は、労働者推計のパンチマークを令和4年1月分を更新したことに伴い、令和4年1月分公表時に過去に遡って改訂した。

4) 新規学卒を除きパートタイムを含む。 5) 年数値は年度計。 6) 年数値は各年3月末数値。

4)			完全	雇用保険	公共工事	着工建築物			乗用車 7)	年・月
所定外労働 時間指数	常用 雇用指数	有効 5) 求人倍率	失業率 %	受給者 実人員 6)	請負金額 7) 百万円	床面積 (1000㎡)	工事費予定額 (100万円)	新設住宅 (戸)	新車販売台数 (台)	
117.6	98.1	1.50	2.8	383 183	13 908 073	134 679	27 698 132	964 641	4 349 778	H29 年
116.2	98.5	1.61	2.4	373 623	14 068 014	131 149	26 717 681	942 370	4 363 608	H30 "
115.1	99.7	1.60	2.4	382 429	15 025 453	127 555	27 280 884	905 123	4 173 186	H31/R元 "
100.0	100.0	1.18	2.8	456 759	15 365 760	113 744	24 306 582	815 340	3 858 350	R02 "
107.4	99.8	1.13	2.8	449 342	14 050 279	122 239	26 260 707	856 484	3 467 561	R03 "
119.4	99.2	1.24	2.6	365 713	2 010 515	11 266	2 502 252	76 295	244 292	R04 . 4
108.3	99.3	1.25	2.6	386 617	1 267 150	9 707	2 158 009	67 223	211 856	5
112.0	99.5	1.27	2.6	424 762	1 651 930	11 047	2 352 169	74 617	268 077	6
112.0	99.5	1.28	2.6	438 879	1 292 375	11 255	2 570 324	73 024	288 145	7
104.6	99.3	1.31	2.5	468 516	1 156 190	10 428	2 336 333	77 731	234 143	8
113.0	99.2	1.32	2.6	441 436	1 298 503	9 691	2 222 872	74 004	324 901	9
116.7	99.2	1.34	2.6	418 870	1 055 807	9 902	2 302 536	76 590	295 809	10
116.7	99.3	1.35	2.5	401 790	696 131	9 568	2 226 419	72 372	308 059	11
116.7	99.3	1.36	2.5	387 124	628 304	8 967	2 075 872	67 249	284 329	12
109.3	99.1	1.35	2.4	385 002	508 844	9 278	2 272 302	63 604	319 870	R05 . 1
111.1	98.9	1.34	2.6	371 192	897 832	9 016	2 089 864	64 426	356 281	2
115.7	98.2	1.32	2.8	373 776	1 530 113	8 598	2 007 117	73 693	477 943	3
116.7	99.9	1.32	2.6	368 569	2 048 049	10 298	2 523 124	67 250	289 525	4
...	...	1.31	2.6	413 272	1 416 265	8 994	2 269 043	69 561	272 042	5
97.7	100.7	104.8	100.0	106.9	111.8	92.7	105.1	103.5	128.4	前年同月比
100.9	101.7	99.2	100.0	112.1	69.2	87.3	89.9	103.4	94.0	前月比
労働省	総務省統計局			厚生労働省	西日本建設業保証	国土交通省			日本自動車販売協会連合会 ・全国軽自動車協会連合会	資料

4) 事業所規模30人以上。R2平均=100。名目賃金指数は、きまって支給する給与を集計。調査事業所の抽出方法の変更あり。詳細は上記山口県版注3)参照。月値、年値は再集計値。

5) 新規学卒を除きパートタイムを含む。 6) 年数値は平均値。 7) 年数値は年度計。

1-1 山 口 県 (つづき)

年・月	宇部空港利用状況		金融 1)			企業倒産 2)		電灯・電力 総需要 千kwh
	旅客	貨物	銀行預金残高	銀行貸出残高	貸出約定 平均金利	件数	負債総額	
	人	t	億円	億円	%	件	百万円	
H29 年	967 906	2 497	62 416	34 276	1.321	62	7 905	12 475 263
H30 "	999 643	2 626	63 859	35 931	1.281	67	7 202	12 315 933
H31/R元 "	998 376	2 820	65 237	35 986	1.237	59	12 992	11 669 876
R02 "	378 898	1 972	70 630	37 440	1.171	65	6 499	11 241 974
R03 "	320 670	1 621	73 138	37 133	1.131	52	10 836	11 623 464
R04 . 4	43 078	143	74 455	37 445	1.133	5	700	926 880
5	49 590	125	74 842	37 418	1.132	4	467	866 784
6	44 427	137	75 567	37 597	1.132	1	110	885 341
7	55 916	140	75 356	37 765	1.130	3	66	962 881
8	61 695	133	75 725	37 915	1.123	2	450	1 042 043
9	51 627	140	74 689	38 053	1.116	6	212	997 097
10	65 145	142	75 162	38 309	1.115	4	275	862 372
11	66 668	142	75 448	38 378	1.117	2	350	805 077
12	69 126	159	75 704	38 628	1.117	4	128	913 467
R05 . 1	56 504	140	75 431	38 510	1.115	3	297	1 061 364
2	55 297	140	75 337	38 603	1.113	4	468	985 909
3	70 226	167	76 150	38 367	1.106	7	5 164	...
4	64 894	140	76 653	38 451	1.111	6	1 184	...
5	75 431	131	75 936	38 196	1.109	7	2 114	...
前年同月比	152.1	104.6	101.5	102.1	98.0	175.0	452.7	93.9
前 月 比	116.2	93.5	99.1	99.3	99.8	116.7	178.5	92.9
資 料	山口宇部空港		日本銀行		日本銀行 下関支店	東京商工リサーチ・県経営金融課		資源エネルギー庁

注 1) 年数値は年末数値。 2) 負債総額1千万円以上。

1-2 全 国 (つづき)

年・月	国内企業	日銀券	金融			企業倒産 3)		電灯・電力 総需要 百万kwh
	物価指数	平均発行高	銀行預金残高 1)	銀行貸出残高 1)	貸出約定 平均金利 2)	件数	負債総額	
	2年=100	億円	億円	億円	%	件	百万円	
H29 年	98.4	1 004 837	7 204 715	4 854 095	0.969	8 405	3 167 637	863 167
H30 "	101.0	1 045 344	7 443 615	4 984 930	0.922	8 235	1 485 469	852 561
H31/R元 "	101.2	1 077 201	7 590 575	5 074 786	0.881	8 385	1 425 452	836 038
R02 "	100.0	1 122 089	8 325 129	5 344 667	0.827	7 773	1 220 046	820 897
R03 "	104.6	1 167 043	8 594 961	5 379 307	0.804	6 030	1 150 703	837 102
R04 . 4	113.2	1 200 400	8 838 845	5 423 884	0.790	486	81 253	66 096
5	113.3	1 202 230	8 870 866	5 438 270	0.787	524	87 380	60 281
6	114.3	1 196 684	8 824 194	5 470 493	0.784	546	1 232 583	61 994
7	115.2	1 201 850	8 831 686	5 490 392	0.784	494	84 570	72 141
8	115.7	1 203 622	8 832 772	5 507 577	0.779	492	111 428	76 850
9	116.9	1 202 148	8 783 371	5 547 919	0.777	599	144 871	72 956
10	118.1	1 202 858	8 847 517	5 562 204	0.776	596	86 995	63 818
11	119.1	1 207 098	8 931 610	5 577 259	0.775	581	115 589	61 041
12	119.9	1 228 614	8 851 399	5 618 706	0.771	606	79 172	66 752
R05 . 1	119.9	1 233 174	8 905 093	5 615 119	0.773	570	56 524	78 451
2	119.5	1 219 555	8 924 565	5 626 784	0.774	577	96 580	74 566
3	119.6	1 220 679	9 092 232	5 656 707	0.777	809	147 434	...
4	r 119.9	1 218 724	9 160 719	5 658 952	0.779	610	203 861	...
5	P 119.1	1 218 065	P 9 176 683	P 5 659 620	...	706	278 734	...
前年同月比	105.1	101.3	103.4	104.1	98.6	134.7	319.0	94.4
前 月 比	99.3	99.9	100.2	100.0	100.3	115.7	136.7	95.0
資 料	日本銀行		全国銀行協会		日本銀行	東京商工リサーチ・県経営金融課		資源エネルギー庁

注 1) 年数値は年末数値。 2) 年数値は月次計数の単純平均。 3) 負債総額1千万円以上。

通関実績		販売額			のべ宿泊者数	年・月
輸出	輸入	大型小売店 (百貨店+スーパー) 3)	ホームセンター	家電大型専門店		
億円	億円	百万円	百万円	百万円	人	
20 770	11 699	162 010	36 066	37 890	4 440 630	H29 年
20 561	14 091	161 069	35 099	38 409	4 351 960	H30 "
18 085	12 470	156 647	34 416	40 838	3 761 960	H31/R元 "
15 335	8 699	151 798	38 399	43 779	3 112 930	R02 "
19 171	13 607	150 432	36 379	41 707	3 301 620	R03 "
1 586	1 635	11 884	3 344	2 834	338 880	R04 . 4
1 731	1 923	12 432	3 431	3 035	395 760	5
2 092	2 126	12 035	3 047	3 431	322 770	6
2 069	1 898	13 130	3 051	3 950	324 210	7
2 003	2 412	12 838	2 951	3 308	389 460	8
1 786	1 909	11 842	2 880	3 239	350 310	9
2 268	2 185	12 765	3 219	2 889	404 220	10
2 075	2 178	12 593	2 811	3 055	413 240	11
1 946	2 111	16 747	3 554	4 344	373 250	12
1 549	1 896	13 041	2 441	3 615	249 300	R05 . 1
1 908	1 547	11 581	2 288	3 266	255 120	2
2 200	1 743	12 739	2 827	3 781	339 520	3
2 167	1 637	P 12 511	3 235	2 772	276 740	4
1 967	P 1 527	5
113.6	80.1	105.3	96.7	97.8	81.7	前年同月比
98.5	93.9	98.2	114.4	73.3	81.5	前月比
神戸税関		中国経済産業局	経済産業省		観光庁	資料

3) 前年同月比は、調査対象事業所の見直しが行われたため、ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。

通関実績		販売額 4)			年・月
輸出	輸入	百貨店	スーパー	コンビニ	
億円	億円	億円	億円	億円	
782 865	753 792	65 529	130 497	117 451	H29 年
814 788	827 033	64 434	131 609	119 780	H30 "
769 317	785 995	62 979	130 983	121 841	H31/R元 "
683 991	680 108	46 938	148 112	116 423	R02 "
830 914	848 750	49 030	150 041	117 601	R03 "
80 756	89 305	4 181	12 062	9 873	R04. 4
72 514	96 175	4 301	12 509	10 078	5
86 139	99 889	4 577	12 158	10 141	6
87 531	101 750	4 854	12 850	10 844	7
80 606	108 510	3 869	12 907	10 720	8
88 177	109 169	4 217	12 083	10 206	9
90 013	111 728	4 730	15 595	10 577	10
88 368	108 688	5 177	12 413	10 324	11
87 869	102 455	6 776	15 490	11 014	12
65 506	100 570	4 764	12 916	9 924	R05. 1
76 543	85 742	4 176	11 644	9 265	2
88 240	95 828	5 117	12 553	10 562	3
82 890	r 87 253	4 498	12 597	r 10 395	4
72 920	P 86 739	P 4 528	P 12 909	P 10 633	5
100.6	90.2	105.3	103.2	105.5	前年同月比
88.0	99.4	100.7	102.5	102.3	前月比
財務省		経済産業省			資料

4) 前年同月比は、調査対象事業所の見直しが行われたため、ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。

当資料は当店 web サイトに掲載しています

<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>



BANK OF JAPAN
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2023年7月3日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町 7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

山口県金融経済情勢 (2023年7月)

(概況)

県内景気は、持ち直している。

短観における企業の業況感は、「良い」超幅が拡大した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、持ち直している。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、緩やかに増加している。

こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得情勢をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。消費者物価の前年比は、3%台となった。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、横ばい圏内となった。

先行きについては、海外の経済・物価情勢と国際金融市場の動向、資源・原材料価格の動向や供給制約等が、当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<p><u>公共投資</u>は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u>は、前年を上回った。</p>
輸出入	<p><u>輸出</u>は、前年を上回った。 <u>輸出</u>は、前年を上回った一方、<u>輸入</u>は、前年を下回った。</p>
個人消費	<p><u>個人消費</u>は、持ち直している。 個人消費関連の販売統計をみると、<u>百貨店・スーパー販売額</u>、<u>コンビニエンスストア販売額</u>、<u>ドラッグストア販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>ホームセンター販売額</u>は、前年を下回った。また、耐久消費財では、<u>乗用車新車登録台数</u>は、前年を上回った一方、<u>家電大型専門店販売額</u>は、前年を下回った。</p>
住宅投資	<p><u>住宅投資</u>は、弱含んでいる。 <u>新設住宅着工戸数</u>は、前年を下回った。</p>
設備投資	<p><u>設備投資</u>は、緩やかに増加している。 <u>山口県短観</u>（2023年6月調査）における企業の設備投資をみると、2022年度は減少した。また、2023年度は増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u>（非居住用）は、前年を下回った。</p>
生産	<p><u>生産</u>は、横ばい圏内の動きとなっている。 <u>鉱工業生産指数</u>（4月）は、前月比上昇した。業種別にみると、生産用機械は低下した一方、汎用機械、化学は上昇した。</p>
雇用・所得	<p><u>雇用・所得情勢</u>をみると、労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。 <u>有効求人倍率</u>は、前月を上回った。<u>現金給与総額</u>は、前年を下回った一方、<u>常用労働者数</u>は、前年を上回ったことから、<u>雇用者所得</u>は、前年を上回った。</p>
物価	<p><u>消費者物価の前年比</u>は、3%台となった。 <u>消費者物価指数</u>（除く生鮮食品）は、前年を上回った。</p>

【企業倒産】

企業倒産	<p><u>企業倒産</u>は、落ち着いている。 件数（7件）は前年（4件）を上回ったほか、負債総額（2,114百万円）も前年（467百万円）を上回った。</p>
------	---

【金融】

預金 貸出	<u>預金・貸出</u> は、ともに前年を上回った。 県内金融機関（銀行、信金）の預金、貸出の動向をみると、預金、貸出ともに前年を上回った。
貸出約定 平均金利	<u>貸出金利</u> は、横ばい圏内となった。 貸出約定平均金利（総合）は、前月に比べ、低下した。

以 上

山口県主要金融経済指標（1）

— p：速報値、r：訂正または改定値
 — 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

1. 需要コンポーネント

(前年比%)

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				(全店)	(既存店)				
22/ 4-6月	2.2	16.7	77.9	0.4	0.3	2.5	-1.1	1.9	-2.7
7-9	-10.6	28.8	72.4	1.5	0.6	5.4	-1.8	6.1	-2.5
10-12	-4.7	16.1	57.3	2.3	2.0	7.9	1.6	5.8	-0.6
23/ 1-3	-28.8	14.1	29.2	3.3	2.7	3.8	-2.4	2.7	-0.3
23/ 2	15.8	13.7	24.8	3.6	3.0	4.8	-2.7	3.2	8.0
3	-47.5	19.1	22.1	2.1	1.4	2.4	-2.2	2.8	-6.6
4	15.8	36.7	0.1	5.3	4.1	1.1	-3.3	5.5	-2.2
5	5.2	13.6	p -19.9	p 3.3	p 2.2	p 2.5	p -7.2	p 6.4	p -4.3
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

(前年比%)

	乗用車新車 登録台数	個人消費		住宅投資	設備投資
		うち 登録車	うち 軽自動車	新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
22/ 4-6月	-17.0	-18.5	-15.0	-20.5	15.6
7-9	0.7	-2.6	5.5	2.1	-38.1
10-12	11.4	3.4	23.2	-12.3	7.8
23/ 1-3	12.7	14.5	10.1	18.1	23.3
23/ 2	22.8	35.0	8.5	16.5	31.4
3	8.6	14.4	0.1	18.6	-18.7
4	19.6	27.2	9.4	6.8	107.7
5	35.8	30.5	43.3	-13.8	-37.1
資料出所	中国運輸局		国土交通省		

(前年比%、23年6月調査)

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 (含む土地投資額)	2022年度実績	2023年度計画
全産業	-5.3	24.7
製造業	-5.7	28.5
非製造業	-4.0	10.3
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
22/ 4-6月	r 2.8	r 2.4	r 5.4
7-9	r -0.1	r 3.8	r -0.8
10-12	r -3.1	r -5.2	r -1.0
23/ 1-3	r -7.0	r -5.6	r -1.0
23/ 2	r 8.1	r 10.6	r -5.1
3	r -2.7	r -2.6	r 1.3
4	p 22.9	p 14.9	p 5.2
5	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

(注) 15年基準。

3. 雇用・所得

(前年比%)

	雇用・所得			
	有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
22/ 4-6月	1.49	-0.7	2.8	2.1
7-9	1.56	0.9	2.5	3.5
10-12	1.59	1.4	2.1	3.6
23/ 1-3	1.53	0.6	-0.3	0.3
23/ 2	1.52	0.5	-0.4	0.2
3	1.48	0.5	-0.1	0.4
4	1.46	1.4	-0.1	1.3
5	1.48	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。
 2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

山口県主要金融経済指標 (2)

4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
22/	4-6 月	2.4
	7-9	3.1
	10-12	4.0
23/	1-3	3.9
23/	2	3.6
	3	3.4
	4	3.6
	5	3.5
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

5. 企業倒産、金融

(前年比%)

		企業倒産		金融				
		件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
						総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
22/	4-6 月	10	1,277	3.6	1.7	1.132	1.737	1.117
	7-9	11	728	3.3	3.2	1.116	1.759	1.101
	10-12	10	753	2.8	3.5	1.117	1.753	1.102
23/	1-3	14	5,929	2.4	2.1	1.106	1.720	1.092
23/	2	4	468	2.5	3.6	1.113	1.753	1.098
	3	7	5,164	2.4	2.1	1.106	1.720	1.092
	4	6	1,184	2.5	2.3	1.111	1.752	1.096
	5	7	2,114	1.3	1.7	1.109	1.753	1.095
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。



Bank of Japan Shimonoseki Branch

2023年7月3日
日本銀行下関支店



企業短期経済観測調査結果（2023年6月）

—山口県—

【調査対象企業数および回答状況】

	調査対象企業数	回答社数	回答率
全産業	177社	177社	100.0%
製造業	85社	85社	100.0%
非製造業	92社	92社	100.0%

【回答期間】 5月29日～6月30日

【回答率】 業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

【判断項目の集計方法】

判断項目については、調査対象企業からの回答（「1、2、3」）を、以下のように算出される「DI」（ディフュージョン・インデックス<Diffusion Index>）という指標に加工・集計。

DI（%ポイント）

＝「第1選択肢の回答社数構成比（%）」－「第3選択肢の回答社数構成比（%）」

—— 例えば「業況判断DI」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

【本件に関するお問い合わせ先】

日本銀行下関支店総務課（TEL：083-233-3113）

当資料は当店ホームページ（<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>）に掲載しています。

1. 業況判断

業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2022年 9月	12月	2023年3月		6月			
			最近	先行き	最近	先行き		
						変化幅	変化幅	
全産業	9	6	4	2	5	1	7	2
製造業	11	0	▲ 4	▲ 6	1	5	3	2
非製造業	7	12	11	10	8	▲ 3	11	3

(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比(以下、同じ)。

主要業種別業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

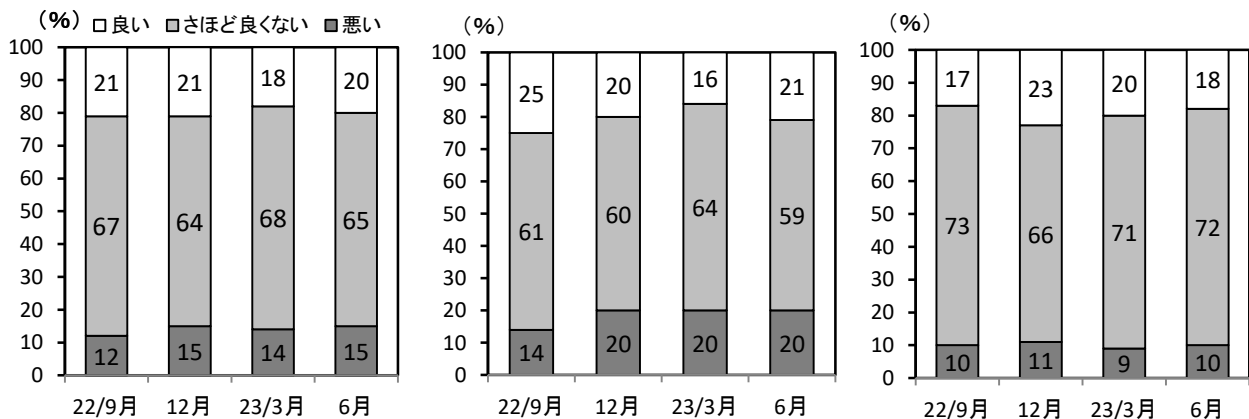
	2022年 9月	12月	2023年3月		6月				
			最近	先行き	最近	先行き			
						変化幅	変化幅		
製造業	化学	14	0	▲ 15	▲ 10	▲ 10	5	▲ 5	5
	石油・石炭製品	25	▲ 50	▲ 75	0	50	125	50	0
	窯業・土石製品	▲ 25	25	0	▲ 25	0	0	0	0
	鉄鋼	11	▲ 11	0	▲ 33	▲ 22	▲ 22	▲ 33	▲ 11
	食料品	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	▲ 10	0	0	10
	金属製品	80	80	80	80	60	▲ 20	60	0
	はん用・生産用・業務用機械	0	▲ 25	0	29	29	29	29	0
	電気機械	25	0	0	▲ 50	▲ 25	▲ 25	▲ 25	0
	輸送用機械	15	29	29	0	43	14	14	▲ 29
非製造業	建設	9	9	13	0	4	▲ 9	9	5
	不動産・物品賃貸	0	12	0	25	13	13	0	▲ 13
	卸売	36	36	18	9	9	▲ 9	9	0
	小売	▲ 17	0	▲ 17	▲ 17	▲ 16	1	▲ 16	0
	運輸・郵便	0	▲ 10	10	10	0	▲ 10	▲ 10	▲ 10
	対事業所サービス	20	20	20	30	30	10	40	10
	対個人サービス	75	75	75	50	50	▲ 25	50	0
	宿泊・飲食サービス	0	14	29	43	43	14	43	0
全国(全規模・全産業)	3	6	5	2	8	3	7	▲ 1	

▽業況判断DIの選択肢別社数構成比

(全産業)

(製造業)

(非製造業)



2. 売上・収益計画

売上高

(前年度比・%)

	2021年度	2022年度		2023年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	24.7	21.2	▲ 2.7	▲ 5.1	▲ 9.0
製造業	38.0	30.1	▲ 4.9	▲ 9.2	▲ 13.7
非製造業	9.4	8.3	1.3	2.1	▲ 0.8
全国(全規模・全産業)	4.3	8.7	0.5	1.8	1.2

(注) 修正率は、前回調査との対比(以下同じ)。

経常利益

(前年度比・%)

	2021年度	2022年度		2023年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	77.1	▲ 7.8	▲ 1.4	8.4	5.9
製造業	289.3	▲ 24.5	▲ 11.8	44.5	10.1
非製造業	12.2	9.8	7.7	▲ 17.5	1.1
全国(全規模・全産業)	42.7	16.2	7.6	▲ 5.8	4.2

3. 設備投資計画等

設備投資額(含む土地投資額)

(前年度比・%)

	2021年度	2022年度		2023年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	▲ 8.6	▲ 5.3	0.7	24.7	9.3
製造業	▲ 5.8	▲ 5.7	0.7	28.5	11.4
非製造業	▲ 18.0	▲ 4.0	0.7	10.3	1.3
全国(全規模・全産業)	▲ 0.8	9.2	▲ 2.0	11.8	5.5

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

生産・営業用設備判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
全産業	▲ 4	▲ 2	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 3	▲ 3	1
製造業	2	4	6	▲ 4	0	▲ 6	▲ 4	▲ 4
非製造業	▲ 8	▲ 7	▲ 5	▲ 4	▲ 7	▲ 2	▲ 3	4

4. 需給、在庫、価格判断

国内での製商品・サービス需給判断DI (「需要超過」－「供給超過」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	▲ 9	▲ 10	▲ 8	▲ 5	▲ 15	▲ 7	▲ 12	3
製造業	▲ 22	▲ 17	▲ 20	▲ 11	▲ 22	▲ 2	▲ 17	5
非製造業	0	▲ 6	▲ 1	▲ 1	▲ 10	▲ 9	▲ 8	2

製商品在庫水準判断DI (「過大」－「不足」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
製造業	24	18	16	/	13	▲ 3	/	/

販売価格判断DI (「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	34	34	31	39	35	4	35	0
製造業	58	56	39	48	48	9	33	▲ 15
非製造業	18	19	25	34	28	3	38	10

仕入価格判断DI (「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	63	60	55	58	51	▲ 4	52	1
製造業	73	73	60	63	47	▲ 13	50	3
非製造業	57	52	52	56	55	3	55	0

5. 雇用

雇用人員判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	▲ 33	▲ 34	▲ 29	▲ 35	▲ 31	▲ 2	▲ 35	▲ 4
製造業	▲ 32	▲ 30	▲ 24	▲ 28	▲ 31	▲ 7	▲ 31	0
非製造業	▲ 35	▲ 37	▲ 33	▲ 38	▲ 32	1	▲ 37	▲ 5

新卒採用計画 (6月・12月調査のみ)

(前年度比・%)

	2022年度 実績	2023年度 計画	2024年度 計画
全産業	▲ 3.9	2.2	23.9
製造業	▲ 9.1	4.7	18.0
非製造業	0.0	0.4	28.2

6. 企業金融

資金繰り判断DI

(「楽である」－「苦しい」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	14	14	9	/	7	▲ 2	/	/

金融機関の貸出態度判断DI

(「緩い」－「厳しい」・%ポイント)

	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	26	26	25	/	25	0	/	/

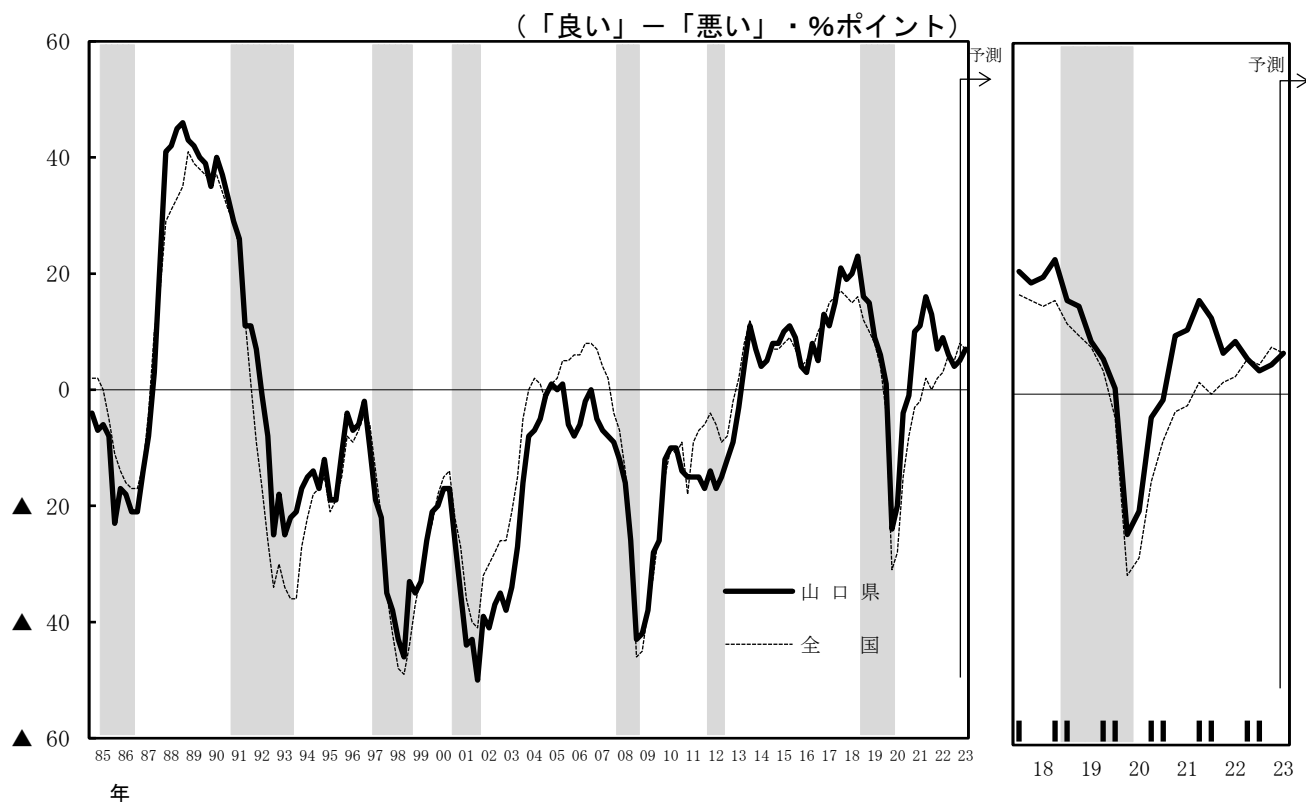
借入金利水準判断DI

(「上昇」－「低下」・%ポイント)

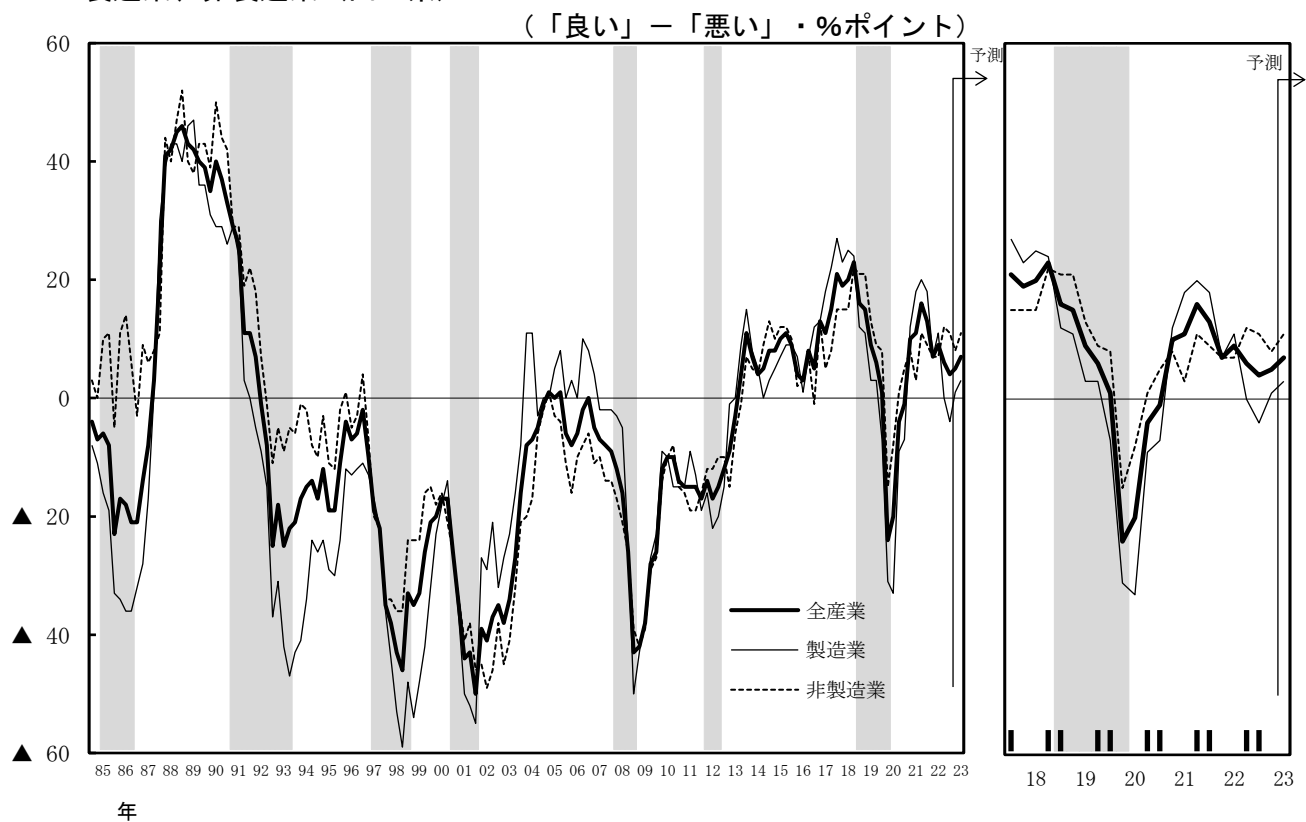
	2022年		2023年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	0	1	8	16	4	▲ 4	6	2

(参考) 業況判断DIの推移

▽全産業（山口県、全国）



▽製造業、非製造業（山口県）



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

月例経済報告

(令和5年7月)

— 景気は、緩やかに回復している。 —

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

令和5年7月26日

内閣府

[参考]先月からの主要変更点

	6 月月例	7 月月例
基調判断	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が下続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。	景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が下続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。
政策態度	6月16日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。 賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。 こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。	「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。 賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。 日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。 こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

	6 月月例	7 月月例
個人消費	持ち直している	持ち直している
設備投資	持ち直している	持ち直している
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	底堅く推移している	堅調に推移している
輸出	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている
輸入	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの兆しがみられる	持ち直しの兆しがみられる
企業収益	総じてみれば緩やかに改善している	総じてみれば緩やかに改善している
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直している
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる
雇用情勢	このところ改善の動きがみられる	このところ改善の動きがみられる
国内企業物価	このところ緩やかに下落している	このところ緩やかに下落している
消費者物価	上昇している	上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

月例経済報告

令和5年7月

総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、緩やかに回復している。

- ・個人消費は、持ち直している。
- ・設備投資は、持ち直している。
- ・輸出は、底堅い動きとなっている。
- ・生産は、持ち直しの兆しがみられる。
- ・企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直している。
- ・雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。
- ・消費者物価は、上昇している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づき、30年ぶりとなる高い水準の賃上げ、企業部門における高い投資意欲などの前向きな動きをさらに力強く拡大すべく、未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現に向けた新しい資本主義の取組を加速させる。

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度当初予算を迅速かつ着実に実行しつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

賃金上昇やコストの適切な価格転嫁・マークアップの確保を伴う「賃金と物価の好循環」へとつなげるとともに、人への投資、グリーン、経済安全保障など市場や競争に任せるだけでは過小投資となりやすい分野における官民連携での国内投資の持続的な拡大を図ること等により、成長力の向上と家計所得の幅広い増加に裏打ちされた「成長と分配の好循環」の実現を目指す。

日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、賃金の上昇を伴う形で、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。

1. 消費・投資等の需要動向

個人消費は、持ち直している。

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」(5月)では、実質消費支出は前月比1.1%減となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(5月)では、小売業販売額は前月比1.4%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、このところ持ち直しの動きがみられる。また、消費者マインドは、持ち直している。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、増加している。家電販売は、このところ弱い動きとなっている。旅行は、持ち直している。外食は、緩やかに持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、持ち直しが続くことが期待される。

設備投資は、持ち直している。

設備投資は、持ち直している。需要側統計である「法人企業統計季報」(1-3月期調査、含むソフトウェア)でみると、2023年1-3月期は前期比2.3%増となった。業種別にみると、製造業は同4.8%増、非製造業は同1.0%増となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」(6月調査)によると、全産業の2023年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、製造業に過剰感がみられるものの、全体では不足感がみられる。先行指標をみると、機械受注及び建築工事費予定額は、おおむね横ばいとなっている。

先行きについては、堅調な企業収益等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、このところ弱含んでいる。貸家及び分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっている。総戸数は、5月は前月比11.8%増の年率86.2万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなって

いる。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

公共投資は、堅調に推移している。

公共投資は、堅調に推移している。5月の公共工事出来高は前月比2.8%増、6月の公共工事請負金額は同5.1%増、5月の公共工事受注額は同14.7%増となった。

公共投資の関連予算をみると、公共事業関係費は、国の令和4年度一般会計予算では、補正予算において約2.0兆円の予算措置を講じており、補正後は前年度比0.0%増としている。また、令和5年度一般会計予算の公共事業関係費は、前年度当初予算比0.0%増としている。さらに、令和5年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比0.0%としている。

先行きについては、関連予算の執行により、堅調に推移していくことが見込まれる。

輸出は、底堅い動きとなっている。輸入は、おおむね横ばいとなっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。

輸出は、底堅い動きとなっている。地域別にみると、アジア及びアメリカ向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。EU及びその他地域向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、底堅く推移することが見込まれる。ただし、海外景気の下振れリスクに留意する必要がある。

輸入は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア及びアメリカからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。EUからの輸入は、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、次第に持ち直していくことが期待される。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

5月の貿易収支は、輸出金額が減少したことから、赤字幅が拡大した。また、サービス収支は、赤字に転じた。

2. 企業活動と雇用情勢

生産は、持ち直しの兆しがみられる。

鉱工業生産は、持ち直しの兆しがみられる。鉱工業生産は、5月は前月比2.2%減となった。鉱工業在庫指数は、5月は前月比1.8%増となった。また、製造工業生産予測調査によると6月は同5.6%増、7月は同0.6%減となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直している。生産用機械はおおむね横ばいとなっている。電子部品・デバイスはこのところ横ばいとなっている。

生産の先行きについては、海外景気の下振れ等による影響に注意する必要があるが、持ち直しに向かうことが期待される。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、緩やかに持ち直している。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。企業の業況判断は、持ち直している。倒産件数は、増加がみられる。

企業収益は、総じてみれば緩やかに改善している。「法人企業統計季報」（1－3月期調査）によると、2023年1－3月期の経常利益は、前年比4.3%増、前期比6.2%増となった。業種別にみると、製造業が前年比15.7%減、非製造業が同17.2%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比0.5%減、中小企業が同16.8%増となった。「日銀短観」（6月調査）によると、2023年度の売上高は、上期は前年比2.4%増、下期は同1.3%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比10.0%減、下期は同1.0%減が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直している。「日銀短観」（6月調査）によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で上昇した。9月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」（6月調査）の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに低下した。

倒産件数は、増加がみられる。5月は706件の後、6月は770件となった。負債総額は、5月は2,787億円の後、6月は1,509億円となった。

雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

完全失業率は、5月は前月から横ばいの2.6%となった。労働力人口、就業者数及び完全失業者数は減少した。

就業率はこのところ改善の動きがみられる。新規求人数はこのところ横ばい圏内となっている。有効求人倍率はこのところ低下している。民間職業紹介における求人動向は持ち直している。製造業の残業時間は増加した。

賃金をみると、定期給与はこのところ増加している。現金給与総額は緩やかに増加している。実質総雇用者所得は、このところ持ち直しの動きがみられる。

「日銀短観」（6月調査）によると、企業の雇用人員判断DIは、6月調査で-32と、3月調査（-32）から横ばい。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、このところ改善の動きがみられる。

先行きについては、改善していくことが期待される。

3. 物価と金融情勢

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。消費者物価は、上昇している。

国内企業物価は、このところ緩やかに下落している。6月の国内企業物価は、前月比0.2%下落した。輸入物価（円ベース）は、下落している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、政策等による特殊要因を除くベースで、上昇している。6月は、前月比では連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。前年比では連鎖基準で4.3%上昇し、固定基準で4.2%上昇した。ただし、政策等による特殊要因を除くと、前月比では連鎖基準で0.3%上昇し、前年比では連鎖基準で4.2%上昇した（内閣府試算）。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。6月は、前月比では連鎖基準で0.3%上昇し、固定基準で0.4%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、6月は、前月比0.1%ポイント上昇し、93.2%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、政策等による特殊要因を除くベースで、当面、上昇していくことが見込まれる。

株価（日経平均株価）は、32,700円台から33,700円台まで上昇した後、31,900円台まで下落し、その後32,700円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、143円台から144円台まで円安方向に推移した後、137円台まで円高方向に推移し、その後141円台まで円安方向に推移した。

株価（日経平均株価）は、32,700円台から33,700円台まで上昇した後、31,900円台まで下落し、その後32,700円台まで上昇した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、143円台から144円台まで円安方向に推移した後、137円台まで円高方向に推移し、その後141円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.07%台から-0.00%台で推移した。ユーロ円金利（3か月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.3%台から0.4%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況におおむね変化はみられない。社債と国債との流通利回りスプレッドは、このところやや

拡大している。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 3.5%（6月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 1.0%（6月）減少した。M2は、前年比 2.6%（6月）増加した。

（※ 6/23～7/24 の動き）

4. 海外経済

世界の景気は、一部の地域において弱さがみられるものの、持ち直している。

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響、物価上昇等による下振れリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響を注視する必要がある。

アメリカでは、景気は緩やかに回復している。

先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

2023年1－3月期のGDP成長率（第3次推計値）は、住宅投資は減少したが、個人消費や設備投資が増加し、前期比で0.5%増（年率2.0%増）となった。

足下をみると、消費は緩やかに増加している。設備投資は緩やかに持ち直している。住宅着工はおおむね横ばいとなっている。

生産はおおむね横ばいとなっている。非製造業景況感はおおむね横ばいとなっている。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率はおおむね横ばいで推移している。貿易面では、財輸出はおおむね横ばいとなっている。

6月13日～14日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を5.00%から5.25%の範囲で据え置くことが決定された。

アジア地域については、中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、不動産市場の動向等を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直しの兆しがみられる。台湾では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。タイでは、景気は持ち直している。インドでは、景気は緩やかに回復している。

中国では、景気は持ち直しの動きがみられる。2023年4－6月期のGDP成長率は、前年同期比で6.3%増となった。消費は持ち直

している。固定資産投資はこのところ伸びが低下している。輸出はこのところ弱含みとなっている。生産は持ち直しの動きがみられる。消費者物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

韓国では、景気は持ち直しの兆しがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%増（年率1.3%増）となった。台湾では、景気は下げ止まりの兆しがみられる。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.9%減となった。

インドネシアでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。タイでは、景気は持ち直している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.7%増となった。

インドでは、景気は緩やかに回復している。2023年1－3月期のGDP成長率は、前年同期比で6.1%増となった。

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めやエネルギー情勢に伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

英国では、景気は足踏み状態にある。

先行きについては、足踏み状態が続くと見込まれる。ただし、金融引締めに伴う影響等による下振れリスクに留意する必要がある。

ユーロ圏では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.0%増（年率0.0%増）となった。消費はおおむね横ばいとなっている。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出は持ち直しに足踏みがみられる。失業率は横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

ドイツにおいては、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.3%減（年率1.3%減）となった。

英国では、景気は足踏み状態にある。2023年1－3月期のGDP成長率は、前期比で0.1%増（年率0.6%増）となった。消費は弱含んでいる。設備投資はこのところ持ち直している。生産はおおむね横ばいとなっている。サービス業景況感は持ち直している。輸出はおおむね横ばいとなっている。失業率はおおむね横ばいとなっている。コア物価上昇率はおおむね横ばいとなっている。

欧州中央銀行は、6月15日の理事会で、政策金利を4.00%に引き上げることを選択した。イングランド銀行は、6月21日の金融政策委員会で、政策金利を5.00%に引き上げることを選択した。

国際金融情勢等

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカではやや上昇、英国、ドイツではおおむね横ばいで推移し、中国ではやや下落した。短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）はやや上昇した。主要国の長期金利は、アメリカ、ドイツではおおむね横ばいで推移し、英国ではやや低下した。ドルは、ユーロに対してやや減価、ポンド、円に対しておおむね横ばいで推移した。原油価格（WTI）は上昇、金価格はやや上昇した。

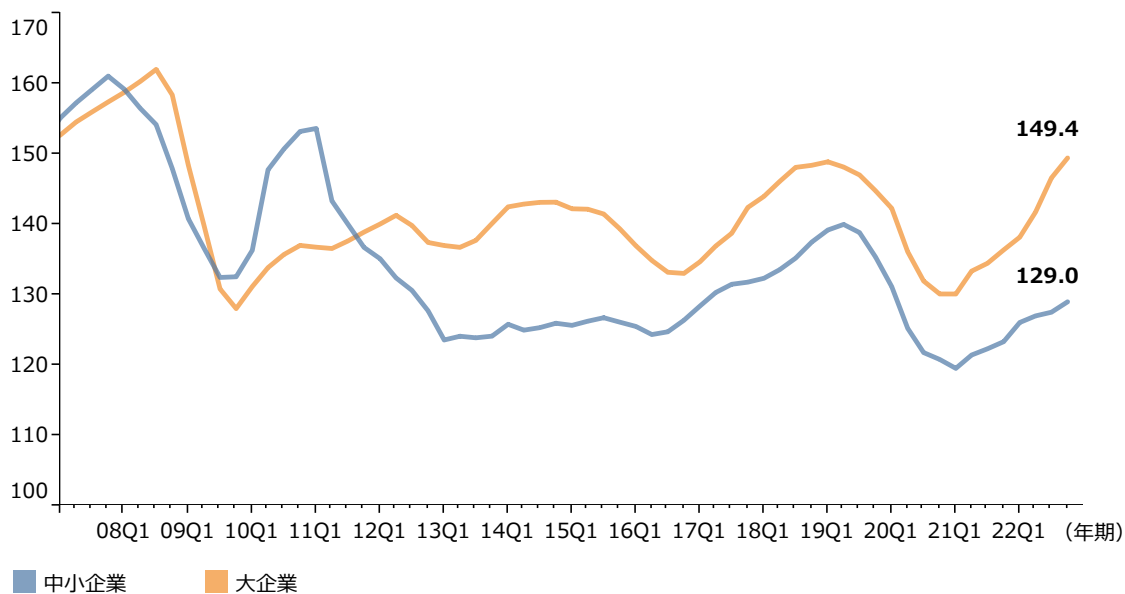
2. 業績

次に、中小企業の業績について売上高と経常利益の状況を見ていく。中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。

2019年以降は減少に転じた中で、感染症の影響により更に減少したが、2021年第1四半期を底に2022年第4四半期まで増加傾向で推移している（第1-1-6図）。

第1-1-6図 企業規模別に見た、売上高の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

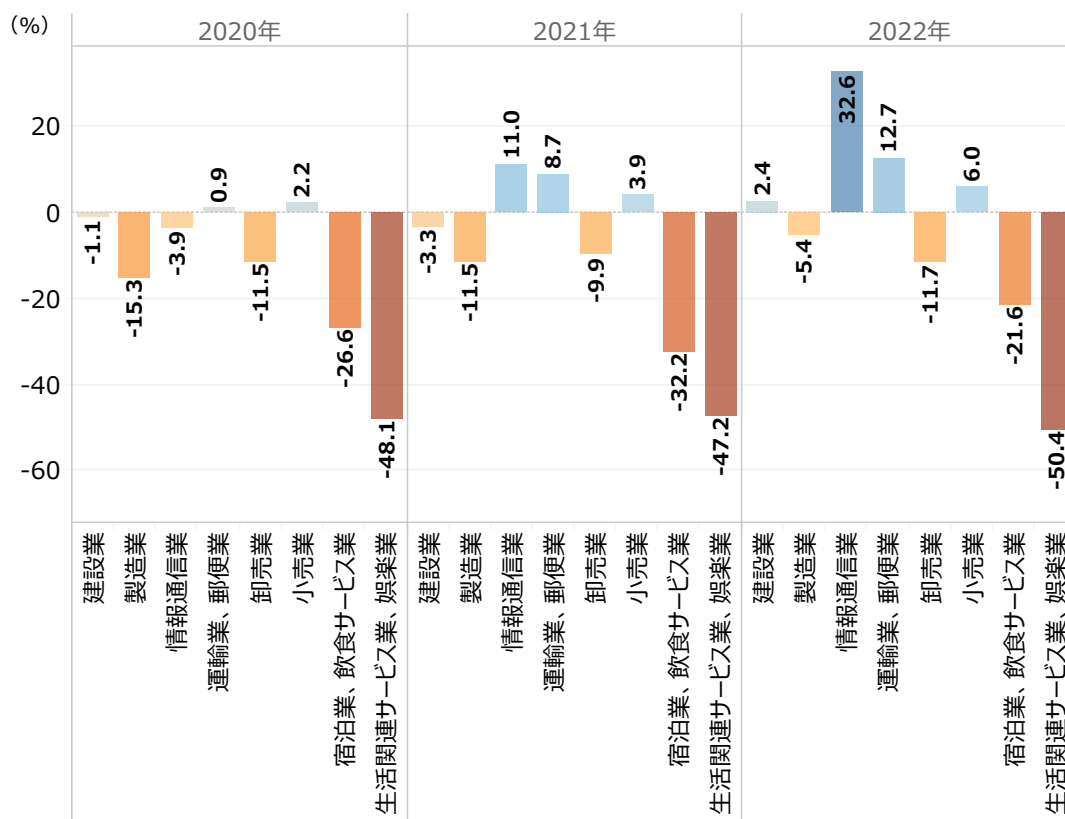
(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

続いて、業種別に2019年と比較した2020年から2022年の中小企業の売上高の動向を業種ごとに見ていく（第1-1-7図）。2020年は多くの業種で2019年と比べて売上高が減少していたが、2022年になると「建設業」「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「小売業」において2019年と比べ

て売上高が増加するなど、業種によっては感染症流行前の水準以上まで回復していることが確認できる。一方で、「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」においてはそれぞれ大幅減が続いており、引き続き厳しい状況にあることが分かる。

第1-1-7図 業種別に見た、中小企業の売上高の2019年比（2020年～2022年）



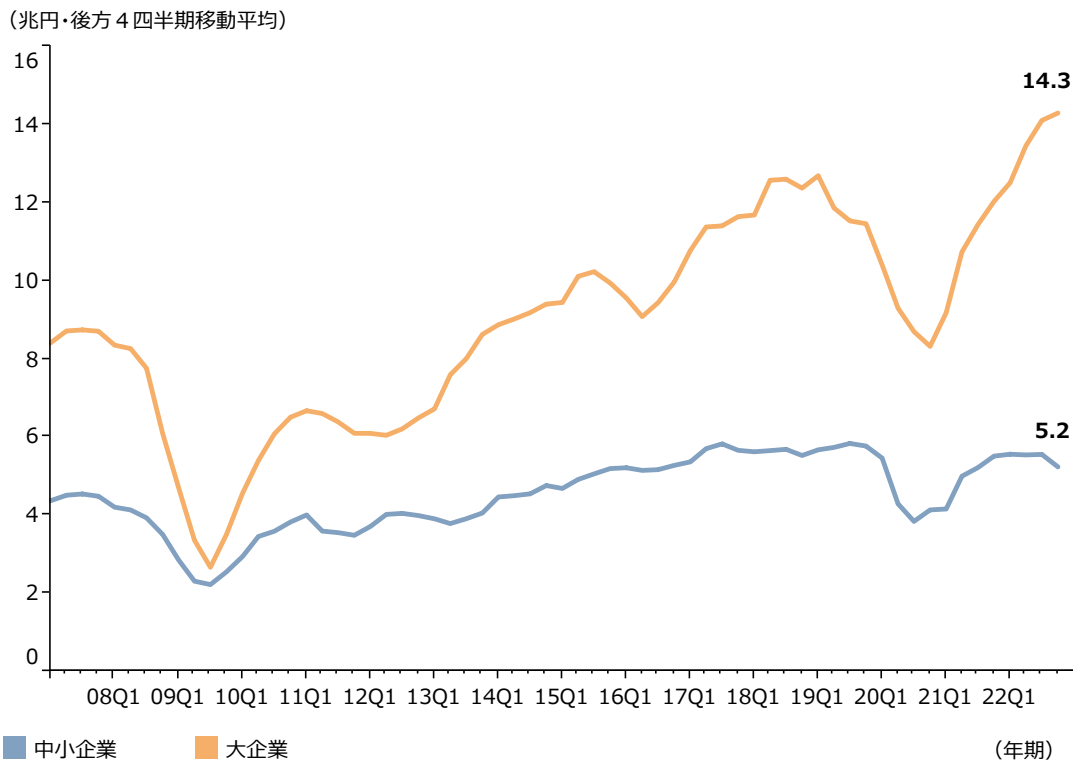
資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ後は緩やかな回復基調が続いてきたが、2020年に入ると、感染症の影響により減少に転じた。その後は、2020年第3四半期を底に中小企業の経常利益は再び緩やかな増加傾向で推移し、感染症流行前の水準まで

回復した。一方で、2022年第1四半期以降は大企業の経常利益が大きく増加しているのに対して、中小企業はおおむね横ばいで推移しており、2022年第4四半期は減少傾向に転じた（第1-1-8図）。

第1-1-8図 企業規模別に見た、経常利益の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。
2.金融業、保険業は含まれていない。

法人企業景気予測調査結果 (令和5年4～6月期調査)

【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領	1
1. 景況判断	2
2. 企業収益	4
3. 設備投資	6
4. 雇用	7
参考資料	8

令和5年6月13日
財務省中国財務局
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：
財務省中国財務局山口財務事務所
財務課長 工藤
TEL: (083) 922 - 2190 (代)
HP: [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/
chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm)



調査結果は、こちらからも
確認できます。

[調査要領]

1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

2. 調査実施時点

令和5年5月15日

3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金(以下、「資本金」という。)1千万円以上(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上)の県内所在法人

4. 調査対象期間(時点)

- (1) 判断調査 …………… 令和5年4月から6月(または6月末)の現状(見込み)
令和5年7月から9月(または9月末)の見通し
令和5年10月から12月(または12月末)の見通し
- (2) 計数調査 …………… 令和4年度の実績、令和5年度の実績見込み

5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対象企業数	48社	68社	25社	23社	68社	116社
回答企業数	48社	60社	24社	21社	63社	108社
回答率	100.0%	88.2%	96.0%	91.3%	92.6%	93.1%

- (注)・大企業 : 資本金10億円以上
・中堅企業 : 資本金1億円以上10億円未満
・中小企業 : 資本金1千万円以上1億円未満

6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
(2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSIは、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- (例) 前期と比べて「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
「不明」と回答した企業の構成比・・・5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%)-(「下降」30.0%)=10.0%ポイント(「上昇」超)

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和5年1月から3月期)の予測を指す。

1. 景況判断

○ 現状判断

- ・ 現状(令和5年4月から6月期)の景況判断BSIは0.0%ポイントと20期ぶりに「上昇」と「下降」が拮抗している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲2.1%ポイントと「下降」超幅が縮小し、非製造業は1.7%ポイントと「上昇」超に転じている。規模別にみると、大企業は20.8%ポイントと「上昇」超幅が拡大し、中堅企業は19.0%ポイントと「上昇」超に転じ、中小企業は▲14.3%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

- ・ 翌期(令和5年7月から9月期)は「下降」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業は「下降」超幅が拡大し、非製造業は「上昇」超幅が拡大する見通しとなっている。規模別にみると、大企業は「下降」超に転じ、中堅企業は「上昇」超幅が縮小し、中小企業は「下降」超幅が縮小する見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和5年10月から12月期)は「上昇」超に転じる見通しとなっている。

(主なヒアリング結果)

- 新型コロナウイルス感染症の影響緩和により、管理している商業施設の客数が増加し、賃料収入が増加している。(不動産)
- 自動車向け製品の出荷は堅調だが、足元では半導体市場が在庫調整局面となっており、半導体製造装置向け製品の需要が落ちている。(鉄鋼)
- 今後は、工場のメンテナンス費用や電気代の上昇が予想されるため、更に利益が圧迫されるとみている。(電気機械)
- 今後も、アフターコロナに向けた飲食店の需要拡大と同時に、売上が好調に推移していくと見込まれる。(卸売)

景況判断BSIの推移 (原数値)

(BSI : 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

(%ポイント)

区 分		前回(5/1-3)調査時予測		今 回 調 査			
				5/4-6		5/7-9 見通し	5/10-12 見通し
		現状判断	5/4-6見通し	現状判断	変化幅		
全	産 業	▲ 13.1	▲ 5.6	0.0	+ 13.1	▲ 0.9	13.0
業 種	製 造 業	▲ 26.2	▲ 4.8	▲ 2.1	+ 24.1	▲ 8.3	12.5
	非 製 造 業	▲ 4.6	▲ 6.2	1.7	+ 6.3	5.0	13.3
規 模	大 企 業	4.0	0.0	20.8	+ 16.8	▲ 4.2	20.8
	中 堅 企 業	▲ 9.1	▲ 9.1	19.0	+ 28.1	4.8	▲ 4.8
	中 小 企 業	▲ 21.7	▲ 6.7	▲ 14.3	+ 7.4	▲ 1.6	15.9

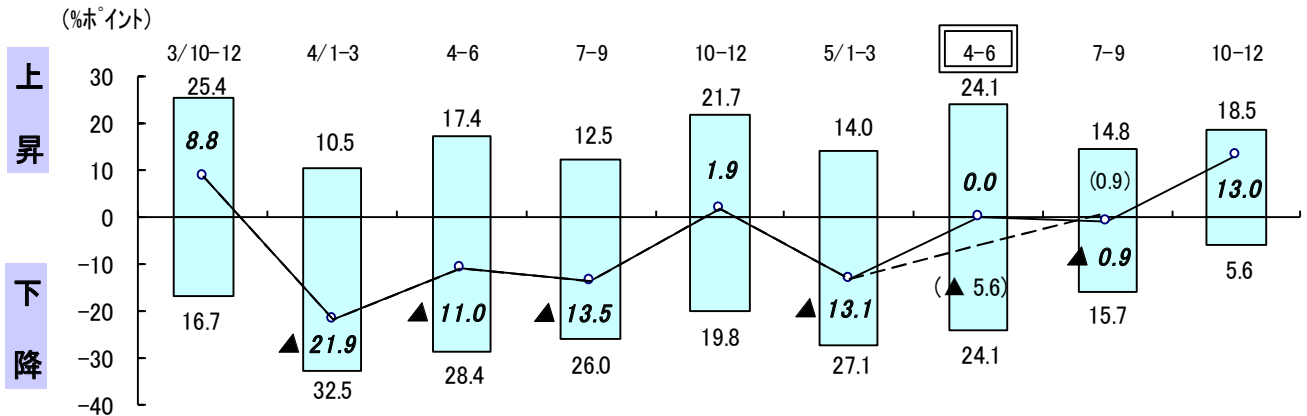
景況判断BSIの推移（原数値）

（BSI：前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比）

【全産業】

点線及び()は前回[令和5年1月から3月期]調査時予測

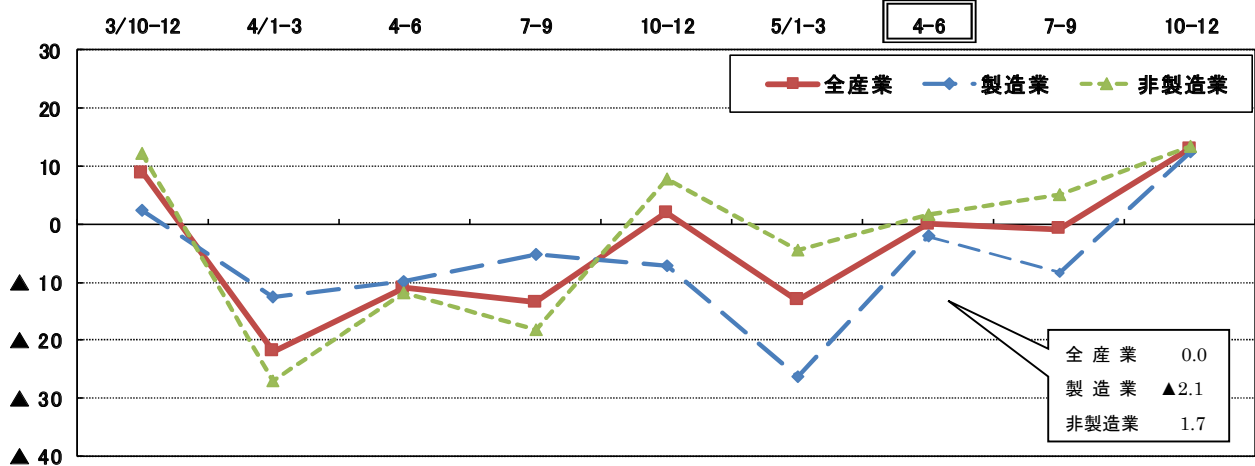
現状判断 ← | | → 見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイント表記した計数の差と一致しない場合がある。

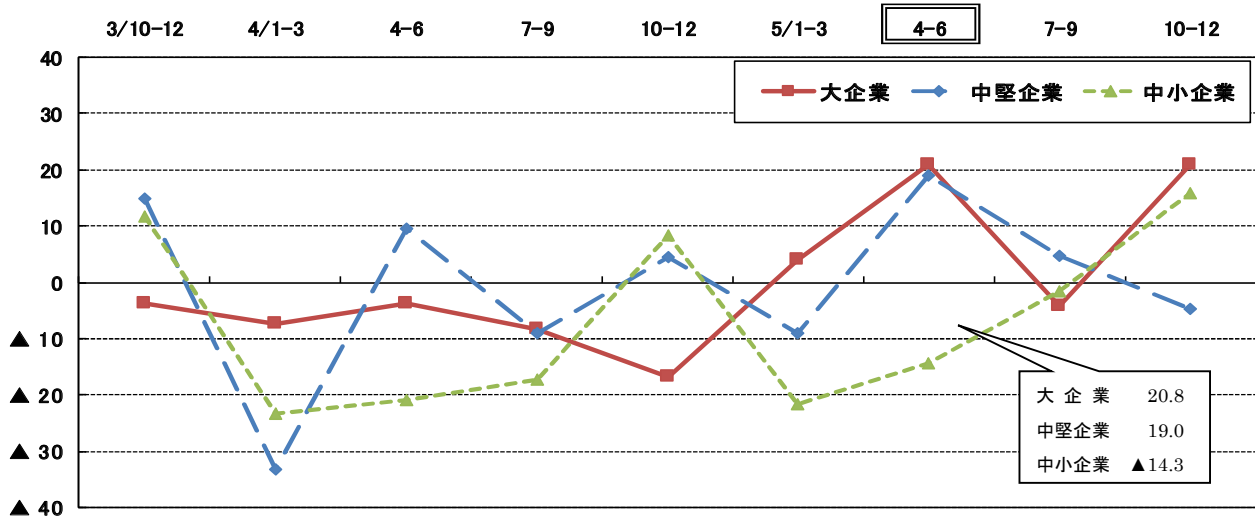
【業種別】

現状判断 ← | | → 見通し



【規模別】

現状判断 ← | | → 見通し



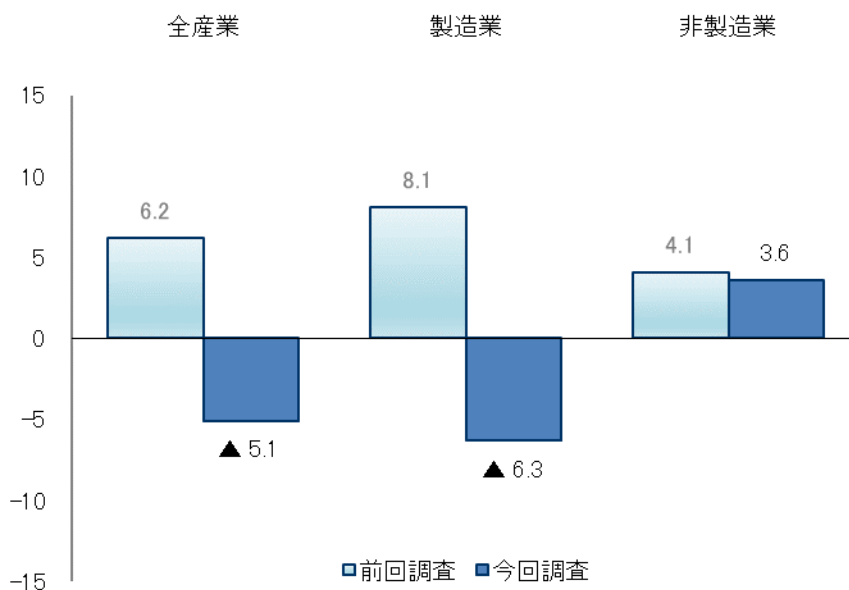
2. 企業収益

(1) 売上高（回答企業数 78 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

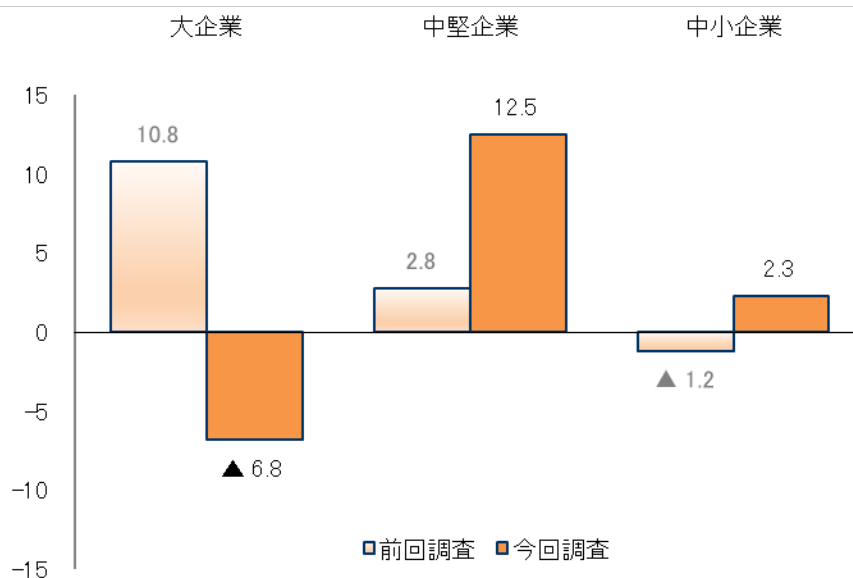
○ 令和 5 年度の売上高は、前年度比▲5.1%の減収見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、その他の輸送用機械器具などで増収となるものの、石油・石炭、化学などで減収となることから、全体としては▲6.3%の減収見込みとなっている。非製造業は、宿泊・飲食サービスで減収となるものの、小売、運輸・郵便などで増収となることから、全体としては 3.6%の増収見込みとなっている。

【全産業・業種別】（前年度比増減率）



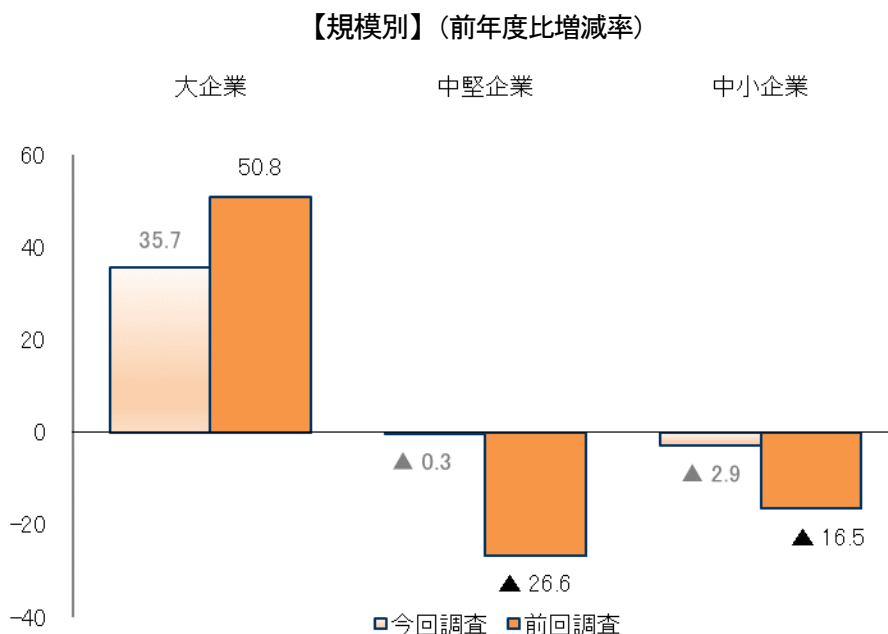
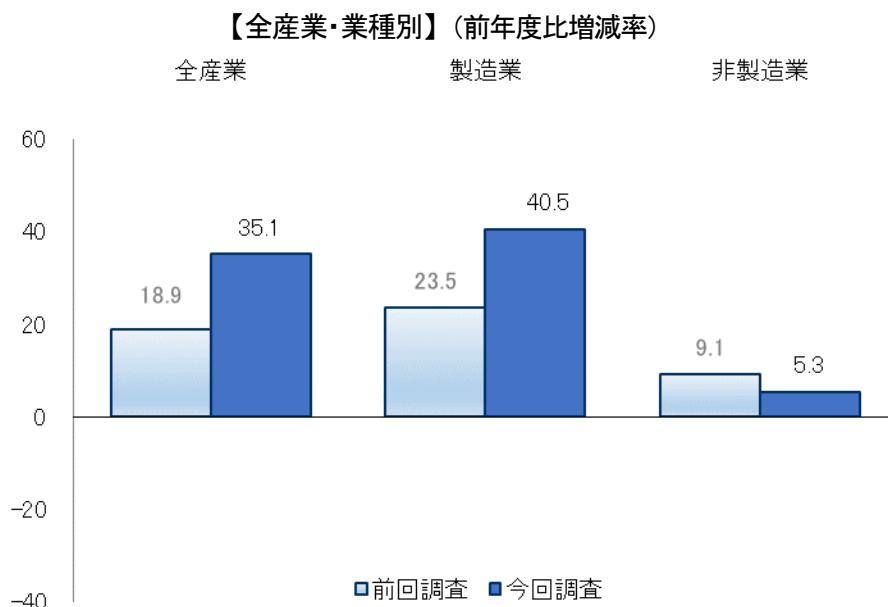
【規模別】（前年度比増減率）



(2) 経常利益（回答企業数 77 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

○ 令和 5 年度の経常利益は、前年度比 35.1%の増益見込みとなっている。

- 業種別にみると、製造業は、鉄鋼などで減益となるものの、化学、パルプ・紙等などで増益となることから、全体としては 40.5%の増益見込みとなっている。非製造業は、運輸・郵便などで減益となるものの、情報通信、学術研究・専門・技術サービスなどで増益となることから、全体としては 5.3%の増益見込みとなっている。



3. 設備投資（回答企業数84社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

○ 令和5年度の設備投資計画は、前年度比21.3%の増加見込みとなっている。

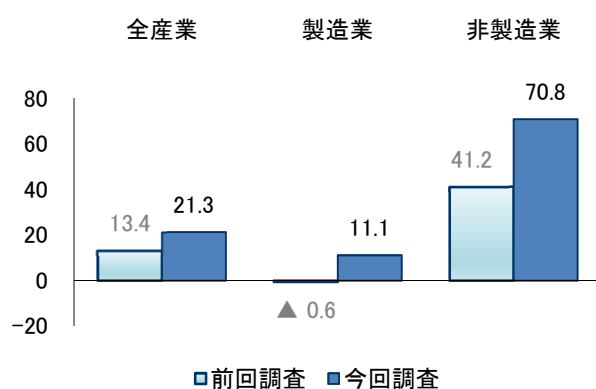
・ 業種別にみると、製造業は、化学などで減少するものの、電気機械、金属製品などで増加することから、全体としては 11.1%の増加見込みとなっている。非製造業は、小売などで減少するものの、運輸・郵便、金融・保険などで増加することから、全体としては70.8%の増加見込みとなっている。規模別にみると、大企業(6.3%)、中堅企業(164.1%)、中小企業(12.7%)ともに増加見込みとなっている。

(主なヒアリング結果)

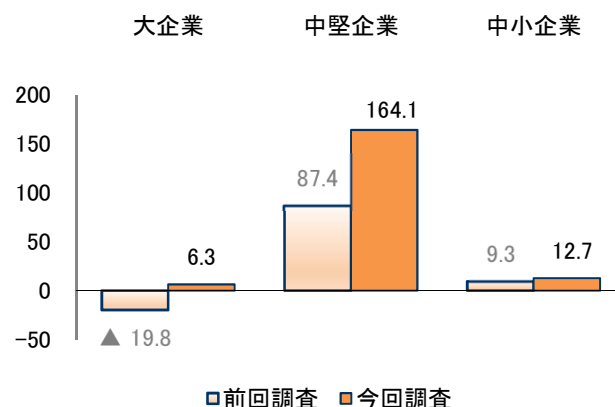
➢ 現在は複数年の計画で生産能力の増強を進めており、工場の新設や、新規生産設備の導入を予定している。(電気機械)

➢ 輸送に使用する代替船(自社船)の建造と、新事業への進出を予定。(運輸・郵便)

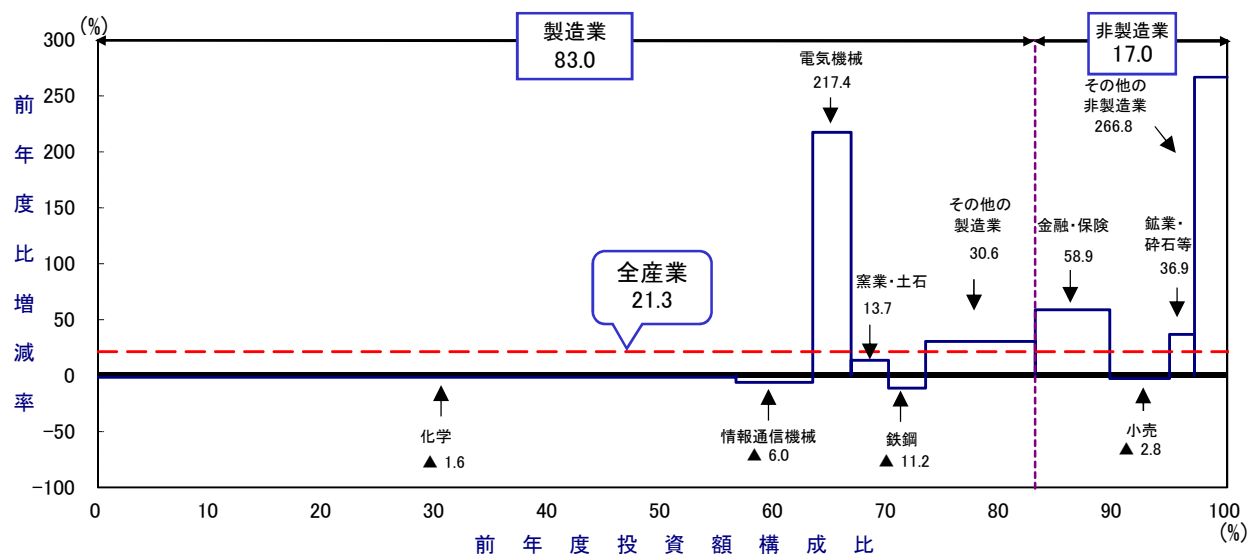
【全産業・業種別】(前年度比増減率)



【規模別】(前年度比増減率)



【主要業種別 設備投資状況(令和5年度)】



4. 雇用

○ 現状判断

- ・現状(令和5年6月末)の従業員数判断BSI(回答企業数90社)は25.6%ポイントと40期連続で「不足気味」超となっており、前期(令和5年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が縮小している。
- ・業種別にみると、製造業は12.8%ポイント、非製造業は35.3%ポイントといずれも「不足気味」超幅が縮小している。

○ 先行き見通し

- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

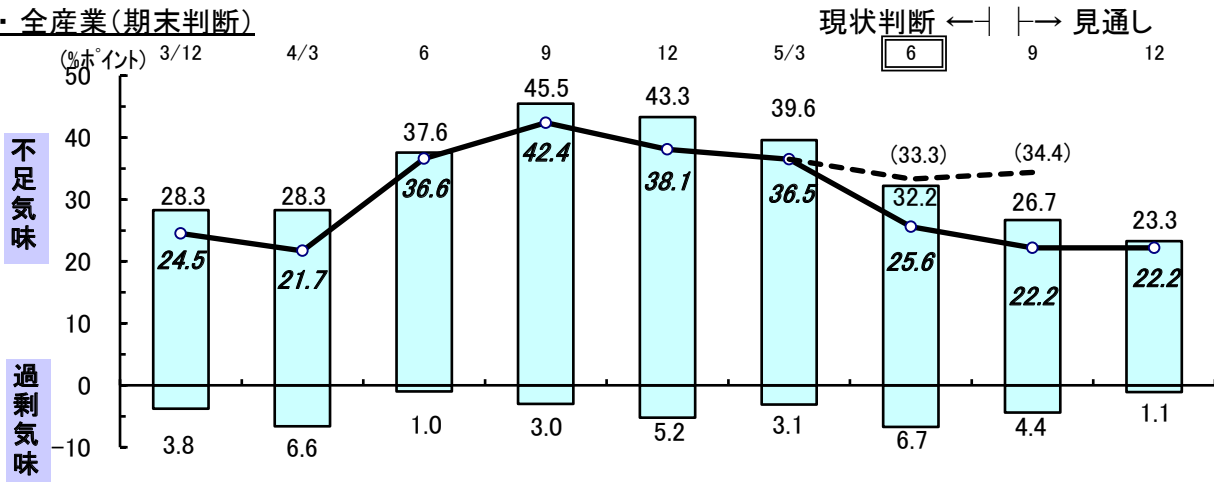
(主なヒアリング結果)

- 定年等で退職する人が増える中、大卒、高卒ともに計画していた人数の確保ができておらず、人手不足となっている。(その他の輸送機械)
- 慢性的な人手不足に加え、人流の増加に伴うタクシー需要の増加により、乗務員を中心に人手不足感が強まっている。(運輸・郵便)

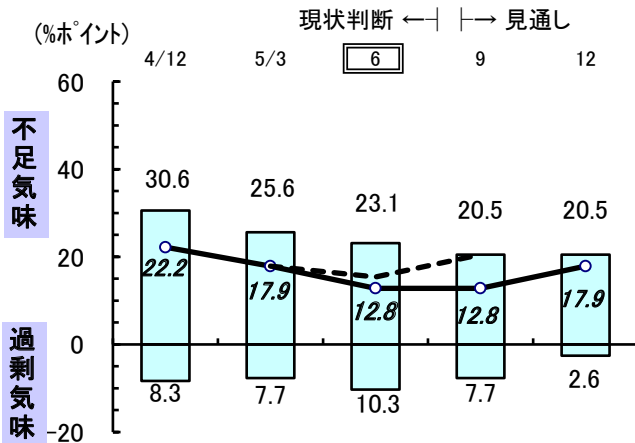
従業員数判断BSIの推移(臨時・パート含む)(原数値)

(BSI：期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比)
点線及び()は前回[令和5年1月から3月期]調査時予測

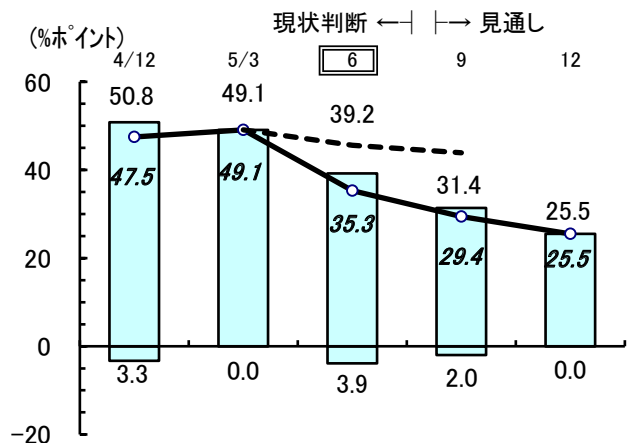
・ 全産業(期末判断)



・ 製造業(期末判断)



・ 非製造業(期末判断)

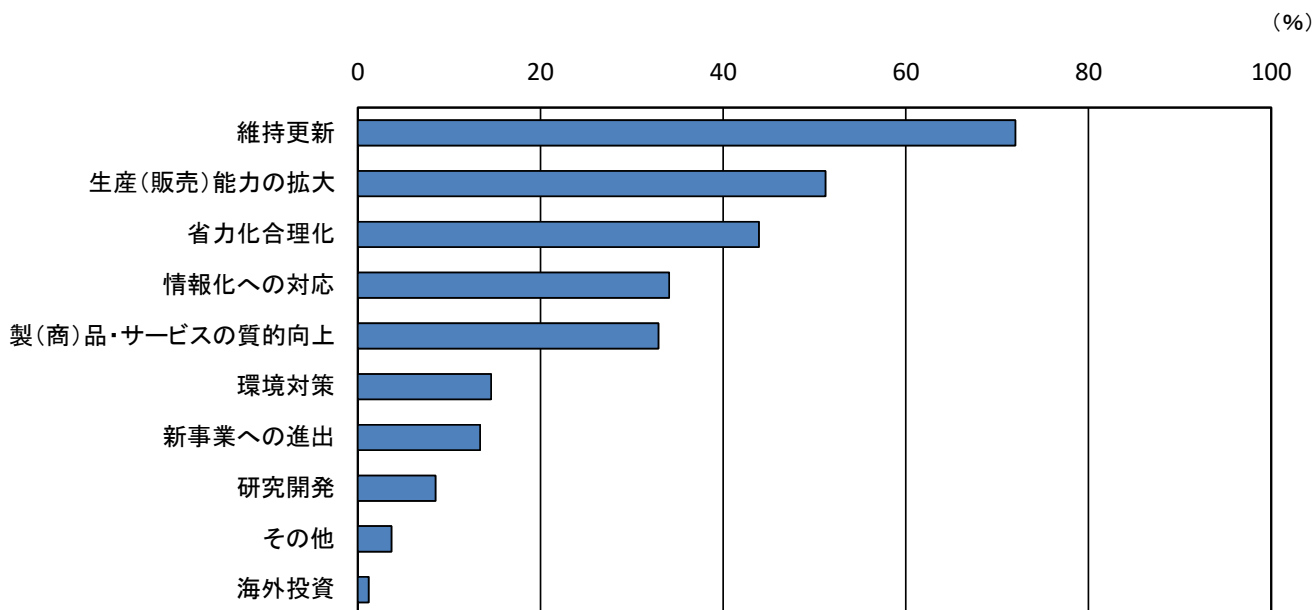


(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

〔参考資料〕

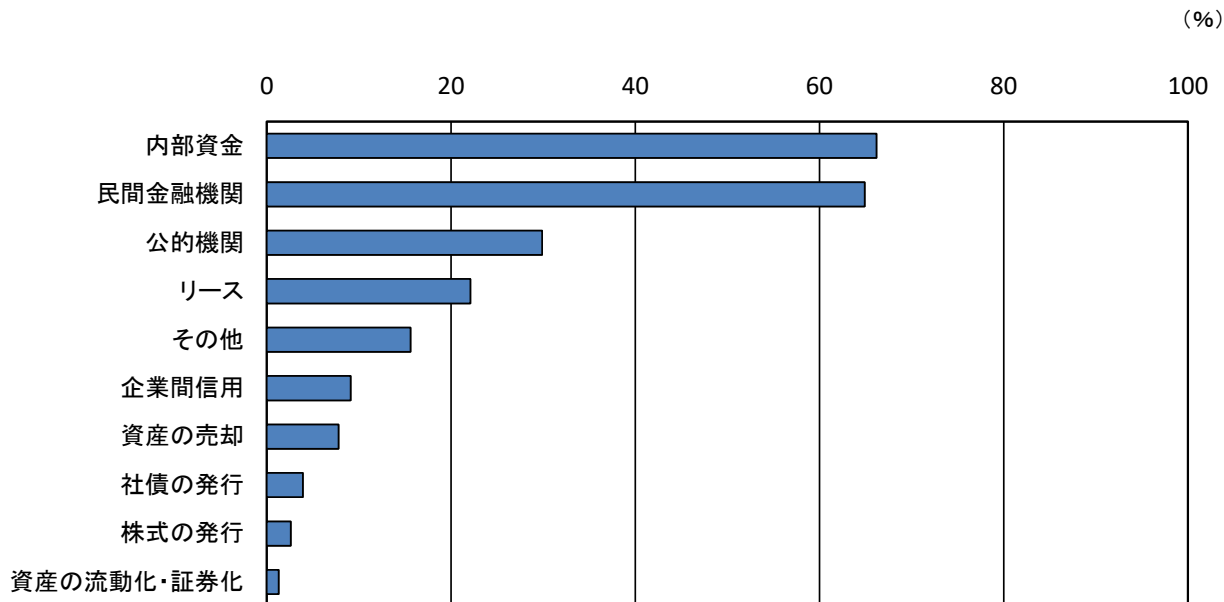
1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



令和5年5月期月次景況調査結果

この調査結果は、地区・業種を代表する県内組合の役職員の方から、毎月、業界の景気動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。

新型コロナウイルスの5類への移行に伴い、通常の営業に戻りつつあることから、卸・小売業やサービス業、運輸業等の非製造業を中心に売上が増加し、全体の景況DI値は横這いから上昇に転じた。

一方で、多くの業種において原材料費や電力料金等のコスト増に見合う価格転嫁が十分に行えておらず、加えて人手不足の問題や人件費の上昇が経営を圧迫している。

今後も原材料費や電気料金の高騰は続くと思われ、さらには、物価高が買い控えを招くと危惧する声もあるなど、先行きは依然不透明な状況が続いている。

山口県の主要指標DI値（令和5年5月末現在）






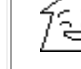
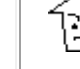

※DI値とは、前年同期に比べ「増加」・「好転」したとする企業割合から「減少」・「悪化」したとする企業割合を差し引いた値です。


業界の景況	(< 好転 > - < 悪化 > = < DI 値 >)
	前年同月比は、 好転：10.0% 悪化：32.5% DI 値：▲22.5% ポイント
売上高	(< 増加 > - < 減少 > = < DI 値 >)
	前年同月比は、 増加：20.0% 減少：28.8% DI 値：▲8.8% ポイント
収益状況	(< 好転 > - < 悪化 > = < DI 値 >)
	前年同月比は、 好転：11.3% 悪化：33.8% DI 値：▲22.5% ポイント

山口県の業種別DI値(業界の景況)（令和5年5月末現在）

 30 以上	 30 未満～ 10 以上	 10 未満～ ▲10 以上	 ▲10 未満～ ▲30 以上	 ▲30 未満
--	--	---	---	---

食料品	織 維 工 業	木材・ 木製品	印 刷	窯業・ 土石製品	一 般 機 器	輸 送 機 器	全 製 造 業
▲25.0	▲50.0	▲100.0	▲50.0	▲50.0	▲25.0	▲33.3	▲40.7
							

卸売業	小売業	商店街	サービ ス業	建設業	運輸業	その他	全 非 製 造 業
▲40.0	▲25.0	▲60.0	18.2	▲27.3	42.9	0.0	▲10.4
							

全 体
▲22.5


特記事項（景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点）

食料品	ゴールデンウィークの期間はコロナ前の8割程度まで持ち直した。	パン・菓子製造業 山陽小野田市
	6月から原材料の値上げの通知があり、収益を圧迫する見込みである。雇用情勢が厳しく応募がない状態が続いている。	パン・菓子製造業 下関市
	日本人の食文化が魚より肉、米よりパン食へと変化した。水揚げの減少で原魚の価格が上昇している。漁業関係者の人手不足は深刻で、夢の無い将来では、後継者問題も深刻になる。	水産食料品製造業 長門市
	業況はコロナ前に戻りつつある。中小企業にとって、ここ最近の光熱費の高騰、人件費の上昇等は、売上は上がっても利益が厳しく、補助金等で補える範囲ではない。	水産食料品製造業 下関市
	ゴールデンウィークに押し寄せる人の波が、一過性のものでなく今後も長く続くものであってほしい。収入が伸びれば支出も伸びる。今後の電気料金等の値上げが収益にどれだけ影響するか見極めたい。	食料品製造業
コロナの感染もほぼ収束し、飲食店等もほぼ通常営業となり売上の減少は軽微なものとなった。今年は5月の早い梅雨入りで長雨による農作物への影響が懸念される。肥料、燃料など各種コストの大幅な増加により、製造原価が上昇し事業活動がさらに苦しい状況となっている。各種生産資材の値上げが続いているなかで、取引先によっては、値上げを拒否するところもあり、農業者には、原価割れの状況が続いている。	精穀・製粉業	
繊維工業	原材料費は値上がりしているが、現在のところ状況は横這いである。	外衣・シャツ製造業
木材・木製品	総会を4年ぶりに開催した。組合としての活動は皆無である。	製材業・木製品製造業 岩国市
	組合員の平均売上額は、コロナ禍の令和4年5月と比べ10%の減少。スギ・ヒノキの原木価格は下落傾向、特にスギは顕著である。収益も上がらず、依然として景気回復は感じられない。	製材業・木製品製造業 下関市
印刷	用紙代の値上がりに伴い販売価格は上がったが、その分支払いも増えた。	印刷業 山口市
	コロナの分類が2類から5類に引き下げられ、経済活動はコロナ前に戻りつつある。観光業界もインバウンドの復活や国内旅行客の増加により活気が出てきたところだが、物価上昇の波は収まらず、国民生活は依然として厳しい状況が続いている。印刷業界は変わらず、紙、インキ、印刷版等の原材料の高騰が続いており、特に紙類は立て続けに値上げが実施され、収益の圧迫要因となっている。以前に比べれば、価格転嫁も受け入れられているが、まだまだ充分ではなく、粘り強い交渉が必要である。	印刷業 下関市

窯業・土石製品	5月には山口県農林水産部の公表価格の見直しがあり、設計値アップをすることができた。各原材料の値上げによる影響を理解いただき感謝している。山口県土木建築部においても公表価格の見直しをしてもらえるよう陳情活動を続けている。4月からセメントが値上げされ、電気代の値上げも相当の影響があり、本年度も値上活動からのスタートとなり苦しい状況である。	コンクリート製品製造業 柳井市
	原材料の高値は維持されたままである。電気代・セメントの値上げが更に原価の高騰に影響を及ぼし、1月に値上げした時点の状況と変わっており再度価格の見直しの検討が必要となった。1月の値上げがようやく建設物価調査会の5月号より反映された。	コンクリート製品製造業 防府市
	出荷量は、前月比89%、前年同月比93%。現時点では、セメント・骨材等の資材調達は、特に問題は生じていない。生コン販売価格は安定しているが値上げの動きがある。	生コンクリート製造業
	4年ぶりの行動制限のないゴールデンウィークで、久しぶりに故郷のお墓参りに帰られた方も多かったと思う。問い合わせに期待したい。	石工品製造業
	コロナによる制限も無くなり、「萩焼まつり」が5/1～5まで萩明倫学舎と萩市民館を主会場に萩市全体で開催された。出店事業者は協賛店を含めて58店舗（昨年47店舗）のコロナ前より多い参加となり、当組合員は全員が参加した。期間中は大変多くの来場者があり、売上は昨年を大きく上回った。ある窯元からは、燃料費・材料費の高騰を考慮し、10%程度値上げをすることにより対応するとの事声が聞かれた。6月から電気代の値上げがあるが、それに伴いさらに収益が圧迫されることを懸念している。	陶磁器・同関連製品製造業
一般機器	5月は例年同様に周南コンビナート大型修繕工事のため繁忙期で、工事は6月末まで続く予定である。受注単価は前年に比べ若干上がったが、経費も上昇しており、利益に増減は見られない。	一般機械器具製造業 下松市
	業況は特に変わらず、原材料費や燃料費の高騰により、売上は上がっても収益は変わらない状況である。人手不足により納期が後ろにずれていく。人員の縮小により設計開発部門が喪失し、高付加価値の装置案件を受注できず、顧客ニーズに答えられなくなっている。早期に採用を強化し人員を確保することが望まれるが、募集経費の増化や人員増加による人件費等の増加が資金繰りに影響を及ぼす点も大きな課題であるため、積極的投資に踏み切れないでいる。購入品の入手難は少しずつ解消に向かっているが、通常になるには時間がかかる。国内の鋳物メーカーの廃業が加速している。	一般機械器具製造業 防府市

	<p>再び円安傾向となり金融情勢も不安定である。ロシアのウクライナ侵攻に伴い世界情勢が不安定化し、中国、アメリカ、EU、日本等の経済摩擦をも引き起こし、資源不足・資源高により企業収益に大きな影響が出ていて先が見えない状況である。貿易収支も大幅な赤字が続いており、これに関連して電気、ガス料金にとどまらず、物価のアップは中小企業にとって大きな負担となっている。企業の国内回帰、インバウンドの回復等明るい材料もあるが、一部の地域を除き、地方経済への波及効果は限定的である。大手企業の賃上げが進む一方、中小企業の賃上げはままならず、サービス業において特に人材の確保が困難な状況である。外国人人材確保の面でも、日本の低賃金、円安の影響は大きく、欧米、カナダ、台湾、韓国との人材確保競争は厳しいものがあり、国内での競合も激しく都会の高賃金に対抗できず、地方においては募集しても人が集まりにくいだけでなく、高賃金を求めて転籍も多い状況が継続している。</p> <p>厳しい状況に変わりはない。体力勝負となっている。</p> <p>受注はあるが、人材不足である。</p>	<p>一般機械器具製造業 宇部市</p>
		<p>一般機械器具製造業 下関市</p>
輸送機器	<p>鉄道車両関係の現状は海外からの受注があり順調に推移しているが、令和6年(2024年)度後半から受注量は減少となる見通し。原材料費や電気料等の水道光熱費の高騰により、収益悪化が続くものと思われる。半導体製造装置の部品製造業において、当初の予定よりも大幅に受注量が減少し、1~2年は厳しいとの意見もあり、引き続き今後の受注動向を注視したい。</p>	<p>鉄道車両・同部品製造業</p>
卸売業	<p>倉庫売上は値上げの効果もあり、昨年同時期に比して増加した。主力の海苔が不作のため在庫量が減少したが例年通りの出庫量であるので、海苔の保管量が減少し海苔部門の収入が減少した。</p> <p>運賃・箱代他経費が高騰しているが、十分な価格転嫁ができていない為、収益が悪化している。</p>	<p>乾物卸売業</p> <p>生鮮・魚介卸売業</p>
小売業	<p>コロナが収束傾向であり前年より客足・売上が少しずつ上がってきている模様である。山口県の化粧品専門店においてインバウンドの効果はあまり見られない。コロナ禍、高価格帯のスキンケアが好調だったお店は、それに加えてメイク類の売上がプラスして上がっている模様。最近の専門店でも百貨店ブランドを展開するお店が増え、流通の垣根が感じにくくなっている。専門店としての活動(エステ、ハンドタッチ、眉スタイリングなど)を前面に出して、より多くの消費者に伝えなければならない。</p> <p>街の電気店が減少し、対応範囲が拡大している。住宅メーカーが低価格の住宅を比較的多く建築し続けているので、仕事量はある状況。</p>	<p>化粧品小売業</p> <p>機械器具小売業</p>

	<p>コロナも5類に移行され人通りも少しずつ回復に向かっている。5月のイベントとして「周南蚤の市」が開催され、県外からの人気の出展者もあり多くの来客で賑わった。月一回程度のイベント開催日はたいへん賑わっているのので、今後も期待したい。</p>	各種商品小売業 周南市
	<p>売上は前年同月比約1%の減少。新型コロナウイルス5類への移行に伴う客足の回復、売上増加を期待したが、全国旅行支援事業等の後押しがなくなった分、観光需要が伸びなかった。度重なる原材料・電気料等のコスト増に見合う価格転嫁、売上確保が十分に行えず、収益は悪化傾向にある。</p>	各種商品小売業 萩市
	<p>5月の供給高は、日曜日を店休日としたため前年比96.6%、来店者数90.5%。醤油メーカーによる試食販売を実施し、たいへん好評で来店者が増え、供給増加に繋がった。コロナ禍前の日常に戻りつつある。</p>	各種商品小売業 下関市
商店街	<p>諸物価高騰の影響が出始めた。流通コスト、4月分、5月分の仕入れ支払いなど、実質的なコストが増加。売値上げは、買い控えに繋がるだけでなく、購買行動そのものを控える傾向を強め、街の人通りも減少傾向である。観光地や行楽では積極的な行動もみられ、客数の増加もあるが、消費は手控えるという傾向が続くと思われ、売上戦略を立てる必要がある。</p>	岩国市
	<p>人通りは多少増えたようだが、消費が上昇している感覚はなく、むしろ物価高による節約傾向で減衰しているように思う。</p>	宇部市
	<p>人出は多少増えてきたが、売上は変わらない。ある店舗では「この人出では店を閉めなければならなくなる。営業内容を変えるにしても後継者がおらず困っている。」と店主が話す。人通りの少ない商店街ではなかなか手立ても見つからない。</p>	萩市
	<p>依然として商店街の人通りが少ない。仕入価格の上昇により販売価格の値上げを余儀なくされ、それに伴い買い控えが起きる悪循環に陥っている。</p>	下関市
サービス業	<p>コロナ感染症が5類に移行され従来の営業に戻ってきた。売上はコロナ前と変わらないが、物価上昇の影響で収益は悪化している。</p>	美容業
	<p>新型コロナウイルス感染症も落ち着きをみせているものの、原材料価格の高騰などで経営状況は厳しい。</p>	理容業
	<p>自動車は、高度な先進技術や先進安全装置が搭載されるなど電子化が急速に加速しており、これらの車輛の検査を行うために令和6年(2024年)10月からOBD検査(車載式故障診断装置による検査)がスタートする。整備事業者が当該検査に対応できるように習熟期間を1年間設け、今年の10月からプレ運用が行われることになっているが、対応についていけない整備事業者も多くみられ、廃業に追い込まれるところも出ることが予想され、商工組合としていかにして支援していけるかが今後の大きな課題となっている。</p>	自動車整備業

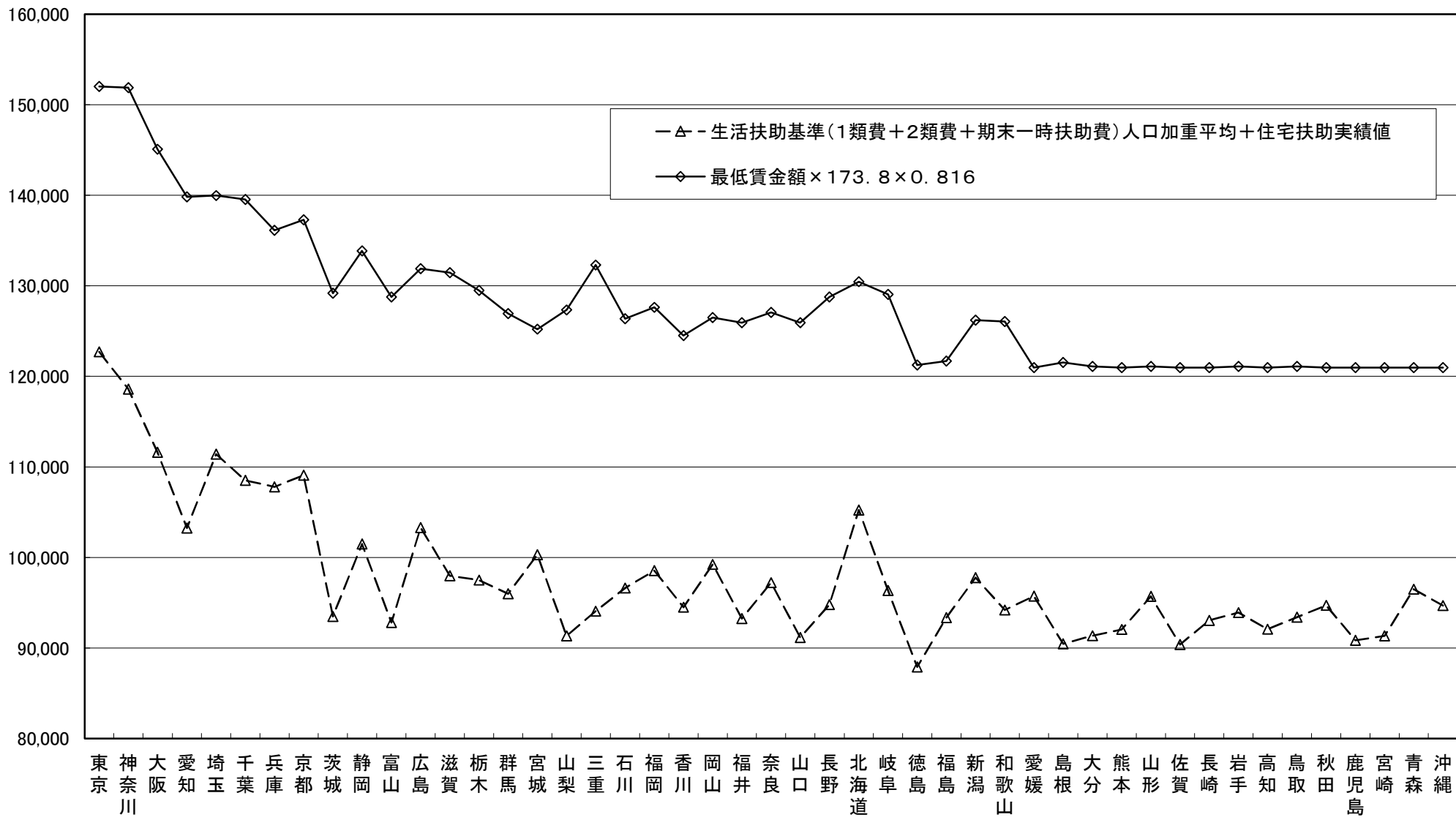
	<p>値上げにより売上高は増加したが、電力の値上げ率が異常で会費の値上げをしても追いつかない。電力価格の地域差をなくす検討を願っている。電力価格の上昇等で家計が圧迫されているためか入会動向が鈍い。新型コロナが 5 類に移行されたので、屋内施設でもマスク無しで運動できるような雰囲気にならなければよい。</p>	スポーツ・健康教授業
	<p>4月に引き続き、前年同月比で売上増加の事業所が多かった模様。本年の繁忙期は長いとの声も聞き、アフターコロナで人の動きが戻ってきていると感じる。しかしながら、消費者の価値観が変わり、資材の高騰も続いているため、今後も新たなサービスや利益を出し続ける努力が必要であることは間違いなく、油断は禁物である。</p>	普通洗濯業
	<p>飲食店に限らず、旅行業、ホテル業界も大変忙しくなってきた模様。経済は連動しているので飲食業界も景気は回復した。引き続きお客様に満足していただけるサービスをしっかりと提供していく。</p>	飲食業
	<p>全国旅行支援が 4/17 で終了し、大きく減少するのではと危惧していたが、前年同月比で売上 126.9%、宿泊人員 130.2%と大幅に増加した。コロナ前令和元年（2019年）5月との比較では、売上 93.4%、宿泊人員 114.3%となる。宴会需要が未だ回復せず、売上高に大きく影響している。</p>	旅館業 山口市
	<p>大型連休の集客数は前年比 6%の減少。売上高も 9%の減少となった。観光の移動制限が自由になったことで、近場の観光が敬遠された影響と思われる。電気代や原油高、物価高騰により、収益は厳しい状況が継続している。</p>	旅館業 長門市
	<p>全国旅行支援等は終了したが、修学旅行、団体客、個人客ともに戻ってきている。</p>	旅館業 下関市
建設業	<p>中電への工事申請 130 件(当支部 150 件)、前年同月 110 件(同 79 件)。太陽光発電への申請 26 件(前年 23 件)、オール電化申請 75 件(前年 48 件)。LED 街路灯への切り替え・新設申請 13 件(前年 13 件)であった。</p>	電気工事業
	<p>工事の回復は予想よりやや遅れ気味である。R3 年（2021 年）に比べると見積単価・契約単価が約 1 割上昇している。建材の高騰（平均 20%）と給与の上昇（2~3%）が要因と推測される。来期より回復するものと予想される。</p>	左官工事業
	<p>新型コロナウイルスは、市場経済の低迷に歯止めをかける必要と重症化リスクが低下したことにより 5 類に引き下げとなったが、予断を許さない状況は続く。低金利政策が継続されることから、当分は円安が続くと考えられるが、海外依存している原材料の高止まりは続く、一方で経営者は働き方改革、賃上げの負担にも対応しつつ、経営継続に心血を注ぐことになる。公共事業への依存度の高い当組合員は、受注の低迷と利益率の低下に加えて、DX の推進、工事施工の合理化、人材確保に奔走する必要に迫られている。</p>	管工事業

	5月の受注高は、対前年同月比 33.3%。今年度の累計では、対前年比 79.0%。	一般土木工事業 柳井市
	当地区の公共工事の発注高については、現在のところ例年並みである。	一般土木工事業 萩市
	原材料の仕入れ価格が再び上昇傾向にあり、見積もりの作成に苦慮している。瓦工事業連盟の会費の値上げはほぼ確実視されており、組合員への説明を尽くしているが、皆致し方ないと思っている。	屋根工事業
	工場稼働率は維持しているものの、小規模工事、改修や補強等の現場鉄工、他社応援が多い状況で、中型、大型の案件が少ない。受注物件の契約工期に遅れが目立ち、加工調整が難しくなっている。鋼材費の値上げや6月に値上げの品目もあり、適正価格での受注が重要だと考えている。	鉄骨・鉄筋工事業
運輸業	輸送関係は毎年のことながら5月の連休で稼働率が低下したが、輸送量は対前年比で 0.2%の増加。総体的に輸送量が減少しており、運転者の高齢化も大きく売上を左右する。燃料は前月と同額。軽油引取税は何とかならないかとの声が多い。	一般貨物自動車運送業 下松市
	自動車関連の組合輸送取扱高は前年同月比 50%のプラスとなった。コロナ前の水準には依然として遠く及ばない状況であるが、徐々に上向きつつある。燃料価格は前年比 3%程度の低下で落ち着きを取り戻している。	一般貨物自動車運送業 防府市
	輸送に関しては令和 6 年の「2024 年問題」に向けて運行管理の見直しを開始している。顧客の関心も高く、これまで同様、「安心して荷物を預けられる運行」を早急に提案する必要がある。輸送量は倉庫保管案件とともに微増である。	一般貨物自動車運送業 宇部市
	タクシーチケットの取扱い金額（税込み）は、前年比+19.0%（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 20 日分）だった。4 月 1 日～30 日分は+12.0%、5 月 1 日～20 日分は+32.8%。前々年度比では、それぞれ+43.1%、+32.4%、+65.8%になった。回復しているように見えるが、前年、前々年が大幅に減少したためであり、平成 31 年度 4 月分比（コロナ禍以前）では▲35.7%。まだまだ回復しているとは言えない。当組合の取扱いタクシー事業者は、周南市、光市、下松市、防府市の地域。4 月分については、周南+14.5%、下松+19.5%、光+13.0%、防府市地区が+13.2%で、組合員の全域では+16.9%、地区外（員外）▲18.8%、合計+12.0%(+1,501 千円) だった。主要燃料である L P G については、C P（通告価格）と為替に連動して変動する。C P が下がり（前月 642.5/トンが今月 550.0\$/トン）、フレート（輸送）コストも下がり（前月 9,800 円/トンが今月 9,000 円/トン）。為替は円高（前月 134.92 円/\$ が今月 134.40 円/\$）となり、燃料単価は前月より▲9.0%下がり、前年 5 月比も▲23.6%と大幅に下がった。タクシー乗務員は労働条件が厳しい（賃金が少ない）事もあって慢性的に不足している。高齢乗務員が退職し、その補充ができない状況。時	一般乗用旅客 自動車運送業

	<p>間帯によっては、配車待ちでお客様を待たせる場合が多い模様。With コロナで、行動規制が緩くなり、需要が回復傾向にあるが、コロナ前（平成 30 年度）の需要の▲36%付近であり、まだまだ厳しい経営状況の模様。運賃改定の動きがあるが、山口県内の認可はもう少し遅れそうである。</p>	
	<p>5 月は対前年比同等となった。本年も同水準で推移して行く中で、月により多少の増減があるものと思われる。</p>	<p>港湾運送業</p>
<p>その他</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で外国人技能実習生の送り出しをストップしていた国でも7月から再開となる予定で、少しずつ業界の動きが進み出した。介護業界の人員不足は変わらず、募集もハローワークや情報誌に掲載されているが、依然として人材確保が難しい状況。コロナ5類への移行で、経済回復により他業種での人材確保が急速に進み、介護業界の更なる人材不足が懸念される。6 月以降は外国人技能実習生の雇用を考える施設が出てくることを期待し営業活動の再開を目指す。</p>	<p>介護事業</p>

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和3年度、最低賃金のデータは令和4年度のものである。
 注4)0.816は時間額820円で月173.8時間働いた場合の令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

担 当	令和5年6月30日（金）
	【照会先】
	山口労働局職業安定部
	職業安定課長 三浦 博章
	地方労働市場情報官 安田 誠
	電話（083）995-0380

報道関係者 各位

山口県の雇用情勢（令和5年5月分）について

○令和5年5月の有効求人倍率は1.48倍で、前月に比べて0.02ポイント上昇。

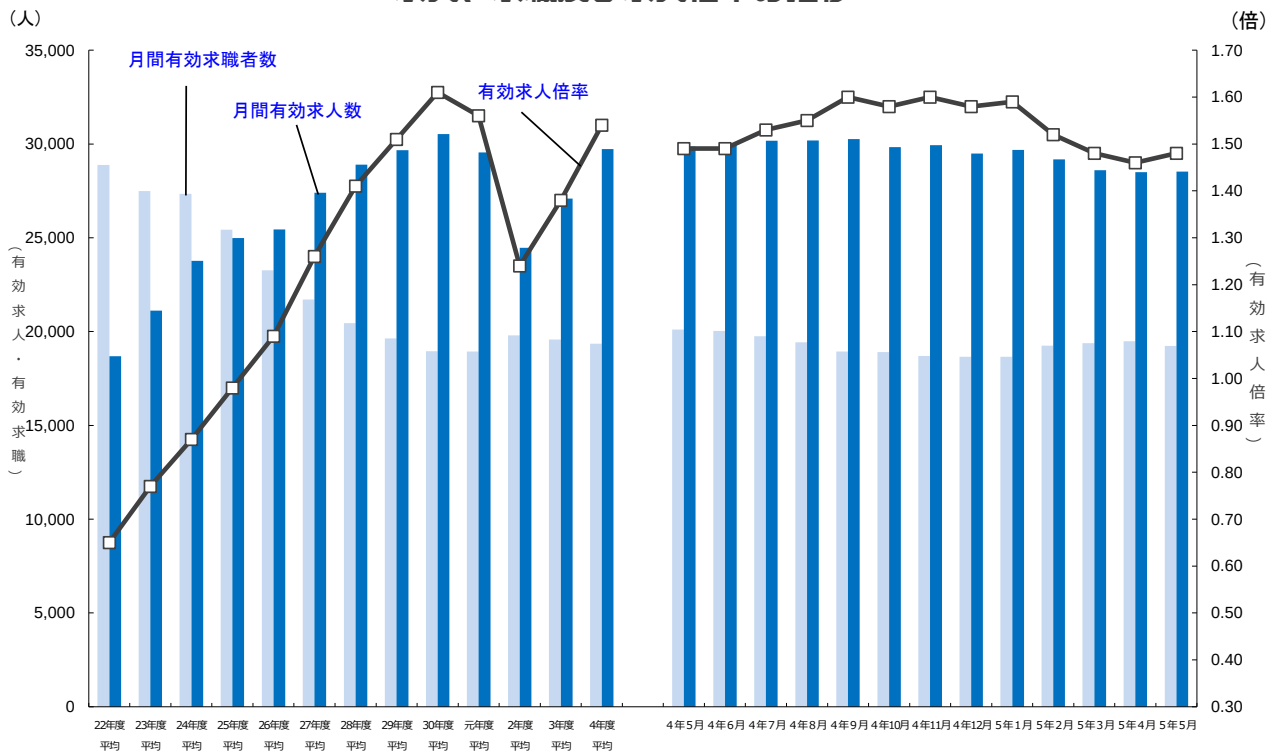
- ・有効求人数（季節調整値）は28,528人で、前月比0.1%増加。
- ・有効求職者数（季節調整値）は19,228人で、前月比1.3%減少。

【令和5年5月の基調判断】

県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続く中、求人が求職を上回って推移している。

（9か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



※1 月別の数値は季節調整値である。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

第1表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和5年5月

項目	年月	令和5年5月	令和5年4月	令和4年5月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差	
	1	月間有効求職者数	20,907	20,845	21,637	▲ 3.4%	0.3%
	うちパートタイム	8,952	8,898	9,223	▲ 2.9%	0.6%	
2	新規求職申込件数	4,620	6,057	4,704	▲ 1.8%	▲ 23.7%	
	うちパートタイム	1,860	2,731	2,003	▲ 7.1%	▲ 31.9%	
3	月間有効求人数	28,086	28,389	29,156	▲ 3.7%	▲ 1.1%	
	うちパートタイム	10,702	10,902	11,092	▲ 3.5%	▲ 1.8%	
4	新規求人数	9,548	9,840	9,802	▲ 2.6%	▲ 3.0%	
	うちパートタイム	3,660	3,807	3,708	▲ 1.3%	▲ 3.9%	
5	紹介件数	4,014	3,851	4,083	▲ 1.7%	4.2%	
6	就職件数	1,684	1,611	1,746	▲ 3.6%	4.5%	
7	充足数	1,560	1,545	1,650	▲ 5.5%	1.0%	
8	有効求人倍率	1.34	1.36	1.35	▲ 0.01P	▲ 0.02P	
	※季節調整値	※ 1.48	※ 1.46	※ 1.49	—	0.02P	
9	新規求人倍率	2.07	1.62	2.08	▲ 0.01P	0.45P	
	※季節調整値	※ 2.36	※ 2.30	※ 2.33	—	0.06P	
10	就職率	36.5	26.6	37.1	▲ 0.6P	9.9P	
11	充足率	16.3	15.7	16.8	▲ 0.5P	0.6P	
常 用	12	月間有効求職者数	20,850	20,778	21,574	▲ 3.4%	0.3%
	13	新規求職申込件数	4,612	6,035	4,695	▲ 1.8%	▲ 23.6%
	14	月間有効求人数	26,649	26,877	27,499	▲ 3.1%	▲ 0.8%
	15	新規求人数	8,989	9,432	9,200	▲ 2.3%	▲ 4.7%
	16	紹介件数	3,789	3,617	3,813	▲ 0.6%	4.8%
	17	就職件数	1,604	1,518	1,628	▲ 1.5%	5.7%
	18	充足数	1,497	1,469	1,561	▲ 4.1%	1.9%
	19	就職率	34.8	25.2	34.7	0.1P	9.6P
	20	充足率	16.7	15.6	17.0	▲ 0.3P	1.1P

※1 季節調整法はセンサス局法II（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※4 常用 = 雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。(季節労働を除く。)

※5 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第1表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和5年5月

	年月 項目	令和5年5月	令和5年4月	令和4年5月	対前年同月 増減率、差	対前月 増減率、差
		パートタイムを除く常用	21 月間有効求職者数	11,940	11,927	12,399
	22 新規求職申込件数	2,756	3,323	2,699	2.1%	▲ 17.1%
	23 月間有効求人数	16,945	16,976	17,350	▲ 2.3%	▲ 0.2%
	24 新規求人数	5,711	5,915	5,845	▲ 2.3%	▲ 3.4%
	25 紹介件数	2,287	2,204	2,333	▲ 2.0%	3.8%
	26 就職件数	894	862	913	▲ 2.1%	3.7%
	27 充足数	828	828	886	▲ 6.5%	0.0%
	28 就職率	32.4	25.9	33.8	▲ 1.4P	6.5P
	29 充足率	14.5	14.0	15.2	▲ 0.7P	0.5P
正社員	30 月間有効求職者数	11,940	11,927	12,399	▲ 3.7%	0.1%
	31 新規求職申込件数	2,756	3,323	2,699	2.1%	▲ 17.1%
	32 月間有効求人数	14,793	14,832	15,035	▲ 1.6%	▲ 0.3%
	33 新規求人数	4,985	5,167	5,087	▲ 2.0%	▲ 3.5%
	34 有効求人倍率	1.24	1.24	1.21	0.03P	—
常用的パートタイム	35 月間有効求職者数	8,910	8,851	9,175	▲ 2.9%	0.7%
	36 新規求職申込件数	1,856	2,712	1,996	▲ 7.0%	▲ 31.6%
	37 月間有効求人数	9,704	9,901	10,149	▲ 4.4%	▲ 2.0%
	38 新規求人数	3,278	3,517	3,355	▲ 2.3%	▲ 6.8%
	39 紹介件数	1,502	1,413	1,480	1.5%	6.3%
	40 就職件数	710	656	715	▲ 0.7%	8.2%
	41 充足数	669	641	675	▲ 0.9%	4.4%
	42 就職率	38.3	24.2	35.8	2.5P	14.1P
	43 充足率	20.4	18.2	20.1	0.3P	2.2P

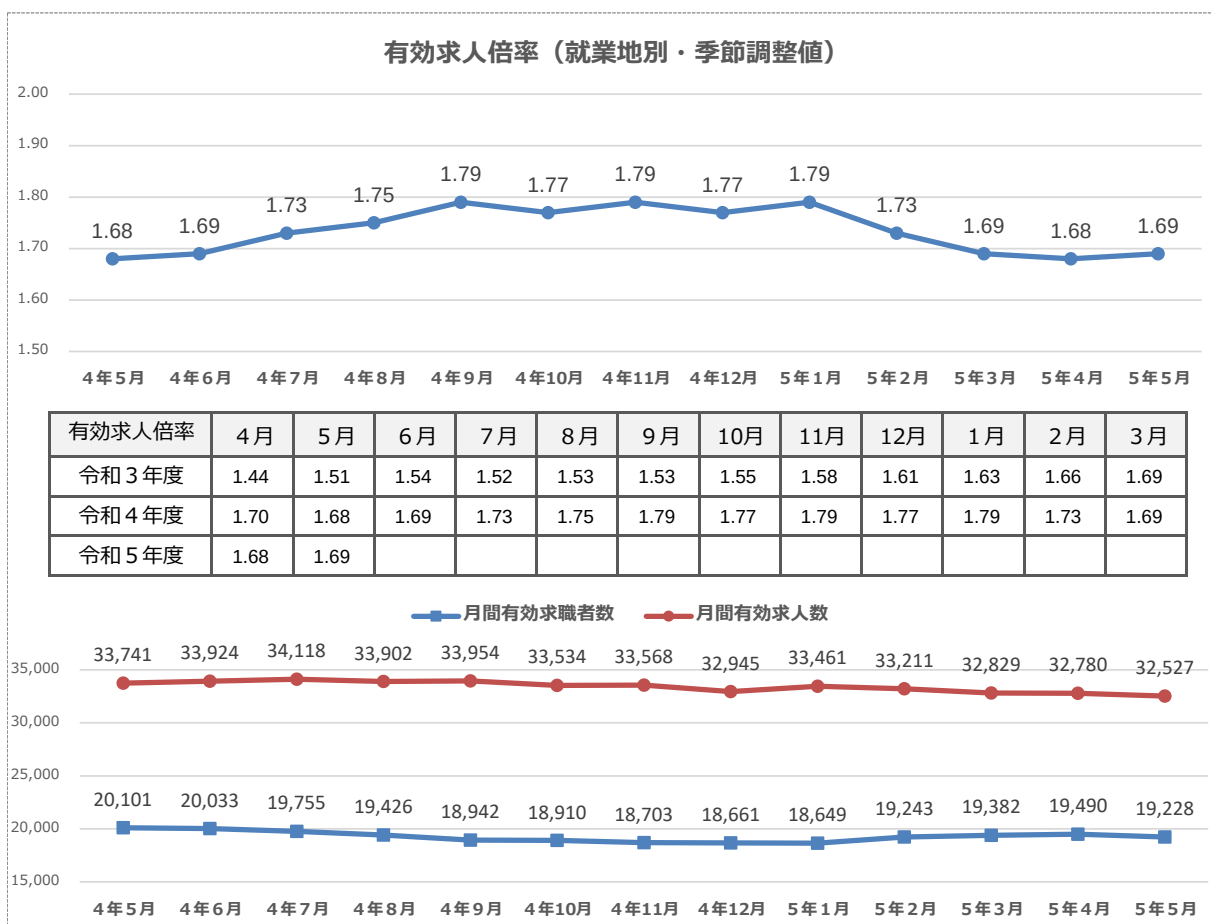
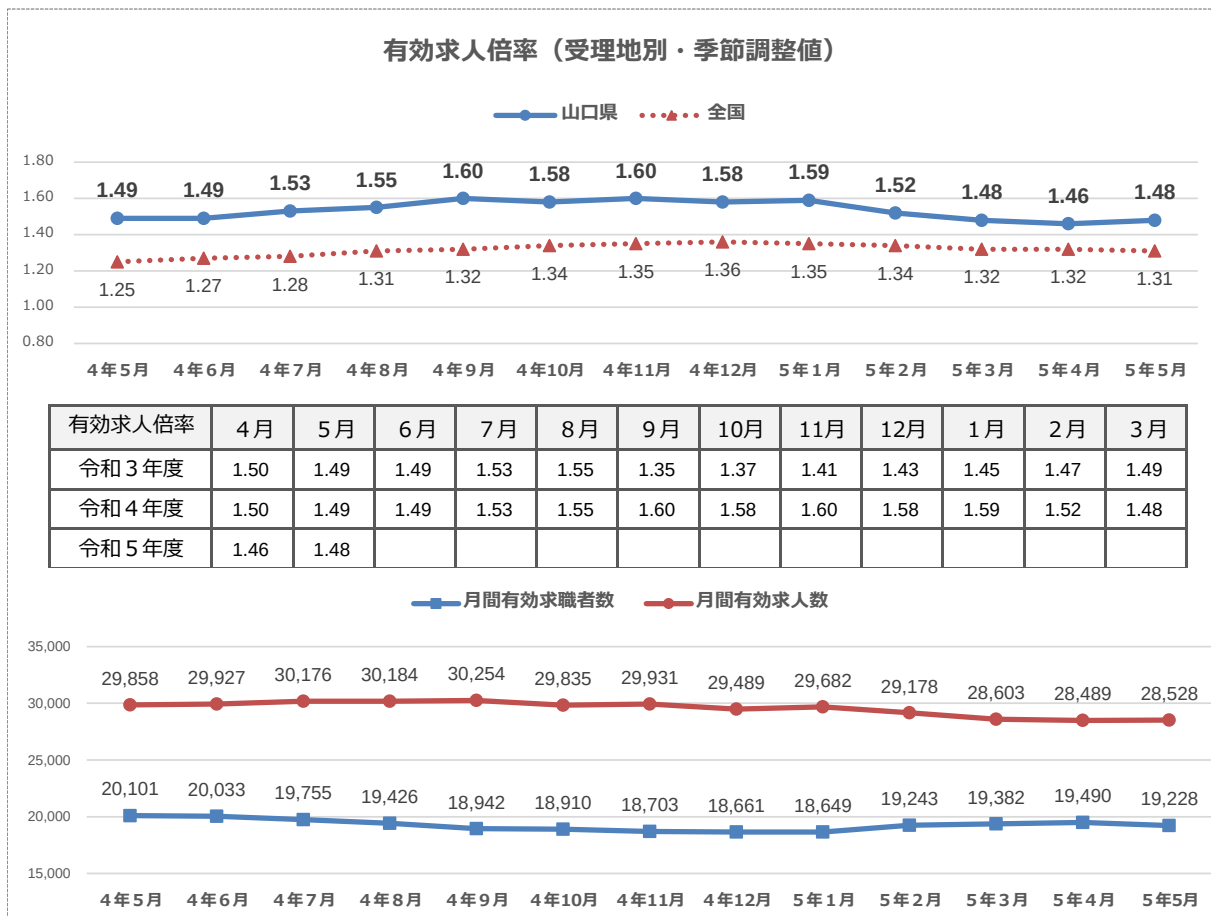
※1 正社員有効求人倍率は正社員の月間有効求職者数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※2 ▲は減少、pはポイントである。

※3 常用＝雇用契約において雇用期間の定めがない又は4か月以上の雇用期間が定められているもの。（季節労働を除く。）

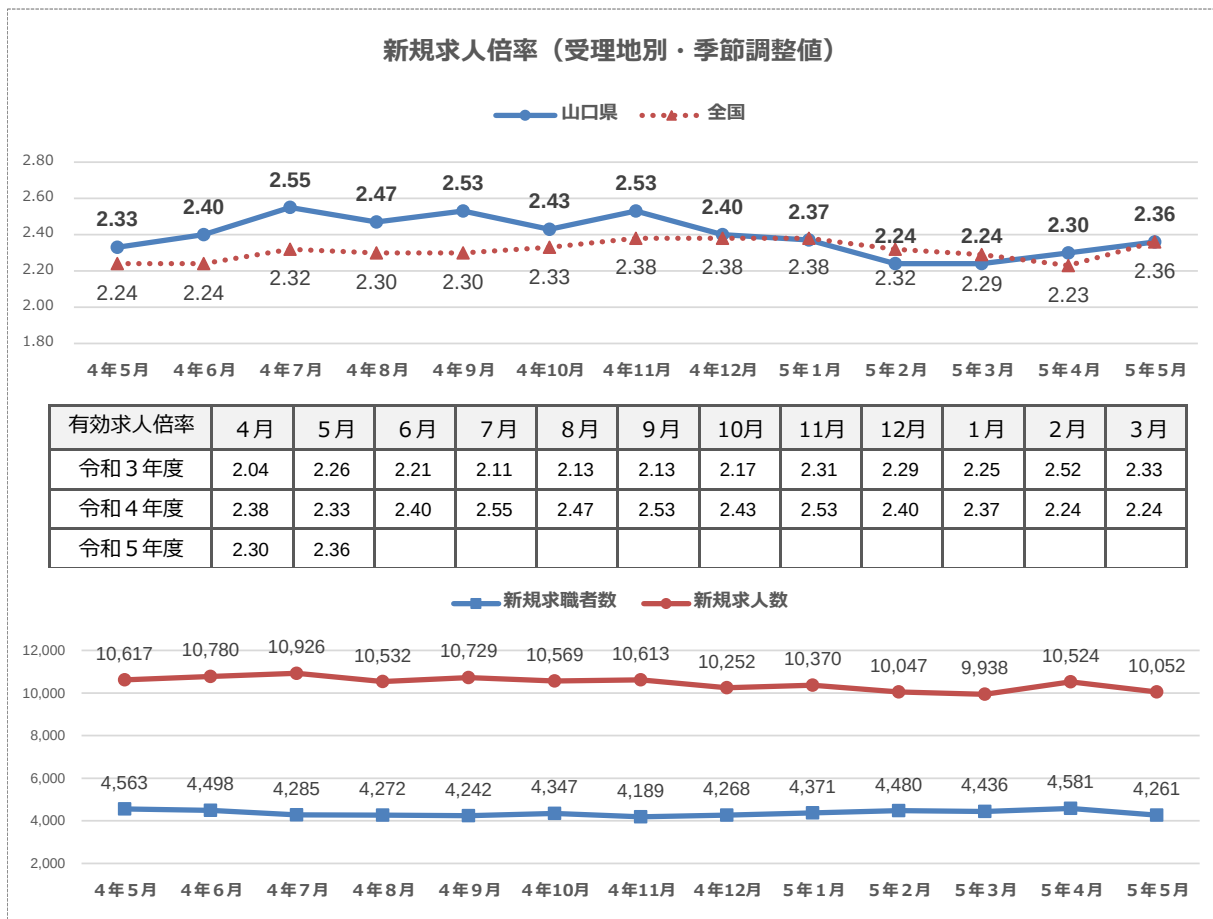
※4 ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第2表-1 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第2表-2 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第3表-1 主要産業別、一般新規求人状況（新規学卒者を除く）

令和5年5月

産業・規模		全数	一般	パートタイム
新規 求人 数 (人)	合計	9,548	5,888	3,660
	D 建設業	1,194	1,136	58
	E 製造業	931	719	212
	H 運輸業,郵便業	683	510	173
	I 卸売業,小売業	1,230	652	578
	M 宿泊業,飲食サービス業	672	182	490
	N 生活関連サービス業,娯楽業	518	231	287
	P 医療,福祉	2,502	1,398	1,104
	R サービス業（他に分類されないもの）	810	482	328
	(事業所規模)			
4人以下	1,501	870	631	
5~29人	4,724	2,891	1,833	
30~99人	2,084	1,327	757	
100~299人	900	563	337	
300~499人	191	127	64	
500~999人	65	39	26	
1000人以上	83	71	12	
対前 年 同 月 比 (%)	合計	-2.6	-3.4	-1.3
	D 建設業	-3.2	-0.6	-36.3
	E 製造業	-15.4	-9.3	-31.2
	H 運輸業,郵便業	0.7	-10.8	63.2
	I 卸売業,小売業	-9.5	-10.3	-8.5
	M 宿泊業,飲食サービス業	20.4	15.2	22.5
	N 生活関連サービス業,娯楽業	-7.3	-24.8	13.9
	P 医療,福祉	-2.4	2.0	-7.4
	R サービス業（他に分類されないもの）	0.2	6.9	-8.1
	(事業所規模)			
4人以下	-10.6	-14.5	-4.5	
5~29人	-3.3	-3.4	-3.0	
30~99人	3.8	2.5	6.2	
100~299人	0.2	2.2	-2.9	
300~499人	23.2	29.6	12.3	
500~999人	-16.7	-26.4	4.0	
1000人以上	-17.0	-16.5	-20.0	

対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）

(%)

産 業		4年5月	4年6月	4年7月	4年8月	4年9月	4年10月	4年11月	4年12月	5年1月	5年2月	5年3月	5年4月	5年5月
パ ー ト タ イ ム を 含 む	合計	12.5	14.2	19.9	10.7	11.8	5.8	4.1	-0.4	2.7	-2.2	-6.7	-4.6	-2.6
	D 建設業	4.8	-14.1	14.8	6.9	6.4	-8.4	5.2	2.7	-10.5	-1.3	-2.2	-12.1	-3.2
	E 製造業	35.6	14.8	36.3	16.0	5.3	6.9	12.4	-11.1	0.2	1.2	-17.3	-14.5	-15.4
	H 運輸業,郵便業	11.0	36.2	58.1	2.1	6.4	33.7	-9.0	-14.1	26.6	-17.1	-17.8	16.0	0.7
	I 卸売業,小売業	1.6	17.2	11.1	15.1	15.0	9.4	6.7	-0.3	0.7	4.0	-6.1	-4.4	-9.5
	M 宿泊業,飲食サービス業	34.8	27.6	50.3	21.5	39.8	27.3	-9.3	-1.0	10.8	28.2	-12.3	-12.8	20.4
	N 生活関連サービス業,娯楽業	35.4	52.5	3.4	60.9	39.5	7.2	60.2	11.8	-16.2	-3.2	5.2	-7.3	-7.3
	P 医療,福祉	11.1	12.0	15.2	1.7	8.9	4.0	-1.8	-4.7	-0.8	-1.0	-9.7	-4.5	-2.4
	R サービス業（他に分類されないもの）	9.8	21.1	4.2	8.2	30.8	-5.3	-5.4	14.6	-17.5	-12.0	-9.1	-10.4	0.2

※1 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

※2 全数 = (一般：パートタイムを除く常用及び臨時+季節) + (パートタイム：常用的及び臨時的パートタイム) である。

※3 求人数の多い主要産業を表記しているため、合計と内訳の数値は一致しない。

第3表-2 産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和5年5月

項目	年月	5年5月	5年4月	4年5月	対前年同月 増減差	対前年同月 増減率
A,B 農業,林業,漁業		54	35	41	13	31.7
C 鉱業,採石業,砂利採取業		7	9	4	3	75.0
D 建設業		1,194	1,175	1,234	▲ 40	▲ 3.2
E 製造業		931	1,049	1,101	▲ 170	▲ 15.4
09 食料品製造業		261	263	307	▲ 46	▲ 15.0
11 繊維工業		29	25	26	3	11.5
16 化学工業		105	75	116	▲ 11	▲ 9.5
24 金属製品製造業		130	174	102	28	27.5
25 はん用機械器具製造業		71	62	87	▲ 16	▲ 18.4
26 生産用機械器具製造業		27	23	32	▲ 5	▲ 15.6
29 電気機械器具製造業		40	48	28	12	42.9
31 輸送用機械器具製造業		77	53	134	▲ 57	▲ 42.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業		7	6	10	▲ 3	▲ 30.0
G 情報通信業		60	77	79	▲ 19	▲ 24.1
H 運輸業,郵便業		683	872	678	5	0.7
I 卸売業,小売業		1,230	1,246	1,359	▲ 129	▲ 9.5
50～55 卸売業		279	333	322	▲ 43	▲ 13.4
56～61 小売業		951	913	1,037	▲ 86	▲ 8.3
J 金融業,保険業		61	105	66	▲ 5	▲ 7.6
K 不動産業,物品賃貸業		130	205	163	▲ 33	▲ 20.2
L 学術研究,専門・技術サービス業		148	175	165	▲ 17	▲ 10.3
M 宿泊業,飲食サービス業		672	587	558	114	20.4
75 宿泊業		231	238	233	▲ 2	▲ 0.9
76 飲食店		361	231	249	112	45.0
N 生活関連サービス業,娯楽業		518	483	559	▲ 41	▲ 7.3
O 教育,学習支援業		96	140	105	▲ 9	▲ 8.6
P 医療,福祉		2,502	2,456	2,563	▲ 61	▲ 2.4
83 医療業		1,041	996	1,085	▲ 44	▲ 4.1
85 社会保険・社会福祉・介護事業		1,446	1,459	1,475	▲ 29	▲ 2.0
Q 複合サービス事業		149	63	87	62	71.3
R サービス業（他に分類されないもの）		810	938	808	2	0.2
91 職業紹介・労働者派遣業		123	117	138	▲ 15	▲ 10.9
92 その他の事業サービス業		505	595	502	3	0.6
S,T 公務（他に分類されるものを除く）,その他		296	219	222	74	33.3
合 計		9,548	9,840	9,802	▲ 254	▲ 2.6

※1 平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したものの。

※2 ▲は減少である。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると以下のとおりである。

【前年同月より100人以上増加した産業】

宿泊業,飲食サービス業（114人）

【前年同月より100人以上減少した産業】

製造業（▲170人）、卸売業,小売業（▲129人）

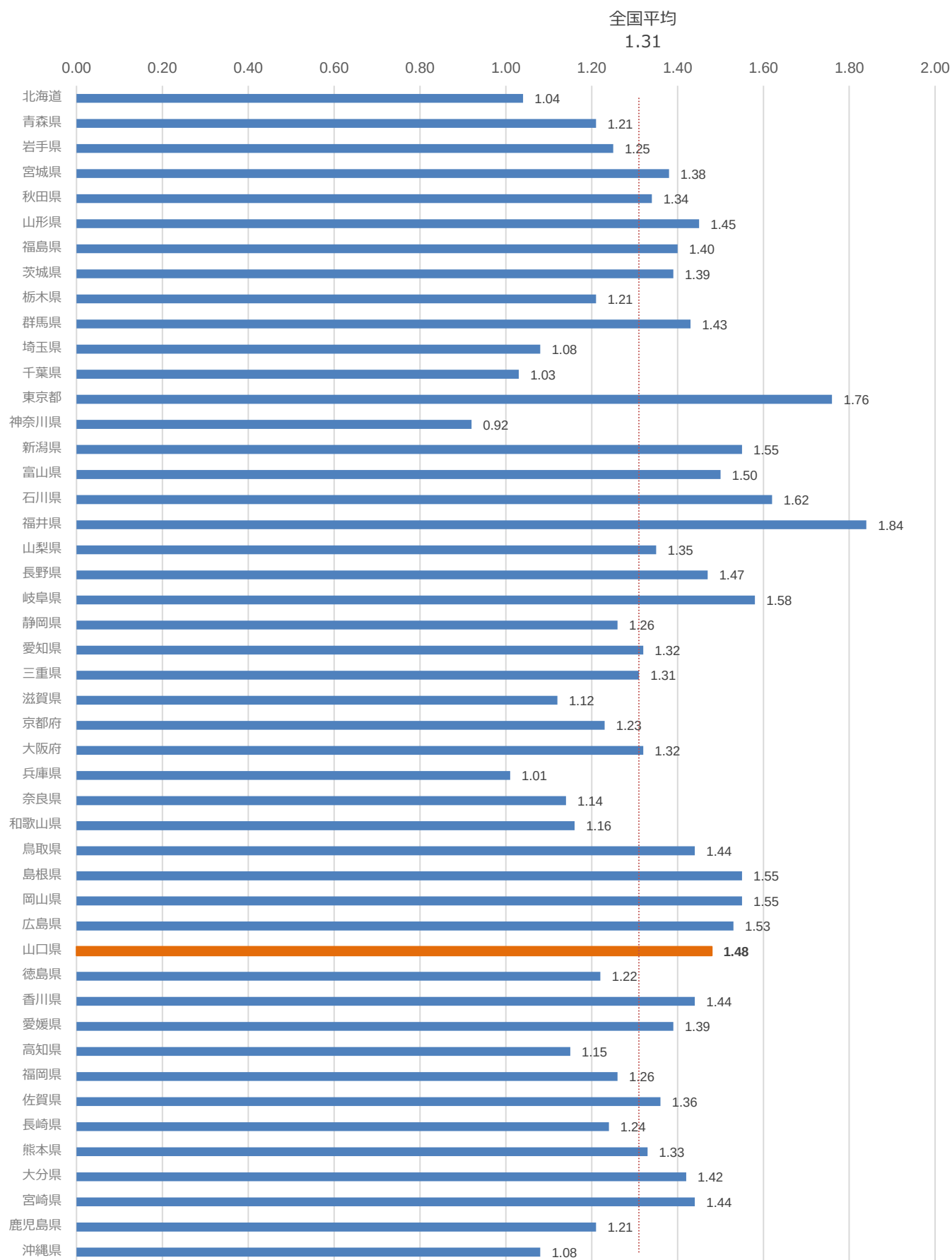
第4表 態様別新規求職者の状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む常用）

令和5年5月

項目 年月	新規求職者		在職者		離職者		雇用形態					無業者							
	前年同月比		前年同月比		前年同月比		定年	事業主都合	自己都合	その他	前年同月比		家事、育児従事者	その他	前年同月比				
令和4年12月	3,064	▲ 4.4	1,054	▲ 6.0	1,719	▲ 2.2	69	▲ 1.4	304	▲ 14.6	1,299	0.5	47	291	▲ 11.0	103	▲ 17.6	188	▲ 6.9
令和5年1月	4,802	▲ 2.0	1,629	5.2	2,747	▲ 6.3	121	▲ 4.7	446	▲ 22.7	2,110	▲ 2.8	70	426	2.4	172	▲ 0.6	254	4.5
令和5年2月	4,735	9.4	1,712	5.5	2,561	10.4	138	46.8	454	13.2	1,900	8.0	69	462	19.7	186	38.8	276	9.5
令和5年3月	5,017	▲ 0.8	1,751	▲ 0.1	2,701	▲ 1.1	108	0.9	523	▲ 1.5	1,997	▲ 1.5	73	565	▲ 1.7	178	1.1	387	▲ 3.0
令和5年4月	6,035	▲ 3.8	1,207	▲ 3.1	4,264	▲ 4.9	354	▲ 2.5	1,136	▲ 9.1	2,701	▲ 3.3	73	564	2.7	218	6.9	346	0.3
令和5年5月	4,612	▲ 1.8	1,245	▲ 1.7	2,889	▲ 0.7	150	▲ 7.4	583	▲ 7.2	2,080	0.4	76	478	▲ 7.9	195	▲ 12.2	283	▲ 4.7

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の※2を参照。

第5表 都道府県別有効求人倍率（受理地別・季節調整値）



※ 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和4年12月以前の数値は、令和5年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

地域別完全失業率（原数値）

		全 国	中国・ 四国	山口県
R元年	1～3月	2.4	2.3	1.7
	4～6月	2.4	2.4	2.0
	7～9月	2.3	2.3	1.9
	10～12月	2.2	2.2	1.7
R2年	1～3月	2.4	2.2	1.3
	4～6月	2.8	2.4	2.0
	7～9月	3.0	2.6	2.1
	10～12月	2.9	2.9	2.2
R3年	1～3月	2.8	2.4	1.7
	4～6月	3.0	2.6	2.1
	7～9月	2.8	2.4	2.1
	10～12月	2.6	2.4	1.9
R4年	1～3月	2.7	2.3	1.6
	4～6月	2.7	2.3	1.9
	7～9月	2.6	2.2	1.7
	10～12月	2.4	2.5	1.7
R5年	1～3月	2.6	2.0	1.2
	4～6月	—	—	—
	7～9月	—	—	—
	10～12月	—	—	—

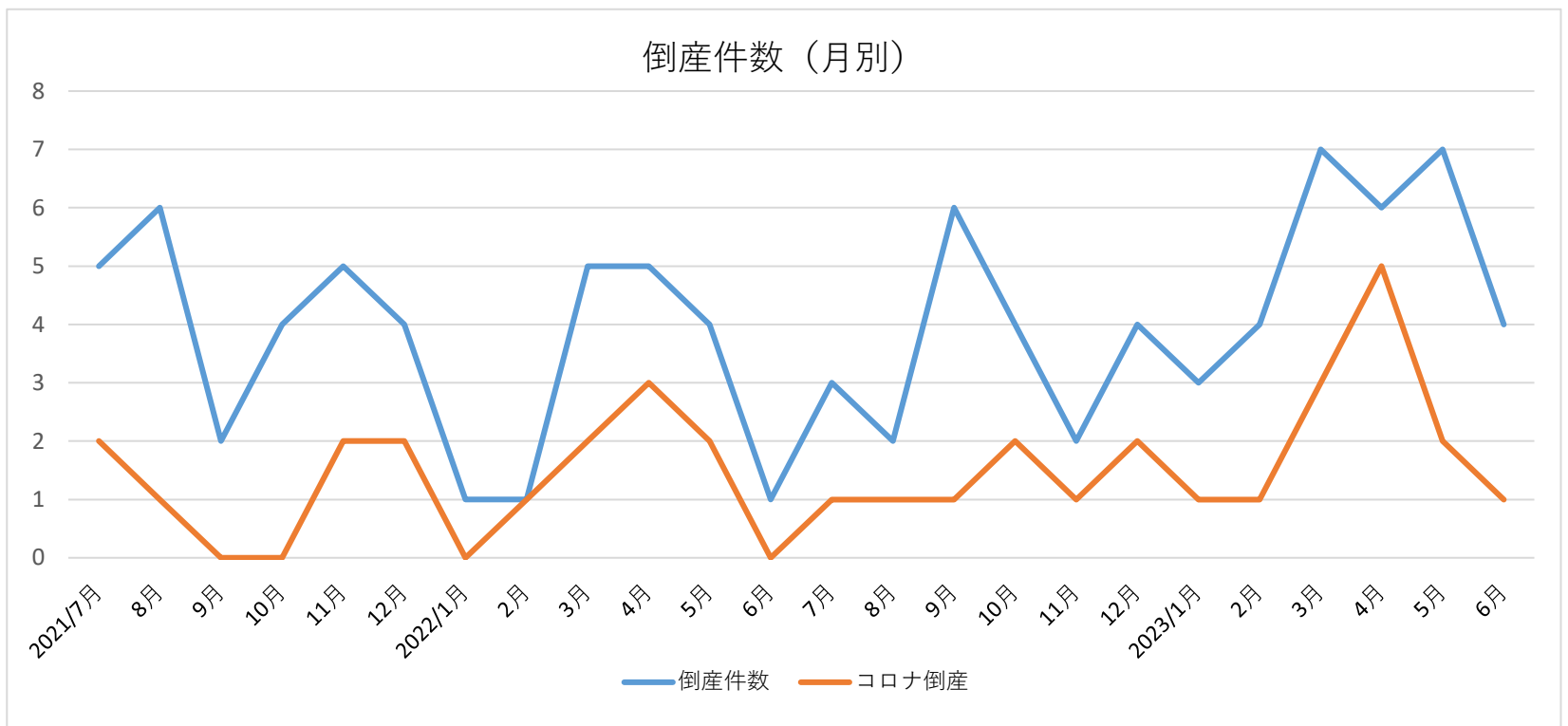
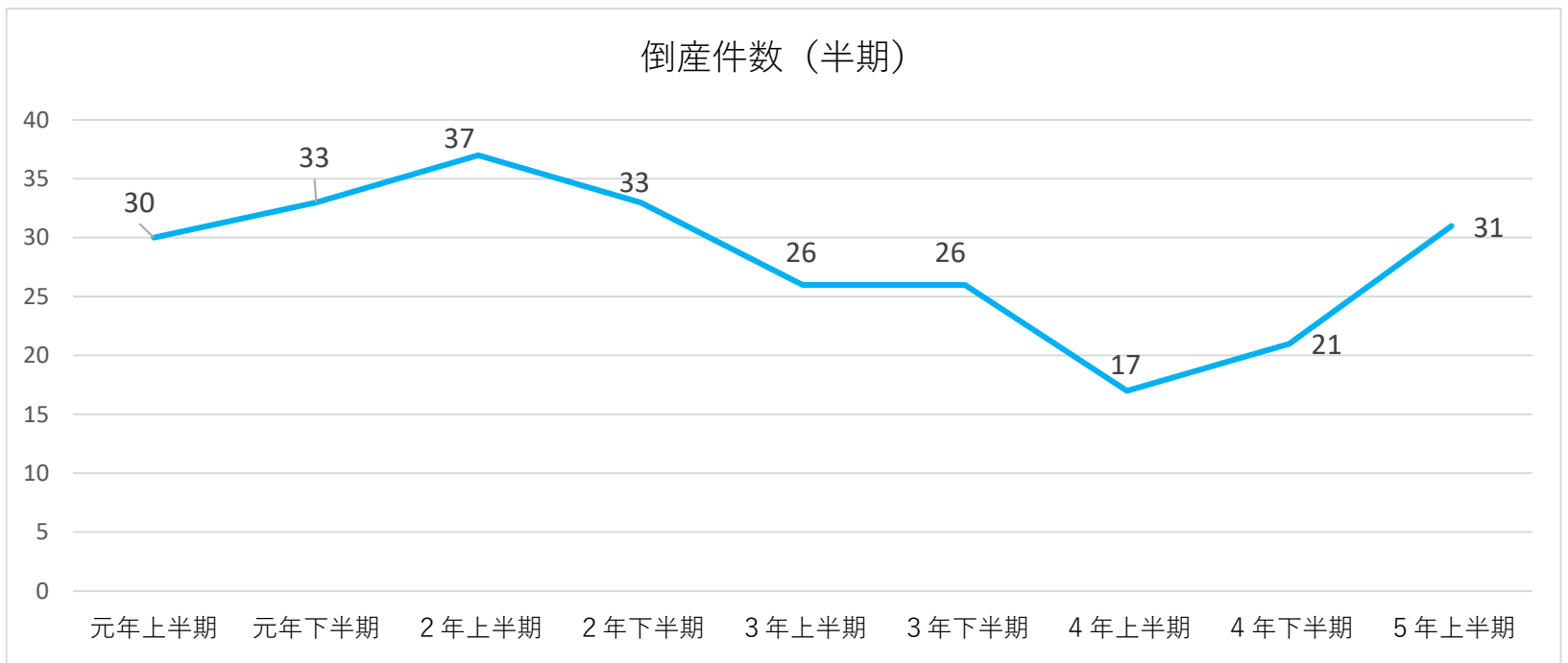
（参考）リーマンショック（平成20年9月）

H20年	10～12月	3.9	4.0	3.6
H21年	1～3月	4.6	4.8	3.7

1、完全失業率とは、「仕事についておらず、仕事があればすぐつくことができる者で、仕事を探す活動をしていた者」とされ、仕事を探す活動をしていない人は、完全失業者には含まれない。

2、資料出所：総務省「労働力調査」

倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移（山口県内）



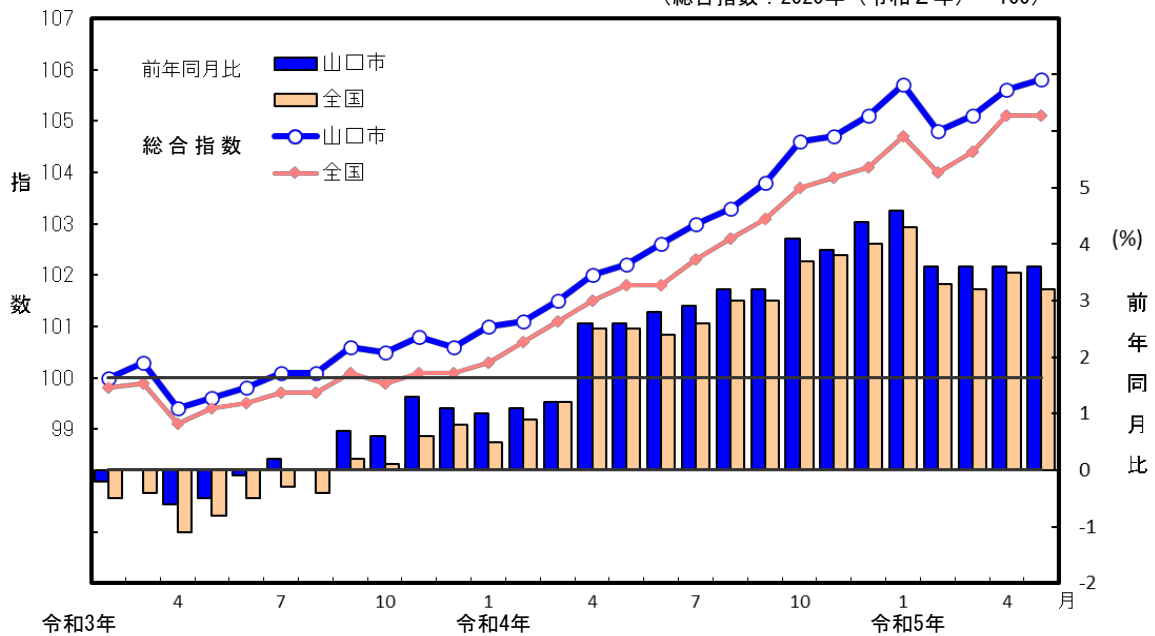
山口市消費者物価指数

令和5年5月

	山口市			全国		
	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比
総合指数	105.8	0.2%	3.6%	105.1	0.1%	3.2%
生鮮食品を除く総合	105.6	0.2%	3.5%	104.8	0.0%	3.2%
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	102.3	0.5%	2.9%	101.9	0.3%	2.6%

総合指数の推移

（総合指数：2020年（令和2年）=100）



（利用上の注意） この資料は総務省統計局による公表の内容とその詳細を収録したものである。

(白紙ページ)

【概況】 令和5年5月 山口市の消費者物価指数 (2020年(令和2年)=100)

- 総合指数は105.8
前月と比べると0.2%の上昇、前年同月と比べると3.6%の上昇となった。
- 生鮮食品を除く総合指数は105.6
前月と比べると0.2%の上昇、前年同月と比べると3.5%の上昇となった。

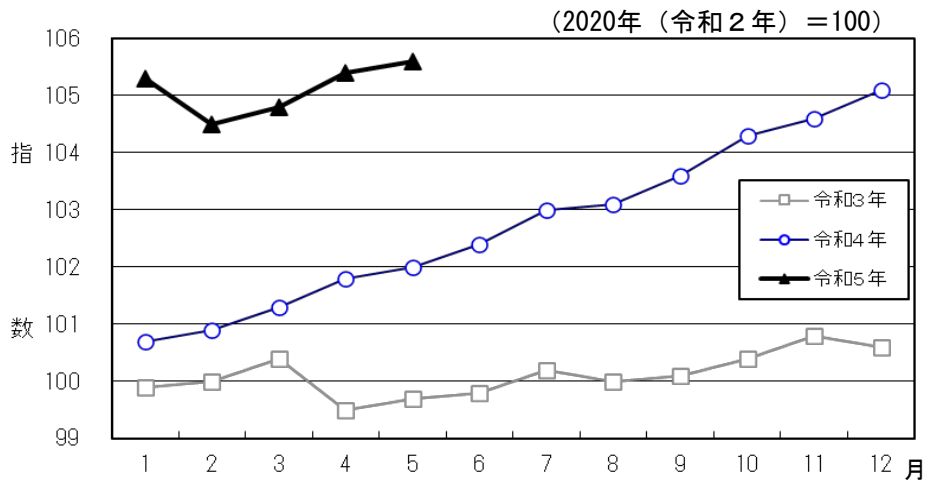
【10大費目別指数の動き】

費目	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
総合	0.2		3.6	
食料	1.1		8.9	乳卵類の値上がり
住居	0.0		1.5	
光熱・水道	-4.7	電気代の値下がり	-6.5	電気代の値下がり
家具・家事用品	2.2	家庭用耐久財の値上がり	13.6	家庭用耐久財の値上がり
被服及び履物	0.4		6.0	シャツ・セーター・下着類の値上がり
保健医療	0.3		1.9	
交通・通信	0.4		1.4	
教育	0.4		0.7	
教養娯楽	0.6		3.2	教養娯楽用耐久財の値上がり
諸雑費	0.1		1.0	
生鮮食品	1.3		4.4	生鮮果物の値上がり

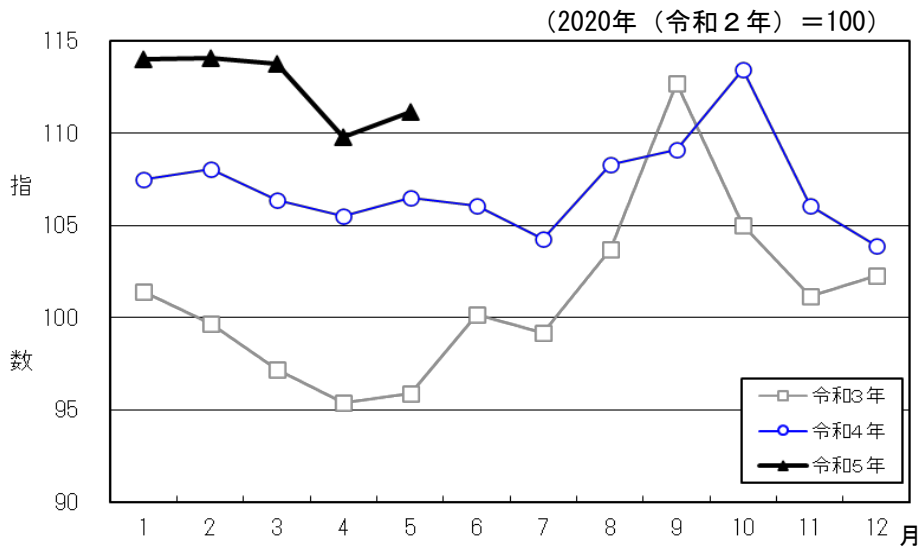
【総合指数に寄与した主な内訳】

	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
上昇	5.2	家庭用耐久財	18.9	家庭用耐久財
	3.4	乳卵類	21.1	乳卵類
下落	-8.1	電気代	-12.4	電気代
	-	-	-	-

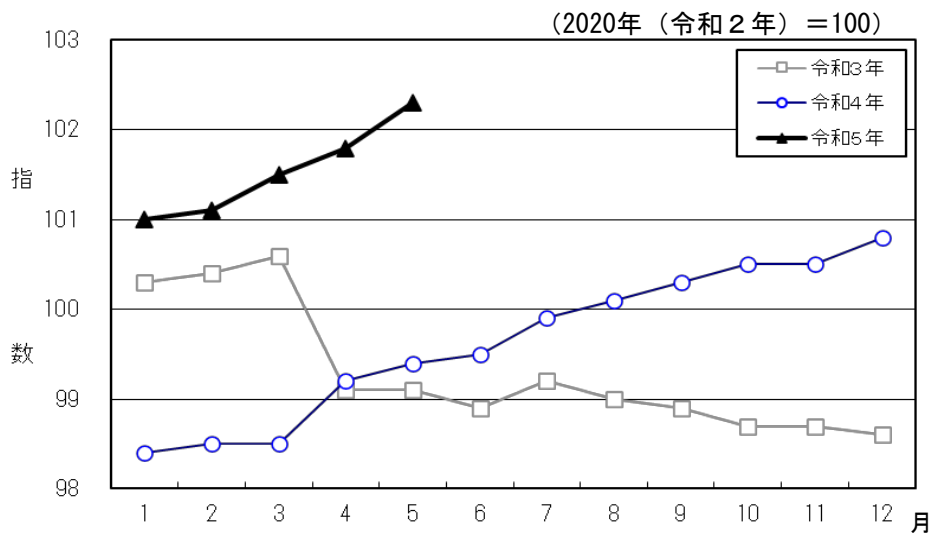
＜＜生鮮食品を除く総合＞＞の動き



＜＜生鮮食品＞＞の動き



＜＜食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合＞＞の動き



総 合 指 数 等 の 推 移

2020年（令和2年）=100

年平均	山口市				全 国				
	総合指数	前年比 (%)	生鮮食品を 除く総合指数	前年比 (%)	総合指数	前年比 (%)			
平成 25 年	94.0	0.0	94.8	0.0	94.9	0.4			
26	96.6	2.7	97.3	2.5	97.5	2.7			
27	97.3	0.7	97.7	0.5	98.2	0.8			
28	97.3	0.0	97.6	-0.2	98.1	-0.1			
29	97.8	0.5	98.2	0.6	98.6	0.5			
30	98.9	1.1	99.1	1.0	99.5	1.0			
令和 元	99.8	0.9	100.1	0.9	100.0	0.5			
2	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	0.0			
3	100.2	0.2	100.1	0.1	99.8	-0.2			
4	102.9	2.7	102.7	2.6	102.3	2.5			
年・月	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比 (%)
4年 5 月	102.2	0.2	2.6	102.0	0.2	2.3	101.8	0.3	2.5
6 月	102.6	0.4	2.8	102.4	0.4	2.6	101.8	0.0	2.4
7 月	103.0	0.5	2.9	103.0	0.5	2.8	102.3	0.5	2.6
8 月	103.3	0.3	3.2	103.1	0.1	3.1	102.7	0.4	3.0
9 月	103.8	0.5	3.2	103.6	0.5	3.5	103.1	0.4	3.0
10 月	104.6	0.8	4.1	104.3	0.7	3.9	103.7	0.6	3.7
11 月	104.7	0.0	3.9	104.6	0.3	3.8	103.9	0.2	3.8
12 月	105.1	0.4	4.4	105.1	0.5	4.5	104.1	0.2	4.0
5年 1 月	105.7	0.6	4.6	105.3	0.2	4.6	104.7	0.5	4.3
2 月	104.8	-0.8	3.6	104.5	-0.8	3.6	104.0	-0.6	3.3
3 月	105.1	0.3	3.6	104.8	0.3	3.4	104.4	0.4	3.2
4 月	105.6	0.5	3.6	105.4	0.6	3.6	105.1	0.6	3.5
5 月	105.8	0.2	3.6	105.6	0.2	3.5	105.1	0.1	3.2

山 口 市

		総 合	持家の帰 属家賃を 除く総合	食 料	生鮮食品	住 居		
指 数	令和	2年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		3年平均	100.2	100.2	100.7	101.1	101.0	
		4年平均	102.9	103.3	105.4	107.1	102.4	
	4年	5月	102.2	102.5	103.9	106.5	102.4	
		6月	102.6	103.0	104.8	106.1	102.7	
		7月	103.0	103.4	105.0	104.3	102.9	
		8月	103.3	103.8	105.8	108.3	102.9	
		9月	103.8	104.3	106.3	109.1	103.0	
		10月	104.6	105.2	108.9	113.5	102.9	
		11月	104.7	105.3	108.6	106.1	103.0	
		12月	105.1	105.7	108.7	103.9	103.6	
	5年	1月	105.7	106.4	110.4	114.0	103.7	
		2月	104.8	105.5	110.7	114.1	103.8	
		3月	105.1	105.8	111.2	113.8	103.7	
		4月	105.6	106.3	111.9	109.8	103.9	
	5月	105.8	106.6	113.1	111.2	103.9		
前 月 比 (%)	4年	5月	0.2	0.3	0.4	0.9	0.0	
		6月	0.4	0.4	0.9	-0.4	0.3	
		7月	0.5	0.5	0.2	-1.7	0.2	
		8月	0.3	0.3	0.8	3.9	0.0	
		9月	0.5	0.5	0.4	0.7	0.1	
		10月	0.8	0.9	2.5	4.0	-0.1	
		11月	0.0	0.1	-0.3	-6.5	0.1	
		12月	0.4	0.4	0.1	-2.1	0.6	
	5年	1月	0.6	0.6	1.6	9.7	0.1	
		2月	-0.8	-0.9	0.3	0.1	0.1	
		3月	0.3	0.3	0.4	-0.2	-0.1	
		4月	0.5	0.5	0.7	-3.6	0.1	
		5月	0.2	0.2	1.1	1.3	0.0	
	前 年 同 月 比 (%)	令和	2年平均	0.2	0.3	2.6	7.2	1.0
			3年平均	0.2	0.2	0.7	1.1	1.0
		4年平均	2.7	3.1	4.7	5.9	1.4	
4年		5月	2.6	3.0	4.5	11.1	1.3	
		6月	2.8	3.2	4.2	6.0	1.5	
		7月	2.9	3.3	4.8	5.1	1.8	
		8月	3.2	3.6	4.9	4.5	1.8	
		9月	3.2	3.6	3.8	-3.2	2.0	
		10月	4.1	4.6	6.8	8.1	1.8	
		11月	3.9	4.3	6.1	4.9	1.9	
		12月	4.4	5.0	6.2	1.6	2.3	
5年		1月	4.6	5.2	6.7	6.1	2.5	
		2月	3.6	4.1	7.7	5.5	2.6	
		3月	3.6	4.0	7.6	7.0	2.5	
		4月	3.6	4.0	8.2	4.0	1.5	
	5月	3.6	3.9	8.9	4.4	1.5		

10 大 費 目 指 数

2020年（令和2年）=100

光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
101.1	104.5	99.9	101.1	96.8	99.5	101.0	100.6
115.2	110.6	102.0	101.0	95.7	99.9	102.2	101.8
112.5	110.5	101.4	100.7	95.1	100.0	102.6	101.6
113.0	112.4	101.2	100.7	95.4	100.0	102.0	101.7
114.4	112.6	99.8	100.9	96.7	100.0	102.3	102.0
116.0	111.6	99.9	101.0	96.1	100.0	103.5	102.2
118.4	113.5	105.0	100.7	95.9	100.0	103.6	101.7
120.5	113.7	106.4	101.5	95.9	100.0	102.3	102.0
122.4	114.2	106.4	101.5	96.1	100.0	101.5	102.1
124.0	116.3	106.7	101.5	96.2	100.0	102.0	102.1
124.9	115.7	104.9	101.7	96.4	100.0	103.1	102.0
110.9	117.3	105.3	101.8	96.4	100.0	102.7	102.3
110.0	123.0	104.6	101.8	96.0	99.5	104.0	102.5
110.4	122.8	107.0	102.3	96.0	100.2	105.3	102.4
105.2	125.5	107.5	102.6	96.4	100.7	105.9	102.6
0.3	1.5	0.7	0.1	-0.2	0.0	0.4	0.1
0.4	1.7	-0.2	0.1	0.3	0.0	-0.6	0.2
1.2	0.2	-1.4	0.2	1.4	0.0	0.3	0.3
1.4	-0.9	0.1	0.1	-0.7	0.0	1.2	0.2
2.1	1.7	5.1	-0.2	-0.2	0.0	0.0	-0.5
1.8	0.2	1.4	0.8	0.0	0.0	-1.3	0.3
1.5	0.4	0.0	0.0	0.2	0.0	-0.7	0.0
1.4	1.8	0.3	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1
0.7	-0.5	-1.7	0.2	0.3	0.0	1.1	-0.1
-11.2	1.4	0.4	0.1	-0.1	0.0	-0.3	0.2
-0.8	4.8	-0.7	0.0	-0.4	-0.5	1.3	0.2
0.3	-0.1	2.3	0.5	0.0	0.8	1.2	0.0
-4.7	2.2	0.4	0.3	0.4	0.4	0.6	0.1
-2.2	0.5	-0.3	0.0	-0.5	-7.9	-0.1	-2.7
1.1	4.5	-0.1	1.1	-3.2	-0.5	1.0	0.6
14.0	5.8	2.1	-0.1	-1.1	0.4	1.2	1.2
12.5	5.2	1.2	-0.7	-0.3	0.4	1.4	1.1
12.0	7.8	1.0	-0.8	-0.1	0.4	1.7	1.4
12.5	7.6	-0.4	-0.4	0.1	0.4	0.7	1.5
13.7	7.5	0.5	-0.5	0.3	2.3	1.4	1.3
15.0	8.8	3.8	-0.5	0.1	0.4	2.6	1.3
15.9	8.8	5.1	0.4	0.6	0.4	0.9	0.9
16.3	8.1	4.8	0.2	0.7	0.4	0.4	1.0
16.8	11.0	6.2	0.3	1.8	0.4	0.9	0.8
16.0	11.0	6.2	0.5	1.7	0.4	1.9	0.9
0.9	12.9	6.5	0.7	1.2	0.4	0.8	0.8
-1.7	17.3	5.9	0.8	0.5	-0.2	2.5	0.8
-1.6	12.9	6.2	1.7	0.8	0.2	3.0	1.0
-6.5	13.6	6.0	1.9	1.4	0.7	3.2	1.0

山口市

費目	万円	令和5年	令和5年5月		
		4月	指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
総合	10,000	105.6	105.8	0.2	3.6
食料	2,538	111.9	113.1	1.1	8.9
穀類	196	106.6	106.6	-0.1	5.3
魚介類	189	114.0	114.4	0.4	9.2
生鮮魚介	112	109.7	107.9	-1.6	0.8
肉類	282	107.7	110.4	2.5	8.0
乳卵類	124	119.8	123.9	3.4	21.1
野菜・海藻	240	112.7	115.9	2.9	7.2
生鮮野菜	157	108.8	113.7	4.5	5.2
果物	92	109.7	109.2	-0.5	7.3
生鮮果物	86	111.6	111.0	-0.5	7.9
油脂・調味料	122	117.8	119.6	1.5	11.9
菓子類	251	115.6	115.3	-0.2	12.5
調理食品	338	113.3	114.8	1.3	7.0
飲料	162	110.6	111.4	0.7	10.6
酒類	120	109.1	109.4	0.3	9.0
外食	420	110.5	110.7	0.2	6.8
住居	1,748	103.9	103.9	0.0	1.5
家賃	1,387	100.0	100.0	0.0	0.4
設備修繕・維持	361	118.9	119.1	0.1	5.3
光熱・水道	702	110.4	105.2	-4.7	-6.5
電気代	380	112.5	103.4	-8.1	-12.4
ガス代	122	113.6	112.7	-0.8	2.8
他の光熱	26	134.1	131.8	-1.7	0.6
上下水道料	174	100.0	100.0	0.0	0.0
家具・家事用品	383	122.8	125.5	2.2	13.6
家庭用耐久財	121	131.8	138.7	5.2	18.9
室内装備品	20	123.1	123.1	0.0	16.5
寝具類	22	128.0	128.1	0.1	9.2
家事雑貨	77	119.9	120.3	0.3	10.4
家事用消耗品	109	118.4	120.0	1.3	13.8
家事サービス	33	107.8	107.8	0.0	1.1
被服及び履物	373	107.0	107.5	0.4	6.0
衣料	155	102.7	102.7	0.0	1.3
和服	13	98.8	98.8	0.0	0.0
洋服	141	103.1	103.1	0.0	1.4
シャツ・セーター・下着類	116	114.4	114.2	-0.2	11.1
シャツ・セーター類	83	118.1	117.7	-0.3	14.7
下着類	33	105.1	105.4	0.3	2.3
履物類	51	104.5	108.5	3.8	9.4

中分類指数

2020年（令和2年）=100

費目	ウエト	令和5年	令和5年5月		
		4月	指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
他の被服	36	102.3	102.3	0.0	4.9
被服関連サービス	16	113.1	113.1	0.0	5.3
保健医療	475	102.3	102.6	0.3	1.9
医薬品・健康保持用摂取品	119	101.7	102.6	0.9	1.0
保健医療用品・器具	98	113.5	113.7	0.2	6.8
保健医療サービス	258	98.3	98.3	0.0	0.3
交通・通信	1,901	96.0	96.4	0.4	1.4
交通	110	100.4	100.8	0.4	0.3
自動車等関係費	1,346	104.2	104.7	0.5	0.1
通信	446	70.2	70.0	-0.3	7.8
教育	249	100.2	100.7	0.4	0.7
授業料等	149	99.1	99.9	0.7	1.0
教科書・学習参考教材	11	105.3	105.3	0.0	0.9
補習教育	88	101.4	101.4	0.0	0.0
教養娯楽	916	105.3	105.9	0.6	3.2
教養娯楽用耐久財	89	105.0	105.5	0.4	5.1
教養娯楽用品	228	105.9	106.7	0.7	3.7
書籍・他の印刷物	101	104.5	105.5	1.0	2.2
教養娯楽サービス	498	105.2	105.8	0.5	2.8
諸雑費	715	102.4	102.6	0.1	1.0
理美容サービス	113	101.6	101.6	0.0	1.7
理美容用品	189	100.0	100.0	0.0	0.8
身の回り用品	57	106.0	107.7	1.7	4.0
たばこ	42	114.2	114.2	0.0	0.6
他の諸雑費	314	102.0	102.0	0.0	0.4
生鮮食品（注1）	354	109.8	111.2	1.3	4.4
生鮮食品を除く総合	9,646	105.4	105.6	0.2	3.5
持家の帰属家賃を除く総合	8,856	106.3	106.6	0.2	3.9
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	8,501	106.2	106.4	0.2	3.9
エネルギー（注2）	802	118.0	113.1	-4.2	-5.6
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	6,781	101.8	102.3	0.5	2.9
教養娯楽関係費	940	105.1	105.8	0.7	3.2
情報通信関係費	522	72.1	72.0	0.0	1.0

（注1）生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

（注2）電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン

山口労働局における最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上の推進施策の実施状況

- 令和5年度山口労働局行政運営方針
第3 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
 - (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援
最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。
(以下、省略)

- 業務改善助成金の概要について（別紙参照）

【山口労働局における業務改善助成金の申請状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	0	0	0	0	1	0	2	2	2	0	0	0	7
令和3年度	0	1	1	4	12	38	2	6	9	5	0	2	80
令和4年度	0	4	2	6	6	30	31	4	8	13	10	12	126
令和5年度	0	7	8	集計中									15

(山口労働局調べ)



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

令和5年4月6日

厚生労働省労働基準局賃金課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

- 毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。
- 平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度（2022年度）以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。
- これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

目安に関する
小委員会
※議事は非公開、議事録は3者が揃った場面のみに追って公開

中央最低賃金
審議会
※本審は議事・議事録ともに公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。
※ 昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした（目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない）。
※ 目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の
在り方に関する
全員協議会
※議事は非公開、議事録は追って公開

目安制度の在り方について調査審議すること。
※ 昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承）のポイント

※赤字が一般の主な見直し内容

1. 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方	
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配意の在り方	目安審議においては、時々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。
2. 地方最低賃金審議会における審議に関する事項	
(1)目安の位置付け	目安は、地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地賃の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り方（ランク区分の見直しを含む）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 ○ 47都道府県の総合指数（※）の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4から3に見直す。 <p>※ 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、 ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。
3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料	
技術的な見直しを行った。	
4. 今後の見直しについて	
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目的に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。	

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度～	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、奈良、和歌山、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考) 平成29年度～令和4年度	(適用労働者数の比率※)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島 (11府県)	20.4%
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡 (14道府県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

※ 平成28年経済センサス活動調査等に基づき算出

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断DIを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断DIは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている(「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている)。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとは言いがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

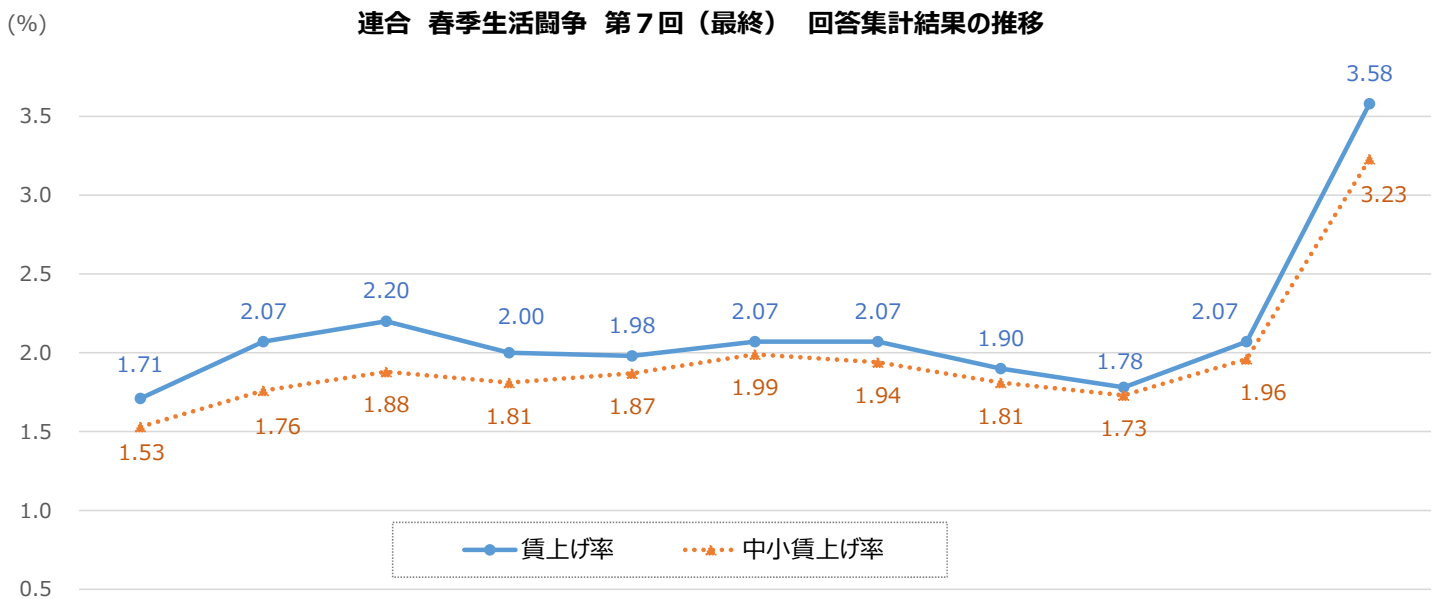
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

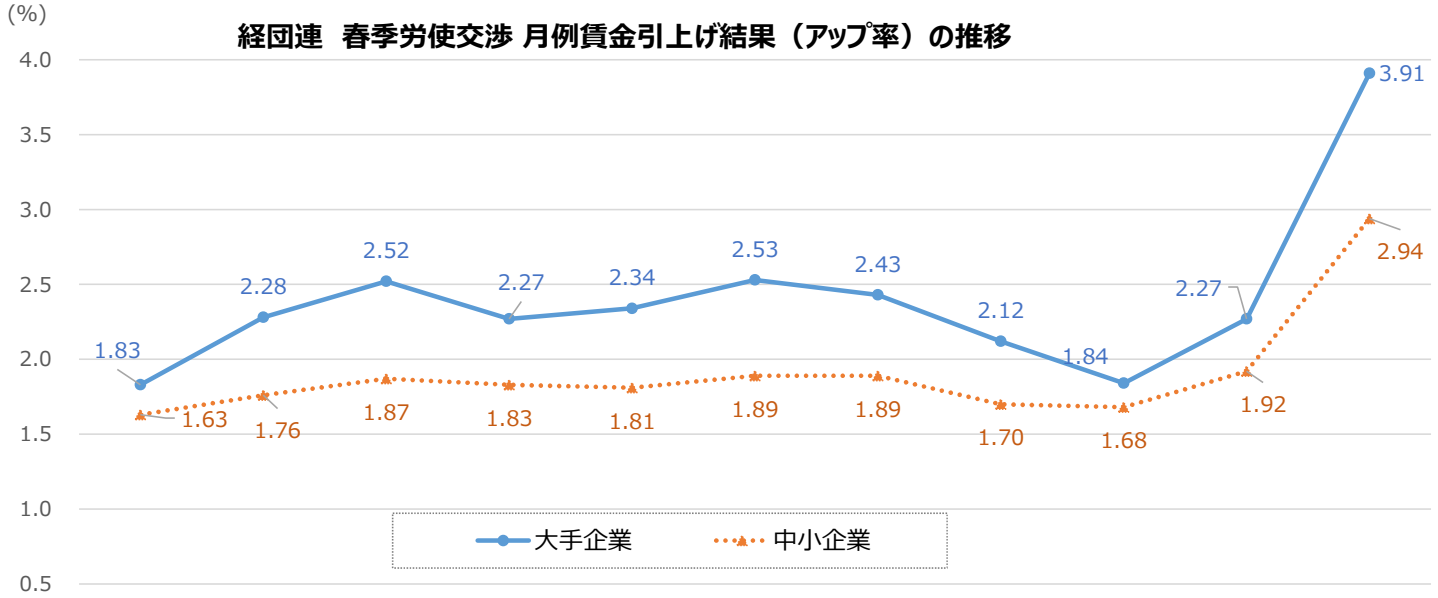
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



	2013.7.3	2014.7.3	2015.7.2	2016.7.5	2017.7.5	2018.7.6	2019.7.5	2020.7.6	2021.7.5	2022.7.5	2023.7.5
賃上げ率	1.71	2.07	2.20	2.00	1.98	2.07	2.07	1.90	1.78	2.07	3.58
中小賃上げ率	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
大手企業	1.83	2.28	2.52	2.27	2.34	2.53	2.43	2.12	1.84	2.27	3.91
中小企業	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.70	1.68	1.92	2.94

（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
 （注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

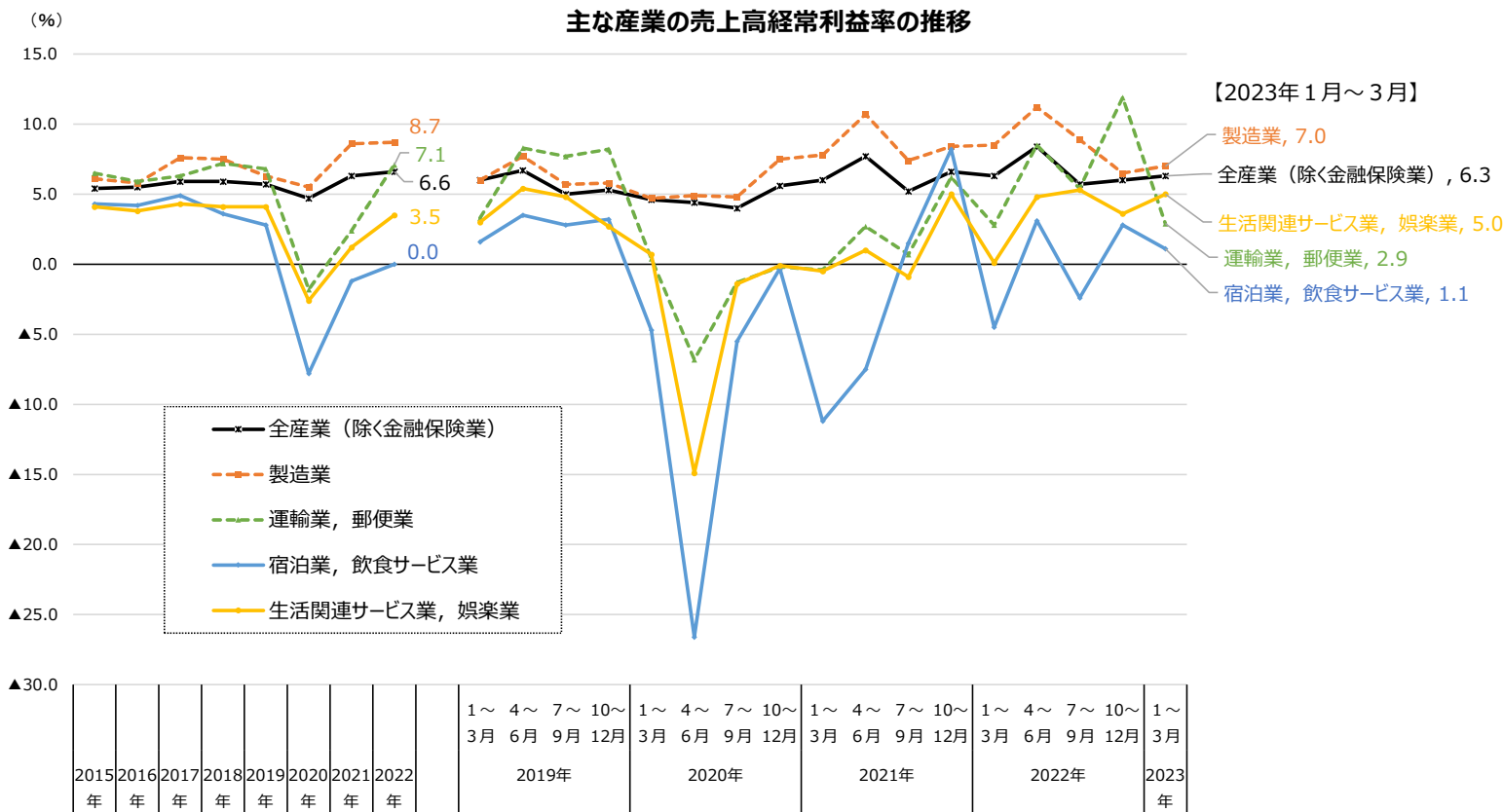
第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率						
	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月	R 4年 6月	R 5年 6月	R 4年	R 5年 6月					
女 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男 計	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女 計	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したものの。

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

(参考)売上高経常利益率の推移(詳細)

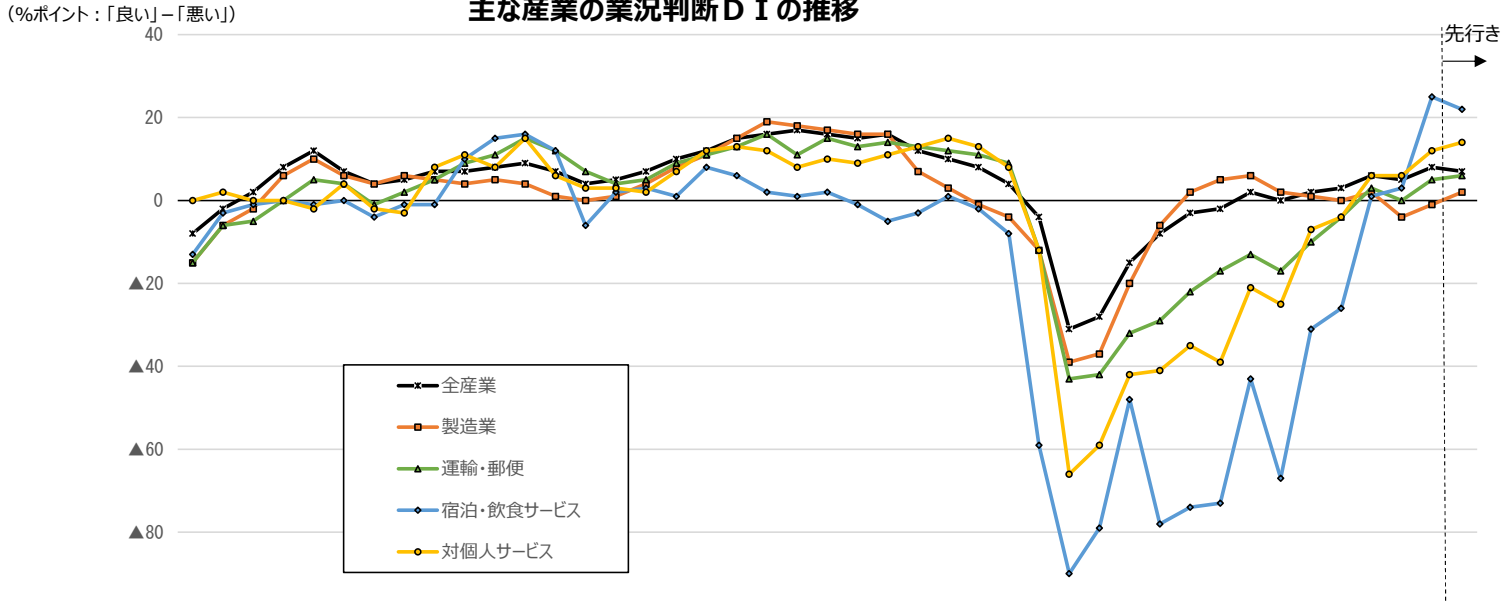
(単位: %)	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				
							1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月				
全産業（除く金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

(資料出所) 財務省「法人企業統計」より作成。
 (注) 1. 資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
 2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



	2013年				2014年				2015年				2016年				2017年				2018年				2019年				2020年				2021年				2022年				2023年		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月					
全産業	▲8	▲2	2	8	12	7	4	5	7	7	8	9	7	4	5	7	10	12	15	16	17	16	15	16	12	10	8	4	▲4	▲31	▲28	▲15	▲8	▲3	▲2	2	0	2	3	6	5	8	7
製造業	▲15	▲6	▲2	6	10	6	4	6	5	4	5	4	1	0	1	4	8	11	15	19	18	17	16	16	7	3	▲1	▲4	▲12	▲39	▲37	▲20	▲6	2	5	6	2	1	0	2	▲4	▲1	2
運輸・郵便	▲15	▲6	▲5	0	5	4	▲1	2	5	9	11	15	12	7	4	5	9	11	13	16	11	15	13	14	13	12	11	9	▲12	▲43	▲42	▲32	▲29	▲22	▲17	▲13	▲17	▲10	▲4	3	0	5	6
宿泊・飲食サービス	▲13	▲3	▲1	0	▲1	0	▲4	▲1	▲1	10	15	16	12	▲6	2	3	1	8	6	2	1	2	▲1	▲5	▲3	1	▲2	▲8	▲59	▲90	▲79	▲48	▲78	▲74	▲73	▲43	▲67	▲31	▲26	1	3	25	22
対個人サービス	0	2	0	0	▲2	4	▲2	▲3	8	11	8	15	6	3	3	2	7	12	13	12	8	10	9	11	13	15	13	8	▲12	▲66	▲59	▲42	▲41	▲35	▲39	▲21	▲25	▲7	▲4	6	6	12	14

(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
 2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）の状況」の数値。
 3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」 - 「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

- 製造業：資本金3億円以下又は従業員300人以下
- 建設業：資本金1億円以下又は従業員100人以下
- 卸売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下
- サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下
- 小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

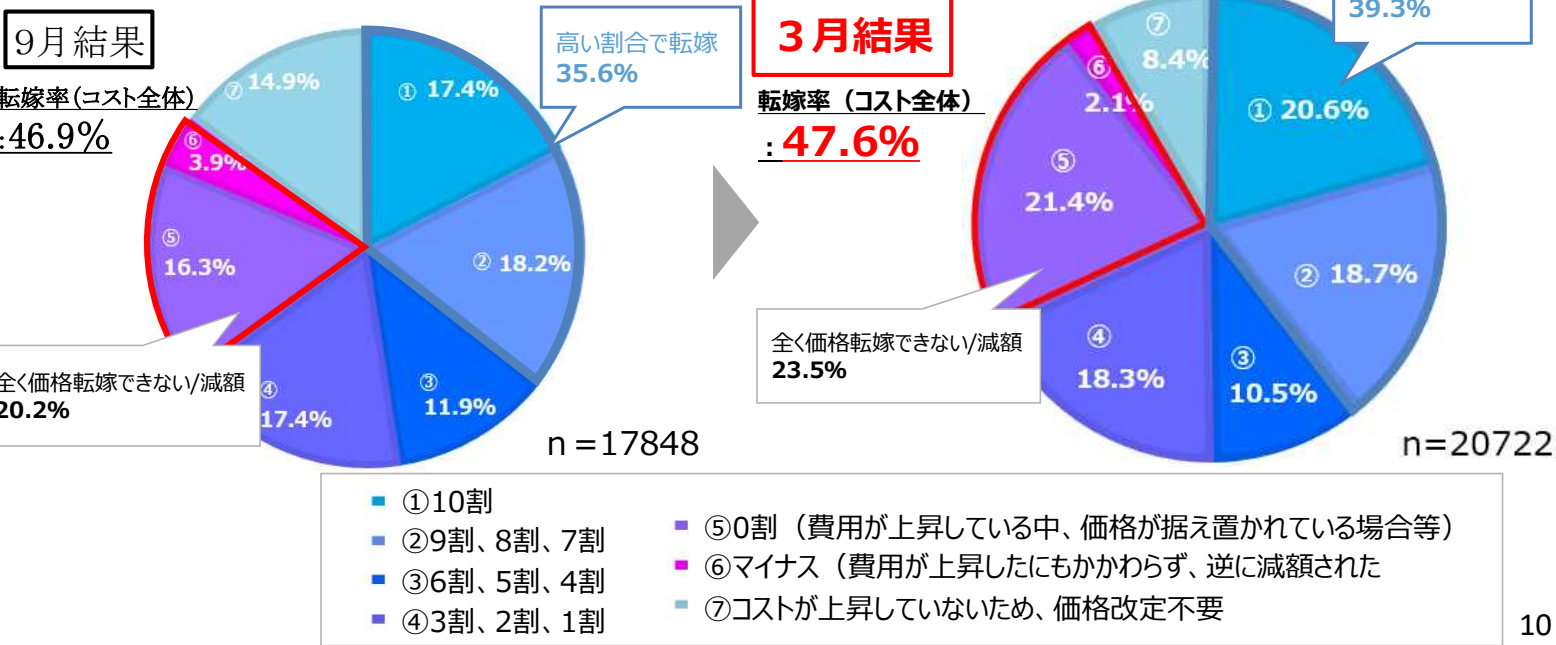
2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回(9月:46.9%)に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合(10割、9割~7割)**を価格転嫁できた回答(①・②)が**増加**(35.6%→39.3%)し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない(⑤) + 減額された(⑥)**」割合も**増加**(20.2%→23.5%)しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定(値上げ)不要**」の割合(⑦)は**減少**(14.9%→8.4%)しており、コスト上昇の影響は拡大。

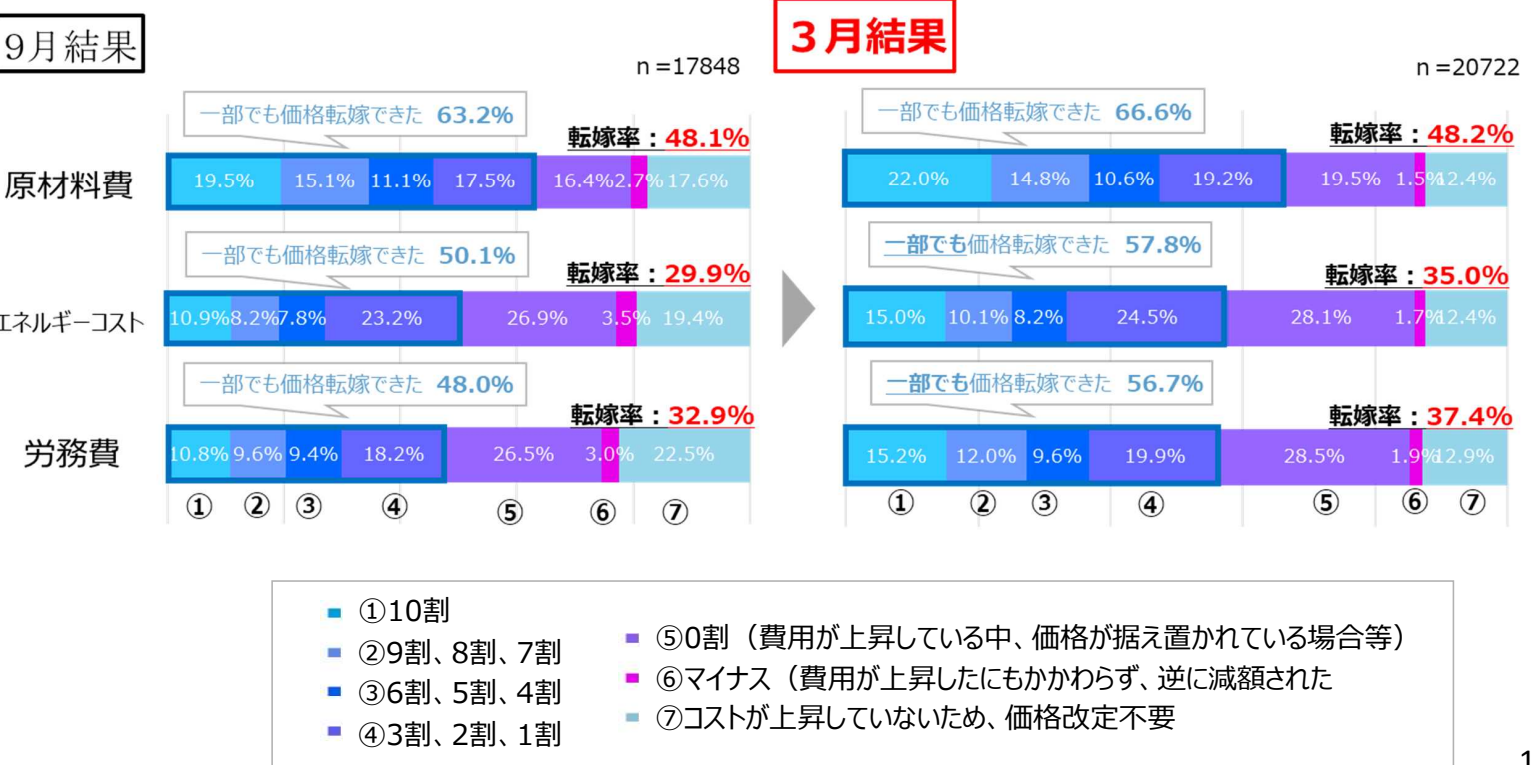
問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。



価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

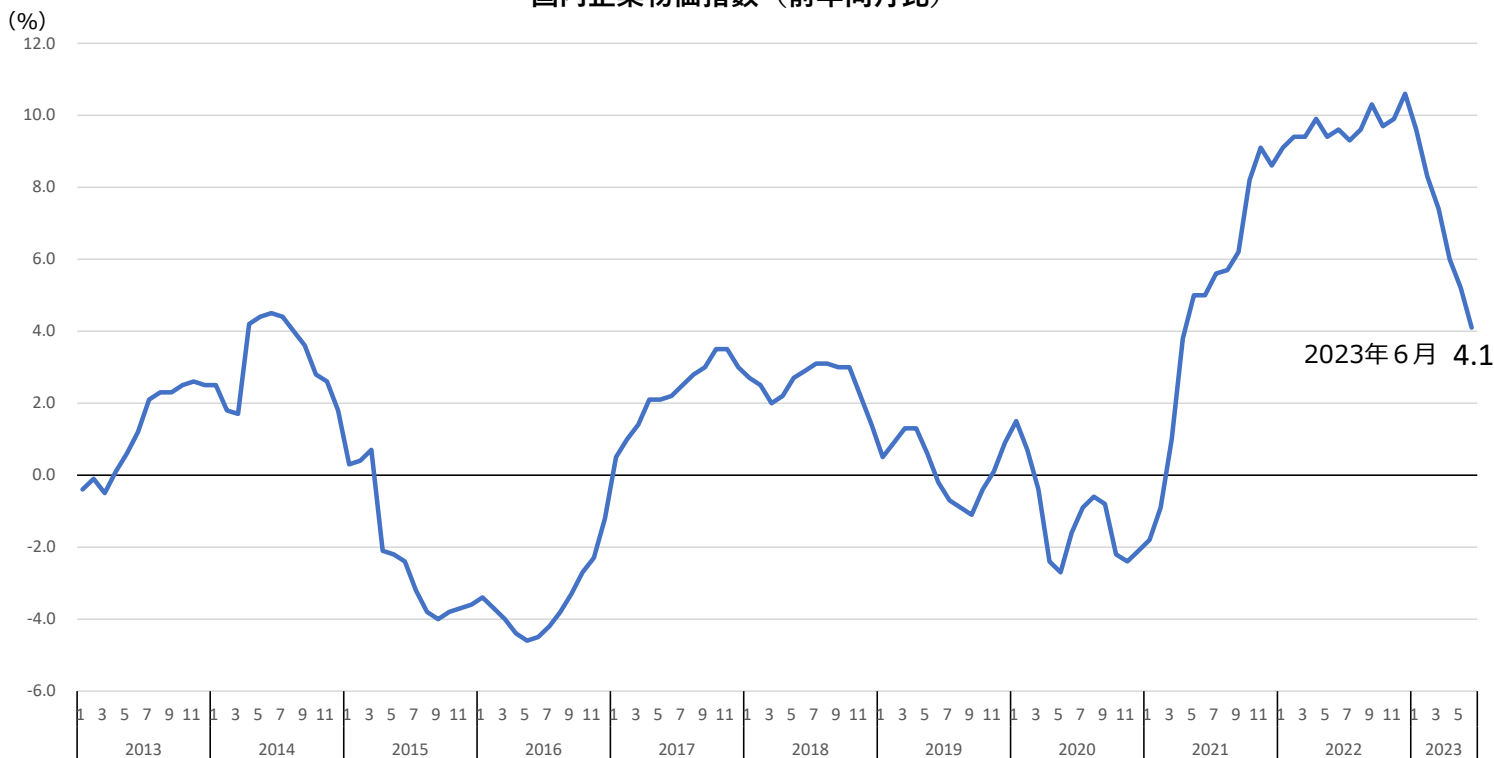
- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加(+約8ポイント)。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが(63.2%→66.6%)、「転嫁0割」も増加し(16.4%→19.5%)、**全体としては横ばい**。



国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

- 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※ 「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

資料出所 総務省「消費者物価指数」

（注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。

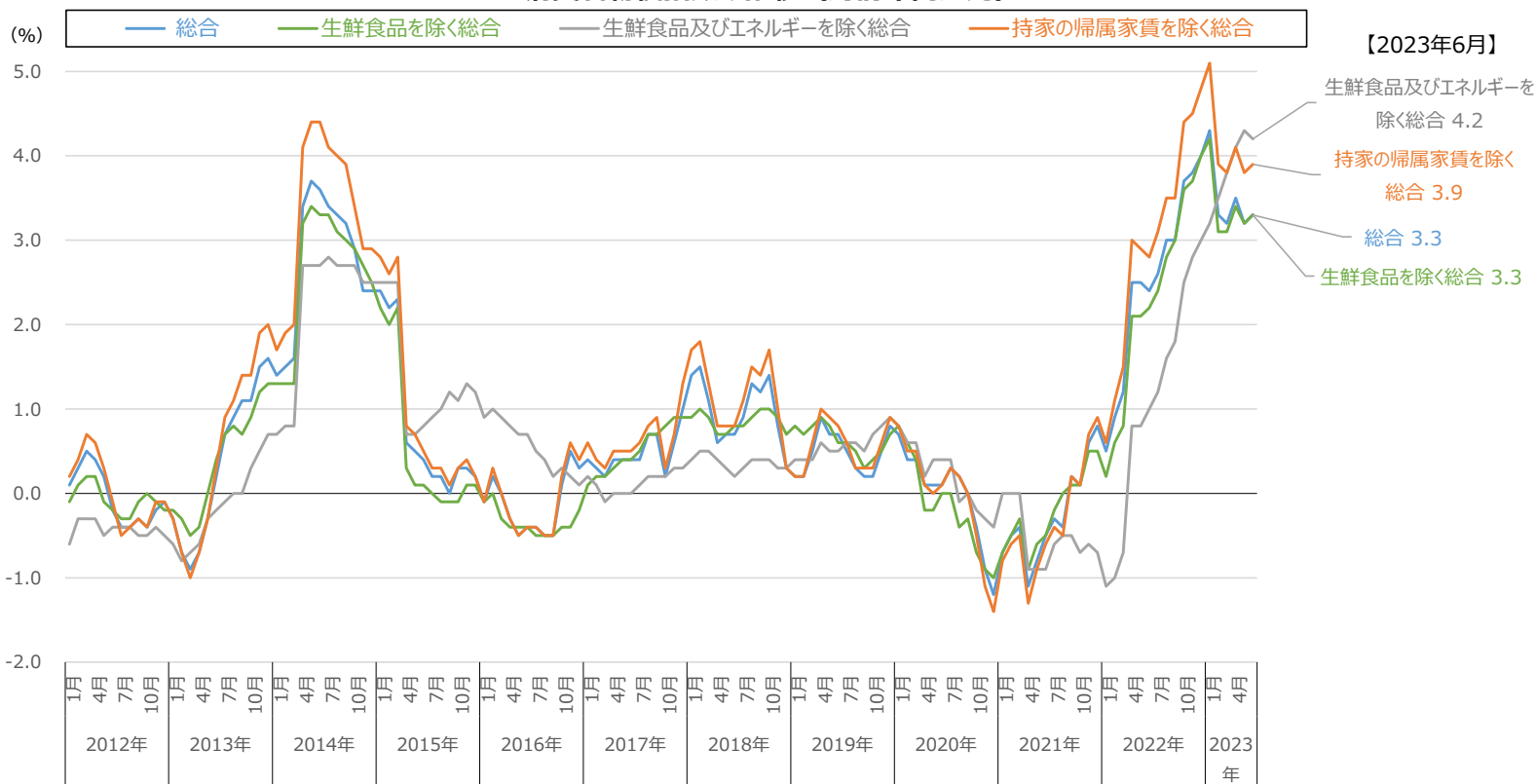
4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

15

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



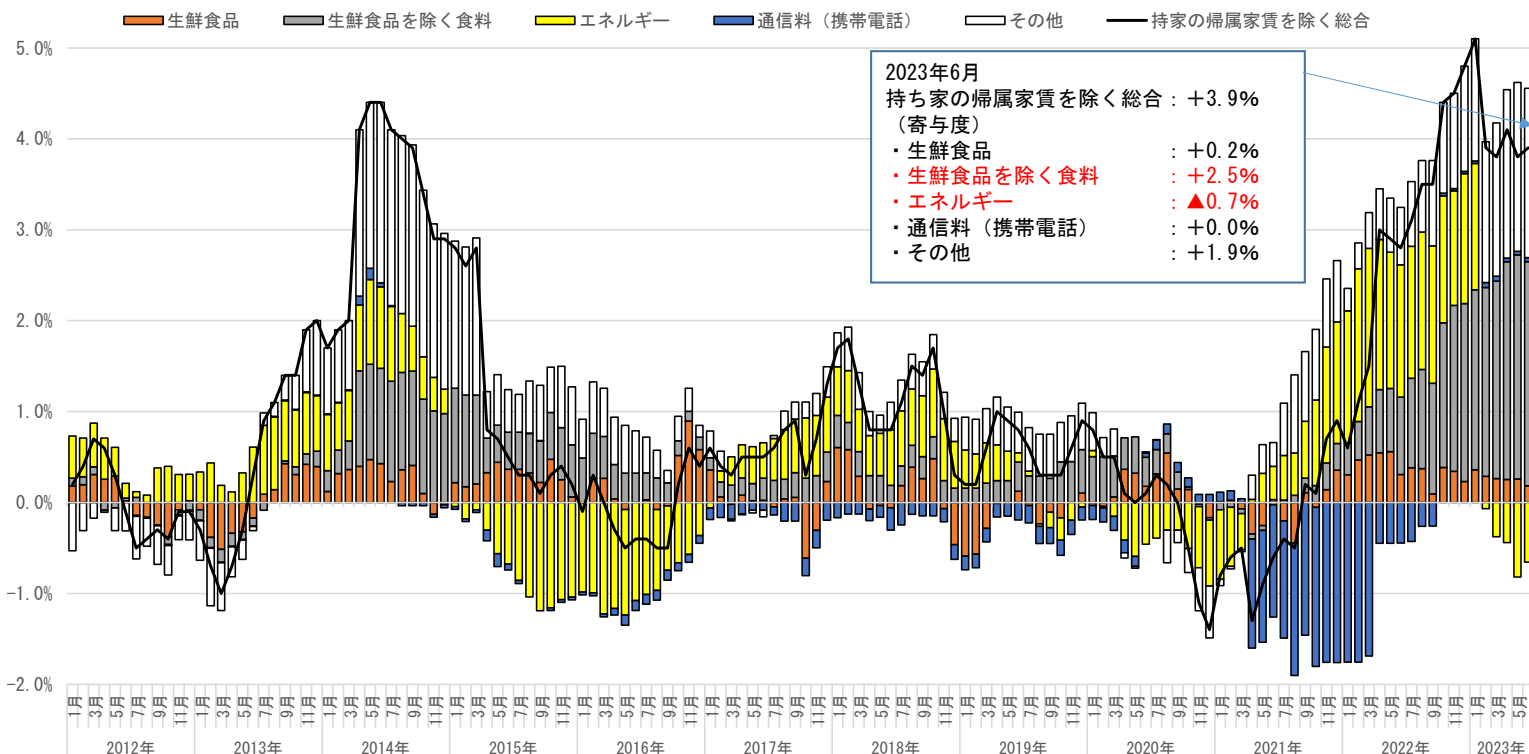
(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移

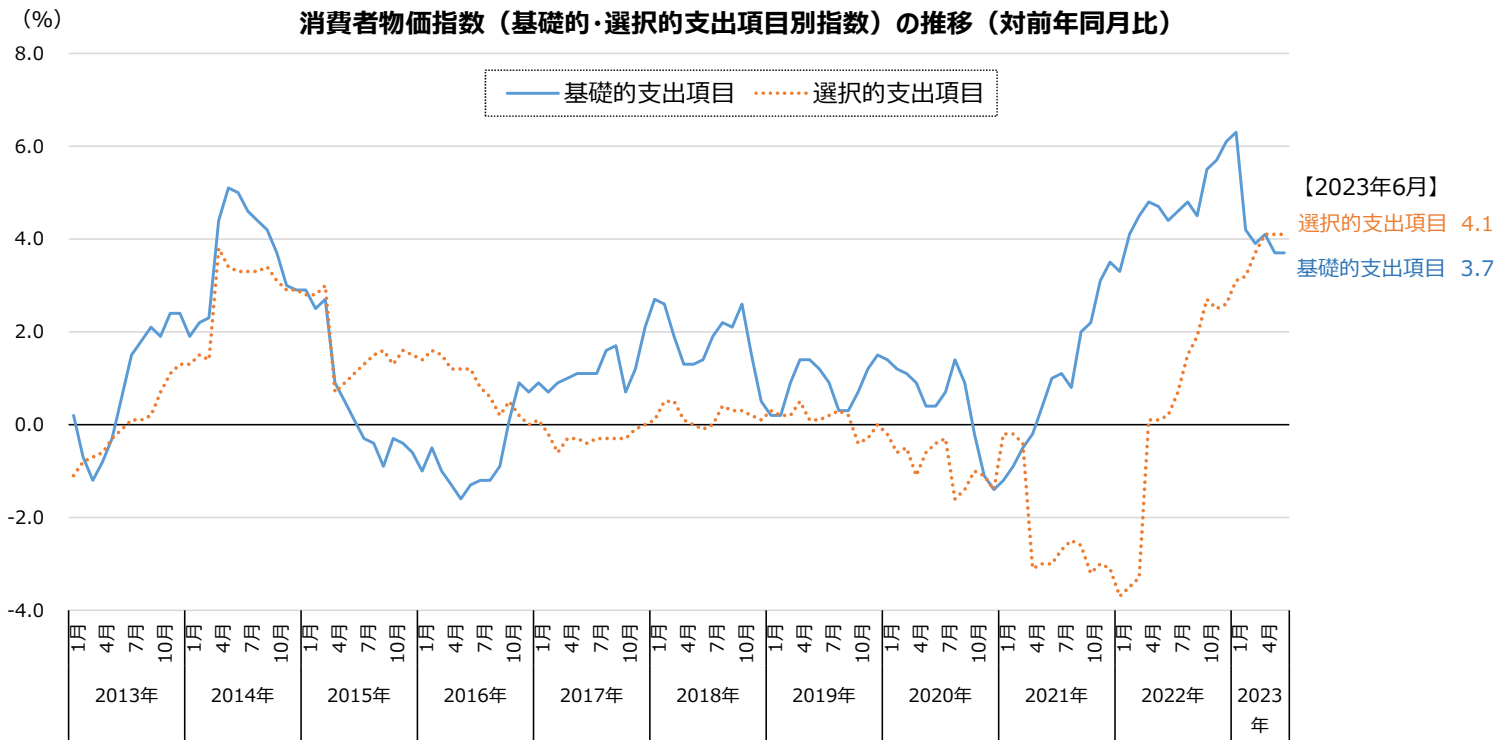


(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数) /前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。
 2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。
 3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

- （注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品的なもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。

値引き単価

<電気>

低圧：7円/kWh（9月3.5円/kWh）
 高圧：3.5円/kWh（9月1.8円/kWh）

<都市ガス>

30円/m³（9月15円/m³）
 ※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

実施スキーム



・補助を原資に料金を値引き
 ・検針票・請求書等に値引きを反映

標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料(一部改変)

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh/月）における電気料金は、**ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下**となった。

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	-	16,491円 41円/kWh (+48%)	-	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	-	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	-	▲612円 15,879円 (+42%)	-	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	-	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	-	▲936円	-	▲1,216円	▲864円	-	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。

※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。

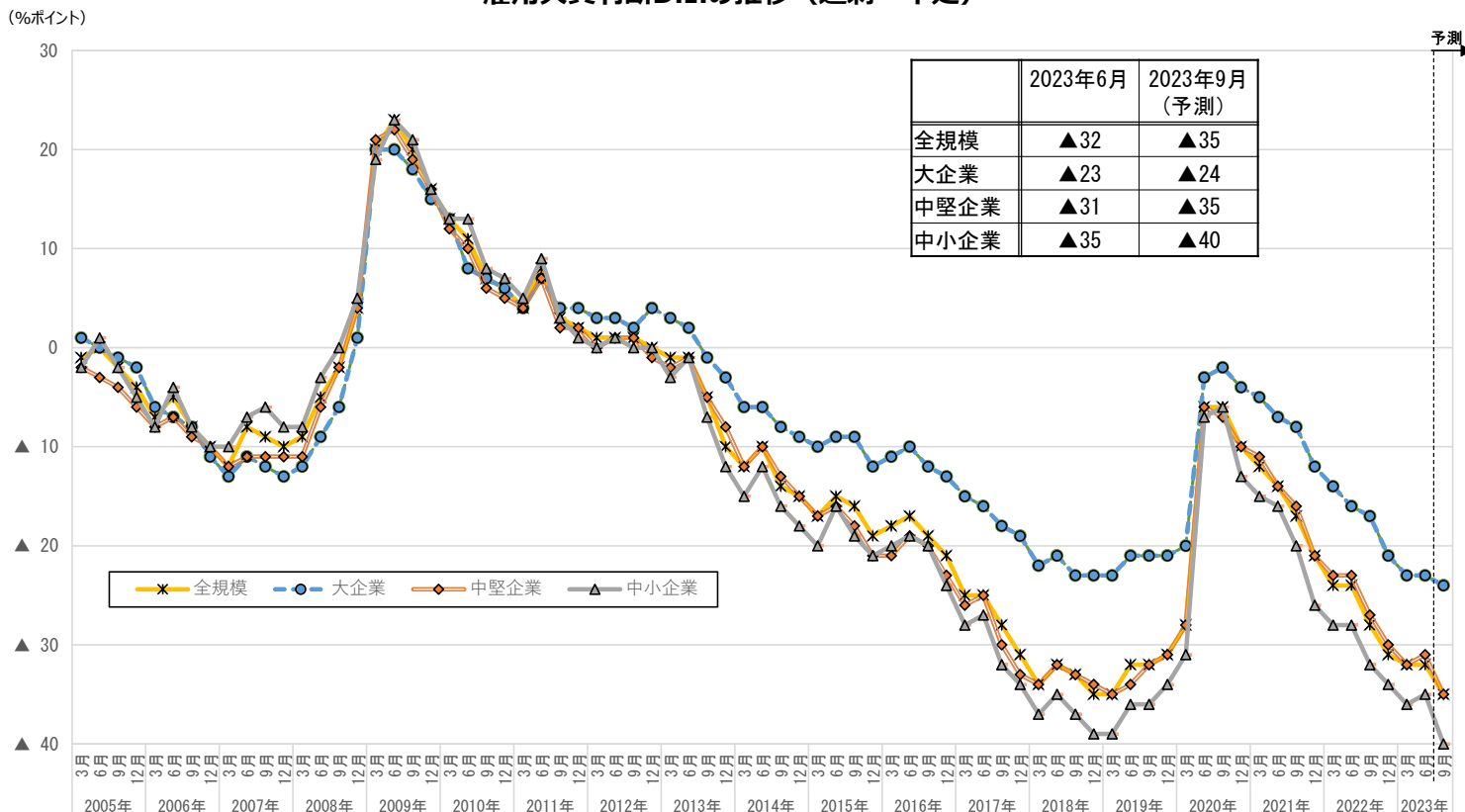
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

20

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移(過剰-不足)



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 1. 全産業の数値。

2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

21

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	令和5年					
												1月	2月	3月	4月	5月	6月
												全国	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6
Aランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	
Bランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	
Cランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	

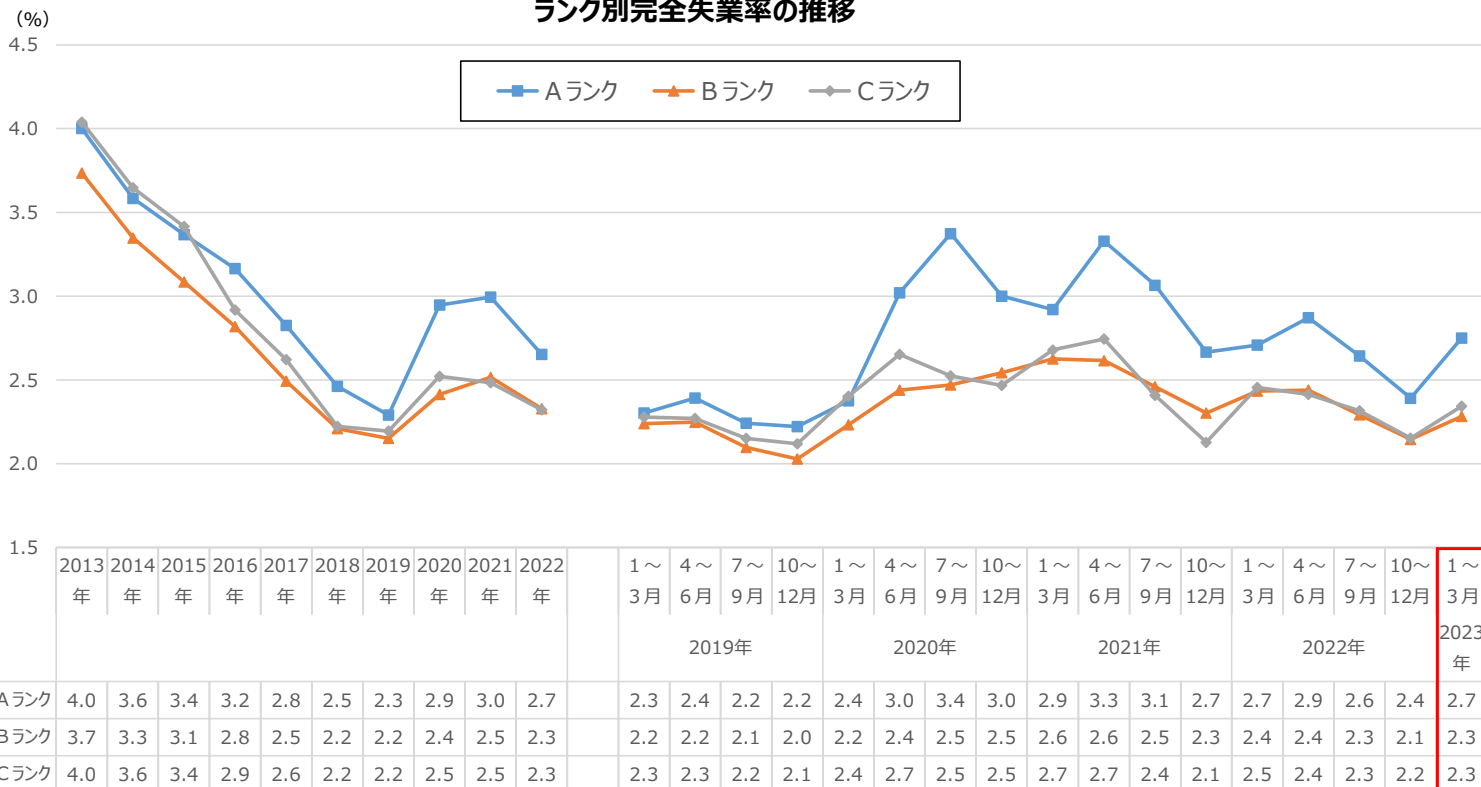
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



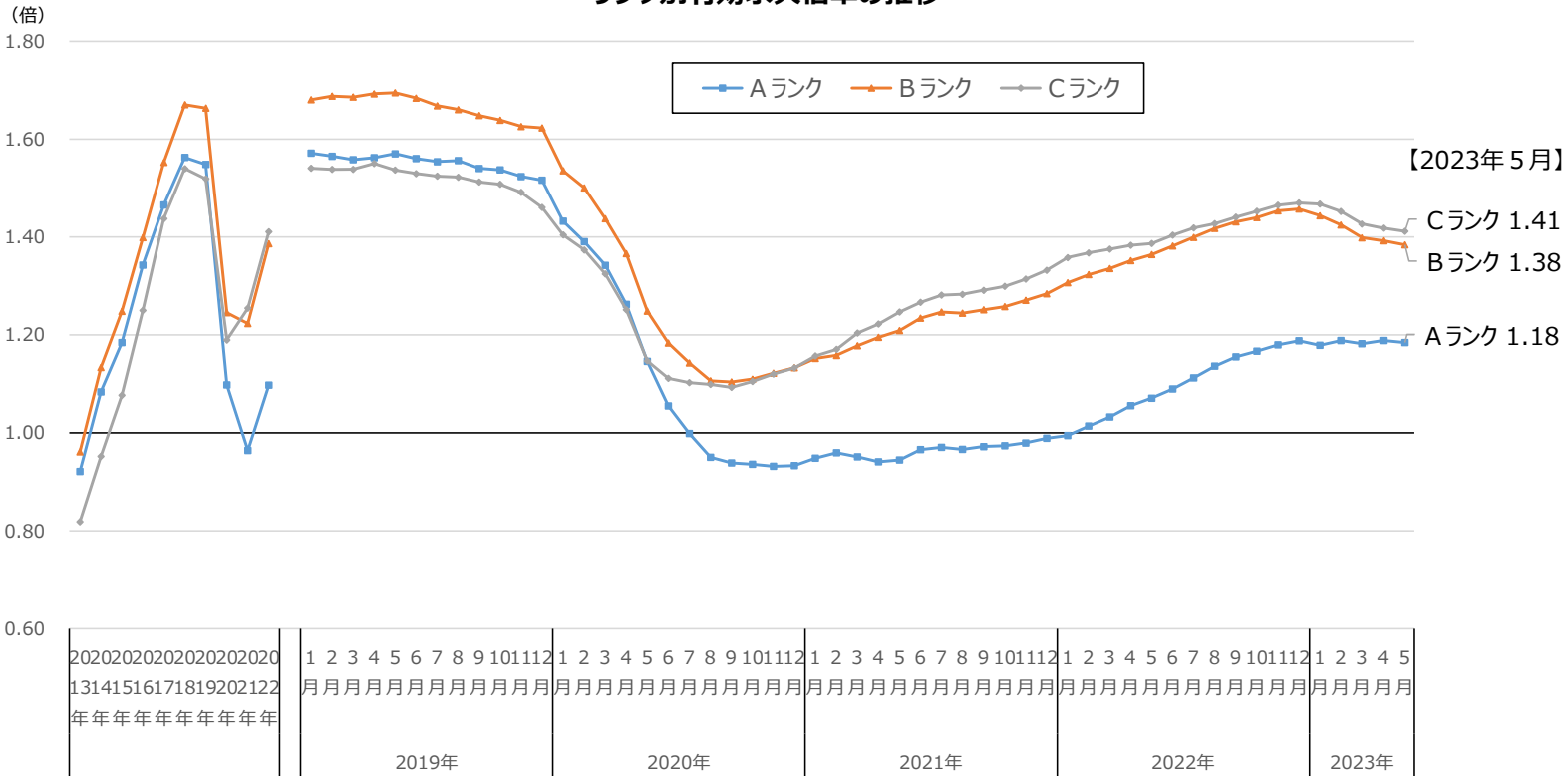
(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

- (注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
- 2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
- 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
 ○ Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移

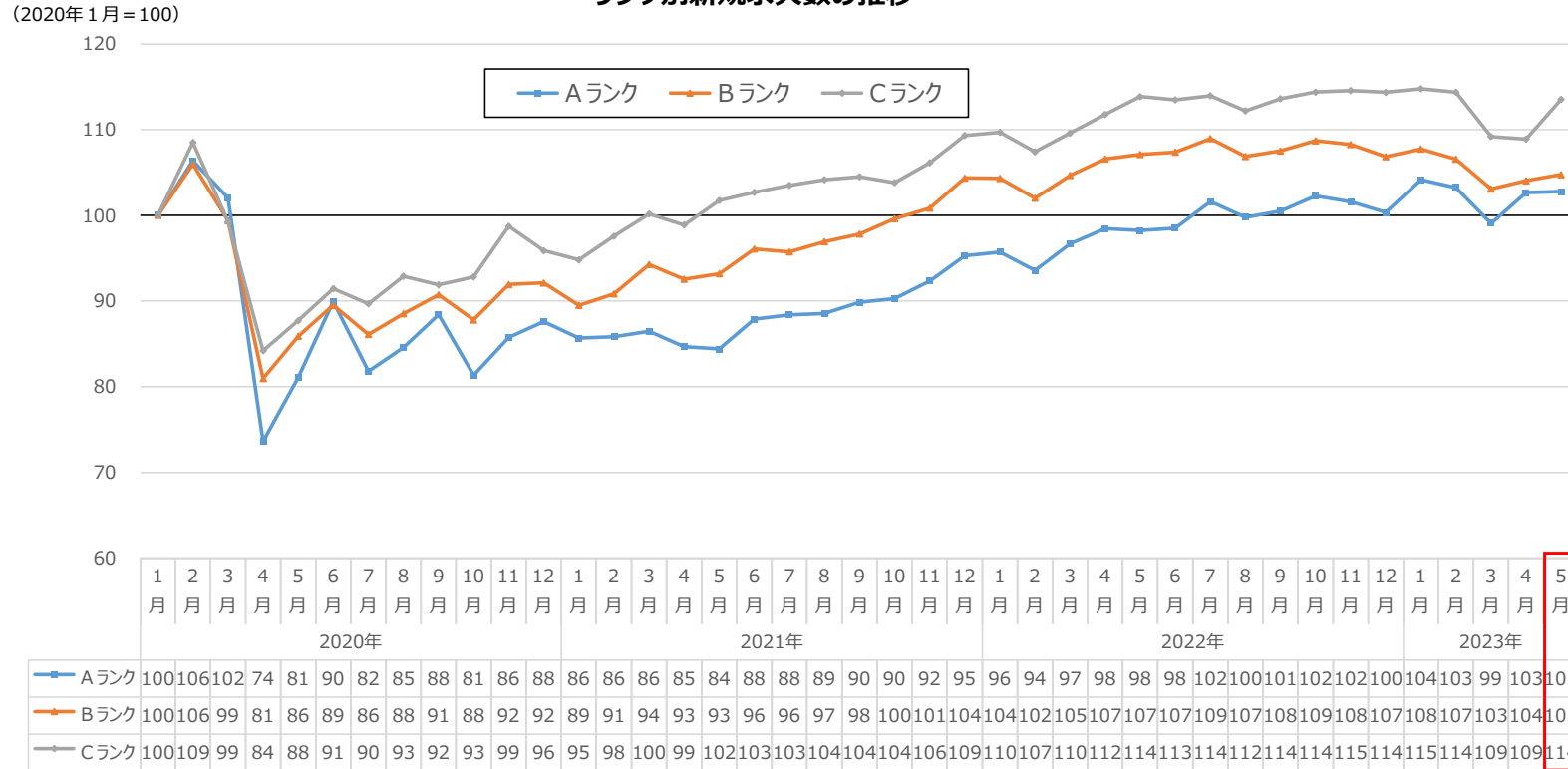


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数(就業地別)と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
 (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断DIは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感は中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)